

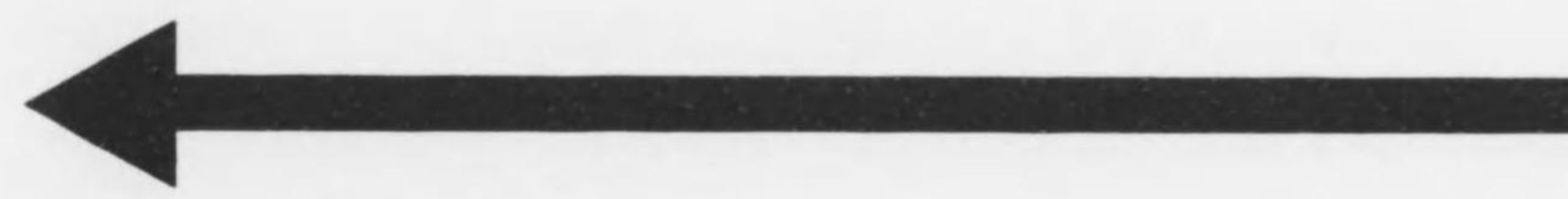


R 059.1  
M 148  
M

每冊  
點讀



始





年每  
鑑日

R059.1  
M148  
M



# 松下電器産業株式會社

大阪府北河内郡門真町  
城東四三三一—四三三六  
守口 一二〇一七・五八・七八・五〇二

## 真空工業所

京都市下京区西九條烏居口町七  
電話代表下一五二四一

## 大阪營業所

大阪府北河内郡門真町一〇〇六  
電話代表城東四三三一

## 無線製造所

大阪府北河内郡門真町一〇〇六  
電話代表城東四三三一

## 大阪特販部

大阪市福島区大野町二丁目二五  
電話代表此花一六四

## 乾電池製造所

大阪府守口市世木二二〇  
電話代表城東四三三〇

## 東京支店

東京都京橋区銀座西六丁目五  
電話代表銀座八五一五

## 蓄電池製造所

神奈川県高座郡茅ヶ崎町小和田  
電話代表辻堂四五

## 東京支店營業部

東京都芝区田村町六丁目七番地ノ八

## 電機製造所

大阪府北河内郡門真町三番ノ三二一  
電話代表城東三七三一

## 名古屋營業所

名古屋市中村区下筒井町三ノ一五  
電話代表本島二六四七

## 電熱製造所

大阪市東淀川区野中南通一ノ一六  
電話代表豊崎一五四八

## 九州營業所

久留米市京町六丁目二二〇  
電話代表二三〇六

## 燈器製造所

大阪府守口市世木二二九  
電話代表守口四二五

## 廣島營業所

廣島市研屋町二二

## 木工品製造所

大阪府北河内郡門真町一〇〇六  
電話代表守口五四三

## 北海道營業所

札幌市二條西三丁目四番地  
電話代表札幌一九二



HI 2B-34

1950

49 24 見込(未)

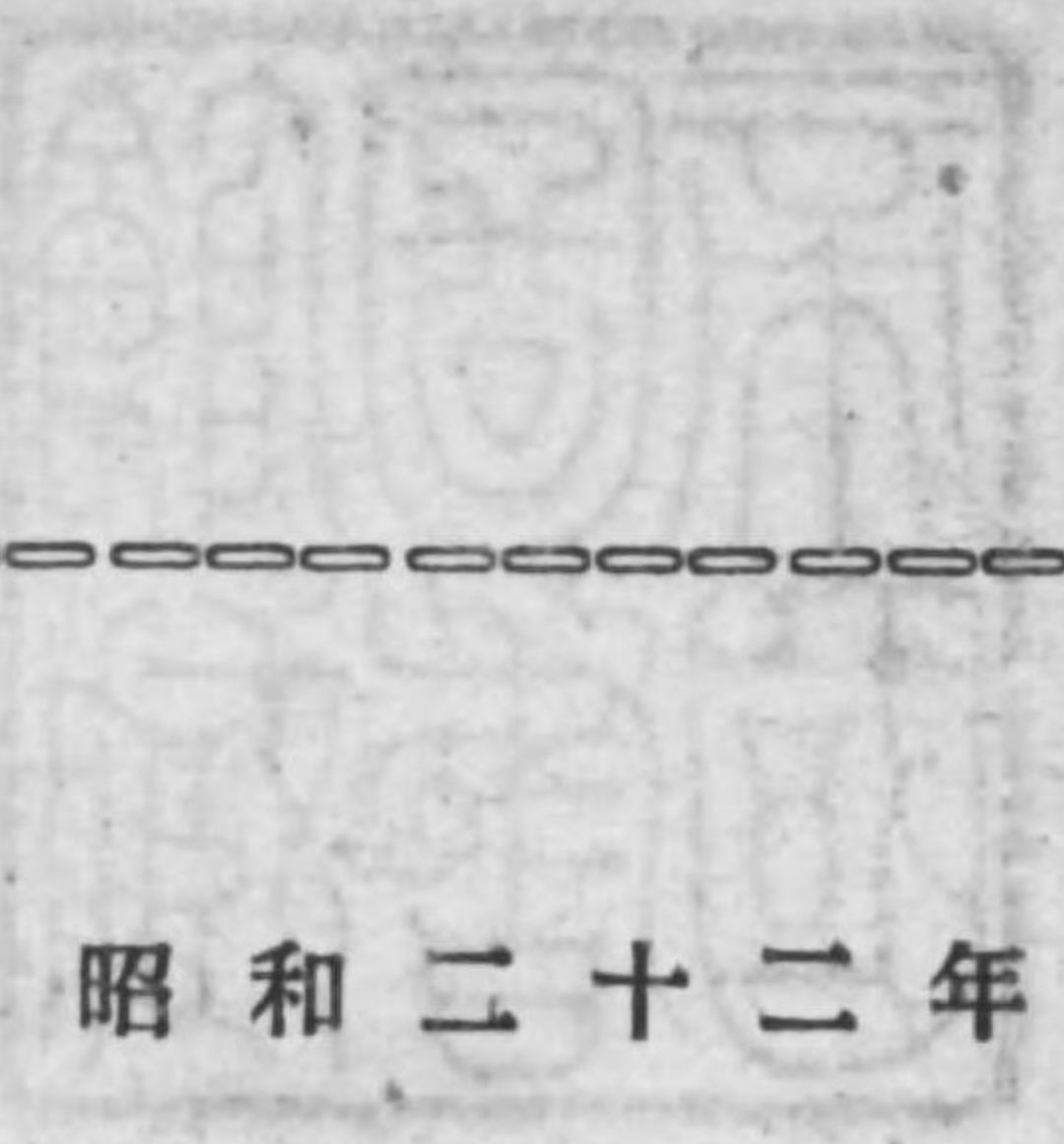
48 23

47 22

46 21

A059

MA 31



昭和二十二年

每日年鑑

毎日新聞社













世界食糧会議	一頁	戦時補償特別税	一頁	代議士選挙	一頁	通貨安定対策本部	一頁
世界労働	一頁	戦時犯罪裁判	一頁	代議士選挙者	一頁	通貨膨脹	一頁
世帯数	一頁	選挙日程二覽	一頁	台湾	一頁	通信	一頁
生活保護法	一〇一、一〇二、一〇三	選挙日程一覽	一頁	対日講和	一頁	通信社一覽	一頁
生活管理	一〇一、一〇二、一〇三	職権	一頁	対日平和條約	一頁	テレヴィジョン	一頁
生徒数	一〇一、一〇二、一〇三	全官公職共同選挙	一頁	対日理事會	一頁	デモ警告	一頁
青年学校	一〇一、一〇二、一〇三	全地区(参議院議員)	一頁	高松宮	一頁	デンマーク	一頁
政府協定	一〇一、一〇二、一〇三	全生主義	一頁	竹の子生活	一頁	D・D・T	一頁
政治	一〇一、一〇二、一〇三	全通スト	一頁	選挙の値上げ	一頁	手形交換高	一頁
政治協働會	一〇一、一〇二、一〇三	全日本産業別労働組合會議	一頁	炭鉱国有問題	一頁	帝國大学	一頁
政事結社一覽	一〇一、一〇二、一〇三	ソウイエット連邦	一頁	探検	一頁	帝國博物館	一頁
政党一覽	一〇一、一〇二、一〇三	ソウイエット連邦	一頁	團體一覽	一頁	通信スト	一頁
石炭	一〇一、一〇二、一〇三	ソウイエット連邦	一頁	チマツコスロヴァキヤ	一頁	通格審査	一頁
石炭スト	一〇一、一〇二、一〇三	ソウイエット連邦	一頁	チャーチル	一頁	鐵鋼	一頁
石炭生産高	一〇一、一〇二、一〇三	ソウイエット連邦	一頁	チリ	一頁	鐵鋼価格	一頁
石油公團法	一〇一、一〇二、一〇三	ソウイエット連邦	一頁	千島	一頁	鐵鋼生産高	一頁
節電	一〇一、一〇二、一〇三	ソウイエット連邦	一頁	千島	一頁	天然磁	一頁
税制の改正	一〇一、一〇二、一〇三	ソウイエット連邦	一頁	千島	一頁	天皇制	一頁
占領軍の占領目的に有害なる行為に対する処罰等勅令	一〇一、一〇二、一〇三	ソウイエット連邦	一頁	千島	一頁	天文	一頁
勅令	一〇一、一〇二、一〇三	ソウイエット連邦	一頁	千島	一頁	展覧會(美術)	一頁
占領政策(日本管理)	一〇一、一〇二、一〇三	ソウイエット連邦	一頁	千島	一頁	電産	一頁
占領報告	一〇一、一〇二、一〇三	ソウイエット連邦	一頁	千島	一頁	電力	一頁
専門学校	一〇一、一〇二、一〇三	ソウイエット連邦	一頁	千島	一頁	電産スト	一頁
戦災者援護	一〇一、一〇二、一〇三	ソウイエット連邦	一頁	千島	一頁	轉入禁止	一頁
戦時補償打切り	一〇一、一〇二、一〇三	ソウイエット連邦	一頁	千島	一頁		

米生産高	二頁	シヤム	一頁	失業者	一頁	人民戦線	一頁
シヤム	一頁	シヤム	一頁	失業問題	一頁	人名録(國勢)	一頁
シヤム	一頁	シヤム	一頁	失業保険	一頁	人名録(日本)	一頁
シヤム	一頁	シヤム	一頁	失物	一頁	信託統治理事會	一頁
シヤム	一頁	シヤム	一頁	所屬稅法の改正	一頁	信用組合勸定	一頁
シヤム	一頁	シヤム	一頁	小学校	一頁	神道	一頁
シヤム	一頁	シヤム	一頁	証券取引法	一頁	進歩党	一頁
シヤム	一頁	シヤム	一頁	証券保有制限令	一頁	新田不正引当	一頁
シヤム	一頁	シヤム	一頁	商工協同組合法	一頁	新聞	一頁
シヤム	一頁	シヤム	一頁	將棋	一頁	新聞通信社一覽	一頁
シヤム	一頁	シヤム	一頁	將介石	一頁	災災	一頁
シヤム	一頁	シヤム	一頁	食糧	一頁	スイス	一頁
シヤム	一頁	シヤム	一頁	食糧配給	一頁	スウエーデン	一頁
シヤム	一頁	シヤム	一頁	食糧非常時宣言	一頁	スターリン	一頁
シヤム	一頁	シヤム	一頁	食糧放出	一頁	スツットガルト市	一頁
シヤム	一頁	シヤム	一頁	食糧メーター	一頁	スフ	一頁
シヤム	一頁	シヤム	一頁	職員録(官廳)	一頁	スペイン	一頁
シヤム	一頁	シヤム	一頁	職員別人口	一頁	スポーツ	一頁
シヤム	一頁	シヤム	一頁	人口調査	一頁	枢密院議長(歴代)	一頁
シヤム	一頁	シヤム	一頁	人口動態	一頁	ゼネスト	一頁
シヤム	一頁	シヤム	一頁	人口密度	一頁	ゼネスト禁止(マ元帥勅令)	一頁
シヤム	一頁	シヤム	一頁			世界宗教會議	一頁











日本國憲法

朕は、日本國民の総意に基いて、新日本國の設の礎が、定まるに至つたことを、深くよろこび、

昭和二十一年十一月三日

Table of cabinet members: 内閣総理大臣 吉田 茂, 外務大臣 吉田 茂, 文部大臣 田中耕太郎, etc.

る代表者を通じて行動し、われらとわれらの子孫のために、國民間の協和による成業を、わが國全土にわたつて自由のもたらす財源を確保し、政府の行爲によつて再び戦争の慘禍が起ることのないやうにすることを決意し、ここに主權が國民に存することを宣言し、この憲法を確定する。

われらは、われらの國家も、自國のことのみを専念して他國を無視してはならないのであつて、政治道徳の法則は、普遍的なものであり、この法則に従ふことは、自國の主權を維持し、他國と對等關係に立たうとする各國の責務であるを信ずる。

第一章 天皇

第一條 天皇は、日本國の象徴であり日本國民統合の象徴であつて、この地位は、主權の存する日本國民の総意に基く。

日本國憲法

日本國憲法

第一項の規定を適用する。
第六條 天皇は、國會の指名に基いて、内閣総理大臣を任命する。天皇は、内閣の指名に基いて、最高裁判所の長たる裁判官を任命する。

第三條 國民の權利及び義務
第十條 日本國民たる要件は、法律でこれを定める。
第十一條 國民は、すべての基本的人權の享有を妨げられない。

第十五條 公務員を選定し、及びこれを罷免することは、國民固有の權利である。
第十六條 何人も、損害の救済、公務員の罷免、法律、命令又は規則の制定、廢止又は改正その他の事項に關し、平穩に請願する權利を有し、何人も、かかる請願をしたためにいかなる差別待遇も受けない。



式又は行爲に參加することを強制されない。國及びその機關は、宗教教育その他いかなる宗教的活動もしてはならない。

第二十一條 集会、結社及び言論、出版その他一切の表現の自由は、これを保障する。検閲は、これをしてはならない。通信の秘密は、これを侵してはならない。

第二十二條 何人も、公共の福祉に反しない限り、居住、移轉及び職業選択の自由を有する。何人も、外國に移住し、又は國籍を離脱する自由を侵されない。

第二十三條 學問の自由は、これを保障する。

第二十四條 婚姻は、両性の合意のみに基いて成立し、夫婦が同等の権利を有することを基本として、相互の協力により、維持されなければならない。配偶者の選択、財産權、相続、住居の選定、離婚並びに婚姻及び家族に関するその他の事項に関しては、法律は、個人の尊厳と両性の本質的平等に立脚して、制定されなければならない。

第二十五條 すべて國民は、健康で文化的な最低限度の生活を営む権利を有する。國はすべての生活部面について、社会福祉、社会保障及び公衆衛生の向上及び増進に努めなければならない。

第二十六條 すべて國民は、法律の定めるところにより、その能力に應じて、ひとしく

教育を受ける権利を有する。すべて國民は、法律の定めるところにより、その保護する子女に普通教育を受けさせる義務を負ふ。義務教育は、これを無償とする。

第二十七條 すべて國民は、勤勞の権利を有し、義務を負ふ。賃金、就業時間、休息その他勤勞条件に関する基準は、法律でこれを定める。児童は、これを保護してはならない。

第二十八條 勤勞者の團結する権利及び団体交渉その他の団体行動をする権利は、これを保障する。

第二十九條 財産權は、これを侵してはならない。財産權の内容は、公共の福祉に適合するやうに、法律でこれを定める。私有財産は、正当な補償の下に、これを公共のために用ひることができる。

第三十條 國民は、法律の定めるところにより、納税の義務を負ふ。

第三十一條 何人も法律の定める手続によらなければ、その生命若しくは自由を奪はれ、又はその他の刑罰を科せられない。

第三十二條 何人も、裁判所において裁判を受ける権利を奪はれない。

第三十三條 何人も、現行犯として逮捕される場合を除いては、権限を有する司法官廳が発し、且つ理由となつてゐる犯罪を明示する令状によらなければ、逮捕されない。

第三十四條 何人も、理由を直ちに告げら

れ、且つ、直ちに弁護人に依頼する権利を興へられなければならない。拘留又は拘禁されない。何人も、正当な理由がなければ、拘禁されず、要求があれば、その理由は、直ちに本人及びその弁護人の出席する公開の法廷で示されなければならない。

第三十五條 何人も、その住居、書類及び所持品について、侵入、搜索及び押収を受けることのない権利は、第三十三條の場合を除いては、正当な理由に基いて発せられ、かつ搜索する場所及び押収する物を明示する令状がなければ、侵されない。搜索又は押収は、権限を有する司法官廳が発する各別の令状により、これを行ふ。

第三十六條 公務員による拷問及び殘虐な刑罰は、絶対にこれを禁ずる。

第三十七條 すべて刑事事件においては、被告人は、公平な裁判所の迅速な公開裁判を受ける権利を有する。刑事被告人は、すべての証人に対して審問する機会を充分に與へられ、又、公費で自己のために強制的な手続により証人を求める権利を有する。刑事被告人は、いかなる場合にも、資格を有する弁護人を依頼することができる。被告人が自らこれを依頼することができないときは、國でこれを附する。

第三十八條 何人も、自己に不利な供述を強要されない。強制、拷問若しくは脅迫に

よる自白又は不当に長く拘留若しくは拘禁された後の自白は、これを証拠とすることができない。何人も、自己に不利な唯一の証拠が本人の自白である場合には、有罪とされ、又は刑罰を科せられない。

第三十九條 何人も、実行の時に適法であつた行爲又は既に無罪とされた行爲については、刑事上の責任を問はれない。又、同一の犯罪について、重ねて刑事上の責任を問はれない。

第四十條 何人も、拘留又は拘禁された後、無罪の裁判を受けたときは、法律の定めるところにより、國にその補償を求めらるるがである。

第四章 國 會

第四十一條 國會は、國權の最高機關であつて、國の唯一の立法機關である。

第四十二條 國會は、衆議院及び參議院の兩院でこれを構成する。

第四十三條 兩議院は、全國民を代表する選挙された議員でこれを組織する。兩議院の議員の定数は、法律でこれを定める。

第四十四條 兩議院の議員及びその選挙人の資格は、法律でこれを定める。但し、人種、信條、性別、社会的身分、門地、教育、財産又は収入によつて差別してはならない。

第四十五條 衆議院議員の任期は、四年とする。但し、衆議院解散の場合には、その期

間満了前に終する。

第四十六條 參議院議員の任期は、六年とし三年ごとに議員の半数を改選する。

第四十七條 選挙区、投票の方法その他兩議院の議員の選挙に関する事項は、法律でこれを定める。

第四十八條 何人も、同時に兩議院の議員たることはできない。

第四十九條 兩議院の議員は、法律の定めるところにより、國庫から相當額の歳費を受ける。

第五十條 兩議院の議員は、法律の定める場合を除いては、國會の会期中逮捕されず、会期前に逮捕された議員は、その議院の要求があれば、会期中これを釈放しなければならない。

第五十一條 兩議院の議員は、議院で行つた演説、討論又は表決について、院外で責任を問はれない。

第五十二條 國會の常会は、毎年一回これを召集する。

第五十三條 内閣は、國會の臨時会の召集を決定することができる。いづれかの議院の総議員の四分の一以上の要求があれば、内閣は、この召集を決定しなければならない。

第五十四條 衆議院が解散されたときは、解散の日から四十日以内に、衆議院議員の総選挙を行い、その選挙の日から三十日以内に

國會を召集しなければならない。衆議院が解散されたときは、參議院は、同時に閉会となる。但し、内閣は、國に緊急の必要があるときは、參議院の緊急集会を求めることができる。前項但書の緊急集会において採られた措置は、臨時のものであつて、次の國會開会の後十日以内に、衆議院の同意がない場合にはその効力を失ふ。

第五十五條 兩議院は、各々その議員の資格に関する争訟を裁判する。但し、議員の議席を失はせるには、出席議員の三分の二以上の多数による議決を必要とする。

第五十六條 兩議院は、各々その総議員の三分の一以上の出席がなければ、議事を開き議決することができない。兩議院の議事は、この憲法に特別の定めがある場合を除いては、出席議員の過半数でこれを決し、可否同数のときは、議長が決するところによる。

第五十七條 兩議院の會議は、公開とする。但し、出席議員の三分の二以上の多数で議決したときは、秘密会を開くことができる。兩議院は、各々その會議の記録を保存し、秘密會の記録の中で特に秘密を要すると認められるもの以外は、これを公表し、且つ一般に頒布しなければならない。出席議員の五分の一以上の要求があれば、各議員の表決は、これを會議録に記載しなければならない。

第五十八條 兩議院は、各々その議長その



他の役員を選任する。同議院は、各々その会  
議その他の手続及び内部の規律に関する規則  
を定め、又、院内の秩序をみたした職員を懲  
罰することができる。但し、議員を除名する  
には、出席議員の三分の二以上の多数による  
議決を必要とする。

第五十九條 法律案は、この憲法に特別の  
定めがある場合を除いては、両議院で可決した  
とき法律となる。衆議院で可決し、参議院で  
可決となつた議決をした法律案は、衆議院で  
出席議員の三分の二以上の多数で再び可決し  
たときは、法律となる。前項の規定は、法律  
の定めるところにより、衆議院が、両議院の  
協議会を開くことを求めることを妨げない。  
参議院が、衆議院の可決した法律案を受け取  
つた後、国会休会中の期間を除いて六十日以  
内に、議決しないときは、衆議院は参議院が  
その法律案を否決したものとみなすことがで  
きる。

第六十條 予算は、さきに衆議院で提出し  
なければならぬ。予算については、参議院で衆  
議院と異なる議決をした場合に、法律の定め  
るところにより、両議院の協議会を開いて  
も意見が一致しないとき、又は参議院が、衆議  
院の可決した予算を受け取つた後、国会休会  
中の期間を除いて三十日以内に、議決しない  
ときは、衆議院の議決を国会の議決とする。  
第六十一條 條約の締結に必要な国会の承

認については、前條第二項の規定を準用する。  
第六十二條 両議院は、各々國政に関する  
調査を行ひ、これに關して、証人の出席及び  
証言並びに附録の提出を要求することができ  
る。

第六十三條 内閣総理大臣その他の國務大  
臣は、両議院の二に議席を有すると有しない  
にかかはらず、何時でも議案について發言  
するため議院に出席することができる。又、  
答弁又は説明のため出席を求められたときは  
出席しなければならない。

第六十四條 国会は、罷免の訴追を受けた  
裁判官を裁判するため、両議院の議員で組織  
する彈劾裁判所を設ける。彈劾に関する事項  
は、法律でこれを定める。

第五節 内閣

第六十五條 行政権は、内閣に属する。  
第六十六條 内閣は、法律の定めるところ  
により、その首長たる内閣総理大臣及びその  
他の國務大臣でこれを組織する。内閣総理大  
臣その他の國務大臣は、文民でなければなら  
ない。内閣は、行政権の行使について、国会  
に対し連帯して責任を負ふ。

第六十七條 内閣総理大臣は、国会議員の  
中から国会の議決で、これを指名する。この  
指名は、他のすべての案件に先だつて、これ  
を行ふ。衆議院と参議院とが異なる指名の  
議決をした場合に、法律の定めるところによ  
り、両議院の協議会を開いても意見が一致し

ないとき、又は衆議院が指名の議決をした後  
国会休会中の期間を除いて十日以内に、参議  
院が、指名の議決をしないときは、衆議院の  
議決を国会の議決とする。

第六十八條 内閣総理大臣は、國務大臣を  
任命する。但し、その過半数は、国会議員の  
中から選ばなければならない。内閣総理大  
臣は、任意に國務大臣を罷免することができ  
る。

第六十九條 内閣は、衆議院で不信任の決  
議案を可決し、又は信任の決議案を否決した  
ときは、十日以内に衆議院が解散されない限  
り、総辭職をしなければならない。

第七十條 内閣総理大臣が欠けたとき、又  
は衆議院議員総選挙の後初めて国会の召集  
があつたときは、内閣は、総辭職をしなければ  
ならない。

第七十一條 前二條の場合には、内閣はあ  
らたに内閣総理大臣が任命されるまで引續き  
その職務を行ふ。

第七十二條 内閣総理大臣は、内閣を代表  
して議案を国会に提出し、一般國務及び外交  
關係について国会に報告し、並びに行政各部  
を指揮監督する。

第七十三條 内閣は、他の一般行政事務の  
外、左の事務を行ふ。一 法律を賦與し執行  
し、國務を監督すること。二 外交關係を處  
理すること。三 條約を締結すること。但  
し、事前に、時宜によつては事後に、国会の承

認を經ることを必要とする。四 法律の定め  
る基礎に従ひ、官吏に関する事務を管理する  
こと。五 予算を作成して国会に提出すること。  
六 この憲法及び法律の規定を実施する  
ために、政令を制定すること。但し、政令に  
は、特にその法律の委任がある場合を除いて  
は、罰則を設けることができない。七 大  
赦、特赦、減刑、刑の執行の免除及び復権を  
決定すること。

第七十四條 法律及び政令には、すべて主  
任の國務大臣が署名し、内閣総理大臣が連署  
することを必要とする。

第七十五條 國務大臣は、その在任中、内  
閣総理大臣の同意がなければ、訴追されな  
い。但し、これがため、訴追の権利は、喪  
失しない。

第六章 司法

第七十六條 すべて司法権は、最高裁判所  
及び法律の定めるところにより設置する下級  
裁判所に属する。特別裁判所は、これを設置  
することができない。行政機關は、終審として  
裁判を行ふことができない。すべて裁判官  
は、その良心に従ひ、独立してその職権を行  
ひ、この憲法及び法律にのみ拘束される。

第七十七條 最高裁判所は、訴訟に関する  
手続、弁護士、裁判所の内部規律及び司法事  
務処理に関する事項について、規則を定める  
権限を有する。檢察官は、最高裁判所の定め  
る規則に従はなければならない。最高裁判所

は、下級裁判所に関する規則を定める権限を  
有する。下級裁判所に委任することができる。

第七十八條 裁判官は、裁判により、心身  
の故國のために職務を執ることができないと  
決定された場合を除いては、公の彈劾によら  
なければ罷免されない。裁判官の懲戒処分は  
行政機關がこれを行ふことができない。

第七十九條 最高裁判所は、その長たる裁  
判官及び法律の定める員数のその他の裁判官  
でこれを構成し、その長たる裁判官以外の裁  
判官は、内閣でこれを任命する。最高裁判所  
の裁判官の任命は、その任命後初めて行は  
れる衆議院議員総選挙の際國民の審査に付し  
その後十年を経過した後初めて行はれる衆議  
院議員総選挙の際に審査に付し、その後も  
同様とする。前項の場合において、投票者の  
多数が裁判官の罷免を可とするときは、その  
裁判官は、罷免される。審査に関する事項は  
法律でこれを定める。最高裁判所の裁判官は  
法律の定める年齢に達した時は退官する。最  
高裁判所の裁判官は、すべて定期に相當額の  
報酬を受ける。この報酬は、在任中、これを  
減額することができない。

第八十條 下級裁判所の裁判官は、最高裁  
判所の指名した者の名簿によつて、内閣でこ  
れを任命する。その裁判官は、任期を十年と  
し、再任されることである。但し、法律の  
定める年齢に達した時は退官する。下級裁  
判所の裁判官は、すべて定期に相當額の報酬

を受ける。この報酬は、在任中これを減額す  
ることができない。

第八十一條 最高裁判所は、一切の法律、  
命令、規則又は処分が憲法に適合するかし  
ないかを決定する権限を有する終審裁判所と  
する。

第八十二條 裁判の對審及び判決は、公開  
法廷でこれを行ふ。裁判所が、裁判官の全員  
一致で、公の秩序又は善良の風俗を害する虞  
があると決した場合には、對審は、公開しな  
いで行ふことができる。但し、政治犯罪、  
出版に関する犯罪又はこの憲法第三章で  
保障する國民の権利が問題となつてゐる事  
件の對審は、常にこれを公開しなければならない。

第七章 財政

第八十三條 國の財政を処理する権限は、  
国会の議決に基いて、これを行使しなければ  
ならない。

第八十四條 あらたに租税を課し、又は現  
行の租税を変更するには、法律又は法律の定  
める條件によることを必要とする。

第八十五條 國費を支出し、又は國が債務  
を負担するには、国会の議決に基くことを必  
要とする。

第八十六條 内閣は、毎會計年度の予算を  
作成し、国会に提出して、その審議を受け議  
決を經なければならぬ。

第八十七條 予見し難い予算の不足に充て



るため、國會の議決に基いて予備費を設け、内閣の責任でこれを支出することができる。すべて予備費の支出については、内閣は事後に國會の承諾を得なければならない。

第八十八條 すべて皇室財産は、國に屬する。すべて皇室の費用は、予算に計上して國會の議決を経なければならない。

第八十九條 公金その他の公の財産は、宗敎上の組織若しくは團體の使用、便宜若しくは維持のため、又は公の支拂に属しない慈善敎育若しくは博愛の事業に対し、これを支出し、又はその利用に供してはならない。

第九十條 國の收入支出の決算は、すべて毎年會計検査院がこれを検査し、内閣は、次の年度に、その検査報告とともに、これを國會に提出しなければならない。會計検査院の組織及び権限は、法律でこれを定める。

第九十一條 内閣は、國會及び國民に対し定期に、少くとも毎年一回、國の財政状況について報告しなければならない。

第八章 地方自治

第九十二條 地方公共團體の組織及び運営に関する事項は、地方自治の本旨に基いて、法律でこれを定める。

第九十三條 地方公共團體には、法律の定めるところにより、その議事機関として議會を設け得る。地方公共團體の長、その議會の議員及び法律の定めるその他の官吏は、その地方公共團體の住民が、直接これを選舉する。

第九十四條 地方公共團體は、その財産を管理し、事務を処理し、及び行政を執行する機能を有し、法律の範囲内で條例を制定することができる。

第九十五條 一の地方公共團體のみに適用される特別法は、法律の定めるところによりその地方公共團體の住民の投票においてその過半数の同意を得なければ、國會は、これを制定することができない。

第九章 改正

第九十六條 この憲法の改正は、各議院の議員の三分の二以上の賛成で、國會が、これを議決し、國民に提案してその承認を経なければならぬ。この承認には、特別の國民投票又は國會の定める選挙の期に行はれる投票において、その過半数を必要とする。憲法改正については前項の承認を経たときは、天皇は、國民の名で、この憲法と一体を成すものとして、直ちにこれを公布する。

第十章 最高法規

第九十七條 この憲法が日本國民に保障する基本的人權は、人類の多年にわたる自由獲得の努力の成果であつて、これらの權利は過去幾多の試練に堪へ、現在及び將來の國民に対し、侵すことのできない永久の權利として信託されたものである。

日本國皇室

【天皇】 第百廿四代、大正天皇第一男子 御名裕仁、明治卅四年四月廿九日御降誕、御稱号通稱、同四十二年四月十一日學府院初等科御入学、大正三年四月二日同初等科卒業、同日東京醫學府所御開始、同五年十一月三日立太子禮御舉行、同八年五月七日御成年式御舉行、同七年二月廿八日同醫學府所御終業、同年三月三日御外遊、同年九月三日御歸朝、同年十一月廿五日攝政御就任、同十三年一月廿六日御成婚、同十五年十二月廿五日御降、昭和と改元、昭和元年十二月廿八日朝見式、同三年十一月十日即位禮、同十四日、十五日大嘗祭御親祭

【皇后】 淑久親宮邦彥王第一女子、御名良子、明治卅六年三月六日御降誕、同四十二年四月十一日學府院女子部小科御入学、大正四年四月同部中科に御進級、同七年一月十七日東宮妃に御予定の御沙汰あり、同年二月四日女子部中科第三年にて御退學、同年四月同部南所御開始、同十一年六月廿日御婚約、同年九月廿八日御納采、同十三年一月廿六日御入興、皇太子妃宣下、昭和元年十二月廿五日皇后宣下

【皇太后】 淑公親九條道孝第四女子

御名節子、明治十七年六月廿五日御降誕、同廿三年九月華族女學校御入学、同卅二年八月廿九日華族女學校御退校、同卅三年五月十日御入興、皇太子妃宣下、大正元年七月廿日皇后宣下、昭和元年十二月廿五日皇太后とならせらる

【皇太子】 明仁親王 御稱号繼宮、今上天皇第一皇子、昭和八年十二月廿三日御降誕【皇男子】 正仁親王 御稱号 義宮、今上天皇第二皇子、昭和十年十一月廿八日御降誕【皇女子】 (和子内親王) 御稱号 孝宮、今上天皇第三皇子、昭和四年九月卅日御降誕【女子】 學府院高等科一学年 (厚子内親王) 御稱号 順宮、今上天皇第四皇子、昭和六年三月七日御降誕【女子】 學府院中等科四年 (貴子内親王) 御稱号 清宮、今上天皇第五皇子、昭和十四年三月二日御降誕【女子】 學府院初等科二学年

秩父宮 (靜岡縣駿東郡御殿場町東田中字向道出一五〇六) 大正十一年六月廿五日秩父宮の稱号を賜はる

一部は、その効力を有しない。日本國が締結した條約及び確立された國際法規は、これを誠実に遵守することを必要とする。

第九十九條 天皇又は攝政及び國務大臣、國會議員、裁判官その他の公務員は、この憲法を尊重し擁護する義務を負ふ。

第十一章 補則

第一百條 この憲法は、公布の日から起算して六箇月を経過した日から、これを施行する。この憲法を施行するために必要な法律の制定、參議院議員の選挙及び國會召集の手續並びにこの憲法を施行するために必要な準備手續は、前項の期日より前に、これを行ふことができる。

第一百一條 この憲法施行の際、參議院がまだ成立してゐないときは、その成立するまでの間、衆議院は國會としての権限を行ふ。

第一百二條 この憲法による第一期の參議院議員のうち、その半数の者の任期は、これを三年とする。その議員は、法律の定めるところにより、これを定める。

第一百三條 この憲法施行の際に在職する國務大臣、衆議院議員及び裁判官並びにその他の公務員で、その地位に相應する地位がこの憲法で認められてゐる者は、法律で特別の定めをした場合を除いては、この憲法施行のため、当然にはその地位を失ふことはない。但し、この憲法によつて、後任者が選挙又は任命されたときは、当然その地位を失ふ。

雅仁親王 大正天皇第二皇子、明治卅五年六月廿五日御降誕、昭和三年九月廿八日御結婚、大勳位【日本學術振興會總裁】

妃 勢津子 淑子爵松平保男陸 (松平恒雄第一女子) 明治四十二年九月九日御降誕、勳一等【財團法人結核予防會總裁】

高松宮 (一)

大正二年七月六日高松宮の稱号を賜はる 宣仁親王 大正天皇第三皇子、明治卅九年一月三日御降誕、昭和五年二月四日御結婚、大勳位【日本美術會、財團法人國際文化振興會、社団法人帝國發明協會、財團法人日本赤十字社、恩賜財團同胞援護會、恩賜財團済生會、恩賜財團慶福會總裁】

三笠宮 (一)

昭和十年十二月二日三笠宮の稱号を賜はる 崇仁親王 大正天皇第四皇子、大正四年十二月二日御降誕、昭和十六年十月廿二日御結婚、大勳位 妃 百合子 子爵高木正得第二女子、大正十二年六月四日御降誕、勳一等 (寬仁親王) 崇仁親王第一男子、昭和廿一年一月五日御降誕 (壽子内親王) 同第一女子、



同十九年四月廿六日御誕生

東伏見宮

（神奈川縣三浦郡磯山町堀之内字々谷二九六）  
故依仁親王 太子 故大御所實良親王第一女子、明治九年八月廿九日御誕生、同卅一年二月十日御結婚、勳二等【私立大日本婦人衛生会総裁】

伏見宮

（東京府品川区上大崎五ノ六三九）

故博義王妃 太子 故大御所一條實隆第三女子、明治卅五年六月廿日御誕生、大正八年十二月廿三日御結婚、勳二等【福田会総裁】  
（博明王）故博義王第一男子、昭和七年一月廿六日御誕生【東京府中野区三軒三郎】（光子女王）同第一女子、同四年七月廿八日御誕生【女子学院高等科一学年】（重子女王）同第三女子、同九年二月廿一日御誕生【同中等科一学年】

山階宮

（鎌倉市鎌倉町乱橋材木座二二八）

武善王 故親王第一男子、明治卅一年二月十三日御誕生、大正十一年七月九日御結婚、勳二等

賀陽宮

（東京府板橋区下荻六三ノ二二八）

恒親王 故親王第一男子、明治卅三年一月廿七日御誕生、大正十年五月三日御結婚、大勳位

妃 敬子 故大御所九條實隆第五女子、明治卅六年五月十六日御誕生、勳二等  
（邦壽王）恒親王第一男子、大正十一年四月廿一日御誕生、勳二等【京都市大府区大府第一二年】（治重王）同第二男子、同十五年七月三日御誕生【女子学院高等科三年】（重親王）同第三男子、昭和四年八月十七日御誕生【同中野区五年】（文重王）同第四男子、同六年七月十二日御誕生【同中野区三年】（宗重王）同第五男子、同十年十一月廿四日御誕生【同初等科五年】（健重王）同第六男子、同十七年八月五日御誕生

久邇宮 （東京府鎌倉区宮崎町一〇）  
（朝融王）故親王第一男子、明治卅四年二月廿日御誕生、大正十四年一月廿六日御結婚、大勳位【財団法人皇太子養育会総裁】  
妃 知子女王 故伏見宮博義王第三女子、明治四十五年五月十八日御誕生、勳二等  
故親王王妃 敬子 故大御所津島義親第七女子、明治十二年十月十九日御誕生、同卅二年十二月十三日御結婚、勳二等【財団法人皇太子養育会総裁】  
（邦昭王）朝融王第一男子、昭和四年三月廿五日御誕生【女子学院高等科一学年】（朝融王）同第二男子、同十五年五月十一日御誕生

竹田宮 （東京府板橋区高輪南町一七）  
恒親王 故恒久王第一男子、明治四十二年三月四日御誕生、昭和九年五月十二日御結婚、大勳位  
妃 光子 故大御所三條公隆第二女子、大正四年十一月六日御誕生、勳二等【財団法人皇太子養育会総裁】

人共立育英会総裁  
（恒正王）恒親王第一男子、昭和十五年十月十一日御誕生（恒治王）同第二男子、同十九年八月三日御誕生（美子女王）同第一女子、同十七年五月五日御誕生（紀子女王）同第二女子、同十八年六月十五日御誕生

閑院宮 （小田原市幸一ノ八七二）  
春仁王 故親王第一男子、明治卅五年八月三日御誕生、大正十五年七月十四日御結婚、大勳位  
妃 尊子 故大御所一條實隆第四女子、明治四十一年十一月七日御誕生、勳二等  
【備考】（皇族臣爵降下、皇室祭祀、歴代天皇等は廿年版参照）

正十年五月三日御誕生、勳二等

（威重王）宇彥王第一男子、昭和十八年八月十八日御誕生（嘉久子女王）同第一女子、同十六年十二月十一日御誕生（美乃子女王）同第二女子、同廿年十一月廿四日御誕生

東久邇宮

（東京府芝区高輪南町一七）

稔彦王 故久邇宮朝彦親王第九男子、明治廿年十二月三日御誕生、大正四年五月十八日御結婚、大勳位  
妃 昭子内親王 明治天皇第九皇女子（御称号 泰宮）明治廿九年五月十一日御誕生、勳二等

盛厚王 故彦王第一男子、大正五年五月六日御誕生、昭和十八年十月十三日御結婚、勳一等【東京府大府区大府】  
妃 成子内親王 今上天皇第一皇女子（御称号 昭宮）大正十四年十二月六日御誕生、勳二等

（信隆王）盛厚王第一男子、昭和廿年三月十日御誕生（文子女王）同第一女子、同廿一年十二月廿二日御誕生（俊彦王）稔彦王第四男子、昭和四年三月廿四日御誕生【女子学院高等科二年】

北白川宮

（東京府芝区高輪南町一七）

故成久王妃 男子内親王 明治天皇第七皇女子（御称号 周宮）明治廿三年一月廿八日御誕生

人間天皇

日本再建の土台たる新憲法の確かしい発足と共に、神祕から下られた天皇も國家國民の象徴として、且つ民主日本の儀禮的代表としての新しい歴史的スタートを切られた。終戦までの長い間陛下の自由を東海の上、公的私的における人間性を全く蔽いかくしていたが、いわゆる陛下の人間宣言によつて神祕のヴェールを剥けは確かに陛下は全くもなない一個の人間であつた。廿一年から積極的に地方巡幸に乗り出され

（朝宏王）同第三男子、同十九年十月七日御誕生（朝子女王）同第二女子、同二年十月廿三日御誕生（通子女王）同第三女子、同八年九月四日御誕生【女子学院高等科一学年】（英子女王）同第四女子、同十二年七月廿一日御誕生【同初等科三年】（典子女王）同第五女子、同十六年九月十八日御誕生  
故多喜王妃 太子 故大御所水無瀬忠輔第一女子、明治十七年九月廿五日御誕生、同四十二年三月九日御結婚、勳二等

梨本宮

（東京府鎌倉区奥竹町四）

守正王 故久邇宮朝彦親王第四男子、明治七年三月九日御誕生、同卅三年十一月廿八日御結婚、大勳位【大日本皇会ならびに大日本山林会総裁】  
妃 伊勢子 故伊勢親王直大第二女子、明治十五年二月二日御誕生、勳二等

朝香宮

（熱海市熱海字狩場八二五ノ一）

三浦郡磯山町堀之内二三四（宇彥王）  
鳩彦王 故久邇宮朝彦親王第八男子、明治廿年十月二日御誕生、同四十二年五月六日御結婚、大勳位  
皇子王 鳩彦王第一男子、大正元年十月八日御誕生、昭和十三年十二月十六日御結婚、大勳位  
妃 千賀子 故伯爵藤堂高房第五女子、大



市役所にやつとつかれ「負傷者は出なかつたか」を第一にお尋ねになつた、ほどなく侍従がスリに合體その他を測られたことをお聞きになつて「それは愉快だな」とお笑ひになられた、秋の稲田で異つた優先にさわれ「肥料が不足で大変だつたね」と農民の勞苦をいたわり、幼い子供には「いくつ」「かわいね」と頭を撫でられる陛下であつた、悲愴な體災者、引揚者、貧窮者、遺族を慰問されて、陛下が言葉につまづて涙なし眼の中を涙を流したたかたこともあつた

不正確であつた、遂に銀座の中島時計店へ修繕にお出しになつたが、この御愛用の懐中時計は十数年、僅か十二回五十回で御買上げの精工製ナルダン十六型で、クローム鍍金もところどころはけていたという粗末なものである

皇室録事

各州の現実な熱狂的歡迎ぶりもここに人間天皇と國民の間に、自然と湧き出た新たな感徳の共感を覚えたに外ならぬ、そして巡幸の感想として「昭和のはじめからこんどのように地方に行けていたら戦争も防止できたかも知れない」と述べられた、人間陛下の御願も言いたい、余りにも痛々しい陛下の表情である (續録二記)

から廿六日まで愛知、岐阜両縣下、十一月八、九日には茨城縣下各地を順次巡られ、賑災復興、引揚援護、生産、教育状況などを御視察御進進する國民を親しく助まされた

は宮中三殿に新憲法の成立公布を御報告、貴族院の歴史的公布式典に親臨され勅語を賜つた、また同日午後宮城前に開かれた憲法公布記念國民大會に臨まれた天皇皇后陛下は十数方國民の万歳と歡呼をおびられた

宮内省改革 廿一年四月一日宮内省では部局の整理、人員の縮小、宮内官吏制度の改正を行つた、これにより禁衛府は廢され、掌典職、式部職は式部寮に統合、膳所寮、御所寮は図書寮に併合、人員もほぼ半減された

◇京都御所の公開 毎年春秋二季に公開することになり廿一年十一月廿八日から五日間はじめて一般に拝観が許された



# 國際情勢

## 觀 前途に横わる 右と左との相剋

破壊は易く、建設は難かしい、戦後の平和確立の仕事も、破壊的な戦争進行より難かしい、ヤルタ（一九四五年二月）サンフランシスコ（一九四五年春）で署名された連合国の平和建設の仕事は、一九四六年も続けられたが、戦争進行に協力した米、ソ二大國の対立はよく表面化し、列國の指導者は、この対立を克服して、協働への道を見出すことに終始耐強い努力を傾倒した、幸いにして列國の互諒、特に同年末期におけるソ連の和協的態度によつて、一時は第三次世界大戦のうわさまで生れたほどの國際的緊張は解れ、平和の大陽は上りつつある（ヘヴィン英外相）一九四七年の春を迎えたのである

一九四六年中に得られた平和への具體的容與の第一は、ドイツを除く欧州旧敵國諸國すなわちイタリヤ、ハンガリー、ブルガリヤ、ルーマニヤ、フィンランドとの平和條約が成立し、開始されたことである、しかしそれは、同年初頭のロンドン外相代理會議、四月六月の第一次、第二次パリ外相會議、七月末

からのパリ廿一ヶ國平和會議、秋のニューヨーク外相會議における長時間にわたる列國代表の討論により、幾多の難關を越えてやつと成立したものである、第二は、二箇月にわたる第一次國際連合會をもつて、世界平和維持の新しい機關たる國連が機構を整えて、船出したことである、國連の機構のうちで最も重要な執行機關である常設の安全保障理事會は引つづいてニューヨークで仕事を続け、イラン問題、スペイン問題など平和に脅威を興える諸問題をとり上げて解決に努力した、十月廿三日から十二月にかけて第二次總會がニューヨークに、その他國連に属する他の諸種の會議も開かれ、平和建設に大きな貢献をなした、第二次國際連合會は幾多の重要決定に達したが、中でも原子力の管理を含む軍縮決議案が成立したことは大きな收穫であつた、それまでは尖鋭化した國際情勢を反映して、何國も軍縮を提出するものがなかつたが、同總會席上ソ連代表が口火を切つたのである、軍縮の前途には難關があるとしても、この問題が結

つたことは平和への大きな進歩である、何しろ欧州と東亞の戰場に未曾有の大規模な破壊と混乱を齎した大戦争のあとである、各國とも回復は緒についたばかりであり、戦争の余波として戦後起つた諸種の紛争は欧州においても、近東においても、東南アジアにおいてもなおおさまらない、殊にアジアの安定に最も大きい役割を演ずべき中國の統一、インドの獨立達成問題は、一九四六年中大きな動きを見せたが、前途にはなお克服されるべき難關が横わつてゐる、その他世界には解決をまつてゐる幾多の國際紛争や問題があるが、これら紛争や問題のすべてが米ソ關係に直接つながるものではないが、米ソ關係の改善によつて解決が促進されるものが大部分を占めるといふべきである

要するに今日の世界の情勢の根柢に横わるものは、左と右の相剋である、いうまでもなく、左を代表するものは共産主義國ソ連であり、右を代表するものは資本主義國米國であり、労働黨英國はその中間を行こうとしてゐるが、終して戦後世界の國々の國內情勢は左へと動いた、國際情勢は各國の國內情勢に微妙な影響を興えつつ、また興えられつつ一層も歩みを止めないが、今後各國がどこまで左へ動くか、米ソの協働が今後も繼續に続けられるかどうかは、一九四七年の大きな課題である

# 國際連合

國際連合の構想は、一九四四年八月のダンバートン・オークス會議の結果、同年十月九日發表された米國、英國、ソ連、中國の「二般的國際機構設立に関する提案」によつて初めて提示され、一九四五年四月のサンフランシスコ會議で具體化されたものである、參加國は連合國、中立國等あわせて五十四ヶ國であり、その目的は世界平和維持にあり、一種の超國家的機關である、前大戦後出來た國際連盟の欠点は、世界政治に有力な發言權を有する米國が、國內の反対のために加入しなかつたこと、連盟そのものに武力を使用する機能がなかつたことである、國際連合はこの点に留意し、米國は前大戦以來の孤立政策をすてて、欣然この國際機構に加入し、連合は侵略行為防止のための武力行使を規定した、第一回總會は一九四六年一月ロンドンで開かれ、第二回總會は一九四六年十月ニューヨークで開かれた、連合の恒久的所在地はニューヨークに決定、ジュネーヴの國際連盟は名實ともに解消してつた、日独伊等の戰敗國も、講和條約締結後、これに加入することになる

## 國際連合憲章

一九四五年六月廿六日

吾等國際連合の各人民は吾等の生涯中に於て再度まで人類に名状すべからざる悲哀をもたらせる戦争の惨禍より大なる救済を、基本的人權、人身の尊嚴と價值及大小各國の男女の同權に關する信念を再確認し、正義と條約及他の國際法の源泉より生ずる諸種の尊嚴とが維持せられ得るが如き状態を確立し且社会的進歩及一層大なる自由の下に於る一層良き生活基準を促進し、並に右目的の爲寫容を履行

して善良なる隣人として互に平和に共同に生活し、國際的平和及安全を維持する爲吾等の力を結集し、原則の受諾及方法の設定に依り共同の利益の場合を除くの外武装軍隊が使用せらるるをなかるべきを確保し、且一切の人民の經濟的及社会的進歩の促進の爲の國際的機構を使用することに決し、右目的を成就せんが爲吾等の努力を結合することに決意せり

依て吾等の各自の政府は「サンフランシスコ」市に會合し互に全權委任状を示し之が良好なるを認めたる代表者に依り本國際連合憲章に同意し且國際連合と稱する國際機構を茲に設立す

## 第一章 目的及原則

第一條 國際連合の目的左の如し、(一)國際的平和及安全を維持すること及之が爲左の措置をとること即ち平和に對する脅威の防止及除去の爲並に侵略又は他の平和破壊行為の責任の爲の有効協働的なる措置を採ること並に平和を破壊するに至らしむることあるべき國際的紛争又は事變の調整又は解決を平和的手段に依り且正義及國際法の原則に従ひ成就すること(二)各人民の同權及自決の原則の尊重を基礎とする各國間の友好關係を發展せしむること並に世界的平和を強化するための他の適當なる手段をとること(三)經濟的、社会的、文化的又は人間的性質を有する國際的問題を解決し並に人權の尊重及人種、性別、言語又は宗教に關する差別なき一切の者に對する基本的自由の尊重を助長及奨励して國際的協力を達成すること並に(四)右の共同目的の達成に當り各國の行動の調和のための中心となること

第二條 本機構及その加盟國は第一條に記述せられたる目的を達成するため右の原則に従ひ行動すべし(一)本機構はその一切の加盟國の主權平等の原則に基礎をおくものなり(二)一切の加盟國たるの地位より生ずる權利及利益を加盟國全部に對し保護するためその本憲章に従ひ負ひたる義務を誠実に履行す



べし(三)一切の加盟國は國際平和及安全並に正義が危殆ならしめられざるが如く平和的方法により加盟國の國際紛争を解決すべし(四)一切の加盟國はその國際關係において如何なる國の領土保全もしくは政治的獨立に對しても強力を以て脅威もしくはこれを行使し又は國際連合の目的と衝突せざる他の如何なる方法によることを慎むべし(五)一切の加盟國の國際連合が本憲章に従いて一切の如何なる行動についても右連合に對し一切の援助を與へ且國際連合が防止的又は強制的行動をとりつある如何なる國に對しても援助を與へることを慎むべし(六)本機構は國際連合の加盟國に非ざる國が國際的平和及安全の維持に必要なる限において右原則に従い行動することを確保すべし(七)本憲章に掲げられたる如何なる規定も本質上いすれかの國の國內管轄權の範圍内にある事件に干渉するの權を國際連合に與へることなかるべし又右事件を本憲章による解決に附託することを加盟國に對し要求することなかるべし、但し右原則は第七章による強制措置の適用を妨ぐるることなかるべし

第二章 加盟國たるの地位

第三條 國際連合の原加盟國とは「サンフランシスコ」に於る國際機構に關する連合國會議に參加したるか又はさき連合國によ

る一九四二年一月一日の宣言に署名したるにより本憲章に署名し且第百十條に従いこれを批准する國なりとす

第四條 (一)國際連合に於る加盟國たるの地位は他の一切の平和愛好國にして本憲章に掲げらるる義務を受諾し且本機構が右義務の履行の能力及意ありと認めたるものに對し開放せらる(二)右の如き國に對する國際連合に於る加盟國たるの地位の容認は安全保障理事會の報告に基き總會の決議により行われべし

第五條 國際連合の加盟國にして之に對し安全保障理事會が防止的又は強制的行動をとりたるものは安全保障理事會の報告に基き總會により加盟國たるの地位に屬する權利及特權の行使を停止せらるることを得右權利及特權の行使は安全保障理事會により回復せらるることを得

第六條 國際連合の加盟國にして本憲章に掲げらるる原則に執拗に違反したるものは安全保障理事會の報告に基き總會により本機構より除名せらるることを得

第三章 機關

第七條 (一)國際連合の主たる機關として總會、安全保障理事會、經濟及社會理事會、信託統治理事會、國際司法裁判所及事務局が設置せらる(二)必數を認めらるることある

べき補助機關は本憲章に従い設置せらるることを得

第八條 國際連合は男子及婦人が右連合の主たる機關及補助機關に如何なる資格に於ても且平等たることの條件の下に參加するの資格を有することに對し何等の制限をも設くることなかるべし

第四章 總會

第九條 (一)總會は國際連合の一切の加盟國を以て組織せらるべし(二)各加盟國は總會に於て五名をこえざる代表者を有すべし

第十條 總會は本憲章の範圍内にあるか又は本憲章に規定せらるるいすれかの機關の權限及任務に關する如何なる問題又は如何なる事項をも討論することを得べく又第十二條に規定せらるる所を除くの外右いすれの問題又は事項に關しても國際連合の加盟國に對しもししくは安全保障理事會に對し又は兩者に對し報告をなすことを得

第十一條 (一)總會は軍備縮小及軍備規正を規律する原則を含める國際的平和及安全の維持に付ての協力に關する一般の原則を審議することを得べく又右原則に關し加盟國に對し若し安全保障理事會に對し又は兩者に對し報告をなすことを得(二)總會は國際連合のいすれかの加盟國によりもしくは安全保障理事

事會により又は第三十五條(二)に従い國際連合の加盟國に非ざる國により總會に附託せられたる國際的平和及安全の維持に關する如何なる問題をも討論することを得べく又第十二條に規定せらるる所を除くの外右のいすれの問題に關しても加盟國に對しもししくは安全保障理事會に對し又は兩者に對し報告をなすことを得右のいすれかの問題に對し之に關し行動を必要とするものは討論に先立ち又はその後於て總會により安全保障理事會に附託せらるべし(三)總會は國際的平和及安全を危殆ならしむるおそれある事態につき安全保障理事會の注意を喚起することを得(四)總會の權限にして本條に掲げらるるものは第十條の一般の範圍を制限することなかるべし

第十二條 (一)安全保障理事會が本憲章に於て右理事會に賦課せられたる任務をいすれかの紛争又は事態に關し遂行中なる間は總會は安全保障理事會が要請せざる限り右紛争又は事態に關し如何なる報告をもなすことなかるべし(二)事務總長は安全保障理事會の同意を得て會期毎に總會に對し右報告が處理中なる國際的平和及安全の維持に關する如何なる事項をも報告すべく且安全保障理事會が右理事會を処理せざるに至りたる時は直に總會に對し又は總會が開會中ならざる時は國際連合の加盟國に對し同様報告すべし

第十三條 (一)總會は左の目的のため研究を開始し且報告をなすべし(イ)政治的分野に於る國際的協力の促進並に國際法の漸進的發展及その法典化の奨励(ロ)經濟的、社會的、文化的、教育的及衛生的分野に於る國際的協力の促進並に人種、性別、言語又は宗教に關する差別なき一切の者のための人權及基本的自由の實現に付ての援助(二)右(一)(ロ)に掲げらるる事項に關する總會の右以外の責任、任務及權限は第九章及第十條に掲げらる

第十四條 第十二條の規律を留保し總會は本憲章の規定にして國際連合の目的及原則に掲ぐるもの違反より生ずる事態を含み一般的輔弼又は各國民間の友好的關係を害するものおそれありと認むる事態をその起因の如何を問はず平和的に調整するための措置を報告することを得

第十五條 (一)總會は安全保障理事會より年次及特別報告を受領し且これを審査すべし右報告は國際的平和及安全を維持するため安全保障理事會が決定し又はとりたる措置の説明を含むべし(二)總會は國際連合の他の機關より報告を受領し且これを審査すべし

第十六條 總會は戦略的のものとして指定せられざる地域に關する信託統治協定の承認を含む第十二條及第十三條に基き總會に賦課せられたる國際信託統治制度に關する任務を遂行すべし

第十七條 (一)總會は本機構の予算を審査し且これを承認すべし(二)本機構の經費は總會により割當せらるる所に從い加盟國の責任を負担すべし(三)總會は第五十七條に掲げらるる專門機關との如何なる財政上及予算上の取極をも審査し且これを承認すべく又当該機關に對し報告をなす目的を以て右專門機關の行政予算を審査すべし

▲表決 第十八條 (一)總會の各國は二回の投票權を有すべし(二)重要な問題に關する總會の各決議は出席し且投票せる加盟國の三分の二の多數によりなざるべし右問題は國際的平和及安全の維持に關する報告、安全保障理事會の非常任理事國の選挙、經濟及社會理事會の理事國の選挙、第八十六條(一)(八)による信託統治理事會の理事國の選挙國際連合への新加盟國の加盟容認、加盟國たるの地位に屬する權利及特權の停止、加盟國の除名、信託統治制度の運用に關する問題並に予算問題を含むべし(三)三分の二の多數により議決せらるべき問題の部類の追加の決定を含める前記以外の問題に關する決議は出席し且投票せる加盟國の過半数によりなざるべし

第十九條 國際連合の加盟國にして本機構に對する該國の分相金の支拂の遅滞し居るものは該國の運轉金の額が直前滿二年間に對し該國より支拂わらるべき分相金の額に等しき







認むる暫定的措置に従ふことを要求することを得、右暫定的措置は該當事國の權利、請求權又は地位を害することなきものたるべし

第四十一條 安全保障理事會は武裝軍隊の使用を必要ならしめざる如何なる措置が自己の決議を履行するために用いられるべきかを決定することを得、又右理事會は國際連合の加盟國に対し右措置を適用せんことを要求することを得、右措置は陸路、海路、航空、海上、航空、郵便、電信、「ラジオ」及他の運送機關の全部又は一部の遮断並に外交關係の断絶を含むことを得

第四十二條 安全保障理事會は第四十一條に規定せらるる措置が適當なることを判明せりと思ふるときは國際的平和及安全を維持し又は回復するに必要なる空軍、海軍又は陸軍による行動をとることを得、右行動は國際連合の加盟國の空軍、海軍又は陸軍による示威、封鎖及他の行動を含むことを得

第四十三條 (一) 國際的平和及安全の維持に貢獻せんがため國際連合の一切の加盟國は安全保障理事會に対しその要請に基き及特別協定に従ひ國際的平和及安全の維持のため必要なる武裝軍隊、援助及通過權を含める便益を利用し得しむることを約す (二) 右協定は

兵力の數及種類、その出動準備の程度及一般の準備並に供與せらるべき便益及援助の性質を規定すべし (三) 右協定は安全保障理事會の決議に基きなるべく速に締結せらるべし右協定は安全保障理事會と加盟國との間又は安全保障理事會と加盟國群との間に締結せらるべく且署名國により各自の憲法上の手續に従ひ批准せらるべし

第四十四條 安全保障理事會は兵力を行使することに決定したるときは右理事會に代表者を出し居りざる加盟國に対し第四十三條に基き負担せられたる義務の履行として武裝軍隊を提供せんことを要請するに先立ち右加盟國に対しその希望なるに於ては武裝軍隊中の右加盟國の相當部隊の使用に関する安全保障理事會の決議に参加せんことを招請すべし

第四十五條 國際連合をして緊急軍事措置をとることを得しむるため加盟國は國際的共同強制行動のための自國空軍、海軍、陸軍、及び出動準備程度並にその共同行動に関する計画は軍事參議委員會の援助を得て安全保障理事會に於て第四十三條に掲げらるる特別協定に定めらるる限内でこれを決定すべし

第四十七條 (一) 國際的平和及安全の維持のための安全保障理事會の軍事的要求、右理事會の自由に委せられたる兵力の使用及指揮し又は右機關を組織するものは地方的紛争を安全保障理事會に附託するに先立ちこれを右地域の取極又は右地域の機關により平和的に解決することを成就するにあらゆる努力をなすべし (三) 安全保障理事會は關係國の發意に基き又は右理事會よりの附託による右地域の取極又は右地域の機關による地方的紛争の平和的解決の進展を助成すべし (四) 本條は第三十四條及第三十五條の適用を奪も妨ぐるものに非ず

第五十三條 (一) 安全保障理事會は適當なる場合に於ては強制行動のため右地方的取極又は地方的機關を自己の権能の下に使用すべし但し本條 (二) に定義せられたる敵國に對する措置にして第七條に従ひ又は右敵國による侵略政策の更新に對し向けられたる地域の取極に於て規定せられたものを除くの外本機關が關係政府の要求により右敵國による一層の侵略の防止につき責任を負ふことあるべきときに至るまでは安全保障理事會の許可なくしては如何なる強制行動も地域の取極に基き又は地方的機關によりとらるることなかるべし (二) 本條 (一) に使用せられたる敵國たる語は第二次世界戰爭中に於て本機關の對し其の署名國の敵國たりし其の國に對

軍備規正並に行はるることあるべき軍備縮小に関する一切の問題につき安全保障理事會を援助するための軍事參議委員會が設置せらるべし (二) 軍事參議委員會は安全保障理事會の常任理事國の參議長またはその代表者を以て組織せらるべし國際連合の加盟國にして右委員會に常時代表せられざるものは右委員會の責任の有効なる履行が右委員會の事業への右加盟國の参加を必要とせる場合に於て右委員會と提携せんことを右委員會により招請せらるべし (三) 軍事參議委員會は安全保障理事會の自由に委せられたる武裝軍隊の戦略的指揮につき安全保障理事會の下に於て責任を負ふべし、右軍隊の指揮に関する問題は今後解決せらるべし (四) 軍事參議委員會は安全保障理事會の認許を得且適當なる地域の機關との協議の後地域の小委員會を設くることを得

第四十八條 (一) 國際的平和及安全の維持のための安全保障理事會の決議を履行するため必要とする行動は安全保障理事會の決定することあるべきところに従ひ國際連合の一切の加盟國又はその敵國によりとらるべし (二) 右決議は國際連合の加盟國により直接に及右加盟國の参加國たる適當なる國際機關に於る右加盟國の行動により履行せらるべし

第四十九條 國際連合の加盟國は安全保障理事會により決定せられたる措置の履行につ

き相互的援助を供與することに参加すべし

第五十條 右協定の國に對する防止的又は強制的措置が安全保障理事會によりとられたるときは國際連合の加盟國たることを問はず自國が右措置の履行より生ずる特別の經濟的問題に當面せざることを知りたる他の國は右問題の解決に關し安全保障理事會と協議するの權利を有すべし

第五十一條 本機關は國際連合の加盟國に對し武力攻撃の發生せる場合に於る安全保障理事會が國際的平和及安全を維持するに必要なる措置をとるに至るまでの個別的又は集團的の固有の自衛權を害することなかるべし右自衛權の行使につき加盟國によりとられたる措置は直に安全保障理事會に報告せらるべく且安全保障理事會がその國際的平和及安全の維持又は回復のために必要なりと認むる行動を何時たるを問はずとするの本機關に基き右理事會の権能及責任に奪も影響を及ぼすことなかるべし

第八章 地域的取極

第五十二條 (一) 本機關は國際的平和及安全の維持に關する事項にして地域的行動に適當なるものを処理するための地域的取極又は地域的機關の存在を妨ぐるものに非ず但し右取極又は機關及その行動は國際連合の目的及原則と矛盾せざるものたるべきものとす

しても適用せらる

第五十四條 安全保障理事會は國際的平和及安全の維持のため地域の取極に基き地域の機關により着手せられたる又は計画申する行動に關し常時完全に通報せらるべし

第九章 各國間の經濟的及社會的協力

第五十五條 各人民の同權及自決の原則の尊重を基礎とする各國間の平和的及友好的關係の爲に必要な安定及福祉の状態を創造する爲國際連合は左記を促進すべし (イ) 一層高き生活水準、完全雇傭並に經濟的及社會的進歩及發展の状態 (ロ) 各國間の經濟的、社會的、衛生的並に之に關係ある問題の解決並に各國間の文化的及教育的協力並に (ハ) 人類、性別、言語又は宗教に關する差別なき一切の爲の人權及基本的自由の万人に依る尊重及遵守

第五十六條 一切の加盟國は第五十五條に掲げらるる目的の達成の爲本機關と協力し共同及各別の行動を執ることを誓約す

第五十七條 (一) 各國政府間の協定に依り設立せられ且經濟的、社會的、文化的、教育的及之に關係ある分野における右機關の基本的文書に明定せらるる廣泛なる國際的責任を有する各種の專門機關は第六十三條の規定に



従い國際連合との間に進けり關係を有せしめらるべし(二)國際連合との間に右の如く進けり關係を有せしめられたる右機關は、以てこれを專門機關と稱す

第五十八條 本機關は專門機關の政策及活動の統一のため勸告をなすべし

第五十九條 本機關は適當なる場合においては第五十五條に掲げらるる目的の達成のため必要とする新專門機關の創設のため關係諸國間の商議を發議すべし

第六十條 本章に掲げらるる本機關の任務の遂行に付ての責任は總會並に總會の権限の下に經濟及社會理事會に課せらるべく右經濟及社會理事會は右に關しては第十條に掲げらるる權限を有すべし

第十章 經濟及社會理事會構成

第六十一條 (一) 經濟及社會理事會は總會により選舉せらるる國際連合加盟國中の十八國を以て構成せらるべし(二) 第三項の規定を留保し經濟及社會理事會中の大理事會は三年の任期を以て毎年選舉せらるべし(三) 國は再選を再選せらるる資格を有すべし(四) 第一回選舉に於ては經濟及社會理事會中の理事國十八國が選出せらるべし總會に依りなされたる取極に從い右の如く選出せられたる大理事會の任期は一年の終に滿すべく又他

の大理事會の任期は三年の終に滿すべし(四) 經濟及社會理事會の各理事國は一名の代表者を有すべし

▲任務及權限 第六十二條 (一) 經濟及社會理事會は國際的、經濟的、社會的、文化的、教育的、衛生的及之に關係ある事項に關し研究及報告をなし又はこれを發議することを得べく且右何れの事項に關しても總會國際連合の機關及關係專門機關に対し勸告をなすことを得(二) 右理事會は一切の者の爲の人類及基本的自由の尊重及遵守の促進の爲勸告をなすことを得(三) 右理事會はその管轄に屬する事項に關し總會に提出する爲條約案を作成することを得(四) 右理事會はその管轄に屬する事項に關する國際連合に依り規定せられたる規則に從い招集することを得

第六十三條 (一) 經濟及社會理事會は關係諸國の國際連合との間に進けり關係を有せしめらるるに付ての條件を明定する第五十七條に掲げらるる機關の何れとも協定を締結することを得右協定は總會の承認を受くべし(二) 右理事會は專門機關の活動を右機關との協同及之に對する勸告並に總會及國際連合の加盟國に對する勸告により統一することを得

第六十四條 (一) 經濟及社會理事會は專門機關より定期的報告を得る爲適當なる手段を執ることを得右理事會は自己の勸告及總會に

依りなされたる自己の管轄に屬する事項に關する報告を実施すべく執られたる手段に關する報告を得る爲國際連合加盟國及專門機關と取極をなすことを得(二) 右理事會は右報告に關する自己の意見を總會に通報することを得

第六十五條 經濟及社會理事會は安全保障理事會に對し情報を供給することを得べく且安全保障理事會はその要求に依り援助すべし

第六十六條 (一) 經濟及社會理事會は總會の勸告の履行に關しては自己の管轄に屬する任務を遂行すべし(二) 右理事會は國際連合加盟國の要求ありたるとき及專門機關の要求ありたるとき總會の承認を得て其の用務を遂行することを得(三) 右理事會は本機關の他の場所を明記せらるるか又は總會に依り自己に賦課せらるることあるべき他の任務を遂行すべし

▲要決 第六十七條 (一) 經濟及社會理事會の各理事國は一國の投票權を有すべし(二) 經濟及社會理事會の議決は出席し且投票せる理事國の過半数に依りなされるべし

▲手続 第六十八條 經濟及社會理事會は人権伸張の爲の經濟的及社會的分限における委員會並に自己の任務の遂行の爲に必要とすることあるべき他の委員會を設置すべし

第六十九條 經濟及社會理事會は國際連合の何れの加盟國に對しても該國に特殊の關係を有する事項に關する右理事會の審議に投票權なくして參加せんことを招請すべし

第七十條 經濟及社會理事會は專門機關の代表者が右理事會の審議及右理事會に依り設けられたる委員會の審議に投票權なくして參加する爲の並に右理事會の代表者が專門機關の審議に參加する爲の取極をなすことを得

第七十一條 經濟及社會理事會は政府以外の團體にして右理事會の管轄に屬する事項に關係を有するものと協同の爲適當なる取極をなすことを得、右取極は國際的團體との間及適當なる場合に於ては國際連合の關係加盟國との協同の後國內團體との間に於てなされることを得

第七十二條 (一) 經濟及社會理事會はその議長の選定方法を含め自己の手続規則を撰すべし(二) 經濟及社會理事會はその理事國の過半数の要請による會議招集に關する規定を含むべき自己の規則に準拠し必要とする所に從い會合すべし

第十一章 非自治地域に關する宣言

第七十三條 國際連合加盟國にして人民が未だ充分なる程度に自治に到達せざる地域の管治に付責任を有し又は之を引受くるものは右地域の住民の利益が最も重要なものたるの原則を承認し且右地域の住民の福祉を本機關に依り確立せられたる國際平和及安全に關する制度内に於て最高度まで促進するの義務並に之が爲左記をなすの義務を神聖なる委託として受諾す(イ) 關係人民の文化を十分

尊重し右人民の政治的、經濟的、社會的及教育的進歩、右人民の公正なる待遇並に他種より右人民の保護を確保すること(ロ) 各地域とその人民の特殊事情並に右人民の異なる進歩の程度に關し自治を發達せしめ、右人民の政治的進歩を十分考慮し及右人民の自由なる政治的制度的進歩に付人民を援助すること(ハ) 國際平和及安全を増進すること(ニ) 本條に掲げらるる社會的、經濟的及科學的目的の實際的達成の爲建設的發展を促進し研究を奨励し並に相互に及適當なる場合には國際專門機關と協力すること並に(ホ) 右加盟國が夫々責任を有する地域にして第十二章及第十三章の適用せらるる地域に非ざるものに於ける經濟的、社會的及教育的状態に關する專門的性質を有する統計その他の情報を安全及憲法上の考慮の必要とするとき必要の制限に從ひの條件の下に情報として事務局長に定期的に送附すること

第七十四條 國際連合の加盟國は又本章の適用せらるる地域に關する自國の政策がその本土地区に關するものと同様世界の殘余の部分の利益及福祉を十分考慮したる上社會的、經濟的及商業的事項に關し一般の善隣主義を基礎とせざるべからざるべしに同意す

第十二章 國際信託統治制度

第七十五條 國際連合は國際信託統治制度にして今後の個々の協定により右制度の下に

置かることあるべき地域の管治及監督の爲のものに自己の權能の下に設置すべし右地域は以下に之を信託統治区域と稱す

第七十六條 信託統治制度の基本的な本機關第一條に規定せらるる國際連合の目的に從い左記のものたるべし(一) 國際的平和及安全を増進すること(ロ) 信託統治地域の住民の政治的、經濟的、社會的及教育的進歩並に各地域とその人民特殊事情並に關係人民の自由に表明せる希望に應じ且信託統治協定の條項に依り規定せらるることあるべき自治又は獨立に向つての右住民の漸進的發展を促進すること(ハ) 人種、性別、言語又は宗教に關する差別なき一切の者の爲の人権及基本的自由の尊重を奨励し且世界の人民の相互依存の承認を奨励すること並に(ニ) 前記目的の達成を導くことなく且第八十條の規定を留保し、國際連合の一切の加盟國及その國民の爲に社會的、經濟的及商業的事項上の平等待遇を確立すること

第七十七條 (一) 信託統治制度は左の部類中の地域にして信託統治協定に依り右制度の下に置かることあるべきものに適用せらるべし(イ) 現在委任統治の下に保有せらるる地域(ロ) 第二次世界戦争の結果として敵國より分離せらるることあるべき地域及(ハ) 管治に付責任を有する國に依り自發的に右制約下に置かるる地域(ニ) 前記部類中の何れの



地域が信託統治制度の下に置かるべきか及如何なる條件の下に於てなりやに關しては今後協定に於てなされるべき事項なり

第七十八條 信託統治制度はその間に於ける關係が主權平等の尊重を基礎とすべき國際連合の加盟國となれる地域には適用せられざるべし

第七十九條 信託統治制度の下におかるべき各地域に於ての信託統治協定は如何なる変更又は修正をも含み國際連合の加盟國により委任統治の下に保有せらるる地域の場合における委任國を言み直接の關係國により協定せらるるべく且第八十三條及第八十五條に規定せらるる所に在り承認せらるべし

第八十條 (一) 各地域を信託統治制度の下に置く第七十七條第七十九條及第八十一條に基き締結せられたる個々の信託統治協定に於て協定せらるることあるべき所を除き且右協定が締結せらるるに至る迄は本協定の如何なる規定も何れの國若は何れの人民の如何なる權利をも又は國際連合の加盟國が夫々當事國たる別件國際文書の條項をも夫々自體より如何様にも変更するものとは解せらるることなかるべし (二) 本協定は委任統治地域及他の地域を第七十七條に規定せらるる所に在り信託統治制度の下に置く爲の協定の締結及締結の遅滯又は延期に對し理由を與ふるものは解せらるることなかるべし

第八十一條 信託統治協定は信託統治地域が管治せらるるに於ての條件を各場合に包含すべく且信託統治地域の管治を行うべき權力者を指定すべし右權力者は以下之を管治權者と稱し二者は二以上の國又は本機構自體たることを得

第八十二條 如何なる信託統治協定に於ても戰略的地域が指定せらるることを得べく右地域は右協定の適用せらるる信託統治地域の一部分若は全部を第四十三條に基き指定せられたる特別協定を畫することなくして包含することを

第八十三條 (一) 戰略的地域に關する國際連合の一切の任務は信託統治協定の條項及その変更又は修正の承認を言み安全保障理事會に依り遂行せらるべし (二) 第七十六條に掲げらるる基本的目的は各戰略的地域の人民に適用せらるべし (三) 安全保障理事會は信託統治制度の下に於ける國際連合の任務にして戰略的地域に於ける政治的、經濟的、社会的及教育的事項に關するものを遂行する爲に信託統治理事會の援助を信託統治協定の規定の留保の下に且安全に關する諸考慮を畫することなくして利用すべし

第八十四條 信託統治地域が國際平和及安全の維持に付該地域の役割を演ずることを確保することは管治權者の任務たるべし且目的の爲に管治權者は右に關し自己が負いたる安全

保障理事會に對する義務の履行に付並に信託統治地域内に於ける地方的防衛並に法律及秩序の維持の爲に信託統治地域よりの資源、便益及援助を使用することを得

第十三章 信託統治理事會

▲構成 第八十六條 (一) 信託統治理事會は國際連合中の左の加盟國を以て組織せらるべし (二) 信託統治地域を管治する加盟國 (ロ) 第二十三條に名を掲げられたる加盟國中信託統治地域を管治し居らざるもの及 (ハ) 協定に依り三年の期滿を以て選舉せられたる他の加盟國にして信託統治理事會の理事國の總數が國際連合中の信託統治地域を管治する加盟國と管治せざる加盟國との間に平等に分配せらるることを確保するに必要なる數のもの (二) 信託統治理事會の各理事國は信託統治理事會に於て自國を代表すべき一名の特に資格を與えられたる者を指名すべし

▲任務及權限 第八十七條 (一) 總會及其の機能の下に於て信託統治理事會はその任務の遂行につき左記をなすことを得 (イ) 管治

機能に依り提出せられたる報告を審查すること (ロ) 管治權者と協議して請願を受理し且之を審查すること (ハ) 管治權者と協定せられたる時期に於ける夫々の信託統治地域の定期的觀察を規定すると並に (ニ) 總會は必要なりと認むるときは右の機能及權限及權限の何れをも自ら行うことを得

第八十八條 信託統治理事會は各信託統治地域の住民の政治的、經濟的、社会的及教育的進歩に關する質問書を作成すべく又總會の管轄内にある各信託統治地域の管治權者は右質問書を基礎として總會に對し年次報告をなすべし

▲表決 第八十九條 (一) 信託統治理事會の各理事國は一國の投票權を有すべし (二) 信託統治理事會の議決は出席し且投票する理事國の過半数に依りなかるべし

▲手續 第九十條 (一) 信託統治理事會はその議長の選舉方法を各自己の手續規則を採択すべし (二) 信託統治理事會はその規則に準拠し必要とする所に從ひ會合すべし右規則は右理事會の理事國の過半数の要求に依る會議招集に關する規定を包含すべし

第九十一條 信託統治理事會は適當なる場合に於ては經濟及社會理事會並に專門機關が夫々關係を有する事項に關しその援助を利用すべし

第十四章 國際司法裁判所

第九十二條 國際司法裁判所は國際連合の主要なる司法裁判機關たるべし右裁判所は附屬の取極に從ひ任務を遂行すべく該規程は常設國際司法裁判所規程を基礎とするものにして本協定と不可分の一體を成すべし

第九十三條 (一) 國際連合の一切の加盟國は當然國際司法裁判所規程の當事國なりとす (二) 國際連合の加盟國に非ざる國は安全保障理事會の勧告に基き總會に依り各場合に付決定せらるべき條件の下に國際司法裁判所規程の當事國となることを得

第九十四條 (一) 國際連合の各加盟國は自國が當事者たる何れの事件に於ても國際司法裁判所の決定に從ふことを約す (二) 事件の何れかの當事國が裁判所により與えられたる判決に基き該國が負いたる義務を履行せざるときは他方の當事國は安全保障理事會に訴ふることを得べく右理事會は必要と認むるときは右判決を執行するため勧告をなし又は執行すべき措置を決定することを得

第九十五條 本協定は國際連合の加盟國がその間の紛争の解決を既存の協定又は將來締結せらるることあるべき協定に依り他の裁判所に委託することを妨ぐるることなかるべし

第九十六條 (一) 總會又は安全保障理事會は何れの法律問題に關しても勧告的意見を示さんことを國際司法裁判所に對し要求することを得 (二) 國際連合の他の機關及專門機關にして何時たるを問はず總會により認許せらるることあるべきものは又自己の活動の範圍内に於ても生ずる法律問題に關し裁判所の勧告的意見を要求することを得

第十五章 事務局

第九十七條 事務局は事務局長及本機構の必要とするところあるべき職員より成るべし事務局長は安全保障理事會の勧告に基き總會に依り任命せらるべし事務局長は本機構の首席行政官たるべし

第九十八條 事務局長は總會、安全保障理事會、經濟及社會理事會並に信託統治理事會の一切の會議に於て事務局長の資格に於て行動し且右諸機關に依り自己に委託せられたる他の任務を遂行すべし事務局長は本機構の事業に關し總會に對し年次報告をなすべし

第九十九條 事務局長は自己に於て國際平和及安全の維持を脅威することあるべしと認むる何れの事項に付ても安全保障理事會の注意を喚起することを得

第一百條 (一) 事務局長及職員はその任務の遂行に付ては本機構外の何れの政府又は何れの權力者よりも訓令を求め又は受くることなかるべく且本機構に對してのみ責任を有する國際的官吏としての自己の地位に對し不信をもたらしことあるべき如何なる行動をも慎むべし (二) 國際連合の各加盟國は事務局長及



職員の責任の専ら國際的なる性質を尊重すること並に右の者の責任の發行に關し右の者を左にせんことを試むることなるべきことを約す

第十六章 雜 則

第二百二條 (一) 本憲章が實施せられたる後於て國際連合の何れかの加盟國に依り締結せらるる一切の條約及一切の國際協定はなるべく速かに事務局に登録せられ且右事務局に

第二百三條 國際連合加盟國の本憲章に基く義務と他の國際協定に基く義務との間の衝突の場合に於ては本憲章に基く義務が優先するものとす

第二百四條 本機構はその任務の發行及その

目的の達成の爲に必要なることあるべき法理的資格をその加盟國の各々の領域内に於て享有すべし

第二百五條 (一) 本機構はその目的の達成に必要なる特權及免除をその加盟國の各々の領域内に於て享有すべし (二) 國際連合加盟國の代表者及本機構の職員は本機構に關する自己の任務の自主的發行に必要なる特權及免除を同様享有すべし (三) 總會は本條 (一) 及 (二) の適用に關する詳細を決定する爲め勸告をなすことを得べく且右目的の爲め國際連合の加盟國に対し會議を提議することを得

第十七章 邊境的安全保障取極

第二百六條 第四十三條に掲げらるる特別協定にして安全保障理事會に於て第四十二條に基く自己の責任の發行を開始することを得しむと認むるもの實施に至る迄の間千九百四十四年十月三十日「モスクワ」に於て署名せられたる四國宣言の當事國及「フランス」國は本機構に代理する共同行動にして國際平和及安全の維持の爲に必要なることあるべきものを目的として相互に及必要に關し國際連合の他の加盟國と右宣言第五項の規定に従ひ協働すべし

第二百七條 本憲章は第二次世界戰爭中に於て本憲章の何れかの署名國の敵國たりし國に關する行動にして之に付責任を有する政府が右戰爭の結果として執り又は認許せられたる

ものを無効ならしめ又は之を妨ぐることをなすべし

第十八章 修 正

第二百八條 本憲章の修正は修正が總會の一切の國の三分の二の表決により採択せられ且安全保障理事會の一切の常任理事國をも含める國際連合加盟國の三分の二に依り各自の憲法上の手續に従ひ批准せられたるとき國際連合の一切の加盟國に対し効力を生ずべし

第二百九條 (一) 本憲章の再審議の爲め國際連合加盟國の全体會議は總會の國の三分の二の表決に依り且安全保障理事會の理事國の何れかの七理事國の表決により決定せらるべき日及場所に於て開催せらるることを得國際連合の各加盟國は右會議に於て一應の投票權を有すべし (二) 本憲章の何等かの變更にして右會議の三分の二の表決により勸告せられたるものは安全保障理事會の一切の常任理事國を合める國際連合加盟國の三分の二に依り各自の憲法上の手續に従ひ批准せられたるとき實施せらるべし (三) 右の如き會議が本憲章の實施後第十回の總會年次大會前に開催せざりし時は右の如き會議を提議する提案が右總會會議の議事日程に加えらるべく又右會議は總會加盟國の過半数の表決により且安全保障理事會の何れかの七理事國の表決により開催が決定せられたるとき開催せらるべし

第十九章 批准及署名

第二百十條 (一) 本憲章は署名國の各自の憲法上の手續に従ひ批准せらるべし (二) 批准書は「アメリカ」合衆國政府に寄託せらるべく右政府は各寄託を一切の署名國及本機構の事務局長に任命せられたるとき之を通告すべし (三) 本憲章は中華人民國「フランス」國「ソヴィエト」社會主義共和國及「ソヴィエト」連邦「ソヴィエト」連邦「北極」アイスランド「リト」ニア「ポランド」及「北極」アイスランド「リト」ニア「ポランド」王國及「アメリカ」合衆國並に他の署名國の過半数に依る批准書の寄託後直に實施せられたる批准書に關する規定書は右與後直に「アメリカ」合衆國政府に依り作成せらるべく右政府はその原本を一切の署名國に送附すべし (四) 本憲章の署名國にして右憲章が實施せられたる後に於て之を批准するものは各自の批准書の寄託の日に於て國際連合の原加盟國となるべし

第二百十一條 本憲章は漢文「フランス」語「ロシア」語、英吉利語及「スペイン」語を以て共に正文とし「アメリカ」合衆國政府の記録に寄託保存せらるべし右憲章の認證原本は右政府に依り他の署名國の政府に送附せらるべし、右証書として國際連合の代表者は本憲章に署名せり

千九百四十五年六月廿六日「サンフランシスコ」市に於て之を作成す

國連の業績

第一回總會

國際連合の第一回年次總會は一九四六年一月十日から二月十四日までロンドンのセントラル・ホールで東亞國五十一ヶ國代表參加の下に開かれた、この會期における主要なる業績をあげれば

機構の整備 國連の主要機關として國連會議にあげられてゐるものは總會、安全保障理事會、信託統治理事會、國際司法裁判所、事務局の大つたが、さらに總會の下には政治保障委員會、經濟委員會、法律顧問委員會、社會人道文化委員會、信託統治委員會、經濟發展委員會の大つたの専門委員會があり、これらの円滑な運営上それぞれの機構整備に努力が拂われた

安全保障理事會

總會第三回目の一月十二日には安全保障理事會が成立、同會における諸問題は左の通り

の直接交渉に委ねることになつた

ギリシャ問題 一月廿一日ソ連とウクライナ代表から理事會に提議されたもので、理由は「ギリシャおよびインドネシアにおける英軍の駐屯は兩國の内政に対する圧迫であり、平和と安全に対する脅威である」といふのである、大日間の論議の結果、イラン問題が結局ソ連は提議を撤回し、ギリシャ問題は打ち切りとなつた

インドネシア問題 ウクライナ代表マヌリスキー氏は「國連からインドネシアに東情調査團を派遣せよ」と要求し、理事會の表決にかけられた結果、ウクライナ代表の提案は否決された

シリア、レバノン問題 シリア、レバノン兩國から同國における英、佛軍の撤退が提議されたのに対し、フランスはその代償を求め、英國は反対、理事會は両者の歩みよりを可能にした提案をしたが、まともならず、結局表決に附するとなつたが、ソ連はそれ以前に自己の撤退提案が採られたのでこの案には國連最初の拒否権を行使したため遂にこの問題は忘れられた

三月廿五日から安全保障理事會の第二期會議はロンドンからニューヨークのハンター・カレッジに移された、左の通り



イランを引揚げることに協定ができ、米英軍が引揚げるに拘らず同盟軍までにソ連軍が北イランから撤兵せず、かつロンドンの決定によるソ、イ間の直接交渉はイランに満足な解決をもたらさなかつたので、イランは再び提訴した、しかるにソ連は理事会開会前に撤兵を開始するとともに理事会が右提訴を取上げるとに反対した、理事会は審議すべきか否かを表決に附した結果、ポーランド以外の他の九理事國はすべて審議すべきことに賛成し、ソ連代表クロムイコ氏は退席した、その後四月五日ソ、イ兩國間の北イの油田共同管理に関する協定が成立したので、ソ、イ間の紛争そのものは一解決したが、協定の成立はソ連の武力の背景があつたか否かについて論議され、同問題は議事日程に置かれたままになつてゐる

**スペイン問題** ポーランド代表によつてフランコ現政権の存在は平和を脅威するから國連加盟國は即時断交すべしとの案が提起された、ソ連は同案を支持し、スペイン國內の急激な変化を望まぬ米英はこれに反対して論議の結果、妥協案としてフランコ政権の調査委員会設置が通つたが、ソ連は手ぬるしとして表決には賛成した、この結果六月一日報告書が提出されたが、それによるとフランコ政権は平和に對する「直接の脅威ではないが、可能的脅威である」としてその平和的引退を勧

第二回総会

第二次総会は一九四六年十月廿三日から十月十五日までニューヨーク、ニューヨーク・シティ・ビルディングで開かれた、この総会には五十三の國が掲げられ、総会の下部組織である六つの専門委員会(第一次会期と同じ)で山積する諸問題について審議した、専門委員会の方はレック・サクセスのスピーチで行われた、主要なる業績左の通り

**拒否権問題** 安保理事会において大國は國際條約第五項第七條により拒否権を認められてゐるが、これに對して國連の將來の發展上支障ありとし、多くの反対論をまき起し、第二次國連總会の席上脱然大問題化した、まずキューバ代表から拒否権規定の除去、濠州代表から拒否権の制限が提案され、中、小國國は大體拒否権に反対、これに對してはソ連および東歐諸國が拒否権を擁護して活発な論議が展開された

拒否権に對する主張の根拠は大國が拒否権を發動するのは大國の利益を意味し、各國

がその權威の下に従属するものでいつの場合も小國に迫らざる、というにあるが、一方拒否権停止或は修正に反対するモロトフ、ソ連代表の主張は一切の國家の投票を均等化しようとする企ては例えは小國ホンデラスと大國ソ連との比重を同じにしようとするにほかならない、これは民主主義ではないのだ、としてゐる

この拒否権問題につき十一月十八日拒否権を有する五大國會議が開かれたが、その結果國際條約は修正しない、すなわち拒否権は停止乃至修正しないことに五大國の意見はまとまり、十二月一日には國連内に拒否権審議の小委員会が設置され、さらに専門的に検討されたが、十二月十三日の五大國の自発的な拒否権行使制限に関する決議案が総会にかけられ、決選投票の結果六對六(棄権十一)で三分の二以上の賛成により、これが採択され、大國間の完全な一致により世界的政治を指導するという方式は遂に不動のものとなり拒否権停止提議はお流れになつた

ソ連は別項案において米國案に烈しく対立したが、この対立の主要な一つはこれまで拒否権の問題であつたが、結局十二月二日の総会でソ連が譲歩し、「拒否権は軍艦管理に關する限り使用せず」ということに妥協成立し、一應將來が明るくなつたが、拒否権問題は國連の難問題として再燃する可能性は

**軍縮問題** これは十月廿九日總会の政治保衛委員会でソ連代表モロトフ外相が提議し、第二次大戰後軍縮問題がソ連から初めて口火が切られたわけで、原子爆弾の製造と使用の禁止を軍縮の最大目標とすべきことを強調したにはじまる、これに對し米オーステン代表は廿日に発言し、「米國は軍縮にも原子爆弾の廃棄にも賛成する、しかし第一次大戰後一方的に軍縮したため失敗した経験があるので再びこれを繰返さないよう、これを在隨實に実行するために監視制度をとり効果的にやりたい、米國はソ連の主張する旧敵國を除く在外兵力だけでなく國內、國外一切の兵力数を公表することに賛成する」と回答した、そして米國の軍縮案がその後提案され、つづいてソ連案も上程され、國連の議會議によりこの問題が活発に検討されて行つた(別項参照)

**スペイン問題再審議** スペインのフランコ政権の存続は世界平和の維持の上から退却すべきであるとの問題はこの總会で解決が約束されたものであり、國連政治保衛委員会で協議されてきたが、ポーランドなどの即時断交論に對して米、英などはフランコ政権の退場には反対しないとすして、これが急激に行われると、その後は左翼が支配する危険があると反対の立場をとつた、そして十二月十二日この解決が總会に回附され、決議案が審議

軍縮大憲章

されて大論議が再びくり返され、ポーランド代表はこの日も終始一貫即時断交を主張、白ロシアは経済制約の併行実施を主張したが、表決を行つた結果第四對六(棄権十三票)で勧告の形式をとつた妥協案が可決され解決をみた

十二月十四日の最終本會議で世界軍縮決議案を全会一致で成立させた、この結果安全保衛理事會は軍縮の具體的計畫案を提出して國連總会の特別委員會に提出し、同會議を経て加盟國の批准を受けることに決定した

この決議案は軍縮計畫の原則として次の重要事項を規定してゐるが、これは國連總会により軍縮大憲章と呼ばれることになつた

(一)全世界にわたり兵器の一般制限と兵力の縮小を計る(二)既存すると將來發明するものを問わず原子兵器その他一切の大規模破壊兵器の使用を禁止する(三)安全保衛理事會は軍縮の實行を管理し、原子力兵器その他大規模破壊兵器の商業賣行の監視を目的とする國際機關を創設するため條約および協約を作成する(四)これらの國際機關は安全保衛理事會の下に置かれるが拒否権の適用を受けない(五)安全保衛理事會の使用する國際警察軍の創設を促進する(六)國連全加盟國

は在外兵力を漸次均等に撤収する(七)國連全加盟國は各自國の陸海空軍を均等に縮小する(八)軍縮に關する條約および協約は國連總会特別委員會を開催して、これにかけた後全加盟國の批准を受ける(九)この軍縮決議案は現存の原子力委員會の権限を制限しない

**信託統治協定** ニュージランドの旧委任統治領西サモア、同じくオーストラリアのニューギニア、英國のタンガニカ、トーゴ、ランド、カメルーン、ベルギーのウガンダ、フランスのトーゴ、ランド、カメルーンを國連の下で新たに信託統治する八つの協定案が承認された

**西南アフリカ問題** 南アフリカ代表スマツツ首相によりその旧委任統治領西南アフリカの南アへの併合案が提起されたが、その要求は却下され、同地域は國連の信託統治下に置くことが勧告された

**信託統治理事會** 米、英、ソ、佛、中國、オーストラリア、ニュージランド、ベルギー、メキシコ、イラクの九ヶ國を選任して信託統治理事會を構成する

**國連加盟國は五十五ヶ國に** アイスランド、スウェーデン、アフガニスタン、シヤムの四ヶ國が國連加入を認められ、従来の加入國五十一ヶ國が五十五ヶ國となつた、また安全保衛理事會の非常任理事國としてブラジル、ポーラ



ド、オーストラリア(以下略)ベルギー、コロンビア、シリア(以下略)が認められた、なおエアル、ポルトガル、トランスヨルダン(米英支那)と外蒙、アルバニア(ソ連支持)の國運加入問題は安理理事会で意見一致せず、さらに総会に付議されたが解決を見なかつた

**國運本部のニューヨーク設置** 國運總会の領久本部はニューヨーク市内マンハッタン区イースト・リヴァ畔に設置する件を可決した

**國運の予算承認** 一九四六年度支出二千九百三十九万を承認、一九四七年度予算を二千七百八十四万とし、各國負担率は米國三八・八九割、英國一一・四八割、ソ連六・三四割、中國六割、佛國六割とするに決定

**次期總會はニューヨークで** 十二月十五日の最終日に次期總會は一九四七年九月廿五日からニューヨークで開會することに決定した

**その他** 國際労働機關、ユネスコ(國運教育科学文化機關)、食糧農業機關、國際民間航空機關の四つの國際機關を國運の傘下に置くこと、在屬民統制國よりの報告を調査する大國國運委員会の設置、在屬民代表よりなる地域別會議の開催、國際流民救済機關約款および勸定協定などの決定もあつた

常設機關の活動

國運總会の閉會後も常設機關である安理理事會その他の國運傘下各委員会は活動をつづけたが一九四七年二月中旬までにおける動きの主要なるものは以下のようである

**軍縮委員会の設定可決** 軍縮と原子力管理に関する米、ソの意見不一致はソ連の軍縮提案以來持続された問題でついに開議されず、一九四七年二月四日以來安理理事會でも討論されたが、十二月十一日理事會による決選投票の方式で決がとられ、十一票中賛成九票、棄権二票(ソ連、ポーランド)の圧倒的多数でソ連案が押し切られて、米國の主張する提案が通過を見た、この決議案は「安理理事會における軍縮の議事方式に関する米國の修正案を全部採択したもので、世界軍縮計画の確立と原子力國際管理の確立の二大方針を同時併行的に協議することを承認し、安理理事會の下に新に軍縮委員会を設け、原子力管理とその他の大規模破壊兵器の処理は既存の原子力委員会で行い、それ以外の通常の兵器を廃棄する手段はこの軍縮委員会に検討する」旨が正式に決定された

**原子力管理委員会** これは一九四五年十一月十五日原子力管理の完成に成功した米英加三國政府首班の提唱により、原子力を今後社

に對するソ連案が提議され両案は対立しつつ國運總會で長期にわたつて検討されたがその間原子力の國際管理は科学技術上可能であるかどうかの根本問題が真剣に討論され、オランダ代表クラマー教授が中心にクラマー報告書を作成、これにより「可能である」との結論を得十一月六日には安理理事會で米國案による「原子力管理を含む一切の大規模破壊兵器の廃棄、拒否権の適用を受けない軍縮監視制度の確立、原子力國際管理協定の急速な確立に努力する」という三つの要点が議決され、つづいて十二月十四日には國運總會総会では軍縮大憲章が全会一致で採択され、これにより原子力管理制度確立の大原則が可決を見えた

**原子力委員会は總會閉會後も米國の管理案を同委員会の勧告案として安理理事會に送附すべきか否かを討論したが、結局十二月廿日表決の結果、ソ連、ポーランドの棄権により十對零で米國バルーク案を承認、安理理事會に送附された**

バルーク博士は四七年一月四日委員會代表を兼任し、後任は安理理事會の米國常任代表オースチン氏が任命されたが、米國の原子力政策はすでに不動のもので、このバルーク案により推進されることを明かにしている

**【ソ連の原子力工場開放】**次に各國內にお

ける原子力研究の工場、施設などにつき國際管理する件は實際問題としてソ連に難点があつたが四七年二月廿日安理理事會でグロムニコ、ソ連代表が、ソ連國內の一切の原子力工場、施設は國際的に開放されるべきことを受諾すると宣言すべき発言があつた

**旧日本委任統治領の信託統治案** マリアナ、マーシャル、カロリン諸島の他約千五百余の小島と環礁を含む旧日本の委任統治領であつた南洋羣島は米國の單獨管理を條件として國運の信託統治領ならしむべしとの協定案が四七年二月十七日米國より安理理事會に正式に提案された、二月廿六日の安理理事會でグロムニコ、ソ連代表が發言、この協定案をソ連は承認すると言明したので、これも近く正式に解決される見通しがあつた

ユネスコ(國運教育科学文化機構)

ユネスコと呼ばれる國際連合の特殊機關、教育科学文化機構は一九四六年十一月十九日より約三週間にわたつてパリ、ソルボンヌ大学で第一回總會を開催した

ユネスコが出来た経緯は、はじめ四五年四月のサンフランシスコ會議で知的教育の國際

機關を持ちたいというフランス代表の提案が採用され、これに答えて同十一月一日から十六日にわたつてロンドンで英佛政府の發起で國際會議が開かれた、この時、英教育相ワイルキンソン女史と佛教育相レオン・フルムが議長に選ばれたが、四三年以來、ロンドンに在りし各國政府關係が定期的な集まり、ナチスによつて破壊された國における教育と文化の復興の問題について検討していた聯合國關係教育會議による提案と、フランス政府の提案が審議された結果、教育、科学、文化に関する國際組織を創設する申合せが出来、ユネスコという名称が生れ、規約が作られた、本部はパリにおき、毎年一回の定期總會をその時の都合で世界各地で開催することなどを決定した

かくて四六年十一月十九日から第一回國際總會がパリで開かれ、参加國はソ連を除き廿二ヶ國であつた、そしてレオン・フルムがあつた及び議長に選挙され、ハックスレーが正式に事務局長に任命され、第二回總會開催地としてメキシコを決定し、ユネスコ第二回總會の幕を開いた(臨時事務局の項参照)



# 外相會議

ボツダム會議(一九四五年七月)では戦後の講和條約など世界新秩序の建設については戦時大國間の代表會議のみによつて議定することとし、第一次大戦後のように列國の多數代表が一時に一ヶ所に集つて平和処理をやつたヴェルサイユ會議のな行き方をとらないことが定められた、それは多數者會議の形をとると感情と懸念心理がかなり支配して公平にして冷靜的確な処理が出来ないおそれがあるので、これを避けるとして大國間の用意によるものであつた、そしてこれが米、英、ソ、佛、華の五大國外相會議または米、英、ソ、佛四大國外相會議あるいは米、英、ソ三大國外相會議といふもので表はされた

その最初の外相會議は四五年九月ロンドンにおける米、英、ソ、佛、華五國外相會議となり、ついで十二月モスクワにおける米、英、ソ三國外相會議が行われ、さらに四六年四月パリで米、英、ソ、佛四國外相會議となり、これは途中休会され、六月さらに再開、同じく七月には飛騨廿一ヶ國のバリ本和會議に発展、四七年一月にはロンドンで米、英、ソ、佛四國外相代理會議が開かれ、三月にはモスクワで同じく四國の外相會議が開かれた

以上の會議は何れも、独、倭、伊、ルーマニア、ハンガリー、ブルガリア、フィンランドなど今次大戦の敗國と戰勝連合國との講和條約を締結することを主目的とすると同時に世界新秩序建設のあらゆる問題も對議決定されて行つた、今後においても戰勝國間の未解決問題や対日平和処理の問題などもやはりこうした形式がとられて定められるであろう

## ロンドン五國外相會議

外相會議のトップを切つたもので四五年九月十一日から同三十日までロンドンのランカスター・ハウスで開かれ、五ヶ國の首席代表は米(バーンス國務長官)英(ヘヴィン外相)

## 佛(ピドー外相)華(王世杰外交部長)

この會議ではイタリア、ルーマニア、ブルガリア、ハンガリー、フィンランドの戰敗五ヶ國と關係戰勝連合國との講和條約の起草が主眼であつたが意見の一致を見ず、別れの形で、五大國の主張が明かになつた程

## 國際情勢

れた

會議はもとフランス上院だつたナポレオンの古殿リュクサンブール宮殿内のサロン・ヴィクトル・ユーゴー、代表は米(バーンス國務長官、首席顧問として上院外交委員トム・コナリー氏と共和党上院議員アーサー・ヴァンデンバーク氏)英(ヘヴィン外相)佛(ピドー外相)ソ連(モロトフ外相)にヴィシンスキー外務次官)で、四國代表ともそれぞれ政治、軍事、經濟、地理などに関する専門家を合せて七十名から百名の隨員を随えた

この會議の使命と主題はヨーロッパ平和會議の準備としてイタリア、ハンガリー、ルーマニア、ブルガリア、フィンランドの戰敗五ヶ國と連合國との講和條件の決定だつたが、第一次會議は各國代表、特に米ソ代表間に意見の紛糾を見、イタリア問題で暗礁に乗り上げ一先ず休会して、論議の調整を必要とするにいたつたが、意見の一致を見たものは(一)イタリアの賠償能力調査委員會の設置(二)イタリア艦隊の処分(三)アドリア海東海岸諸國および島嶼の一部とペラゴースをユーゴに分割する(四)トランシルバニアをハンガリーからルーマニアへ移譲する(五)五ヶ國との條約調印後三ヶ月以内に連合國軍は撤退するなどの條件で、意見不一致のものは(一)イ・ユ國境問題(二)イタリア植民地の処分(三)イタリアの賠償

など対イタリア關係が中心だつた、対五ヶ國條約は外相會議の決定だけでなく連合國との平和會議での決定も認むべしとする米國家に對し、ソ連は反對し、先ず四大國が意見の一致を見るのが先決条件なりと主張するなど會議は田舎な進行を阻まれ、一時單獨講和説なども出て、休会とならざるを得なかつた

第二次會議開催までの一ヶ月は軍事進行の調整を外相代理會議に回附し、その間各外相間で自國の立場を主張する声明戦が行われたが、第二次會議では難問も多く解決した、一國解決がついた主なる難問は

- ▲トリエステ地域の國際管理(イタリア、ユーゴ、米、英、ソ、佛の六ヶ國が政府を組織し、イタリア、ユーゴ兩國が共同任命した監督が同地域の行政に當る)
- ▲イ・ユ國境確定 ヴェネチヤ・ジュリア地方の東西を画断し、同地方の五分の三をユーゴに、五分の二をイタリアに與え人種的境に近い國境線をつくる
- ▲イタリア植民地の処分(アフリカのイタリア植民地はイタリアが主権を放棄し、放棄後何らかの解決を見るまで占領軍の英國軍が行政権を持つ)
- ▲イタリアの賠償(ソ連はイタリアから二億の賠償をとるが、そのうち半分以下をイタリアの産業施設、他は今後六年間にわたるイタリア製品とする)

度の成果であつた、しかしこの會議で歐洲一般の會議問題など經濟的危機に関する問題、バルカン情勢への對講和、對独、倭処理などに関する問題、特にソ、佛、華代表から原子爆彈の秘授公開に関する強固の提議などもあり、戰時大國間に内在する要求が明るみに出され、今後の對議に一つの方向を與えた

## モスクワ三國外相會議

四五年十二月十五日から同廿七日までモスクワのクレムリン宮で行われ、三國代表は米(バーンス國務長官)英(ヘヴィン外相)ソ(モロトフ外相)の顔触れ、會議の結果については閉會と同時に三國代表のコミュニケが発表されたが、それによると(一)極東諸國委員會を極東委員會と改め、本拠をワシントンに置く(二)日本管理理事會(後に対日理事會と改む)を東京に置く(三)朝鮮に臨時朝鮮民主政府を樹立せしむ(四)中國は國民政府の下に民主主義的中國たらしめる必要を認むなどの極東問題に対する重大決定があり、これらはこの會議に代表が加わらなかつた中國の承認も得ている旨が公表された

## パリ四國外相會議

パリ外相會議は四六年四月十五日から五月十五日までの第一次會議と、六月十五日から七月十三日までの第二次會議と二分して行わ

▲歐洲平和會議開催期日と参加國名(イタリア、ハンガリー、ルーマニア、ブルガリア、フィンランド)との講和條約を討論する連合國平和會議は七月廿九日よりパリで開催、参加國は廿一ヶ國

などであつたが、七月九日からは對独、倭処理に関する問題も論議され、米國提案の独獨化案、ドイツ國內各占領地間の經濟的統一問題、廿五ヶ年ドイツ非武装化案などは英、佛の支持があつたがソ連はドイツ中央政府設置案を突如発表して、これに對應するなどと紛糾し、またドナウ河自由航行の問題もついに意見の一致を見るにいたらず五ヶ國との條約草案は引つぎ外相代理會議で起草することになり、パリ外相會議は閉幕となつた

## ニューヨーク四國外相會議

パリ平和會議で附議決定された連合國廿一ヶ國と旧枢軸國戰敗五ヶ國(イタリア、ルーマニア、ハンガリー、ブルガリア、フィンランド)との講和條約の最終仕上げを行うニューヨーク四國外相會議は四六年十一月四日ニューヨーク國運總會と併行してニューヨークのウォールドルフ・アストリヤ・ホテルで開催された、四國外相は米(バーンス國務長官)英(ヘヴィン外相)ソ(モロトフ外相)佛(ピドー外相)で、十二月六日までの約一ヶ月は主として五ヶ國條約問題について協議



し、七日からは対独協和條約の予備的討議に移り、十二月十三日に閉幕した。  
 別記するようにパリ平和會議はパリ外相會議で作成された協約草案と併せて五ヶ國と旧協約國の五ヶ國との議和條約草案と併せて五ヶ國代表が討議し、若干の勸告案を可決し、次の外相會議（ニューヨーク外相會議）に提出したもので、したがってこの勸告案を含めた五ヶ國協約の仕上げがニューヨーク外相會議の主眼であり会期の大半がこれに当てられた。その主要なるものはパリ平和會議でも問題になつたもので大体以下のものであつた。

**トリエスト問題** トリエスト地域の國際管理については米英はパリ平和會議の決定と併り國連安理會の任命する總監に強い権限を與へしと主張したのに対し、ソ連は再び人民議會の権限を強化して總監の権限を弱めようとする主張し、特に總監の非常權限と警備隊の任命権に反対し、さらに米英軍のトリエストからの撤退に期限を附けることを要求したが、結局ソ連が妥協して、總監は政府の行政、立法両面の権限に拒否権を持ち、さらに警備隊の任命権も持つことになり、撤兵については總監の専任と同時に米、英、ユーゴは駐屯兵力を各五千名とし、完全撤兵はその後の治安状況により行うこととなり、米、英の主張と併り國連安理會がトリエストの領土保全と獨立を保障する規定が採

択され、四七年一月十日から同理事會が協理の地位についた。  
**ドナウ河航行權問題** ソ連はドナウ河問題の解決は流域諸國に一任せよと主張しつづけて来たが、この主張を和らげ、航行税、港務税および商業上の船舶航行條件は各國均等にして、一切の國籍人、商船を問はず、如何なる國家の商船に対してもドナウ河は自由に公開される、との條項がルーマニア、ハンガリー、ブルガリアとの條約中に明記されることと決定し、六ヶ月以内に米、英、ソ、佛、ルーマニア、ハンガリー、ブルガリア、チェコスロバキア、オーストリアの十ヶ國をもつてする國際會議を招請するという四大國宣言が附記された。

**賠償問題** イタリアの賠償額は平和會議の決定三億二千五百万から三億六千万に増加し、ブルガリアは七千万に減り、ユーゴとギリシャはそれぞれ一億五千万の賠償を受けることとなつた。イタリアの内訳はソ連に一億、ユーゴに一億二千五百万、ギリシャに一億五百万、エチオピアに二千五百万、アルバニアに五百万、支拂い、ブルガリアはギリシャに四千五百万、ユーゴに二千五百万、支拂いすることに決められ、パリ平和會議の決定が修正されたわけである。

**ブルガリア國境問題** ブルガリアのギリシャとの國境問題はパリ平和會議では米決定

のまゝ外相會議に回附されたがブルガリアのギリシャに対する領土要求は否決され、國境は変更されないことになつた。  
**ユーゴの平和會議退場問題** ユーゴはトリエスト問題の解決を不満とし、パリ平和會議から退場を声明したが、こうした反対を封じるため米國は「協和條約に署名を拒否する國は一切の條約の恩恵にあずかれない」旨を提案したが、これもソ連が承認決定された。  
**対独協和會議準備問題** オーストリアとの協和條約締結について米國がドイツとの條約締結と一括して討議すべしと提議したが従来反対していたソ連が同意し、四七年一月ロンドンで四國外相代理よりなる予備會議を開き、三月十日モスクワで四國外相會議を開いて対独協和條約について討議することになつた。  
**欧州占領兵力問題** 欧州全土の四大國占領兵力を四七年四月一日以後は六十二万に縮小、その後二年以内にはさらにその三分一から四分の一に削減すべしとの米國案に対しても原則的に同意が成立した。  
 ここで特に注目されたことは従来と毎に對立し、強く米英側と反目していたソ連がニューヨーク外相會議には極めて友好的に討議し、諸問題において妥協歩みし、そのため會議が円滑に推進されたことで、ソ連外交の轉

機が一般に論ぜられる契機となつた。  
**ロンドン四國外相代理會議**  
 ニューヨーク四國外相會議の決定に基づき四七年三月十日からモスクワでドイツ、オーストリアと連合國との協和條約締結についての米、英、ソ、佛四大國外相會議が開かれたが、その地ならしをする四國外相代理會議が一月十四日からロンドンのランカスター・ハウスで開催された。  
 この會議では四大國外相代理が他の關係連合國十八ヶ國の意見も聴取して條約草案の起草を準備するために開かれたものでその結論を三月十日からのモスクワ外相會議に提出した。またこの會議は二月十五日終了、準備圖であるオーストリア代表も特に招かれて意見を發表する機会が與えられた。  
 そしてこの會議では対オーストリア平和條約草案、対独協和に關する條約についての中小諸國の意見と対独平和會議の議事方式に關する審議内容をモスクワ外相會議への報告書にまとめ、対独平和會議の議事方式作成は遂に出来なかつた。

**モスクワ四國外相會議**  
 (対独、協和條約問題討議)  
 米、英、佛、ソ、華五大國を中心とする聯國國連の世界平和體制樹立に關する構想はま

ず外相會議によりその樹立を行ひやり方で、これについては外相會議の項で触れたが、時期的には先ずイタリヤその他敗戦五ヶ國との協和條約を締結し、その後独、奥、日本との協和を講ずることとなつた。そして四六年十一月十二日のニューヨーク外相會議では四七年三月十日からモスクワで米、英、ソ、佛四國外相會議を開き、ここで対独、協和條約案を処理する決定が發表になつたので、日本との協和問題より一足先に對独、協和が議せられる段取りが明かになつたのである。  
**對独協和に關する討議** はこのモスクワ會議が最初ではなく、最初の外相會議だつたロンドン外相會議（四五年九月）次いでパリ外相會議（四六年六月）でも討議され、各國に意見の統一の一致は見なかつたとはいへ、ドイツ占領四國の腹案が次第に明かになり、漸次ドイツ問題がクロス・アップされて来た。三月十日からのモスクワ外相會議ではこれらの問題が四國外相に四つに取組まれて何らかの決定を見ねばならないが、この問題こそドイツの國際的地位から見て欧州平和全般の眼目となるので、先に締結を見たイタリヤなど敗戦五國との協和問題と比べてはるかに重大複雑で、モスクワ會議は渡難にとりものとなつた。  
**ドイツとの協和條約を締結する上に先ず解**

決されねばならぬ問題、協和條約締結の基礎となる問題が非常に多いが、それは大別すると以下のものとなりモスクワ會議の主眼でもつた。  
**ドイツ統一問題** ドイツはボツダム協定の結果米、英、佛、ソ四ヶ國の分占領統治地帯に分けられているが、これでは無相協せず経済上、政治上多くの支障があり、また占領國の負担も少くなるので四國とも何らかの形における統一には大体意見が一致している。しかしこの統一方式において米、英のドイツ連邦案、ソ連の中央政府案、佛の自治國家分劃案などに分れている。  
**米英の連邦化案** 強力に中央集權化されたドイツは再び全体主義的な國になる危険があるのでドイツを平和的、民主的な國たらしめ、しかもドイツを経済的に復興せしめるには米國のような連邦制（十か十一の）にするのがよい。  
**ソ連の中央政府案** モロトフ、ソ連外相が四六年七月パリ外相會議で述べたもので、ドイツを幾つかの自治國家に分けたり（佛案）連邦にしたり（米、英案）またはルール地方をドイツから分離するなどの案があるがルールを失つたドイツは獨立國として立ちゆけない、ソ連はドイツを破壊せず、民主的な平和國家とするため將來のドイツ政府樹立の前提として中央行政機關を設置することを主



【フランス案】ドイツが政治的に強く統一され、その産業が全国的に組織される場合フランスの保全に支障を來すので、連邦化、中央集権化には何れも不賛成で、ドイツを各州に分け各州ごとに自治を行う自治國家分劃を叫び、特にルール地方、ザール、ラインランドのフランス併合、或は國際管理を要求し、これらをドイツ統一の條件としてゐる

賠償問題 ポツダム協定によればドイツからの賠償は本國の産業施設の撤去と在外資産によつてのみ取立てることになつており、すでに一部撤去中だが、この見解を捨てない米英に對しソ連はドイツ産業の新規生産品による賠償を要求している、もし新規生産品による賠償を取立てることになればドイツにそれを支拂えるだけの産業施設を許さねばならず、そうなるにドイツが再び準備し得る程度の産業力を復活させるかも知れず、したがつてドイツ弱さを根本方針とするフランスもまた米、英も、ソ連の要求には反対する、ソ連はすでにソ連の占領地帯でも産業施設のみになく新規生産品を自國に送つており、これらはソ連自体の賠償物件と主張し、米、英は自國の占領地帯ではドイツ經濟再建上、全般的に賠償問題の処理が解決されない以前に生産品の輸出を管理している、ルール工業地帯の問題にせよ各國間に目録の相違がある

國境問題 フランスはザール地域の併合とラインランド、ルール地域は國際管理すべきを要求しており、これについてはフランスが他の賠償要求で譲歩する必要ありとされてゐるが、オーデル、ナイゼン河東岸のポーランドへの割譲は、すでにポーランドは多数住民をここに移し開墾に乗り出して、ソ連、ポーランドはポツダム協定によるもので当然ポーランド領たるべしというに反し、米國はこの地域のポーランド譲渡は最終的に決定されたものでないと主張している、さらに独、英、佛は三七年のオーストリア國境線への回復を英、佛が主張、チェッコはミュンヘン協定の阻止など新國境への修正を自由有利としめんとしてスデーテン西北部を要求、ユーゴまたオーストリア領カリンシヤ地方の大部とステイリヤ地方の一部を自國領にするよう要求しており、オランダはアーヘンやエンスメリヒを、ベルギー、ルクセンブルグはその國境に接する工業地帯をそれぞれ要求して四大大國がどの程度にこれらを入れるかが問題で、新國境の設定は最難点の一つである

非ナチ化、非武裝化問題 ドイツを徹底的に非武裝化し、ナチを根絶しようという案については各國とも意見は一致しているが、そのやり方では相當なるものがある、パリス近米國務長官は在任当時對四十七年非

武裝化案を発表し、當時ソ連モロトフ外相もこれに賛成しているが、二月末締結を見た英、佛同盟は將來ドイツの據頭に備えようとするもので、これが英、ソ、佛の三國に米國をも含めたドイツの非軍事化を保障する四國同盟條約締結へ進展する可能性もあつて、微妙な動きを見せるものと思われる

次にオーストリア問題について考へて見ると、これは比較的簡單で、ロンドン外相代理會議ですべて草案の土台も出來てゐるので、波瀾なく草案を作成するにいたるものと思われる

モスクワ會議開會

モスクワ四國外相會議の内容の中會議の大要と三月十日から十五日までに討論されたものの決定を見た主要問題はほゞ以下のようである

會議場はモスクワ郊外レニングラード街の航空工業會館、四國代表は米國マーシャル國務長官以下八十四名、ソ連モロトフ外相以下英國ベツ、ソ、外相以下數名、佛國ビドー外相以下八十名という陣容、第一日はモロトフ外相議長となり開會、自後議長は四國外相の持廻りとなつた

【四國會議提出】會議には討論の基礎となる以下の四つの報告書が提出された(一)オーストリア平和條約草案(二)外相代理會議で土台は完成されたもの(三)ドイツ平和條約草案

方式(代理會議ではついに意見の一致を見ることが出来なかつたもの(三)中、小連台國の對德要求(外相代理會議に四大大國以外の連台國からドイツ平和條約に關し提出した要求をまとめたもの(四)ドイツ占領地報告書(一)ドイツ四ヶ國占領地区の終戦以來一九四七年二月までの管理状況につきヘルリンの四ヶ國管理理事會が作成したもの

中國問題上程さる 十日開會場頭にモロトフ、ソ連代表が緊急動議を提出、外相會議において複雑な中國問題を討論すべしと要求した、これは中國問題を一九四五年のモスクワ三國外相會議で意見一致した中國への内政不干渉、中國の統一と民主化助成などのコーパスに對して討論さるべしとしたもので、マーシャル米代表は、反対ではないが一日考慮したいと述べ、十一日重ねてこの問題が討論された、この結果中國問題は正式議題としてではなく、外相會議とは別個に中國情勢に關する非公式討論を行い、その結果は宣言の形をとらなうとすることに意見の一致を見た、正式討論とせよとのモロトフ、ソ連代表の提案が否決されマーシャル、米代表の非公式會議案がビドー(佛)、ベツ、ソ、代表の賛成により採択されたもので、さらに中國代表の参加を不要としたモロトフ代表も中國代表の参加も認め、この問題は一應解決を見たが中國自体はおさまらず、國民政府外交部は十

四日モスクワ會議の非公式會議における中國問題の討論には中國は反対で、中國政府は代表をモスクワに派遣しない旨の通告を米、英、ソ三國政府に送附したと発表、中國の世論も中國の主權を傷つけるものとして反対した、なお十六日には米代表は三月一九四五年取極めた範圍内で中國情勢に關する情報交換には關するが、その他の問題を討論することは反対するとの正式意向を表明し、中國問題は紛糾を見た

プロシヤの永久的解消 プロシヤの解消はすでに實際上は技術的に実行に移されてゐたものが十日の外相會議初日に各代表團にこれが再確認され、ドイツ軍國主義の温床をなすプロシヤを永久に解体、清算することに意見一致した

ルール國際管理 十二日の會議でモロトフ、ソ連代表よりルール地方を國際管理すべきであるとして主張し、同時にソ連もその管理に参加すべきを要求、マーシャル米、ビドー佛代表がこれに同意、この原則が決定した

非武裝化討論 十三日の會議でドイツの非ナチ化、非武裝化に關して米、ソ、代表團で討論、マーシャル米代表がベルリンの管理理事會の下にドイツ自体の機関で行われる四國占領地共通の非ナチ化法を作るべしとし、非ナチ化に對しソ連の協力が不足だとするに對し、モロトフ、ソ連代表は、米占領地域内の

非ナチ化は進行していないと反対、ドイツの民主的政黨ならびに自由な労働組合は米、ソ、英の基礎において組織する権利が許さるべきだ、と提案し、ドイツの非ナチ化、非武裝化問題の審議が活発に討論された

パリ平和會議

對歐洲五ヶ國調和條約

イタリヤ、ハンガリー、ブルガリヤ、ルーマニヤ、フィンランドなど旧枢軸關係五ヶ國と聯軍連合國間二十一ヶ國との平和條約を締結するパリ平和會議は一九四六年(昭和廿一年)七月廿九日からフランス首都パリのルクサンブル宮殿で各國代表參集の上、開會し、二ヶ月半にわたつて幾多困難な問題を解決して十月十五日閉會した、今次大戦後最初の平和會議で注目を浴びた

方式 この條約案は一九四五年十二月のモスクワ會議に上程され、つづいて第二次、第二次パリ外相會議で討論の上、この平和會議が生れた、そしてこれはさらにニューヨークで開かれた四大大國外相會議にかけられた上、四七年の二月十日にパリで開かれたもので、會議そのものは二ヶ月半であつたが、具体化してから効力発生までには実に十四ヶ月の長時日を要した

特徴 前大戦後のヴェルサイユ會議の屬合は關係諸國の代表が一堂に會して平和條約



の起草に当つたが今回の場合は米、英、佛、ソ連、佛、中國、瀋州、ベルギー、白ロシア、ブラジル、ギリシャ、オランダ、インド、カナダ、ニューシールランド、ノルウェー、ポランド、ウクライナ、チェコスロヴァキヤ、エチオピア、ユーゴスラヴィヤ、南阿フリカ、イタリヤなど敗戦五ヶ國の代表も會議の席上招かれて自國の立場を一層述べざるを得ないと思はれた。

代表 參加連合國は二十一ヶ國(米、英、ソ連、佛、中國、瀋州、ベルギー、白ロシア、ブラジル、ギリシャ、オランダ、インド、カナダ、ニューシールランド、ノルウェー、ポランド、ウクライナ、チェコスロヴァキヤ、エチオピア、ユーゴスラヴィヤ、南阿フリカ)で、イタリヤなど敗戦五ヶ國の代表も會議の席上招かれて自國の立場を一層述べざるを得ないと思はれた。

各國代表の総勢は千五百名に上つたといわれ、ソ連側が約三百名、米國が二百名、ユーゴが二百名等の大人數、チェッコの六十名、フランスの卅二名が小人數の部類であつた。米國はパインズ國務長官、英國はベヴィン外相、ソ連はモロトフ外相、フランスはビドー首相、相繼外相が首席代表となり、ビドー首相が最初の議長として開會の幕を述べ、引つづき條約草案に対する各國の提案による二百五項目の報告とともに條約草案を審議した。

分科委員會 附屬項目は極めて多く、關

係國も多かつたので、敗戦國別に條約委員會を構成し審議したほか、さらに当該國と戰爭状態にあつた國と四ヶ國の委員をもつて十一の分科委員會が五ヶ國關係に構成され、政治、領土、經濟、一般軍事委員會がそれぞれ活動を開始し、本會議前の各種問題を処理した。

議決方式 各議案の議決方式については會議開始から各代表團に豫論が交され三分の二多數決制にするか、普通の過半数多數決で行くかの議論が八日間わたつて続けられ、三分の二多數決が主張し、多數決案は小國代表團が主張して最初の対立となつたが、なかなか解決しそらなかつたので英國が妥協案を提出した、それは平和條約に対する勸告案を三分の二多數決制によつて採択されたものと、普通の多數決制で採択されたものとの二本連にするといふのであつたが表決の結果十五國對五でソ連側の反対が敗れ、この英國案が通過した、この反対投票五國はソ連、ポランド、白蘭、ウクライナ、チェッコ、ユーゴの五ヶ國でこれにはなくもソ連プロトコル五ヶ國が公けに明白となり、この多數は自後の會議にいつも米英佛と対立する宿命となつた。

成果 多くの成果があつたが大ざつぱりに見ると、敗戦五ヶ國が支拂うべき賠償總額は十三億五千万と決定したが、イタリヤの賠償支拂額は最終表決で合計三億二千五百万

と決められたものの、ソ連はこれについて十一月のニューヨーク外相會議でさらに論争する権利を保留した、一方ブルガリヤの賠償支拂額はパリ外相會議では決められていなかったがこの會議でギリシャ、ユーゴ兩國に總額一億二千五百万を折半支拂うことが決定され(賠償金額の訂正はニューヨーク外相會議の項参照)領土、賠償、兵力の三項目はその大部分が原案どおり、或は原案に近く修正採択された。

難問題 平和會議で意見対立のまま表決の結果採択されたものもあり、遂に否決された外相會議に持ち越されたものもあつた。

対ブルガリヤ條約草案第一條のブルガリヤとギリシャの國境線劃定を四二年一月一日現在の狀態に復歸するという原案は予想を裏切つて否決され、また第一次パリ外相會議以來最大係争の焦点となつていた伊、ユ國境線劃定とトリエスタの國際化案、バルカン半島に對するドナウ河航行の自由承認案、イタリヤをはじめバルカン諸國に對する條約調印後の最嚴密の取締りの條約挿入などは採択されたとはいへ各問題に深刻な意見の対立を見た。

伊・ユ國境問題は ユーゴがソ連プロトコル支援の下に絶対反対を主張し、遂に會議脱退の勢に出た。

トリエスタ國際化案 については米、英、ソ連案が対立し、米、英案によれば(一)

國際連合安保理事會の管理下にトリエスタ自由地域の行政機關を設置する(二)その總督の任命を安保理事會が行い、同總督に同地域の主權を委任するといふにあつたが、一方ソ連案によると(一)人民議會の選挙を施行して立法、行政權を議會に集中して(二)同地域にある外國軍隊を條約締結の日から三ヶ月以内に撤退せしめて自由地域の非軍事化を図る、といふにあつた、そこでもみにもんだ結果佛國修正案がソ連の反対を押し切つて採択され(一)普通選挙による國民議會と行政安保理事會を設置し(二)議會と安保理事會の權限を安保理事會の任命する總督に委任(三)安保理事會の認定する兵力を除いて自由地域を非軍事化するといふことになつた。

ドナウ河をめぐる対立は 全面的自由航行を原則とし、その管理を國際機關に委ねよと主張する米、英と、自由航行權はこれをドナウ河沿岸諸國に一任すべしとするソ連の対立で、結局ドナウ河沿岸諸國と四ヶ國からなるドナウ國際會議と國連經濟社會理事會のウィーン會議によつて決定されるべしと云ふ佛國協案が採択された。

以上のように軍大問題の幾つかは平和會議本會議では一應解決された形となつたが、米英佛とソ連間に完全な意見の一致を見たものでなく、十月十四日の最終會議ではモロトフソ連代表はトリエスタ、ドナウなどの問題に

關しソ連側の反対する方式が採択されたことに不満の意を表明しており、十五日の閉會に當つてはユーゴが會議から脱退を表明、離間の根本解決は實質的にはさらに外相會議の最終的努力に持ち越されたが、ともかくもパリ平和會議は結局に終了した。

關印 五ヶ國條約草案はかつてニューヨークにおける米、英、ソ、佛四ヶ國外相會議(別項参照)へ引継がれ、外相會議で最終的仕上げとなつたが、この外相會議終了後四七年一月廿六日米英佛がパインズ國務長官の名でこのときすでに國務長官マーシャル元帥になつていたが、パインズ氏がこの條約締結の責任者であつたので、關印を終え、つづいて四七年一月卅日にはソ連モロトフ外相が關印し、二月三日英國も關印し、二月十日パリに廿一ヶ國代表と敗戦五ヶ國代表が參集、歴史的な合同關印式が挙行された、ユーゴ、イタリヤ兩國は対イタリヤ條約に不満で關印を拒否するのではないかと見られていたが、全代表とも全條約に關印を終え、ここにパリ平和會議の最終案である歐洲敗戦五ヶ國の議和條約が締結され、米、英、ソ三國の批准をまつて正式に発効された。

對五ヶ國議和條約の大要以下のようである(條約全文ではない、條約草案と草案の改訂されたものを勘案して、條約内容として大體の骨子を入れた)。

◆對イタリヤ條約◆

【關印國】米、ソ、英、中國、佛、瀋州、ベルギー、白ロシア、ブラジル、カナダ、チェッコ、スロヴァキヤ、エチオピア、ギリシャ、インド、オランダ、ニューシールランド、ポランド、ウクライナ、南阿、ユーゴスラヴィヤ(二十ヶ國) 【発効期日】米、英、ソ、佛四ヶ國の批准書寄託により発効する【保管國】フランス政府

條約内容(一)イタリヤは本議和條約のほか連合國のルーマニヤ、ブルガリヤ、フィンランド、ハンガリーに對する議和條約ならびにオーストリア、ドイツ、日本に關し連合國に成立した取極めを承認する(二)イタリヤ陸軍の兵力は十八万五千名に制限、別に六万五千の憲兵を認める、海軍力は旧式艦艇ドリアおよびデューリオを含む総トン數六万七千五百四十トンを認め潜水艦の保有を禁ず、空軍は戦闘機および偵察機二百機、輸送機および練習機百五十機に制限する、水兵ならびに航空兵は合計二万五千に制限する(三)イタリヤはアフリカの植民地リビア、エリトリア、ソマリランドに對する主權を放棄し、この植民地の將來の管理については議和條約発効後一年以内に外務理事會を構成する米、英、ソ、佛四ヶ國によつて決定される(四)イタ



リヤはフランス西部國境アルプス地帯アンダ  
ブリゲ地区をフランスに割譲する、但しこの  
地帯の水力發電に限り利用し得る、ユーゴ  
は併提案のイ・ユ新國境線以東の全地域(ヴェ  
ネチヤ・シュリヤ地方の五分の三)の割譲を  
受け、加ふるにアドリア海沿岸のサラ市と下  
リエスト附近の島嶼を獲得する、トリエスト  
およびその周辺地区は國際管理による自治地  
域とする(五)イタリヤはギリシヤにドデカ  
ネーゼ諸島を返還し、同島群中の英國軍部隊  
は本條約批准後九十日以内に撤収する(六)  
イタリヤはアルバニアおよびエチオピアに對  
する領權と中國における商業利權を放棄する  
(七)イタリヤはエチオピアの獨立を承認す  
る(八)一九三九年より一九四三年にいたる  
間アルバニアとの間に結ばれた一切の取極め  
は無効とする(九)イタリヤはソ連に對し七  
年間に米貨一億、ユーゴに二億二千五百  
万、ギリシヤに二億五百万、エチオピアに  
二千五百万、アルバニアに五百万、合計三  
億六千万を賠償として支拂う(十)イタリ  
ヤは平和條約発効の翌日より連合國に對し無  
條件無保留降参を認める(十一)イタリヤは條  
約調印とともに國際連合へ加入申請が出来る

◆対ブルガリヤ條約◆

【調印國】米、ソ、英、漢州、白ロシヤ、チエ  
ッコ、ギリシヤ、インド、ニューシラランド  
ウクライナ、南阿、ユーゴ(十二ヶ國)【発  
効期日】

効期日】米、英、ソ三ヶ國の批准書寄託によ  
り発効する【保管國】ソ連政府

【條約内容】(一)ブルガリヤの國境線は変更  
せず(二)ブルガリヤに對し國境守備隊を含  
む陸軍五萬五千、高射砲隊一千八百、海軍兵  
力三千五百、艦隊七千二百五十ト、空軍五千  
二百、航空機九十機(但し戰艦機はその中七  
十機以内とする)の保有を認む(三)ブルガリ  
ヤはユーゴおよびギリシヤに與えた損害に  
對し賠償の責を負うが、ブルガリヤがドイツ  
に對し宣戰した事實を考慮し、ユーゴ、ギリ  
シヤへの賠償はこれら兩國に與えた損害の全  
部にわたる必要な損害の一部に對し支拂は  
足りるものとし、ユーゴに二千五百万、  
ギリシヤに四千五百万、合計七千万を支拂  
う(四)ドナウ河航行に關しては航行權、港  
灣權および商業上の船舶航行條件は各國平等  
にして、一切の國籍人、商船、商貨を問はず  
自由に公開されるべし

◆対フィンランド條約◆

【調印國】ソ連、英、漢、白ロシヤ、カナダ  
チエッコ、インド、ニューシラランド、ウク  
ライナ、南阿(十ヶ國)【發効期日】ソ連、  
英國國の批准書寄託により發効する【保管國】  
ソ連政府

【條約内容】(一)フィンランドの國境は一九  
四一年一月一日の線とする、但しベツタモ縣  
をソ連に返還する(二)ソ連は一九四〇年三月

國境線開闢、航空隊、河川巡警隊など兵力  
總計六萬五千を保有し、航空隊は總數九十機  
とし、うち七十機以内を戰艦機とし、航空隊  
兵員は最大五千人を認める(三)連合國軍  
は條約調印後九十日以内にハンガリーより撤  
兵する(四)ハンガリーの國境線は戰前に復  
歸する、すなわち一九四〇年八月卅日のウイ  
ーン協定は無効とし三八年一月一日のハンガ  
リー、ルーマニア國境線を復活、ナチスの歐  
州領土再分割によつてつけられたトランシルヴァ  
ニア地方の二分の一をルーマニアに返還する  
オーストリア、ユーゴとの國境は三八年一  
月一日存在した線とする(五)ハンガリーと  
ソ連の國境およびこの兩國とチエッコとの國  
境は三九年一月一日に存在した線に復歸する  
(六)ドナウ河航行に關しては航行權、港灣  
權および商業上の船舶航行條件は各國平等に  
して、一切の國籍人、商船、商貨を問はず如  
何なる國に對しても自由に公開されるべし

◆対ルーマニア條約◆

【調印國】米、ソ、英、漢州、白ロシヤ、カ  
ナダ、チエッコ、インド、ニューシラランド、  
ウクライナ、南阿(十一ヶ國)【發効期日】米、  
ソ、英三ヶ國の批准書寄託により發効する  
【保管國】ソ連政府

【條約内容】(一)ルーマニアの國境線は一  
九四一年一月一日當時の状態に復歸する、但

しルーマニア、ハンガリー國境は三八年二月  
一日の状態を回復する、したがつてソ連、ル  
ーマニア國境は四〇年六月廿八日のソ、露協  
定および四五年六月廿九日のソ、チエッコ協  
定の定めるところに従うものとす(二)ル  
ーマニアは國際連合參加國の利益のために行動  
し、またはこれに同情的態度をとつたため、  
あるいは人種上の理由をもつて拘禁された人  
民に對し國籍、市民權の如何を問はず、休戰  
條約に基いてそれを釈放する權をとり、差  
別的立法を撤除する、ルーマニアはこれらの  
權を完全に履行する責任を有し、將來同様  
な差別的行動に出ないことを約束(三)ル  
ーマニアは叛逆者および對協助力者を逮捕して  
これが裁判のために罪人を招請する(四)ル  
ーマニアは本條約締結とともにハンガリ  
ー、ブルガリヤおよびフィンランドとの完全  
な平和關係を承認し、オーストリア、ドイツ  
および日本につきすでに締結され、または今  
後締結されるべき平和回復のための協定もしく  
は取極めを承認する(五)ルーマニアの保有  
する兵力は國境守備隊を含んで十二萬名、高  
射砲隊五千名、艦隊五千名、艦艇二萬五千ト、  
空軍八千三百、航空機百五十機に限定される  
(六)ルーマニアは戰爭状態によつて受けた  
國際關係の被害につき政府または國民の名に  
よる如何なる關係連合國に對する要求もこれ  
を放棄する、また連合國當局によりルーマニ

十二日ソ芬議和條約中で協定したハンガ半島  
租借權の廢止を承認する(三)フィンランド  
はソ連に對し一ヶ年租借金額五百萬フィンラ  
ンド・マルクの割合で向う五十年貸與の  
正式條件によりボーカー・ウッド地区のソ連  
海軍基地建設に必要な陸路および水路の使用  
を承認したことを承認する(四)フィンラン  
ドは陸軍總兵力三萬四千四百、海軍四千五百  
艦艇保有ト數一萬、航空兵、予備兵を含め  
て三千、航空機總數六十機の保有を認む(五)  
フィンランドはソ連に與えた損害を賠償する  
但しフィンランドはドイツに宣戰し、フィン  
ランドよりの獨軍部隊撤収に協力したことを  
考慮して對ソ賠償額を米貨三億に限り、こ  
れを向う八ヶ年賦として商貨をもつて支拂  
う(六)フィンランドは連合國ドイツ管理理  
事會が國內のドイツ資產全部のソ連向け撤去  
の權利をソ連に與えたことを承認する(七)フ  
ィンランドは自國民に對し人種および基本的  
自由を保障するに必要な一切の權限を購する

◆対ハンガリー條約◆

【調印國】米、ソ、英、漢州、白ロシヤ、カ  
ナダ、チエッコ、インド、ニューシララン  
ド、ウクライナ、南阿、ユーゴ(十二ヶ國)【  
發効期日】ソ、米、英三ヶ國の批准書寄託  
により發効する【保管國】ソ連政府

【條約内容】(一)ハンガリーは總額米貨三億  
の賠償を連合國に支拂う(二)ハンガリーは

ヤ國內で發行された連合國軍票についてはル  
ーマニア政府が全て責任を負う、ルーマニア  
は十八ヶ月以内に外國貿易に關する連合國と  
の協議を開始する(七)本條約調印後九  
十日以内に連合國軍はすべてルーマニアから  
撤退する、但しソ連はオーストリアにあるソ  
連軍との交通連絡線を維持するためルーマニ  
ヤ領内に軍隊を留める權利を保留する(八)ル  
ーマニアはソ連との國境にある北プロウイナ  
およびベツサラツィヤ地方をソ連に返還する  
(九)ルーマニアはソ連に對し商貨による米  
貨三億の賠償を支拂う(十)ドナウ河航行  
に關してはその航行權、港灣權および商業上  
の船舶航行條件は各國平等にして一切の國籍  
人、商船、商貨を問はず自由に公開されるべし

対日講和條約問題

連合國側から日本との講和條約締結に關し  
て初めて具體的意向として表明されたのは一  
九四六年二月八日、ときの米國務長官パー  
ズ氏のワシントンでの新聞記者團との次の会  
見談であった  
「イタリヤその他の旧敵對國との講和條  
約が締結されたら米國は直ちに日、独兩國と  
の講和條約を締結する計画である、日、独兩  
國との講和條約は今後十二ヶ月ないし十八ヶ  
月内に締結されることを期待するのは不當の



希望ではない」といふのであつたが、この十二ヶ月ないし十八ヶ月は四七年の二月ないし八月の頃と計算され、當時対日講和條約の締結は案外早く来るものと期待された。

日本は終戦後三年を迎えたが、日本國民の最大の關心は何としてもこの講和條約がいつ結ばれるかの問題である、新日本の一切の進路もこれなくては足が地につかないわけだ、講和條約への課讀は國民をあけての待望となつてゐる、したがつてこの條約をめぐる時期、内容、手づきなどが關心の中心となるわけだが、これは四七年二月開印(別記)されたイタリヤ、ブルガリヤ、フィンランド、ハンガリー、ルーマニアの敗戦五ヶ國と連合國との講和條約や、対独交際は対講和條約締結問題とも関連があり、また連合國の態度如何により決められるもので、敵國たる日本側には何らの發言権がなく、

パインズ長官について対日條約について連合國から論及された事實はアイゼンハウワー米參謀總長の談話だつた、マ元帥は向しく六年の二月十九日記者團に対し「日本は現在中央政府が存在してゐるので講和條約締結に當つては極めて有利である、この点中央政府を待たず、灰じんの中から万事再建せねばならぬ立場にあるドイツとは格段の差がある」と語り、ドイツとの講和條約よりも日本との講和條約の方が簡單であり、時期的にもあるいは早いのではないかという期待する興えたのであつた

対日條約はドイツあるいはオーストリヤとの條約締結後でなければならぬという畏れは何もないのであるが、これとの関連性は四六年の十一月十二月ニューヨークで開議された米、英、佛、ソ四國の外相會議で明かになり、対独講和條約問題が先ず討議され、対日講和條約は対独條約の進行過程に準備され討議の対象となることが明かされた、四七年一月ロンドンで四國外相代理會議が、つづいて三月十日からモスクワで四國外相會議が開かれ、これらの會議では対独、講和條約問題が討議されたが、このモスクワ會議に對日平和に関する問題も上程されると発表され、ここに對日講和の問題が初めて公式に取り上げられることになつた

對日講和條約締結の時期については以上のよきな見極めにより四七年中あるいは來年早中には出来ると思ふ人も多いが、いづれも早なる想像は過ぎず、ただ一九四七年中には非常な進展を見るというだけではいられない、なお對日講和條約會議開催についての決定は現に對日管理國である米、英、ソ、華四ヶ國の外相會議で準備起置され、對日講和を遂行したその他の連合國(佛、カナダ、澳、オランダ、ニューシールランド、インド、フィリピン)すなわち極東委員會を構成する十一ヶ國

同盟・協定

代表による太平洋會議ともいへべき會議で決定されるものと解され、その方法はイタリヤその他敗戦五ヶ國と連合國廿一ヶ國との條約締結あるいは独、澳との條約締結の場合と同じ方式がとられるものであつた

米英軍事條約 について英共黨機關紙デーリー・ワーカーは一九四六年十二月一日左の通り報じた

右條約交渉はキング、カナダ首相の提唱で本年五月以來つづけられ種目はリー米大統領郵書のロンドン訪問とモントゴメリー元帥の訪米によつてつづられた、條約の主要点は戦争の場米國は武器を供給し英國は軍隊を供給する、英國の軍事秘密は米國に與えられ米國は英、ニューシールランド、カナダを基地ならびに武器の供給源として利用する

ただし米國官邸はかかる秘密條約の存在を否定したとつたえられた

米蘇通商條約 四六年十一月四日南京

で調印された、條約期限は五ヶ年、内容は米國ならびに米商社が中國で受けているのと同等の待遇を米國における中國人および中國商社が受ける互惠協定である

ソ連・ノルウェー(スピッツベルゲン)共同防衛四七年一月十四日成立

ソ連・アルゼンティン通商協定四六年十二月七日成立

ソ連・スウェーデン通商協定四六年十月六日成立

ソ連・デンマーク通商協定四六年八月十七日成立

ソ・芬貿易協定四六年五月三日成立

英・佛同盟 四七年一月十五日ブルム佛首相兼外相はロンドンでアトトリ英首相と會議、意見一致の結果、英佛同盟條約は三月四日、兩國にとつて忘れ難い対独戦の古戦場ダンケルクで調印された、條約は前文と本文六ヶ條から成り、ドイツの侵略を防ぐことを主眼として、兩國の密接な経済的提携を約したもので、往目すべきは有効期間を五十年とされたことである

英・ソ同盟の再確認 四七年一月十九日英國政府はモスクワ駐在ヒーターソン大使を通じて四二年締結の英・ソ同盟はなお有効であると通告したところ同月廿三日スターリン首相もこれを再確認する旨の覺書にペーウィン英外相へ送つた

英・ソ同盟改訂申入れ モスクワ外相會議出席中のペーウィン英外相は四七年三月十九日スターリン首相に書簡を送り、モスクワにおいて同條約の改訂交渉を開始したい旨申入れた、内容は次の通り(一)英佛は英ソ同盟條約の改訂問題について交渉を開始する用意がある(二)ソウエイト政府は條約改訂に關する英ソ會議をどのような形で開始したいと考ふるか回答された

英・佛金融協定 四六年十一月六日締結

フランスの對英賠償支拂協定を規定した

英・ソ通商予備協定四六年十月廿八日成立

英・アルゼンティン通商協定四六年九月十六日成立

英・佛・波友好條約四六年六月廿七日成立

英・佛・澳貿易協定四六年十一月八日成立

英・佛・伊通商協定四六年十二月廿二日成立

英・ハンガリー通商協定四六年十一月九日成立

國際補償協定 四六年十二月三日國際補償會議參加國によつて調印された

ブレトン・ウッズ協定 四四年七月一日米國ニューハンプシャー州ブレトン・ウッズで開かれた連合國の國際通貨會議で戰後の國際通貨金融機構について米國のホワイト案と英國のケインズ案を中心に論議の結果、米國の提議が認められて成立した、内容は参加四十四ヶ國の出資で國際通貨基金と國際復興開發

米の對外借款

米國は戦後の復興工作に苦しんでゐる諸國へ巨額の借款を供與したがその主なるものはつぎの通りであつた

▽對英借款 一九四五年末から米英兩國政府の間で交渉をつづけていたが四六年七月成



立した、金額は卅七億五千万で英國はこれ  
を資金として重要産業の國有化をはじめ復興  
借款に乗り出すことになった  
▽対佛借款 四六年三月フランス政界の長老  
ブルム氏は特派使節となつて渡米、対佛借款  
について交渉の結果、同年五月末十三億七千  
万の契約が成立  
▽対伊借款 四七年一月はじめからカスベリ  
イタリヤ首相は渡米、対伊借款に奔走した結  
果、同月十四日米國輸出銀行はイタリヤに  
一億のクレディットを供與する旨を発表  
▽対独借款 ドイツ産物復興のためのクレデ  
ィット供與はドイツの米軍政務と米國復興金  
融会社との間に協定が締結され米政府もこれ  
を承認したといわれ近く米英占領地帯にクレ  
ディットが供與される——四七年一月廿三  
日の共同電報は報じた

### 各國のインフレ対策

ハンガリー のインフレは世界未曾有と  
いつてよく人の知る前大戦後のドイツのそれ  
もこれに比べれば小さいものであつた、四  
六年八月に新通貨フロリンが發行されたがそ  
の旧ペングとの交換率は一フロリンに対して  
ペングは四に丸を二十九つけた文字通りの天  
文学的数字であつた、かくて八月一日を朝し  
一朝にして急轉し前後までの形容できないほ  
どのインフレが翌朝は極端なデフレに變り、

### 王制廃止の流行

大戦後民主主義風潮の昂揚とともに歐洲諸

ブダペストに鵜飼、油脂、果物、野菜が奇跡  
のよりにあらわれ、公定價格あるいはそれ以  
下で競々賣り出され市場は一夜でもつ飛び  
街には一九三〇年代はじめころの遠く忘れ去  
られていた日があみかえつた  
ドイツ のインフレを防ぐため四六年十  
一月米、英、佛、ソ四國政府はいわゆる「独  
インフレ防止案」を討議した  
フランス インフレもますます激化の一  
途をたどり四七年初めにはドルの相場が三  
百七十五フラン(平價百二十フラン)に暴騰  
した、この情勢に對照して政治休戦により成  
立したブルム緊需内閣は危機突破策を案  
表、政府の支出を千五百億フラン方削減した、  
議出削減の主な項目はミルクおよびパンに對  
する以外の一切の政府補助の廃止、軍事費二  
分の一削減、官吏で五万名整理などである、  
一方五割の物價切下げ案を断行することとし  
各縣知事を招集、價格引下げを行わぬ商品  
の没收を命じた、その結果、穀物、ぶどう酒  
は出廻り、蘭ドルは三百四十五フランに下落  
して一割の成功を示した、また官吏組合は俸  
給五割切下げと官吏整理による人員不足を  
補うため四十時間労働を四十八時間労働とす  
ることとした

國では王制廃止を行うものが多くなつた、そ  
の情勢はつぎの通りである  
【イタリヤ】一九四六年六月二日國民投票を  
行つて王制を廃止して共和制をとることに  
なつた、ただしこれよりさき國王エマヌエー  
レ三世は王妃を同伴してエジプトへ亡命して  
おり皇太子ウンベルト二世が皇位についてい  
たがこれもあつさり引退した  
【ユーゴスラヴィヤ】四五年十一月廿九日  
の議會で共和制をとることに決定、翌四六年  
二月新憲法を制定してチトー元帥が大統領に  
なつた  
【アルバニア】三九年イタリヤ軍が侵入と  
ともに國王ゾグーはロンドンに亡命してい  
たが四六年一月十一日共和制をとることに  
決定  
【ハンガリー】四六年二月一日共和制をとる  
ことに決定、初代大統領にソルタン・チルデ  
イが選ばれた、ただし以前から國王はなく攝  
政にホルティ提督がついてた  
【ブルガリヤ】四六年五月九日國民投票を行  
つて共和制をとり初代大統領にディミトロフ  
氏が選ばれた  
右のように共和制採用の波に反して  
【ギリシヤ】では四六年九月一日國民投票を  
行つた結果、王制復辟に決定し、ロンドンに  
亡命していたゲオルギオス二世はアテネへ歸  
つた

### 共産主義の拡大防止

米大統領、議會へ重大要請

トルーマン米大統領は一九四七年三月十二  
日の上下両院合同特別會議で外交政策に關す  
る演説を行い、西歐、中東方面に對する米國  
の新方針を明かにしラシオとテレビジョン  
で全米に傳えられた、トルーマン大統領は共  
産主義の拡大に對する西歐民主主義諸國の防  
壁としてのギリシヤ、トルコへの援助を明か  
し、四億の借款供與と西歐から要求する  
場合は米國の民間人と軍人を西歐諸國として  
派遣する権限を大統領に附與されたいと要請  
した、これら派遣員は軍需の仕事をする米  
國の供與する財政上と物質上の援助の使途を  
監視する任に當るものであるとしている  
またソ連の名は別にあげなかつたが、一群  
の國民はその意思に反して「全体主義政  
体」を強制されているとしてその方針を公然  
と非難し、共産主義者たちはギリシヤの存立  
さえ脅かすテロ行為を指導しつゝありギリシ  
ヤ政府にはこの事態を收拾する力がない、民  
主主義はギリシヤで生き残るためには米國が  
援助の手をさしねばならぬと力説した、  
トルコ問題にも言及し独立させる経済的に健全  
な國家としてのトルコはギリシヤの將來と同  
様世界の自由を愛する國民にとり極めて重要

であり、トルコも米國の援助を必要とする  
と聲明した、さらにトルーマン大統領はポー  
ランド、ルーマニア、ブルガリヤ各國のヤルタ協  
定無視の行動に言及して「全体主義政府の侵  
略行爲」を痛烈に非難した(演説内容詳細は  
昭和廿二年三月十四日附毎日新聞紙上參照)

### チャーチル前首相の演説

チャーチル前首相は一九四六年三月五日  
米國ミソリー州の小部会フルトンで演説「ス  
テッティンからトリエストまで鉄のカーテン  
がはられた」と述べて、ソ連の膨張主義を取  
撃、世界を敵うソ連の影に對抗すべく英  
米は提携すべしと述べて大反響を呼んだ

### パインズ米國務長官の スワットガルト聲明

(四六年九月六日)米政府の対独政策がはじ  
めて具体的に述べられた、その骨子はドイツ  
の経済的統一の必要と、非中央集権的連邦制  
の樹立であり、独國民に多大の反響を呼んだ

### 中國の國共紛争

政治協商會議 マーシャル特使の努力に  
より一九四六年一月十日國共停戰協定が成立

し同日各党派参加のもとに重慶國民政府大禮  
堂で政治協商會議が開かれ、一月廿一日終幕  
した、軍政國有化、政府改組、國民大会召集、憲  
法改革の四大問題を決定し、中共、民主同盟、  
青年党その他の民主團體の團結のもとに互に  
譲歩しつゝ新生中國のために國共は大きく妥  
協した(本年二月廿九日參照)

### 國民黨二中全会

とこが四六年三月一  
日よりの國民黨第二次中央執行委員全體會議  
において國民黨右派は政治協商會議における  
黨の譲歩に不満の声をあげ党内左派、自由派  
に非難攻撃を加え、反共態度と黨の独裁的地  
位を守らんとする氣勢を露骨に示し中國の民主  
的統一の多難を思わせたが、一方瀘州での先  
制占領争いから陥した國共兩軍の衝突は激化  
の一途をたどり、政治的、軍事的相剋抗争は  
日を追つて拡大された

### 内戰擴大

この情勢下に五月五日に予定  
された國民大会は無期延期となり、戰火は瀘  
州から華北、華中にも燃え上り、國府軍社華  
明將軍の率いる精銳は瀋陽、四平街、長春、  
吉林などの鐵道沿線主要都市に進駐して中共  
勢力圏内に食い込んで中共林彪將軍と對峙  
し、國府胡宗南將軍は中東地区より進出して  
陝西、山西、河南の中共軍に備えつつ中京首  
都延安を壘制し、一方中共は延安より山西省西  
北、魯西、カルガン(張家口)、多倫、承德、



赤論をつなく「赤色回廊」を形成してなお南下の優勢を進めた

五月十五日には國府改組に伴い反共行派の領袖と目された何應欽中軍總司令が軍政の表面から退場し、六月七日から卅日まで國共休戦がマーシャル特使によつて成立したが三回にわたる中共周恩來氏の南京会談も成功せず、杜、林兩將軍の長春会談、國府王耀武、中共陳毅兩司令官の青島会談も流れ、七月三日には國府は十一月十二日に國民大会を召集することを決定し、これまた中共は一党專制を示すものであると猛烈に抗議し、新四軍は突如兵力をあけて長江流域へ殺到し南京、上海地区へ迫らんとし、國府陳誠參謀總長指揮下に國府軍はこれに對抗し、逆に反擊大攻勢の火蓋を切つた

米又大使就任 米政府はハレー大使の解職以來空席であつた駐華大使として中國事情に精通する北平燕京大学学長ジョン・レイトン・スチュアート博士を政治面からのマ特派の協力者として任命し和平への熱意を示し七月廿八日には滿州に二十万の援軍地帯の設置に成功し、七月下旬には瀋陽を中心として米、國、共の危機打開への蘆劍な協働が行われたが、八月二日國府空軍は延安爆撃を行うに至りついで八月十日にはマ特派、ス大使は「國共双方が中國を通ずる全體的停戰命令を發し得るが如き解決点に到達することは不

可能とみられる」との悲愴な共同声明が發せられた

【カルガン陥落】八月十九日には國府は中共に対して「大同包圍を解かねば延安はしめ中共の占拠するカルガン、承德を攻撃する」との最後通牒を發し、中共中央政治局またこれに対して地区一億三千万民衆に総動員を下令し、ここに全面内戦に拡大し國府軍は承德に進軍、九月三日には赤路を奪回、傅作義軍は十月十二日中共第二の首都カルガンを占領し同日國府は十一月十二日國民大会召集を正式發令した

【第三勢力】対日終戦後中國に大きく存びあがつた民主陣營は民主同盟、中國青年黨、民主社會黨などで、これに無黨無派を加えて、國民黨、中共に対して第三勢力と称した、民主同盟は國家社會黨、第三黨、救國會、救救社、鄉村派、華僑團體などをもつて結成され党首は張耀氏、スポークスマンは羅隆基氏である この第三勢力は大学教授、新聞記者、作家、科学者などの知識階級の集團であり中國民主化へのホープとして政治協談會以來國共關係の一大推進力となつて活躍して來た、國府軍のカルガン占領後全面手切れの状態にあつた國共間に和平合議をあつせんし十月廿三日には國共宣傳協談の協立に成功したのはその著しい一つの現われであつた

十一月十二日の制憲國民大会を強行開催せんとの國府の態度は安らさず、國府軍は蘇北地区中共の掃蕩に着手成功し一方安東を占領、芝罘を攻撃、大同を救援するなど各地に攻勢を展開し中共また青島の攻路に、京漢、津浦兩海沿線の各地にガリラの攻撃を継続し、十一月に入るやマ特派、ス大使、第三勢力の積極的調停工作は活発化し十二日の國民大会は三日延期されたが、ついに第三勢力のうち中國青年黨、民主社會黨は國大参加を決定して民主陣營の分裂を來し、十四日には周恩來中共副主席らの在南京中共代表團は蔣武氏らの連絡員を獲して大部分が延安へ引揚げ、ここに中國は二つの勢力に大きく分れた

【全面内戦】國府胡宗南將軍を總司令として延安包圍態勢は東、北、西の三方より第一線兵力一個軍四個師十數方をもつて形成され、赤都進攻の報はしきりに傳えられ、これに対して中共朱德將軍は防衛總司令として陳說をすくつて防備態勢を整え、延安重要施設を撤去し、老幼婦女子を移轉させて、死守を嚴断した

滿州においては國府軍のハルビン進攻を防ぎつつ中共軍は冬季攻勢を呼称して吉林、長春を目指して南下、軍事的面対は深化の一途をたどり、山東蘇北地区に双方計百萬の兵力が集中された

大統領對華第二次聲明 一九四五年十二月のモスクワ三國外相會議の公報から一年を経た四六年十二月十八日に米トルーマン大統領は第二次對華聲明を發表し「昨年十二月十五日、私は中國に對する米政府の見解を表明し統一された民主主義中國が世界平和にとつて最も重大であり、國民政府を國民の代表、正統政府として承認し、中國が内戦をやめることとが他の國聯軍合加盟國に對する明確な責任である」と述べたが、現在でもなおそう信じてゐる、昨年のモスクワ會議で米英ソはともに滿州を含む中國の解放を約束した、米英は中國の要請に基づき相當数の米軍部隊を中國に殘留させたがこの軍隊の主要任務は日本軍の送還を助けることである」と米國の不變の對華政策を再確認し、混乱状態の中國に強く和平を希望した

新憲法公布 一方、國民大会は民主憲法を通過、一九四七年一月一日これを公布した、実施は同年十二月廿五日と決定、ここにいたつて國共の分裂はますます明確となり、なお続けられたマ特派、ス大使らの調停に對しても中共は(一)國民大会、憲法の無効を宣言する(二)停戰協定に基く一九四六年一月十三日の線に國府軍を後退させるの二件を固執して譲らなかつた

【マ特派離任】かくて一月七日にはマーシャル米特使は突如國務長官に就任し歸國するに可なり「中國の和平は完成しなかつた」との率直な聲明を發した、このマ特派の歸國が暗示していた米國の對華政策の大轉換ははたして一月廿九日の米國務省の發表によつた、すなわち

「米國は軍事三人委員會との關係を断絶することに決定、同時に軍事調停執行部との關係も断絶し、執行部の米人職員は可及的速かに撤収する」と國共關係との絶縁を表明、中國殘留の陸海軍兵力の引揚げを希望した

國府現有兵力四百五十万の八割、中共軍民衆武装團體を含む二百萬の兵力が軍事相対面に動員され、國民黨員三百數十萬(軍人を除く)中共黨員八十萬が各々勢力拡大に活躍し、四億五千萬のうち一億二千萬の民衆が中共勢力下にありといわれる

中共は新民主主義による進歩的な民主憲政策をもつて戦い、國民黨は孫文主義と五十年の革命歴史を基礎としてこれに對抗してゐる【北滿に中共政権】(一九四六年三月十五日)中共は吉林、合江、黑龍江三省に臨時政權を組織した、委員長には周定春氏が選任

【蔣主席の停戰命令】(四六年六月六日)蔣主席は在滿國民政府軍各部隊に對し七日正午を期し十五日間の停戰を命令した、これによつて右期間中は中共軍に對して攻撃前線は一切停止され、停戰會談は長春で開かれマーシャル特使、周恩來、徐永昌三代表間で調印された、この協定は滿州における國共衝突の解決促進のためにとられた最初の命令である【停戰實行協定】(四六年六月十五日)長春の停戰協定(六月六日)を経てさらにマーシャル特使、徐永昌、周恩來の三者間に滿州の暫時的停戰を目的とする實行協定が成立十五日調印されたが(一)長春に軍事調停執行部を設置(二)滿州各地に停戰實行班を派遣するが協定の内容である

インド獨立問題

インド獨立運動は國際憲章の規定にしたがつて英國內でもインドの獨立を認めようという輿論が高まり一九四六年二月英印使節とインド各派代表はシムラで會談、インドは待望の獨立國家へ発足することになり、その第一手段として憲法議會を制定するための議員選挙を四六年七月に執行した、この結果選出された議員は會派二〇七、回教派七三、その他九五となり會派の圧倒的勝利になつた、そして九月二日ネルル氏を首班とする各派連立の中間政府が成立した、その後ネルル氏は全アジア會議の開催を提唱した、それはインドがアジア諸國大連合の中心勢力となり、また國防の問題についてはインドがアジア諸國の防衛基地となるべきを提議したものであつた



ところがその後の政情は混乱をきわめ、十月開かれた初議会では印、回教派の宿命的な反目が表面化して議事堂前に流血の惨事が起り、暴動は全国に拡大した、この事態を收拾するため四六年十二月初旬ロンドンで英印各派の円卓会議が開かれたが、ここでも回教派と回教派の政治的対立に加えて印度教と回教と宗教的対立が繰り込まれ重大事項は解決しなかつた、この主要原因はパキスタン運動(インドに清浄無垢な回教を樹立する運動)による國家分断計画であり、第五十四次回教派大会では中間政府から回教派出身閣僚五名の退任を決定したが、一方回教代表シンナーは回教派の非を唱らし、回教派八千のけつ配を促して四六年十二月九日回教派の提唱で開かれた憲法制定会議でも相率らず衝突をくりかえし、インドの独立成るか否かは回教派の歩みよりのなるか否かにかかっていると思わすてすべてを廿二年に待たせしが、アットリー英首相は四七年二月廿日下院で「英政府は遅くとも四八年六月までに責任あるインド人の手に統治権を譲渡するため必要な措置をとるとが英政府の本心であることを明らかにしたい、英政府は各派を十分に代表した國民議會が政府委員の案に従つて憲法を制定するよりインド議會に勸告した」と表明した

ビルマ独立問題

戦後オン・サン將軍を指導者とする反ファシスト自由運動を中心とした運動が展開されてきたが、さらに一九四六年二月アフリカのウガンダから釈放されたウ・ソー元首相はミヨチット党を組織し、極端派を代表し、高度の自治を要求した

インドと同時に戦争中ビルマにも自治領を約束していた英政府は六月、四七年四月ビルマに廿一歳以上の男女を有権者とする憲法を施行する旨を表明したが、その後十二月廿日突如ロンドンにビルマ独立の円卓會議台帳を發表、四七年一月廿八日英政府はビルマに事実上の独立を興えるとの協定が成立したと發表、同時に英政府は白書をもつて、ビルマ人だけで作られる議會を四月に開きビルマ憲法を制定する、そしてその間中間政府を樹立すると發表しここに待望の独立を完成することになった

インドネシア連合

インドネシア青年は一九四五年度ころから独立運動をおこし流血騒ぎをつづけていたが同年末から英國がオランダ本國とインドネシア人との間に入つて双方の妥協をすすめたことになった

ところがこれが奏功、四六年十一月四日、蘭イ休戦協定が結ばれてジャワ各地でつづいていた騒ぎは一先おさまり同月十五日オランダ・インドネシア休戦協定が成り、インドネシア共和国が出来ることになった

さらにこの休協定は四七年三月廿五日バタヴィアの旧總督官邸で副印が行われ正式に成立した、インドネシア連邦は右協定で四九年一月一日を期し誕生することになった、同國はインドネシア共和国(ジャワ、スマトラ、マズラン)東インドネシア國およびボルネオ、ニューギニア等を包括する

パレスチナの騒擾

米英合同パレスチナ委員會は四六年四月卅日ユダヤ人十万人のパレスチナ入國勸告案を發表、アラブ諸國はこれに反対し、ユダヤ人側も百万人の入國を主張して反対したが、他方英外相ベヴィンは英國は十万人のユダヤ人をパレスチナへ入國させる用意がないと述べ、ユダヤ人の反英テロ抗争を激化した、七月十三日から二週間ロンドンで米英專門家はこの問題を討議し廿七日パレスチナをユダヤ、アラブ、英の三行政区に分割する案を發表、英政府はこれを受諾する旨を表明したが、米政府は賛成でないことが次第に明かとなった、これより先廿二日エルサレムの英軍司令部並に英

政協協定事件が勃発、英軍隊および官憲三万出動し約六百名のユダヤ人犠牲者が捕われた英政府はさきの分割案につき九月十日よりロンドン會議を開いたがユダヤ側とパレスチナのアラブ人は不参加、エジプト以下のアラブ七ヶ國のみ出席で、アラブ諸國は四八年末まで一時的にパレスチナ独立國家の建設を、ユダヤ人の新規移住の禁止を要求したが英政府の容れるところならず、十月二日休会に入り、四七年一月廿一日まで再開を延期された、なお二月廿四日パールの世界シオニスト會議はテロ活動を非難するとともにロンドン會議の不参加を決議し前途の見通しを困難にしてゐる

アラブ(アジア)救済運動

アラブ(L.A.R.A. アジア救済運動)とは米國の宗教、教育社会、事業團體のほかA.F.L., C.I.O.の労働團體を加えた十三團體が組織する対日救済團體であるが(略要(略要))その救済物資第一回分が一九四六年十一月廿九日横浜に到着した、好意の品はミルク、米粉、バター、ジャム、かんづめ、衣服、くつ、ヴィタミン類など約四百五十トで、このうち米の粉六十トは在米日本人からの贈物である、今後アラブからは月二千トずつ一年半継続しておこなうことになったが、その内容は主として食糧、衣料、医薬品等である、なおアラブの救済活動に対して日本ではアラブ代表者三名、

連合軍から二名、厚生省民間人を含んだ二十一名のアラブ救済物資中央委員が組織され児童保護、結核患者、引揚者、戦災者救済、難民などの見地から救済計画を立てている

アラブ(連合)救済委員会

アラブは一九四三年、解放諸國に対する救済を目的として米國が主体となつて生れたが戦時中は連合國の物資、輸送力ともに作戦第一主義であつたため、アラブの活動は多大の制約を受けたが、戦後次第に活発となり世界的に食糧事情の逼迫した一九四六年度においては可能範囲における最大限の活動を行つた、アラブははじめから解放諸國を援助する目的で設立されたから日独をはじめオーストリア、ルーマニア、ハンガリー等の旧敵國は供給國內から除外されていたが、戦争が終れば敵味方は無いという理由の下に漸次援助の手を差し伸べられた

しかしながらアラブは資金問題のため、八月五日からジュネーブで開かれた第五回理事會で一九四七年には解散されることになった、ただし國際救済事業そのものは何らかの形で当分続け、新國際救済機構については國際連合に要請することになった、この時、ソ連はアラブ延期案を強硬に主張した、しかしながらアラブの資金総額二十六億七千万のうち米國は四分の三を負担しており、しかもその救済活動の過半はユーゴ、アルバニア、

ポーランド、チェッコ、ハンガリー、ウクライナ、白露のいわゆるソ連ブロック諸國である実情から米英加、特に米國は強硬にソ連案を拒否した、そして十二月十日から開かれた総會でも閉止が決議され、その幕を閉じてことになったが、資金が多少残つていたので資金が無くなるまで活動は続けることになった

世界宗教會議

戦後の平和推進のために發生した國際連合には経済、文化などの機關があるにもかかわらず宗教の分野に関する機關が設けられてないので、これに対抗する意味で、キリスト教徒による世界宗教會議が、一九四六年八月四日から四日間、英國ケンブリッジ州で開催された、これは三九年以來毎年會合を開いて宗教問題を論じている各國の新教徒團體が、世界宗教會議臨時委員會の提唱でドイツを含む十六ヶ國からなる七十五名の新教徒指導者をおつめて世界平和の進展のためにキリスト教のはたす役割について協議するため會合を開いたものである

會議には多くの重要な問題が提出されたが最も重要な問題は、宗教界にも一つの國際連合のような機關を設け、強力な宗教の軸帯をつくりあげ國際紛争の解決に乗り出すよう決議し、専門委員會を作つて、宗教者の声を發表することになった



# 戦争犯罪裁判

## 極東国際軍事(東京)

### 裁判の経過

萬州事変に端を発して以来実に十五年、遂には世界人口の四分の四を占める中に過ぎぬ、一億一千万の兵士を動員し、数千万の生命を犠牲に供した第二次世界大戦——人類史上未曾有の惨烈な破壊と苦悶のこの大戦争の原因は、果して何処にあつたのか、そして何人が責任を負うべきであるか……日独同盟の敗戦とともに「侵略戦争」の断罪は連合國の手によつて、ドイツのナチスと日本の「犯罪的軍閥」に対して下され、いわゆる「A級戦争犯罪人」処罰の国際軍事裁判は、軍閥の本城、市ヶ谷のその昔の陸軍士官学校、旧陸軍省大禮堂を法廷として昭和廿一年五月三日から審理の幕を開いた。

### 裁判の対象

極東国際軍事裁判は昭和廿一年七月廿六日のポツダム宣言第十條を法源とし、これに基づき廿一年一月十九日連合軍最高司令官マッカーサー元帥の「極東国際軍事裁判所設置に関する特別宣言」と「極東国際軍事裁判所條例」を憲法とするもので、裁判の管轄(審理の対象)は第五條、人並に犯罪に關する管轄(第六條「被告人の責任」)に規定されている。

### 開廷劈頭の大論争

「戦争犯罪」に対するかくの如き新しい觀念に立つ國際裁判は史上未曾有のものであるだけに、法理論乃至法律論よりして幾多の論議を介在する。

ニールンベルク裁判では、なかつなく「法の不遡及」と「罪刑法定主義」の二大問題をめぐつて弁論部長オットレ・シニターマー博

## 戦争犯罪裁判

「無罪」を主張してここに裁判は成立、審理が開始せられるに至つたのであるが、これに先立ち開廷第一日、弁論部長より裁判の「管轄権」に対する根本的な異議が、全裁判官に対して提出された。弁論部長は五月十三日(第四日)の法廷でこの管轄権の論議を展開した。

これに対しキーナン首席檢察官は真向から反駁、「日本の降伏は明白なる無條件降伏である」「全世界の大部分に対する殘酷不法なる侵略戦争を計画し開始した責任者を文明國が処罰し得ないというならば、それは世界平和の全滅である」と主張「連合國最高司令官はポツダム宣言履行のため必要とするあらゆることをなし得る」という権限に基づいて裁判所は設けられたものであることを強調した。

一方米國側弁論人からも被告別に「管轄権」に対する異議申立がなされ、「被告板垣木村、武蔵、佐藤等は前線において終戦により降伏し、俘虜となつた者である、俘虜の処罰は捕虜國軍の現行法律によるべし」とはシェネツ條約の明記するところである」と主張、また「侵略戦争は犯罪なり」という檢察官の觀念に対し、「戦争は犯罪にあらずして國家の權利なり」「戦争において國民の中は國際法上認められず、戦争の責任を個人に追

究すべきでなく」「眞珠灣において無辜の市民等多数を殺害したるを殺人罪に問うているが、しからは原子爆弾は如何」という主張がなされた。

これに対しキーナン氏は「しからは他國民のみならず、自國民までも堪え難き苦境と惨禍に陥れた戦争指導者とその手下の一味は世界文明破壊の責任を自國民に負わせ、國民を処罰せよ」というのか」「原子爆弾は正当防衛である」と鋭くこれを攻撃した。

東京裁判を通じて最大の問題となつたこの管轄権論争は結局五月十七日裁判長により弁論部長の申立が却下され、却下理由は追つて發表される旨言せられたまま判決の際に持ち越されることとなつた。

### 本格的審理に入る

かくて裁判は六月四日檢察官側の立証に入るに先立ちキーナン首席檢察官の開頭陳述が行われた、その要旨は

一、本裁判は「文明の闘い」である(ニールンベルクではシャクソン首席檢察官が「原告は文明なり」と叫んだ)

二、被告は民主主義とその本質的な基礎、すなわち人格の自由と尊重を破壊し、世界の文明的統制を行わんとし、日本國民をも奴隷化し犠牲とした

三、今日および將來の戦争は、科学の進歩に

## 戦争犯罪裁判

士らから深刻な論議が展開された「法の不遡及」とは「事後の法をもつて事前の行爲を処罰し得ず」というのであり、また「罪刑法定主義」とは「法無きところ刑無し」というのであつて、いずれも法の根本原則である、從來の國際法上における「戦争犯罪」は、ハイク體法規違反等の行爲をいうのであつて、軍事上および法律上の術語として用ゐるも、「犯罪」の語に道徳上の非難の意を寓せず、いわんや「平和に対する罪」「人道に対する罪」の觀念は全く含まなかつたのである、かくの如き新しい戦争犯罪の觀念は全く昭和廿一年八月八日のロンドン宣言以來のことと屬し、また從來の國際條約に全然明文がないとの理由から「法の不遡及」と「罪刑法定主義」の法の二大原則に矛盾するものとして、この裁判の根拠を否認せんとしたのである。

これに対しシャクソン首席檢察官は「文明の審判」論を展開して強硬に對抗した。

東京裁判は五月三日開廷、裁判長ウィリアム・ウェットは厳かに本裁判の精神を説いて「この裁判は一人のヴェレス、一人のヘスチンクスを殺すものにあらずして、世界平和と正義のために永遠の眞理を確立せんとするものである」と宣言、法廷執行官ヴァンミーター大尉により起訴状が第四日にわたつて朗読せられて、第三日の五月六日英米法の形式によりアレイメント(被告の起訴事實

より恐るべきものたるべく、本裁判は懲罰的復讐ではなく、この恐るべき戦争防止が目的である。

四、國家の首腦者が公の資格において犯した罪を赦されることは歴史上最初である、しかし國家自体は戦争をしない、責任は人間という機関にある。

五、戦争犯罪を追究するために新しく法律を作つたのではない、久しきにわたり世界の人々の一般的理性と良心において、最も重大なる性質の犯罪行爲として認められたものを、追究しているのである。

六、百万人を殺すも、一人の生命を奪うも、同様に不法行爲である、人類の自己保存の法則を尊重せずして末梢的な法律論争をしている間に世界と文明は滅亡してしまふ。

七、侵略戦争は犯罪なり、國際法は絶えず生々發展するものなり。

八、被告は後悔を感じている懺悔者ではない、釈放されるならば、再三狂気の侵略を行うだろう、永久に拘束されるべきだ。

### 日本の政治および輿論

六月十七日ハマック檢察官(米)は起訴狀の附屬書Aの第六章「日本の政治および輿論の戦争への編成管見を支持するための証拠を提出する」として開頭陳述を行い、軍國主義教育



と田中内閣以来の軍部の政治干渉を主張、証人により満州事変前後の軍部の策謀、歐

証人 軍事教練の強制——マ司令官

間情報教育部長(元和歌山高師、大阪商大

師)ニューシエント中佐、東大文学部助教授

海後宗臣、東大教授大内兵衛、京大教授滝川

幸辰、元情報局長尾崎方竹、

同伊藤進史、前文相前田多門、鈴木東氏、元警

保局長小泉梧郎、軍國主義宣傳——紙芝居協

会長佐木秋夫(日本は戦っている)の紙芝居

を上演)日映社員中井金兵衛(飛木大將演

映画「非常時日本」法廷で映写)▼軍の政治

干渉——幣原重光(浜口内閣の倒閣)若

槻礼次郎(若槻内閣の倒閣)宇垣一成(大

将)宇垣内閣(犬養毅)▼三月事件その他のク

満州事変遂行に反対)▼三月事件その他のク

一テター——清水行の助(大川周明門下)

藤田勇(藤本欣五郎友人)藤川清(大川

友人)▼大政翼賛会——後藤文夫

【満州事変の陰謀】昭和六年八月参謀本部支

那部長重藤千秋中佐と橋本欣五郎大佐は友人

に満州における武力行使を指示した(藤田)

【朝鮮軍独断越境】関東軍は浜口内閣の不協

大方針に背いて事件を拡大、朝鮮軍司令官林

銑十郎大將は物命に背いて越境した(警界)

【犬養毅首相、満州事変の密謀を露す】満州

事変後浜口首相の死後により内閣の首魁とな

つた犬養毅は事変拡大を防止すべく、昭勅に

よる撤兵を要求せんと企図したが成功せず、

よつて密使を南京に派遣し、蔣介石と解決交

渉を行わんとしたが、書記官長森森は軍閥

派であり、昭勅電報は軍部に捕提されて失

敗に帰した、犬養毅首相の死は五・一

五事件によつて同氏が死後につれる原因とな

つた(犬養毅)

満州における

軍事の侵略

七月一日ダシー検査官へ米により「満州

軍事侵略」への総括的報告たる自領陳述があ

り、柳條湖事件の捏造、傀儡満州國の建國、

華北および内蒙への侵出、國際條約の違反を

主張した

【リットン報告書、昭和二年七月七

日田中首相声明(東方會議直後の対滿積極政

策)第五十四、五十六條会における田中首相

演説、昭和三年五月十八日外務省公表(北伐

に際し願わばば及べば帝國は過当且つ有

効なる処置をとる)昭和三年奉天に派遣され

た大使林銜密男に対する命令その他日本の表

裏不一致の行動に関する外交記録など

証人 ▲陸軍の國家勳章——岡田啓介大將

▲陸軍部内の陰謀騒動——田中隆吉少將(元兵

務局長)▲満州國工作——元関東軍自治指導

部長榎本良俊▲満州事変切当時の真相——元

【華北、内蒙自治運動】外蒙のソ連勢力の進

出を阻止する目的から、関東軍により華北と

内蒙にそれぞれ一政権を作る工作が昭和十年

四月ころ開始され、同年六月梅津・何應欽協

定後関東軍と北支駐屯軍が密接に連携し、土

肥原少將が活躍して冀東防共自治委員會と冀

察政権を樹立、さらに張作霖を動かして、当時蔣

介石の許可によつて誕生していた蒙古自治委

員会を蒙古軍政府へと独立強化させた(田中)

【馬占山との取引】馬占山を満州獨立の障礙

相に引出さうとしてブラウエシチェンスクに

いた馬氏に土肥原が金五百万を贈つたが

交渉が長引くうち彼は大隈河を渡りソ連領を

降つて中國軍に合流した(パウエル)

【溥儀皇帝引出し前後】昭和六年満州事変勃

発後、当時天津に滞在中の溥儀氏のもとに

「奉天市長趙欣伯」の名で果物籠に爆弾を入

れて贈つた者があつた、天津駐屯軍香椎司令

官は溥儀氏に対し、天津に留まることは危険

だから旅順へ行けと強制した、旅順到着後半

年、昭和七年一月ころ溥儀子の宿舎(溥儀氏

の叔父蘭親王邸)に関東軍参謀板垣大佐が訪

問、本任司令官の意思なりとて執政就任を強

要した、溥儀氏の同意とせず、羅振玉はその

申出を拒絶せぬようにとすため、満州國皇

帝は辛くもの飾り物であつた(溥儀)

【傀儡政權と阿片】満州國政府は阿片吸飲を

公然許可した、熱河省その他に阿片栽培増殖

奉天總領事森島守人▲馬占山との取引——米人

記者パウエル▲傀儡皇帝——前満州國皇帝溥儀

昭和十七年東條陸相と衝突して陸軍省兵務

局長の椅子を去つた田中隆吉少將が國際檢察

團員の証人として出廷し、張作霖死以来の

軍部内の陰謀をあますところなく暴露したの

と、ソ連の抑留下にある前満州國皇帝溥儀氏

が「脅迫されて皇帝の椅子に就いたが終始關

東軍のロボットたりに過ぎず、自分は手も

口も持たない皇帝であつた、自分の皇妃(第

二夫人)の死も関東軍が毒殺したのだ」と絶

呼、天津より渡滿するに先立つて南滿相に宛

てた書翰、家庭教師ジョン・ストーンに贈つた國

面の損害も悉く偽筆であると主張、終始日本

を罵倒したことは、大センセーションを起し

たが、井陘圍も猛烈に追究、法廷に波瀾を生

んだ

【平和発展を米國承認】 対米移民を制

限する代りに、満州へ日本が平和裡に発展す

ることは滿鐵に認解がついてた(岡田)

(駐、米國務省スポークスマンはこの証言に

対し七月二日かかる事実なしと否定)

【田中上奏文】 昭和二年六月廿七日よ

り七月七日にわたつて開陳された田中内閣の

東方會議において、滿蒙政策が露せられたが

同會議の決定に基づき田中首相が一木首相あて

に執筆の手紙を収つた滿蒙侵略計画であるこ

して中國で印刷頒布されたもの、内容は主と

が行われ、阿片の稅收は傀儡政權の費用を補

う一大財源であつた(溥儀)

中國の他の部分

における侵略

八月六日モロー検査官自領陳述をなし満州

事変の際の上海事変をはじめ滿鐵以来の日

華事変、國際條約(九ヶ國條約等)違反、兩

京踐踏行為、阿片吸飲奨励等を述べ、これに

先立ち証人の都合により本段陳述の証人調べは

満州侵略關係の中途、七月廿三日頃より開始

された

証人 ▲滿鐵事件——中國國防部長

(当時宋哲元軍副部長兼北平市長)▲秦德純、

当時宛平縣長王治平▲日本陸軍の憲圖——当時

参謀次長多田駿大將▲南京事件——南京大學病

院外科医ロバート・ウィルソン博士、元南京

交通部部长許傳音、南京市民伍長徳、陳福堂

尙徳義、南京大學教授ヘーツ博士▲阿片契

働——元天津英租界工部局警察總長ピーター・

ローレス、元興亞國際總務長官及川朝七中將

【滿鐵事件】秦德純氏に対する井護人林逸

郎氏の反対訪問に「十二年七月七日の瀋陽協

定における日韓兩部隊の衝突は九日の停戰協定

により一擧解決、中國側は卅七師の移動を開

始したが廿二日参謀次長熊谷宗徳の來北の頃

から事態急変、廿六日日本側は最後通牒をも

つて協定実行を要求するに至つた、当時日華

公然許可した、熱河省その他に阿片栽培増殖

した(田中)

【満州事変の計画者】 満州事変は計画

された事変である、中心人物は参謀本部第二

部長種川美次少將、橋本欣五郎大佐、長勇大

尉をめぐる櫻会のメンバー、民間では大川周

明博士、関東軍では高級参謀板垣征四郎大佐

次級参謀石原莞爾中佐であつた、しかし計画

と目的は人によつて違つた、根本は日本の経

済的に行詰つた國內事情と日華間の險惡な情

勢を打開し満州軍閥を駆逐して日本のコント

ロールする王道樂土を造り、日本と不可分の

關係に置いてアジアの安定勢力たらしめんと

した(田中)

して鉄道敷設計画であるが、当時世界的に物

【張作霖被殺】 昭和六年六月三日張作

霖が北京より奉天に歸還の途上滿鐵線と京奉

線の交叉点で列車爆破、犠牲した事件は関東

軍高級参謀河本大將が独断で計画、京城から

來ていた工兵第廿連隊の一部將兵と爆弾二百

個を以て遂行された、当時関東軍の警備呼稱

を命じ張作霖の護衛部隊と交戦、事件を拡大

する計画であつたが参謀長齋藤實兵大將將の

阻止命令により中止された、警備呼稱が出來

たら満州事変は当時起つていたのである(田

中)



双方とも一個師團以上の兵力を使用していたが中国側では七月九日すでに勅令を下していた、しかし戦争は開始の責任は負わされず、先に勅令を下したかによつて起るのではなく、いずれが先に最初の一発を放つたかによつて決すべきだ」と答へ、なお当時の貴台における日本部隊は山東軍の部隊が天津に移動し、さらに同地に動かされたもの(蘇州府)【南京事件】昭和十二年十二月南京陥落の際の日本軍の暴行は当時以來海外に喧傳されたが日本國民に具体的に知らされたのは廿一年七月廿五日の本法廷における審理がはじめてである、十二月十三日南京陥落時數週間暴行の進行はつづき、市民の死者四万三千餘名、金匱大学の女子生および遊藝場女子に対する暴行の強姦、市内における擄奪殺害、擄奪その他被害の程度が明るみに出された

中国占領の背景

滿州侵略、中國侵略に關連して占領地域における阿片麻薬の公賣問題が取り上げられた、賠償債権の資金はこの稅收によつて賄われ、また三井等の財閥がこれを外國から大量的に輸入して占領地へ送つていた事實も暴露された

【證】 元南京政府内務部長梅思平の陳述書、國際聯盟中央阿片局報告、國際聯盟麻薬統制機關報告、元駐日米國大使ジョセフ・

グー氏の中國日本占領地域における阿片狀況報告書

【阿片が東條資金】梅思平の陳述書は日本の阿片政策を系統的に述べ、殊に東條軍閥の政治資金として阿片の利益金が用いられ、東條演説に拍手した團體たちにバラ撒かれたことを暴露した

【阿片獎勵】中國では日本軍占領前十年間、阿片が公然と販賣されたことはなかつたが日本軍の占領とともに公賣されはじめた、維新政府の非公報報告に據するも阿片販賣による稅收法幣三百萬(百萬)で、賠償債権の維持費は阿片によつて賄われたのである(ハーツ)

中国ならびに大東亞

中国ならびに大東亞

中国ならびに大東亞

九月六日ホックハート檢察官(米)は「昭和七年より廿年にかけての中國ならびに大東亞における經濟的侵略」に關する國頭陳述書を行ひ、日本は侵略領土を支配するに際し、擄奪し、武力を背景として生産力を支配し、かつ自後の侵略戦争の準備に供したと述べ、戦争に對する一般的準備、滿州侵略、中國軍事情報、阿片、麻薬販賣による中國占領の背理の五段階を経て經濟侵略の第六段階に入つた

【證】 高坂、滿鐵設立の法令、滿州國各

賠償債権交渉、東支鐵道運送に關する日滿協定、滿州國憲法、滿州國五ヶ年計畫概要、對滿事務局、興亞院官制、星野報告、國際聯盟

太平洋戦争の序曲へ

九月十九日タウエナー檢察官(米)は「日独伊三國の協同」に關する國頭陳述書によつて本裁判の核心たる太平洋戦争の序曲に入つた、防共協定と三國同盟を中心として日本陸軍のドイツ心算と對ソ戦争の作戦思想を根幹とする内外工作——外務省の親独派がこれに加担して日独伊三國の協力を強行し、民主主義國を相手とする全体主義の侵略戦争へ拍車をかけた経緯を判文二万九千語にわたつて述べた

【證】 防共協定の秘密附屬協定、昭和十三年南京陥落後トラウトマン駐華ドイツ大使の陳述による日華和平工作の経緯(独外務省報告)ドイツ駐華公使長ヒムラー(獨外務省報告)、リッペンロップ任内報告、木戸日記、松岡外相防共協定のヒットラー、リッペンロップとの會談記録その他

【防共協定附屬協定】昭和十一年十一月廿五日の日独防共協定の項下に日独間に秘密協定が結ばれていた、これは協約國の一方が攻撃せられた時、或はソ連により正當理由なき攻撃の脅威を受けるが如き場合には、

一方の協約國はソ連に効果的な援助を與ふるが如き如何なる行動をも敢らざること、ならびに協約國は共通利益保護のため取るべき手段を計置するため即刻協約國することが規定せられていたと云ふ

【日華事案とドイツの立場】露滿事案の二、三週後、ドイツは日本に對し防共協定は第三國內において共產主義と戦つてこれを容れずと強硬に抗議、中國に對するドイツの武器交付停止およびドイツの軍事顧問引揚を拒否した

【大島・白鳥、勅令を拒否】ドイツの對日政策轉換後、外相リッペンロップが日独伊軍事同盟を提唱した、大島陸軍・白鳥海軍はこれを無條件軍事同盟を望み、日本陸軍はこれを支持したが海軍は全面的に反対、平沼内閣は七十數回の會議のほかに、該條約締結の際その発動を要すべき事象発生を否やの決定権はこれを各協約國において留保するといふ妥協案を得、大島、白鳥両大使にこれを訓令するため伊藤通史氏を特使としてベルリンにおよびローマに派遣したが、両大使は勅令を拒み、しかも白鳥は秘密裡にイタリヤ國に對し日本政府案を拒絶するよう指示した、そして向大使は無條件同盟案が受容られぬなら辭職する、二人の辭職は内閣の倒壊を招來するであろうと主張した、これに對し外務省は大島に對し問題の國家がソ連以外の國である

ときは日本は非軍事的援助以上の援助を與ふるを欲せずとの宣言をなす條件を附する案を發附、また平沼首相も昭和十四年五月四日ヒットラーに宛て、日独伊三國に對する協約國から攻撃された場合においては日本は協約國に對し軍事的援助をなすことを固く決意しているがかかる援助は日本の現狀にかんがみ四圍の狀況に變化あるまで不可能であると述べた、かかる協約國の最中、突如昭和十四年八月廿三日独ソ不可侵條約の締結となつた、これは日本の考案では防共協定附屬協定違反と見做り平沼内閣は「複雑怪奇」の措詞を以てして總辭職するに至つた

【日華和平工作の失敗】昭和十二年十二月南京陥落後、トラウトマン駐華ドイツ大使の調停により和平工作が行われたが、日本陸軍は中國の回答は誠意なく、徒らに遠征費を贈するに過ぎずとして十三年一月十七日交渉を打ち切つた、しかし軍の一部には交渉継続論もあり、決定は敵論の後なされた(ディルクセン駐日ドイツ大使書)

【スターリン暗殺陰謀】大島大使は對ソ謀略のアジトをつくりスターリン暗殺の目的で十名のロシア人をコーカサスから潜入させた(ヒムラー)

【米内内閣の倒壊】平沼内閣以來米内、有田、石渡のコンビは海軍とともに独伊との提携に絶對に反対をつづけて來たが、昭和十五

年七月に至り陸軍は米内内閣の畑俊相を突如單獨辭職せしめ、三長官はその後任を推薦せずとの事を敢えてして内閣を倒壊せしめ、極軸外交への轉換を強行した(木戸日記)

【陸下の御深憂、御前會議における石井子の反対】米内内閣に代る第二次近衛内閣出現後十五年九月スターマー卿特使の來朝により三國同盟は急速に成立するに至つたが、締結決定に際し陸下は近衛首相に對し、わが對外政策の大轉換について悲痛なる憂慮の御言葉があつた(木戸日記)また九月廿六日の政府御前會議では石井菊次郎子が「吸血と不信の独伊」を罵倒して硬骨の弁を張つた(政府議事録)

【松岡外相防共協定】昭和十六年三月松岡外相訪独の際、ヒットラーおよびリッペンロップとの會議において、ヒットラーは「美國、イタリヤや獨逸軍のまゝに屈服せんとす」を露骨に述べた外相はドイツの對英作戦に呼應して日本のシンカポール攻撃を語り合つてゐる(獨外務省記録)

日本にしてシ海を攻撃せんか米國海軍の太平洋作戦は不可能となるのである、一片の外交上の掛引きの言葉か否かは別としてかかる考案が日本陸軍の作戦思想に存したことは疑いなく、日本の對米英戦争への拍車をなしたものである



佛印、タイ侵略

九月廿日オネト一檢察官(佛) 國領陳述、昭和十五年九月の北部佛印進駐、十六年七月の南部佛印進駐は編製された「平和進駐」でありとし、廿年三月のド・ゴール派の佛印督軍逮捕、および十五年二月タイ・佛印紛争における日本の居申調停によるタイ國の有利解決の経緯と、日本がゴムと米を狙った野心を述べた。

【陸軍、調停を無視】昭和十五年九月廿一日の北部佛印進駐は松岡・アンリ一協定により平和進駐決定したるに對し、南支軍(司令官安藤利吉、參謀長佐藤賢了)はハノイ爆撃下に敵前上陸の形式による武力進駐を強行した(木戸日記)

対ソ侵略

十月八日ゴルススキー檢察官(ソ連大使)陳述で國領陳述、明治廿七年旅順の露艦隊に對する宣戰布告なしの攻撃は露艦隊攻撃と寸分違わぬ不意打ちであつた、前世界大戰後日本政府は沿海州に獨立政権樹立を計画し白龍軍の統帥セミヨフを助けた、大正八年日本軍はイワンフ村の獨打ちを強行したがこれは今次紛争中の中國や比島における半口と同一である、起訴狀に挙げられた各陳述は(一)昭和三十六年(滿州占領)(二)昭和

六十二年(対ソ軍備強化、東支鐵道入手)(三)昭和十二年一歐洲紛争勃発(日独伊提携し對ソ攻撃計画、内蒙の基地化、張鼓峰ノモンハン事件)(四)日本陸軍で(日本再起を狙つての露和調停依頼、ソ連は紛争の終結を期し對日宣戰を決定)に分たれる、全期間を通じ一貫した敵性と謀略の連続であると述べた、これに對し米弁護團の異議申立猛烈に行われ、ゴ檢察官の陳述は事實の立証、前提にあらすして一方的な意見に過ぎずと攻撃、ウェップ裁判長は條件付きで一應受理する旨判例の宣告を行つた

証人 ▲國策研究会一岡合事務局長天沢一夫▲廣田、原田合談一元モスクワ駐在陸軍武官安原幸雄大佐▲對ソ作戦計画一前參謀次長河辺清四郎中將、元參謀本部第一部長(終戦時國策顧問)堀島三三三中佐▲張鼓峰事件一當時國策顧問小島長三エドロウイチ中佐

ボードヌイおよびクイブシエフカ方面で敵を襲撃、シベリヤ鐵道遮断、紛争の第二段階に沿海州占領、北海道部隊で北樺太占領、海軍の掩護下にカムチャッカのペコ占領を予定し海軍はソ連太平洋艦隊を攻撃、ウラチオ対峙をす

戦争に対する

一般的準備

十月廿一日クイリアム檢察官(ニュージーランド)は日本の戦争に対する一般的準備の國領陳述を行つた

(一)生産並に財政準備一國策顧問事件後陸軍省は軍需器材五年計画に着手、遂には十六年一月ギルター(獨印)ペン(比島)ドル(米)等の軍需を用意(二)陸軍準備一兵力は昭和五年廿五方から十二年四十五方、編制は十年十七師團、五獨立旅團、十七年五十六師團、廿五獨立旅團、兵數は十七年四十五方、十六年百廿五方、十七年二百十方増加した、十三年四月には國家總動員法が施行、十五年九月には總力戰研究部が設立された(三)委任統治區域の警備(四)海軍の準備一ロビンソン條約破壞、コンドン軍備會議

証人

▲戦争経済体制の樹立一マ司令官部陸海軍研究部トラスト課長J.G.リバー

ト▲總力戰研究部一元同所島田一雄

▲証人 リーバート氏報告書、總力戰研究所演習報告書、南方總軍派遣(十六年十一月)

▲日本の戦争決意一マ司令官部リーバート氏は日本の戦時態勢を解明した重大な報告書提出、またマ司令官部作戦の「日本の戦争決意」は作戦的見地から日本の戦争準備を検討したもので、いずれも歴史的な文獻であつた、總力戰研究所に對しては裁判官、檢察官ともに深い疑惑の念を抱き、相當これを買被つてある傾向が感ぜられたが事實は羊頭肉の存在で、政府各官と民間から派遣された研究生の親密的討論機關に過ぎなかつたことが反對証人により闡明された

「日本の戦争決意」一廿二年十二月連合國軍サラーランド參謀長の名のもとに關係各方面の参考のため刊行され、英文四六版八四頁、邦訳文二四八頁、山本連合艦隊司令官の作戦命令をはじめ特に真珠灣攻撃を中心とする作戦計画、その他艦隊の關係圖表による情報等が紛争中作戦となつた日本將士の自供、艦隊遺棄の手帳、沈没艦船よりの引揚文書等により確證綜合されて作製されたもの

日米英關係檢討に入る

十二月一日ヒギンス檢察官(米)は滿州事變以來太平洋戦争開戦にいたるまで十年間の日米外交を中心とする経緯に對して「合衆國大ブリテン國と日本の關係」と題する國領陳述を行つた

高州事變以來日本が全世界の非難と警告を無視して大陸へ侵略をつづけた果て昭和十六年春以後日米交渉に破局の打開を見出さんとしつつ、一方においては南部佛印への進駐その他種々對米英關係を準備し遂に真珠灣に奇襲突入した経緯、わけても開戦前夜の和議決定の重大破路に當面してわが陸軍首腦者が惡性な陰謀からルースヴェルト大統領の弱點を探らしめ、遂に平和への最後機会を、開から開へ替り去つた認められた歴史の裏面が物語り式に明るみに出された、英文六十二頁(邦文六十四頁)

昭和十六年七月十六日一第二次近衛内閣辭職し第三次近衛内閣成立し松岡外相は磯田員次郎中將に代つたが現狀依然松岡、この頃野村大使より日米交渉に破局を來すとの警告に拘らず南部佛印進駐強行



九月六日一御前会議において「十月下旬に  
至り日米交渉の結の見通しつかぬ際は戦争を  
辞せず」との決意をなすことに決定  
十月十六日一十月中旬に至り右見通しを  
めぐりて陸軍は妥協論を唱え、海軍は戦争  
に反対、第三次近衛内閣総辞職  
十月十八日一重臣会議における廣田の積極  
的支持を得て木戸内大臣は東條を後継首相に  
奏薦した、木戸は二つの条件を出した、第一  
は九月六日の御前会議により決定された十月  
中旬の「死線」を延期すること、第二は陸海  
軍間の対米準備の調整をめぐりての深刻な相  
別を解消することであった、一の条件は死線  
を十一月廿五日に、後日さらに十一月廿九日  
に延長すること、第二は東條と意見を異にする  
及川古志郎の代りに嶋田繁太郎を海相に任  
命することによって処理された  
十一月五日一御前会議、十一月廿五日直後  
閣議通過となり同時に閣議行爲開始決定、こ  
の日連合艦隊機密作戦命令第一号発令、二日  
後攻撃仮定日を×日とする命令第二号が発せ  
られた  
十一月十日一全艦隊に廿日までに艦隊準備  
完了、主力機動部隊に軍用海(択捉島) 楨結  
命令  
十一月廿六日一早朝機動部隊に真珠湾攻撃  
命令、午前六時艦隊は出動  
十二月一日一最終御前会議及び閣議、日

米交渉が結せざるにおいては開戦する旨決定  
十二月五日一日米交渉打切決定  
十二月六日一対米交渉打切の通告ワシント  
ン大使館へ打電(十四部に分たれ十三部はこ  
の日に到着、残り一部は七日午前十時までに  
到着、米側傍受す)  
十二月七日一ルーズベルトより陛下への  
親筆正午東京米大使館に到着(但し参謀本  
部戸村中佐の命により東京中央電信局は配達  
を十時半遅らされた)  
十二月八日一東京時間八日午前三時廿分乃  
至廿五分(ハワイ時間七日午前七時五十分  
乃至五十五分) 真珠湾攻撃、東京時間午前二  
時(ワシントン時間七時正午) 野村大使はハ  
ル長官に外務省訓令通り午後一時を見したき  
旨申入れたが同時に至り四十五分延期を申  
入れ、二時五分國務省到着、同廿分通告を手  
交、結局攻撃開始より一時間遅れる  
電証・東條大將顧問(陛下より対米  
最後通告を必ず攻撃前に手交するよう再三御  
注意)責任は外相の技術問題(ル大統領親電  
は無関係)▲クルー前駐日米大使口述(ル  
大統領親電を東條外相に拒否)▲永野  
元帥(真珠湾攻撃に命令反対、山本連  
合艦隊司令官の提案を永野総長決裁)▲東  
京中央電信局事務官白馬千城口供(親電運  
送は戸村中佐の指令)▲木戸日記(十六年十  
一月廿九日陛下御臨席の重臣会議)陛下の御

心痛に対し重臣も殆ど自責論を唱え、なかに  
も米内大將は「ドカ貧」を警告)▲パーシッ  
アル將軍口供(日本軍のマレー攻撃)▲パ  
ーシンス米國務長官口供(真珠湾攻撃)▲十  
二月八日政府會議議事録(宣讀布告)  
証人 米國務省顧問(日米交渉当時参  
事官)パランタイン(元合衆國艦隊司令官長官  
シエムス・リチャードソン大將  
本裁判を通じて最も重大なる段階である、  
檢察官提出の電証は悉く貴重な史料であり、  
これに対し弁護側の反駁も猛烈に行われ、特  
に米側弁護人は証人に対する反対質問におい  
て、パレンタイン氏から「米國務省中、日  
本に先ず手を出させて戦争に引ずり出す意図  
があつた」という事実と、リ提督から「艦隊  
を演習の目的でハワイに集結したまゝ本國に  
引揚げなかつた理由はル大統領の語つたとこ  
ろでは日本を牽制するためであつた」とい  
う重大な陳述を得るに至つた、裁判上の法  
律問題を離れて歴史の真相如何の問題として  
取上げるとき、これは新しい謎として重大視  
さるべきものである  
また当時東京ワシントン間のわが秘密電  
信は一切米國領によつて傍受監視せられて  
たといふ疑くべき事実も明らかにされた  
が、米側弁護人はこの事実から、國際法(ハ  
ーグ條約)における最後通告は、相手國が事  
実上知悉することを以て足ると解釈されて

するものがあるとの見地から、米國が事前に  
わが最後通告を傍受して知悉しては以上、  
真珠湾は断つて不法の奇襲にあらずとの主張  
を反対質問に示し注言された  
【「平和への道」】十六年九月六日の御前  
會議は日本の和戦決定の重大轉機をなしたも  
のであるが、この日陛下は飽くまで外交交渉  
に全幅の努力をなすべき旨御言葉あり、統帥  
部がこれに対して「発言せざりしを遺憾とさ  
れ、明治天皇の御製「四方の海みなはらから  
と思ふ世になど被風の立ち騒ぐらむ」を吟せ  
られた(木戸日記)  
【開戦直前の石油交渉】昭和十五年九月小林  
商相を團長とする使節團の要求は石油の豊富  
の獲得よりも石油の利権獲得に中心を置いて  
いたためオランダ領は離せず、十六年五月交  
渉決裂、七月南蘭印進駐となりオランダは  
蘭印における日本人資産の凍結を行つた

残虐行爲  
残虐行爲(US)では、南京事件が中國侵略  
の段階におきて取上げられたのはじめ、U  
S(US)における停戦後、華僑虐  
殺「秦細鐵道建設使用の停戦後、其他の段  
階整理の途中、証人陳問の都合等から、点綴  
的に整理に繰入れられたが「蘭印侵略」にお  
いてまたまたこの問題が論ぜられてのち、本  
格的に全東亞地域における残虐行爲が如上に  
のせられ、十二月十六日と十八日にそれぞれ  
「比島」に關してはロベス檢察官(比)、「捕  
虜、民間抑留者及び占領地区の住民に対する  
罪科」に關してはマンスフィールド檢察官  
(豪)の各圖頭陳述あり、米陸軍省法務局の  
調査報告をはじめ尤大な電証と多数の証人陳  
問が行われた、俘虜及び占領地の抑留者の取  
扱いについては陸軍省が實際上責任の地位に  
あり、連合國の再三抗議に対しては、陸軍  
省が責を負うべきものたることを東條大將自  
身顧問書において明言、陛下に対しては全  
然連合國側の抗議も上聞に達せず、独断処理  
したもので、全責任は自分にありと断言、注  
目された、なおこの間田中陸吉が將が証人と  
して再度出廷、陸軍關係の官制について証  
言、捕虜虐待の責任は陸相たりし東條大將に  
ある旨を述べた

犯罪に対する  
個人的責任  
檢察官立証は廿二年一月十八日を以てB  
C級犯罪を終り、一月廿一日から起訴状最後  
の附屬書(E)「犯罪に対する個人的責任」  
の立証に移つた、これは各被告がその占めた  
地位、權利と起訴された犯罪との関連性を明  
らかにせんとするもので、この間田中陸吉少  
將三度証人として出廷、陸軍部内における  
被告の地位、努力等についで証言、「東條を  
擯る者は武蔵であつた」と述べた、また佐藤  
賢二に關しては議會における「黙れ」「一喝  
の件も持ち出されて同被告を苦笑させた、し  
かし最後に証人として開戦当時の参謀本部第  
一部長田中新一中將が出廷、「武蔵は東條に  
隨使された」と証言するに及んで田中少將の  
証言は覆えされるなどの曲折があつた  
かくて一月廿四日を以て檢察官の立証は全  
部終了した  
公訴棄却の申立  
却下さる  
檢察官の全立証を終了するや弁護人側は廿  
二年一月廿七日全被告の公訴棄却の申立を行  
つた、公訴棄却(Motion Of Dismiss  
al)とは、起訴状に挙げられた公訴事実に対  
し檢察官の立証が、特に各被告と如何なる關



連を待つが具体的且つ十分に行われていないと認め、各被告について公訴事実の全部又は一部の削除を要求するものである、

一九四五年十一月廿日開廷されたドイツのニュールンベルグ裁判は一九四六年七月廿六日シヤクソン米首席検事の最後報告が終り九月廿九日まで休廷したが翌日再開、十月一日A級戦犯廿二名に対し起訴は第一項共同の計画または陰謀、第二項平和に対する罪第三項戦争犯罪、第四項人道に対する罪の四項目の罪因にわたり、有罪無罪の判決が下された

ナチ戦犯裁判

一九四五年十一月廿日開廷されたドイツのニュールンベルグ裁判は一九四六年七月廿六日シヤクソン米首席検事の最後報告が終り九月廿九日まで休廷したが翌日再開、十月一日A級戦犯廿二名に対し起訴は第一項共同の計画または陰謀、第二項平和に対する罪第三項戦争犯罪、第四項人道に対する罪の四項目の罪因にわたり、有罪無罪の判決が下された

コロンブス 第一項無罪、第二、三、四有罪  
フリック・ザウエル (元外人労働管理監督官) 第一、二項無罪、第三、四項有罪  
ハンス・フランク (元ポーランド総督) 第一項無罪、第二、四項有罪、第三項不起訴

アルベルト・シュペーアー (元軍需相) 第一、四項有罪、第二、三項無罪  
バルドル・フォン・シーラッハ (元ヒトラー・ユイゲンツト指導者、ウイーン総督) 第一項有罪、第二項無罪、第三、四項不起訴

当日法廷被告席で前列に坐していた東條大将の頭を平手でビシヤリと三回も殴打、翌四日は法廷でわめき立て、遂に退廷、進行性麻痺性と診断せられ米陸軍病院、東大病院を経て東京国立病院に移された

また松岡洋右氏は肺結核、腎臓炎等を病み編籠拘置所から米陸軍病院を経て東大病院に入院中、廿一年六月廿七日午前二時四十分死去した、享年六十七

ついで水野修身元帥も廿二年一月五日午前十一時五十分急病でおよび心臓結核で米陸軍病院において急逝した、享年六十八  
大川博士は東條問題の理論的指導者、松岡氏は三國同盟の立役者、また水野元帥は露珠露事件の当の人物であり、自ら「責任は余にあり」と申出していたなどの關係から、この三人を失つたことは裁判に大きい空席をつくつた感がある

松岡、水野両被告の名は起訴状から削除され、また大川博士については個人責任の段階でウェンツ裁判長が「ニュールンベルグ裁判におけるグスタフ・クルップの場合と同様の考慮を必要とするかも知れない」と宣した、クルップに対しては重刑のため判決を保留されたのである

戦争犯罪のABC級 東京裁判は(一)本邦に対する罪 (二)通例

の戦争法規違反(三)人道に対する罪の三つの犯罪を整理の対象としているが、このうち(二)の犯罪および(三)の犯罪の直接下手人がC級、その直接責任者がB級、さらに(一)の犯罪を含むそれらの犯罪最高責任者がA級とされるのである

加大なる検 檢察官立証は廿一年五月三日開廷後、六月四日のキルマ氏の冒頭陳述を皮切りに開始せられ廿一年一月廿四日終了、この間開廷一六〇日、延時間六七〇時間

証人 総計九三名(延一〇三名) 田中隆吉少将の三回出廷のほか元情報高級幹部伊藤忠史、前文相前田多門、元公使館長木九万各三回出廷、証言時間最長は海軍少将の三五時間三〇分、次は空軍ワイルド大佐三二時間、バランタイン氏二五時間、田中隆吉氏二四時間、無罪被告二八時間

証 法廷に登壇されたものだけで二、二八二通、このほか同一番号でABC級の符号がついてゐるものを合すると二、五〇〇通を突破

法廷記録 明読された証証、裁判長の裁定、論争、申立など法廷の通訳録は英文三一六、〇〇〇頁、四百万語以上に達しJUSN

アルベルト・シュペーアー (元軍需相) 第一、四項有罪、第二、三項無罪  
バルドル・フォン・シーラッハ (元ヒトラー・ユイゲンツト指導者、ウイーン総督) 第一項有罪、第二項無罪、第三、四項不起訴

コンスタンチン・フォン・ノイラート (元外相、チェコ総督) 全項目につき有罪  
カール・デーニッツ (元海軍司令官、潜水艦司令官) 第二、三項有罪、第一項無罪、第四項不起訴

放 免 四名  
ヒヤルマル・シャハト (元陸相、元ライヒスバンク総裁) 全項目につき無罪  
フランク・フォン・パーベン (元トルコ大使) 全項目につき無罪

省放逐部長) 全項目につき無罪  
絞首刑の十二名は十六日ニュールンベルグで執行され、ホルマンは行方不明のため欠席裁判を受けたものであり、グスタフ・フォン・クリップ (元ドイツ工業部総裁、クルップ会社社長) は病氣のため裁判延期された

なおゲーリングは絞首刑執行の前日服毒自殺をとげた



# 中國の漢奸裁判

戦争犯罪裁判

日本と結託して和邦兩國を叫んだ廣州國、南京政府、華北政務委員會關係の対日協力者を殺す中國の漢奸裁判は一九四六年四月下旬から開かれたが、第一級から三級、三級へと罰則が並び、政界、經濟界、文化界、軍醫關係など各界の大小漢奸が蘇州の最高法院のほか南京、上海、天津、北平、瀋陽、重慶の各高等法院でその数は蘇州八百名、上海四百名、南京三百名のほか餘數千五、六百名が法廷に立つてきびしい法の裁きを受け次々と断罪されてゐる。

なにしての斷罪通謀、本國反逆の罪を立証する法廷で裁かれる彼等としては、死にもの狂いの抗争を展開して手國の國體をめぐり一九四七年一月まで死に刑を執行されたもの四十二名、死刑の宣告を受けたもの十五名、無期徒刑の判決を受けたものが十二名、十年、五年の徒刑(懲役)を受けたのは數えざること多しである。

【死刑執行されたもの】一九四五年三月日來朝野通謀した楊斌(立法院副院長)が漢奸断罪のトップを切つて一九四六年五月廿一日蘇州刑場で銃殺された。つぎに陳公博(主席代理)は六月三日同じ刑場で二番目に銃殺された。駐日大使をつとめた二人である清民陳外

交部長は一万圓の抗弁をやつたのち五月上旬死刑の宣告を受け、八月廿三日三人目の銃殺刑に処せられた。

一方南京法廷では楊思本(内政部長)が九月十四日、スポークスマンで有名な林柏生(宣傳部長)は十月八日、華北政務委員會治安總監督兼了つた青雲元は十二月十八日、いずれも南京刑務所で銃殺された。

その他楊傑一(參謀總長、武漢地区司令官)胡璠坤(蘇州地区司令官)凌瀾(海軍部長)の三陸海軍大將が六月廿四日、特務工作員楊杰(首都警備司令)が六月廿一日、瀋陽(上海警備部長)が六月下旬、李昭一(首都警備司令)が十月廿二日相ついで銃殺に処せられた。ついで廈門の特務工作員林光明、廈門市長の李思賢も各々銃殺されたが、特務工作部の萬里浪、羅建中ほか廿五名(うち女一名)の密偵は八月五日上海の南北の刑場で銃殺されたといわれる。また監獄院長だつた梁鴻志が十一月九日上海で銃殺され、以上で死刑を執行されたものは四十二名となつてゐる。

【死刑の宣告を受けたもの】このうちでは何れにしても大物は行政院副院長兼財政部長であつた周佛海で十一月七日死刑を宣告されたが再審を要求してゐる、その他元駐日大使蔡

璠が上海で、徐段が天津で死刑を宣告されたほか「自分は當然銃殺さるべきだ」と如何なる訳問にも答へなかつた王震唐(華北政務委員會委員長)が十月八日北平の法廷で、さらし周學昌(南京市長)が十月十九日、陳春園(廣東市長)が十月四日、王耀泰(華北政務委員會委員長)が十月八日、彭年(社會福利部長)が十月八日、陳之頤(財政部長)が十月十五日、抗那前から日本と結託していた張汝耕(廣東政府主席)が十月廿一日、顧大椿(糧食部長)が七月下旬、姚作賓(青島市長)が五月下旬、唐四社(山東市長)が十月廿一日、顧大剛(中領銀行副總裁)が十二月廿日、廿二年に入つて汪政權の總督警備司令であつた丁默邨が一月廿日、いずれも死刑の宣告を受けた。

【無期徒刑のもの】汪精衛の未亡人陳璧君が六月上旬無期徒刑の判決を受けたほか、周匯(行政院副院長)が九月廿日、八十二歳の溫宗堯(司法院長)吳道真(司法行政部長)陳君の甥周祥(空軍大佐)その他在時項(連銀總裁)潘振雄(天津市長)徐鳳翔(蘇州中將)王蘭(山西市長)譚嗣山(浙江省長)陳汝成(駐滿大使)游伯魯(北京警備局長)が無期徒刑、終身公權剝奪である。

【有期徒刑のもの】トップはかつて汪精衛の下に秘書警察の巨魁であつた故李士才一家のうち未亡人葉吉蘭、陸祖來(交通部長)余家珍、陸祖耀(浙江省政府副議長)がいずれも

戦争犯罪裁判

十五年、つぎに羅述の弟で有名な作家蘭作人が華北政務委員會の教育總監督をつとめたこと、一九四四年の判決があり、このほか五、五(教育部長)汪精衛(社會福利部長)王元蘭(駐日廣州大使)吳朝暉(外交部次長)董乃勳(宣傳部特種宣傳司長)がそれぞれ十二年、陳式説(浙江省政府副議長)江元順(省警備司令)徐維廉(高等法院院長)周維平(天津市長)蔡國輝(上海市財政局副局長)それぞれ陳公博の婦人秘書長英國張などがそれぞれ十年、王麗怡(北京市教育局長)が八年、文斐(吳縣部次長)趙証(高等法院院長)が七年、元高映(女)女機李明が五年、このほか蔣清漢(上海財界の巨頭)蔣(商社社長)のほか劉洪年(華中鉄道總裁)鄭良辰(中韓輪船)劉節(中華電影)沈維鈞(中華電影)など日本の國策会社と結んだのは全部二、三年の徒刑のうち、もつた金は全部没収されてゐる。

【法廷に立つたもの】金融界の孫蘭東、潘仰輝、項唐元、邵國華をはじめ林慶候(商社合夥社長)張一峯、文化界の許蘭慶(中央黨報社長)金維白(平報社長)陳彬和(申報社長)などのほか陶崇、李國華、陳燕々、陳雲裳などの男女漢奸が上海法廷にたち「東洋のママハリ」といわれた川島芳子も金融界といふ中國の本名で北京の法廷に立つてゐる。

【死刑、徒刑を執行あるいは宣告されたもの】副香港攻略軍の最高指揮官であり、日華事変勃発当時の華北駐屯軍參謀長だつた酒井隆元中將が九月十三日南京の雨花台で銃殺刑に処せられたほか、田中久一元中將(香港總督)關地春男少將(第二十三師團團長)らが廣東、廣西における警備、防務の責任者として前者は死刑、後者は無期徒刑の判決を

關東法廷で下された、また軍人以外の民間人では小山貞知(滿州國協和會幹部)が北京の法廷で無期徒刑、岡本菊夫(宿南鐵路局長)山口利春(農台鐵路局長)が銃殺刑に処せられ、中共地区でもカルガン(張家口)で同張家口支局長だつたものをよくむ日本入九名を銃殺したとも傳へられた、一方上海の米軍軍需委員會では一九四四年十二月漢口でB29爆撃機三名墜殺事件の責任者として四月二十一日当時の第三十四軍參謀長鈴木正隆元少將以下五名を被官刑に処し、日本本土空襲の下ワリットル中將麾下の米軍三飛行士を処刑した責任者として元第十三軍司令官沢田茂元中將に対し四月十五日軍労働五年を宣告、九月十六日には元華天停機收容所主任医官桑島新一大尉に絞首刑の判決を下してゐる、なお香港の英軍当局は軍事法廷を開廷以來、十一月十四日まで日本入人犯容疑者五百八名の審理を行つたが、死刑百八十五名、有期徒刑二百六十名、無罪六十三名、その他自殺十六名と発表、十二月十日には英、加捕虜を虐待したとしてリスボン丸船長藤田茂(曾根)に徒刑二十七年の判決を下したといわれる、このほか元台僑警備隊台僑軍司令官安藤利吉元大將が台湾での捕虜運送行為の責任者として上海に護送拘留されていたが、廿一年四月二十二日服毒自殺を遂げ、同じく元台僑警備隊法律顧問松尾中佐も四月二十七日上海華僑監獄で絶死してゐる。



# 復員・引揚

六百五十方に上る在外同胞の引揚げは廿年九月上旬南滿洲より引揚げ第一船を皮切り、南洋、中部太平洋、比島と相次いで開港を閉じ、廿一年六月下旬の最盛期を前に八月末には三分の二、四百四十方了了し、その後ソ連地区よりの引揚げも順調に進捗している。連合軍司令部は終戦以來の引揚げ日本人の累計五、〇〇五、四六三人、未引揚者日本人一、五六九、九四七人と廿一年十二月六日発表した。

## 東亞各地よりの復員と引揚状況

東亞各地域よりの復員ならびに在外邦人の引揚げは、南滿洲地区に約九方八千名と、南支那地区十方名を除いた以外は復員、引揚げを完了した。

終戦直後事務局では廿一年十月末現在の東亞各地域よりの復員者ならびに在外邦人の引揚げ者および残留者を明らかにした。その主なるところは次の如し（括弧内上段は引揚げ者数、下段は残留者数）

千島(七、八三三、五四、九〇〇) 樺太(九、〇三九、三一九、一〇七) 朝鮮(八

一六、三九三、七三、五七七) 滿洲(九八七、九七四、九六二、五〇五) 台灣(四六二、九二〇、二五、四九六) 華北(五四八、八二五、九、三三三) 華中(八〇一、七〇四、四、二六三) 華南(二二四、六二九、一、四〇九) 沖繩(五、一五一、五、三四九) 小笠原(三三、三九九、二四一) 中部太平洋(一、一六〇、四、八四五) 比島(九四、九四〇、四九、六五四) 佛印(九八、二一六、八八〇) シヤム・ビルマ(二四一、〇四六、四六、九四三) 馬來・スマトラ(二〇〇、二二一、六四、六〇〇) シヤワ(二八、八三九、二、二二六) ボルネオ(二四、六九四、八六五) セレス(二九、〇三九、一四八) 小スンダ(二九、五九一、四五六) 東北地区・ニューギニア(二〇二、三四五、八七五) ラバウル(九四、三三九、一、三〇三) フォーグ・シール(二二、三三三、五〇)

その他 台灣、中國、滿洲、比島など大部の地域は南支那を除く南滿洲引揚げは完了し、南支那八十五方が留置し、残りはソ連地区の百三十五方名、その他の地区十四方名留置関係者約一万名である。

英、蘭地区のシンガポール、マレー、ビルマ、シヤワ、蘭印諸島には約九方八千名が残留者として留置し、蘭印地区は廿一年五月に完了して、英蘭地区は廿二年中に引揚げ完了予定である。

## その他の地域よりの引揚状況

東亞各地域よりの引揚げを除いたその他の地域よりの引揚げ者数は終戦直後事務局の発表によれば次の如し(廿一年十二月現在)

○ 留置軍、海軍、民は居留民

○ 米國(陸一、六一海三、四七九民八、〇五七) 新西蘭(陸一三〇海六六九民二、〇五七) 暹羅(陸七八七海九五民二、一七六) ハワイ(陸二、一八六海六五二民五七) カナダ(陸〇海二民三、七九一)

○ 米軍留置地区引揚げ了 司令部は廿二年一月八日西太平洋、極東方面のアメリカ管理全地区からする大引揚げは引揚げ了予定の廿二年十二月一日、マニラからの引揚げの日本到着をもつて全部了了した旨発表した

○ アメリカ管理地区名 比島、琉球諸島、ハワイ、南朝鮮、マリヤナ、ギルバート、小笠原、マイシヤル各諸島(人数) 統計九十九方五千五百五十九名、うち日本人九十二万二千五百七十名、残留者マリヤナ諸島に日本人一、七十名、朝鮮人五名、比島に日本人六百四十九名、たたいずれも南支那留置者

## ソ連地区よりの復員と引揚状況

ソ連地区は終戦時の治安混乱のため状況不明となり、その後もソ連と連合軍司令部との交渉が進行中である。

## 復員・引揚

の協定成立せず在外同胞の引揚げは行われなかつたが熱心なる交渉の結果南滿洲に協定成立し廿一年十二月十九日次のとき渉外局特別発表があった

渉外局特別発表 ソ連およびソ連支配下にある地区から日本人を引揚げさせ、かつ在日朝鮮人を北緯三十八度以北の郷里に引揚げさせるため聯合委員計画に関する交渉が続けられていたが、今回の長びいた交渉に終止符をうつ協定が成立し、十九日マツカサ一司令部で調印を終った(中略)

目下のところ十一月初旬に締結された中間協定にもとずき樺太は眞岡、シベリヤはナホトカ、滿洲は大連、朝鮮は咸興、元山の諸港から日本人の引揚げは進行中である、司令部の管理下にある船舶はすでに將兵六千、民間人一万二千、合計二万七千名の引揚げ輸送を終った

二引揚げ開始 廿一年十二月五日樺太から函館への豊仙丸をトップにソ連地区からの第一次、第二次引揚げは開始せられ、これに関し渉外局よりつぎの特別発表があった

樺太眞岡から一、九二八名は豊仙丸で五日中に函館へ▲大連からの三、〇二三名は水原丸で六日佐世保へ▲眞岡から一、四三八名は白龍丸で、同一、二二四名は新興丸でそれぞれ六日函館へ▲大連からの三、二四〇名は辰丸で七日佐世保へ▲眞岡からの一、〇五九

名は大隅丸ですて小樽に到着、上陸準備中▲豊山丸、大久丸の二隻は四日シベリヤのナホトカに到着したが日本向出発期は未定、なほこの数日に到着予定の引揚げ数は二二、〇〇一名である

樺太引揚第一船 樺太の同船引揚船として廿一年十月廿日大隅丸について小樽を出港した豊仙丸は十二月三日眞岡を出港したが船足の関係で第一船の大隅丸より一日早く五日函館に入港した、乗船者は一、九二八名であったほか七日には白龍丸(乗船者一、四四八名)八日には新興丸(乗船者一、三二四名)大隅丸といずれも函館に入港し、第二次樺太引揚船の間宮丸は廿二年一月四日函館に入港した

シベリヤ地区から 約五千人の引揚者を乗せた第一船大久丸は廿二年十二月八日午前一時、豊山丸は午前四時それぞれ舞鶴港に到着し、第二次引揚船明徳丸(元軍人二千四百名、一般邦人百八十八名、遺棄者二十名)は廿二年一月四日舞鶴入港で離港した

大連から佐世保へ 大連地区からの第一次引揚船水原丸、辰丸はいずれも廿一年十二月七日佐世保に到着した

北朝鮮から 北朝鮮からの第一船水原丸は廿二年十二月十九日佐世保に入港した

以上のよう引揚げは順調に進捗し残留者は約百万名である、なほ廿二年四月以降の日本邦人の引揚げは毎月二往復(三万四千二百名を運ぶ)、八ヶ月間に三十万人の残留邦人を全部送る予定、千島、カムチャッカの邦人一万八千名は五月上旬に開始される予定である

毎日一定送還 ソウイェート当局は廿二年三月三日ソウイェート政府日本人の本國送還について次の通り発表した

二月十五日までに四万五千名の日本人がソウイェート領土およびソウイェート管理地域から本國へ送還された、日本人の送還は日本占領米軍当局との協定にもとずくもので今後毎日一定数の日本人捕虜および一般民が日本へ送還される予定である

ソ連留置地区の状況

シベリヤ引揚者の船中の状況

ソ連留置地区の状況はつぎのようなものである

船員 ソ連中央部で決めた一日の定数は(単位グラム)米三百、粟五百五十、パン三百五十、砂糖十五、塩十、魚百五十、油十、茶五、肉五、鹽草五本、しかしこの現物供給は途中の積流も併し十分末端へはゆかなら、ただし半分は減るといふことはなから、このほか作業に対し船中給といふべき供給がある

作業 伐材、搬出、運送、農耕、炭坑、



警察、補佐、道路、鉄道工事、工務勤務など  
收容所の所在地に關して詳せられている  
衛生 日本人軍医、看護婦で構成された  
病院は三、四ヶ所にすぎず、その他はノ連人  
だけの勤務する病院がある

日課 午前六時起床、八時から午後五時  
まで作業(農食は二回休)十時就寝

娯樂・教養 ニュースは宗像中尉を編輯  
長とする日本新聞(ハバロフスクで印刷、邦  
字四ページ、タブロイド版)が唯一のもので  
世界情勢、日本の経済動向、労働問題を扱う

対日感情 民族の偏見はちつともみられ  
ず非常に親切である

### 対日理事会における 引揚、復員状況説明

廿二年三月五日開かれた第七回対日理事  
会に、トップ臨時議長は日本人の引揚、復  
員状況について次の通り説明した(據て予算  
その他については日本管理の項を参照)

十七名の日本人が残っているが、このうち職  
犯者として四百五十名が三月末まで日本  
に帰されるはずである、長城以南の中韓と台  
灣には約一万一千九百四十七名、滿州には約  
九万五千名が残っている、東南アジア諸地域  
には約七万六千七百七十四名がおり、その引揚  
げは廿二年末までは完了する予定である、  
東南太平洋地域の残留者は七千七百七十五名で  
引揚げは廿二年五月一日までには完了する

近海諸島	三、三三〇
オーストラリア	三、六〇〇
ニューギニア	七、七〇〇
中華民国	一、九二〇
台湾	四、五〇〇
北部佛印	三、三〇〇
香港	六、七〇〇
高州	一、〇〇〇
北鮮	三、四〇〇
大連	一、〇〇〇
千島	一、七〇〇
シベリア	一、〇〇〇
東南アジア	八、三〇〇
關島	三、七〇〇
ハワイ	三、四〇〇
合計	五三、三三〇

【復員状況】これらの海外引揚者は大体滿國  
後四十八時間以内に復員し市民に歸つた、現  
に復員した者の概数は陸軍四、二九二、〇〇  
〇、空軍五五三、〇〇〇、海軍一、五八〇、  
〇〇〇、計六、四二五、〇〇〇である

未帰還者調査 毎日新聞社では沖繩、比  
島、太平洋諸地域別留者名簿による南方未帰  
還者調査を廿一年八月十四日より九月十四日  
まで行つたが、依拠件数直接接社五万四千八  
十九、書面によるもの五万四千八百五十七、合  
計十萬五千二百四十六件に達し好評を得た

## 日本管理

### 連合國日本 管理の概貌

マッカーサー元帥がその年頭(一九四七  
年)声明において  
「過去一年を顧るとき何人といえども日本の  
社会組織の上に大きな進歩のあとを認めざる  
を得ない、それは最も進歩的な自由主義の線  
に沿つた発展であり、個人の威厳と福祉と幸  
福とを高めるとともに模範の均等と最大限の  
人間的自由を求める基本的理念にもとづく発  
展であつた——」

個人の権威と福祉を高め日本に自由な社会  
を打ち立てるため立案された憲法の改革が成  
るか成らぬかは、終局において日本國民自身  
が自己の新しい政治上の責任を果す方法、國  
民が選んだ指導者の性格、またこの指導者が  
國民の権利の神聖を守り國民の利益を伸張し  
よつとする誠實さにかかっている——  
と述べてゐるが、この二年は戦後直後の  
混乱の底に落ち込んだ國民生活がようやく復  
興へ向つて動き出し、ボツダム宣言による連  
合國の管理方針の線に従つて順調に民主化

が進展して行つた年であつた

廿二年一月初め米國陸軍次官補ピーターセ  
ン氏がクリフランドの放談談話会において  
対日管理政策は一件の不祥事も記さず成功し  
てゐると發表していることへ、この成果は心  
とえにマッカーサー元帥の卓越せる手腕によ  
るものであるが、この成功は、具体的には日  
本がこの一年間に、政治、経済、社会の各分  
野において如何に民主化されたかによつて客  
觀的に説明することが出来る、すなわち、日  
本の民主化は、いはば外から與えられたもの  
であつて、言論、結社の自由にしても、政治  
警察禁止にしても、國家制度の弱點にしても、  
あるいは財閥の解体、農地制度改革にしても  
ことごとく最高司令部の指令と指導の下に行  
われたことは、いすれもボツダム宣言第十項  
の日本政府は、日本國民の間における民主主  
義的傾向の復活と強化を促す一切の障礙を  
除かねばならない、言論、信教および思想の  
自由はその基礎たる人格の尊重とともに確立  
されねばならない、とする態度を基礎とした  
ものであるが、このことはまたマッカーサー  
元帥八月の日本占領報告において述べたこと

く順調な経過を辿つてゐることは、  
また言論、集會の自由とともに、職業責任  
を追究する指令は、いすれも適用範圍を  
検討している部分もあり、廿二年夏、アチン  
ン対日理事会議長が理事会に報告したところ  
によると、政府決定に當る高官八十四、代議  
士九、特高警察、思想取締關係官六、二〇二  
衆議院議員候補者二五二、その他政府職員十  
八万六千といふ龐大な数がすでに退放され、  
一方民主化の土台として助成されてきた労働  
組合は飛躍的に組織を拡大、組合員は安きに  
四百万になんなんとするまでに発展した  
また経済の面においては、今次の大戦が  
独占資本維持のための経済危機打開に端を  
發し、戦前戦中を通して、これらの独占資本  
が、競争進行の有力な支柱であつたことに似  
し、財閥體の消滅がとられたことは當然で  
ある

すなわち経済政策に關する指令第三号の線  
において、三井、三菱、住友、安田以下の大  
財閥にたいする解体命令となり、反トラスト、  
カルテル法の制定準備が進められ、軍需生産  
打切り断行とともに企業運営の民主化が決定  
された、この経済政策とともに、賠償問題に  
おいても、昨秋のポレー案に受ける恩情的な  
米國家が立案された

この他、食糧物資の大量放出による短期間  
の飢饉防止、教育制度における歴史の改定、



大・三・三制の制定など、大胆にしかも當を得た施策が次々と打ち出されている。しかし、日本政府の復興政策無難からくる大衆の生活難、物價騰貴、首切りなどのインフレーションは必然的に労働運動を尖鋭化し、廿二年一月以降急速に高潮し、遂に世界史上稀に見る全官公労組の所謂二・一ゼネストが、その同僚スト各團體を合して八百七十万におよぶ一大労働政勢を展開するまでになつた。しかし、この日本労働史上空前のゼネストは決行直前、マッカーサー元帥の直接指令によつて禁止された。

多くの敗戦國中、日本の管理が最も成功せるものとするのは世界の世論の一致するところであるが、これは、とりもなおさず、日本を長くしようとする連合國の意図と、これを實施する最高司令部の適宜な処置によるものと云ふべく、日本復興の具体的成果がこれにより著々現はれるといえる。

### ポツダム宣言

昭和廿七年七月廿六日

(一九四五年七月廿六日ポツダムに於て) 一、我等合衆國大統領、中華民國政府主席及びグレート・ブリテン國総理大臣は我等數國の國民を代表し協約の上日本國に対し今次の戰爭を終結するの機会を與はるることを見

一致せり

二、合衆國、英帝國及中華民國の巨大なる陸海空軍は西方より自國の陸軍及空軍による敗北の損害を受け日本國に対し最後の打撃を加ふるの態勢を整えたり、右軍事力は日本國が抵抗を中止するに至る迄同盟國に対し戰爭を遂行する一切の連合國の決議により支持せられ且つ鼓舞せられおるものなり

三、廢絶せる世界の自由なる人民の力に對するドイツ國の無益、且つ無意義なる抵抗の結果は日本國國民に對する先例を極めて明白に示すものなり、現在日本國に對し締結しつゝある力は抵抗するナチスに對し適用せられたる場合において至ドイツ國人民の土地産業および生活様式を必然的に荒廢に轉せしめたる力に比し測り知れざるほどに強大なるものなり、我等の決意に支持せらるる我等の軍事力の最高度の使用は日本國軍隊の不可避かつ完全なる毀滅を意味すべく、又同様に必然的に日本國本土の完全なる破壊を意味すべし

ヤシチル総理大臣は各自の軍事及外交顧問と共に北アフリカに於て會議を終了し左の一般的聲明を發表せられたり

各軍事使節は日本國に對する將來の軍事行動を協定せり、三大同盟國は海路、陸路および空路によりその野蠻なる敵國に對し復讐なき強圧を加ふるの決意を表明せり、右強圧は既に増大しつゝあり、三大同盟國は日本國の降参を制止し且つ之を罰するため今日の戰爭をなしつゝあるものなり、右同盟國は自國の

へし、言論、宗教および思想の自由ならびに基本的人權の尊重は確立せらるべし 十一、日本國はその經濟を支持し、かつ公正なる貨物價値の取立を可能ならしめるが如き産業を維持することを許さるべし、但し日本國をして戰爭のため再準備をなすことを許しむるが如き産業はこの限りに非ず、右目的のため原料の入手とその支配とはこれを区別すべしを許可せらるべし、日本國は將來世界貿易關係への参加を許さるべし 十二、前記目的が達成せられ、かつ日本國民の自由に表明せる意思に従ひ平和的傾向を有し、かつ責任ある政府が樹立せらるるまでには連合國の占領軍は固ち日本國より撤收せらるべし 十三、われらは日本國政府が固ち日本國軍隊の無條件降参を宣言し、かつ右行動における同政府の誠意につき適當かつ十分な保障を提供せんことを同政府に對し要求す、右以外の日本國の選択は迅速かつ完全なる撤収せらるべきなり

### カイロ宣言

昭和十八年十一月廿七日

(一九四三年十一月廿七日カイロにおいて) ルースヴェルト大統領、蔣介石大元帥及チ

ヤシチル総理大臣は各自の軍事及外交顧問と共に北アフリカに於て會議を終了し左の一般的聲明を發表せられたり

日本管理政策 昭和廿九年九月廿二日 一、我等は無責任なる軍國主義が世界より驅逐せらるるにいたるまで日本と安全および正義の新秩序が生じ得ることを主張するものなるをもつて日本國國民を鼓舞し、これを以て世界征服の途に出するの過激を固くしめたるものへの権力および勢力は永久に除去せられんべし

日本管理政策正文 本文書は降参後の日本に對する全般的な最初の政策に關する聲明である 本文書は大統領の承認を得て連合國最高司令部官およびアメリカの關係各官その他の諸國に對し指針として配布される、但し政策の決定を必要とする日本占領に關する一切の事項は取扱はれていなら、本文書に含まれておるものが乃至十分に取扱はれていなら諸國は現在及てに別個に取扱はれていなら取扱はるべきこととなる



何なる形の政府を日本に課することも連合國の責任でない、また以上の目的は次の主要方法によつて達成される。

(A) 日本の主権は本州、北海道、九州、四國、その他米國が現任参加しておりかつ將來參加するカイロ宣言その他の規定に従い決定される範圍ならざる附近島嶼に限定される。

(B) 日本は完全に武装を解かれ軍力の剩餘される軍部の權威ならびに軍國主義の影響は日本の政治、經濟、社会的な生活から完全に一掃される軍國主義および侵略を表現される制度は廢絶される。

(C) 日本國民は個人の自由および基本的人權の尊重特に信教、集會、言論、出版の自由に対する要求を強めるより助長され民主主義的の民意を代表する諸組織を結成するのを助長する、日本國民は平時の需要に應じ得る程度の經濟を有する機会を與えらる。

【第二節 連合國の機能】第一節 軍事占領 降伏を履行せしむるために日本本土の軍事占領が行われ占領は日本と戦争状態にある主要連合國のために作戦の性格を採る、そのために日本との戦争において主要役割を果している他の國の武力の参加を歓迎し期待する占領軍は米國によつて任命される最高司令官の統率の下に置かれる、相互の協同および適當な諸問題の設置により主要連合國の満足し得るよう日本の占領と管理を行うための政策

を樹立するため一切の努力が拂われるが万一各國間に意見の相違が生じた場合は米國の政策が決定力を持つ。

【第二節 日本政府との關係】天皇並に日本政府の権限は最高司令官に從屬せしめられ最高司令官は降伏條件の實現、占領實施のために樹立された政策の遂行および日本の管理に必要なる一切の權力を掌握する、日本社会の現在の性格および米國がその勝兵力に対して最小限度に委託する程度で目的を達成することを目指すにかながみ最高司令官は米國の目的を満足に達せしめる程度に天皇を含めて日本政府機構および諸機關を通じて權力を行使する日本政府は最高司令官の指令を受けて國內行政に関する通常の統治権を行使することを許される、しかしながら天皇その他日本當局が降伏條件を履行せしめることを目的とする最高司令官の要求に満足すべき程度に關しない場合、以上の政策は最高司令官が政府機構ないし人員の変更を要求するかなしは直接行動する最高司令官の權利及び義務に從属する、さらに右政策は最高司令官をして米國の目的達成を目指す漸進的変化に反して天皇又は他の日本政府當局を支持せしめるものではない、右政策は日本の現存政府形態を支持せず利用するにある、日本國民に依つて着手される政府形態の変更とその封鎖の官職主義的傾向を抑制する方向にある政府は許可さ

より、日本國民は米國の歴史、諸制度、文化及び成果を知る機会を與えられかつ奨励される、日本國民と占領軍との間の關係は占領の政策及び目的に必要なる限度のみ制限される、集會ならびに公論の權利を保有する民主主義的諸政黨は占領軍の安全を保持するに必要なる限度において奨励される、人種、國籍、信教乃至政見を理由として差別的待遇を規定する法律、命令、規則は廃止され本文章に述べられてある諸目的並に政策と対立するものは廢止、停止若しくは必要なる程度に修正され、特に以上の實施に當つた諸機關は廢止乃至廢止される、政治理由に基づき日本當局によつて不当に監禁されていた人物は釈放される、司法法律、警察組織は第三節第一並に第三節に述べられてある諸政策と一致するよう出來るだけ速かに改組され然る後個人の自由と民權を保護するため漸進的に導かれる。

重要なる著名人は拘禁所に收容され將來の処分のために抑留されなければならない、軍國主義ならびに軍國主義的活動の著名人たりし人々は公共の職位ならびにその他如何なる公共乃至重要なる私的の責任ある地位からも排除されるであらう、過激なる國家主義乃至軍國主義の社会的、政治的、職業的、商業的協會乃至諸團體等は解散され禁止されるであらう、陸海軍の將校下士官ならびに軍國主義及び過激國家主義のすべての著名人としての過失の経歴を有するものは監督ならびに教育に關する地位から除かれなければならない。

【第二節 戦争犯罪人】連合國捕虜その他國民に対して殘虐行為を加えた人物も含めて最高司令官又は適當な連合國機關により戦争犯罪人として指名された人物は逮捕審問を受け刑の宣告を受けた場合は処刑される、他の連合國が自國民に対して不法行為を加えた罪により要求する人物は最高司令官によつて裁判を加えるが、あるいは証人その他のため要求せられぬ場合以上の國の拘禁下に引渡される。

【第三節 個人の自由及び民主主義的過程への企及の助長】占領後信教の自由が宣言される、同時に國家主義的および軍國主義的諸團體乃至運動が宗教の外被の陰に隠れることが許されぬ日本國民に対して明らかにされ

れ支持を受けるであらう、日本國民が武力を行使しまたは政府自身が反対人物に対抗し武力を行使してかかる変更を實現する場合は生じた時に最高司令官は陸下軍隊の安全を保障しその他占領上の一切の目的達成を保障する必要がある時にのみ干渉すべきである。

【第三節 政策の公布】日本國民及び世界一般は占領の目的と政策その達成上の進展につき不斷に詳細に情報を受けらる。

【第三節 政治】第一節 武装解除ならびに軍國主義の抹殺 武装解除ならびに軍國主義の抹殺は米國軍占領の重要任務であつて即時断ずとして遂行しなければならぬ、日本國民に対して米國陸海軍の指導者ならびにその努力を通じて國民の現任ならびに將來の苦惱を顧みずに行つた役割を知らしめるために凡ゆる努力が行われなければならない、日本は、陸海軍軍艦警備組織乃至如何なる民間航空をも持つことならぬ、日本の地上航空ならびに海軍の勝兵力は武装解除および解体され日本と海軍の勝兵力は武装解除および解体され日本の大本營、參謀本部およびすべての聯繫諸組織は解散さるべきである、陸海軍の資材、陸海軍の船舶、陸海軍の諸機關ならびに陸海軍および民間の航空機は引渡され最高司令官の要求の處に処分されなければならない、日本大本營參謀本部の高級官吏その他日本政府の陸海軍高級官吏、國家主義者、軍國主義的諸組織の指導者ならびに他の軍國主義及び侵略の

要な價值が戦争準備にある特定産業または生産部門の廢止、能力を強化することを目的とする特定の研究または指令の禁止、將來の平和需要に相當する日本重工業の規模及び性格上の制限、非軍事化の目的達成に必要なる程度に日本船舶を制限以上の計画に従つて一掃される、日本國內のこれらの現存生産施設の最終処分については他の利用に轉換するか外國へ輸出するかは廢絶と化するかは目録作成後に決定される、但し民生生産に直に轉換し得る場合は非常の場合を除き廢絶されてはならない。

【第二節 民主主義勢力の助長】民主主義的基礎に基づいて組織された労働、工業及び農業に於る諸組織の結成は奨励され支持される、生産並に通過上の収入及びこれら諸手形の所有の屬屬な配分を可能とする政策も支持される、これらの形態の經濟活動、經濟組織及び指導は日本國民の平和的氣質を強化し軍事上の目的を支持する經濟活動を支配するか又は指導すること困難ならしめるものとして支持される、以上の目的の爲に最高司令官の政策は次の如きものである。

(A) 平和的目的に向つてのみ日本の經濟努力を導かない個人は經濟分野においていかなる重要な地位にも止まるか乃至は選出されることを禁止する。

(B) 日本重工業の大割合に支配力を有する



大連コロンツェルン及び金州コロンツェルン  
を併合するための計画を助長する

【第三節 平和的経済活動の再開】日本の  
政治的困難と経済的破綻をもたらした  
本國の敗北は日本自らの行為の直接の結果であ  
り、連合國は修理する重荷を負わねばならぬ、  
日本國民が一切の軍國主義的放逐して平和  
的生活様式を回復して専心努めるならばその  
聯合のみ連合國は修復を行うであらう、從  
つて日本國民はついでに物産の再建に着手し  
るべきである、連合國は徹底的に改革し國  
民を平和への道に導いて有益に使用する道  
を見出すことが必要である、連合國は適当な時  
期にこれらの任務達成を妨げる如き條件を課  
する意図はなからず、日本は占領地の必要に應  
じて物資及び労働を提供すべきである、但しそ  
れは飢饉疫病の蔓延、肉體上の甚しき疲労を  
生ぜしめる程度に達しない限り、日本は自國  
の目的に役立つ計画を維持発展せしめ実行  
すべきであり必要と認められたる命令に  
(A) 經濟上の甚しき苦難を回避する  
(B) 入手せる物資を公正に配給する  
(C) 連合國政府により同意された諸物  
資の消費の要求に應ずる  
(D) 國民の合理的及び平和的諸要求を満足せ  
しめるため日本國民の意見を促進する  
以上を以て日本は連合國の責任を負ふべき  
である

必須公共事業、財政、金融、重要物資の生産  
開始などを含む経済活動を管理するを許され  
る目的の一致することを証明するため最高  
司令官の承認と批准を得る

【第四節 A 賠償】日本の侵略の賠償は日本  
の保持する領域外に位置する日本の財産の要  
求に當り連合國當局により決定される一並  
に平和的の日本賠償ないし占領軍に対する補給  
として必要ならざる物資、現在日本賠償にお  
ける賠償の範囲として行われる賠償の範囲に  
乃至は所有主への返還のため賠償されるべき指  
令されたもの以外の輸出は必要な輸入の提供  
に同意するに於てはかかる輸出に対して外國爲替を  
もつて支拂うことに同意する受領者にのみ行  
われる、日本の非軍事化計画を妨害しないし  
は妨害するが如きいかなる賠償の形式も強要  
されず

B 賠償一判別し得る一切の現貨された財産  
の完全かつ即時返還を要求せしむる

【第五節 財政貨幣並に銀行政策】日本は  
最高司令官の承認及び協同のもとに依然  
として國內の財政貨幣並にクレジットに關す  
る政策の管理および指導に責任を負する

【第六節 國際通商および金融關係】日本は  
協同として世界の他の國家と正常な通商關  
係を維持するべきを許されねばならず、占領期間  
中及た協定なる時期のうちに日本は外國から  
日本に對する必要と認められる原料および他の商  
品を購入しかつ承認された輸入の支拂をなす  
ため商品輸出することを許可されるのである  
一切の商品の輸出入、外國爲替および金  
融取引に對し統制が維持される、これらの統  
制実施のために採用される政策およびその実  
際の結果はこれらのものが占領軍當局の政策  
に違反せず、かつかく日本が獲得する一切  
の對外購買力が日本の欠くべきからざる必要の  
ためにのみ利用されることを確保ならしめる  
ために最高司令官の承認および管理下に置か  
れる

【第七節 在外日本資産】日本の在外資産お  
よび降伏條件によつて日本から分離せしめら  
れた地域にある日本の資産は連合國および政府  
が全部ないし一部を所有する資産を含み占領  
軍當局に明示され連合國當局の決定による処分  
に附される

【第八節 日本國內における外國企業に對し  
ては聯合當局】日本當局はその資産又は日本  
の商業組織を通じていかなる外國の企業に對  
しても独占的ないし優先的機会ないし條件を  
課せざるべきである、かかる企業に對し経済活動の  
すべきなる程度に對し統制を課せしむる

【第九節 連合國の財産】連合國の財産と雖も占  
領の諸目的を達成するために必要なる如何な  
る行為かゝる免除されるべきはなからず

最高司令官の機構

最高司令官はU.S. H. O. A. R. P. S. N.  
第一師團長の下に民政事項全般を司る

最高司令官は連合國最高司令部 (General  
Headquarters of the Supreme Com-  
mander for the Allied Power)  
s) である、最高司令官は決定せられたる諸政策  
実施の最高責任者である、最高司令官は  
H. Q. S. C. A. P. である、この最高司令官はマ  
ッカーサー元帥であり、その本部は東京市内  
第一相互生命ビルにあり  
最高司令官の正式に設立されたのは廿年  
十月二日、これに連合國のあらゆる對日  
政策はこの司令部より発せられる、最高  
司令部の各部および局長は必要に應じて第一相互  
生命ビルを中心として都内各地に分散してお  
り、機構は複雑多岐である、その内部關係は日本  
的な概念をもつては正確に困難である、  
ここに最も判り易くと思われる方法により、  
その基本的な主要部門について説明を行は  
う次の通りである

最高司令官 マッカーサー元帥は米國本  
洋陸軍最高司令官であると同時に連合國最高  
司令官を兼任して居る  
副官 最高司令部に主属する副官として  
副官二名、官房副官三名のほかは參謀長、ハ  
ラー少將、參謀副長、ホルモント各一名および  
秘書室に五名の參謀官があり、この參謀長の  
もとに參謀部第一、二、三、四、五、六、七、八、九、  
十、十一、十二、十三、十四、十五、十六、十七、十八、  
十九、二十、二十一、二十二、二十三、二十四、二十五、  
二十六、二十七、二十八、二十九、三十、三十一、三十二、  
三十三、三十四、三十五、三十六、三十七、三十八、  
三十九、四十、四十一、四十二、四十三、四十四、  
四十五、四十六、四十七、四十八、四十九、五十、  
五十一、五十二、五十三、五十四、五十五、五十六、  
五十七、五十八、五十九、六十、六十一、六十二、  
六十三、六十四、六十五、六十六、六十七、六十八、  
六十九、七十、七十一、七十二、七十三、七十四、  
七十五、七十六、七十七、七十八、七十九、八十、  
八十一、八十二、八十三、八十四、八十五、八十六、  
八十七、八十八、八十九、九十、九十一、九十二、  
九十三、九十四、九十五、九十六、九十七、九十八、  
九十九、一百、一百零一、一百零二、一百零三、  
一百零四、一百零五、一百零六、一百零七、  
一百零八、一百零九、一百一十、一百一十一、  
一百一十二、一百一十三、一百一十四、  
一百一十五、一百一十六、一百一十七、  
一百一十八、一百一十九、一百二十、  
一百二十一、一百二十二、一百二十三、  
一百二十四、一百二十五、一百二十六、  
一百二十七、一百二十八、一百二十九、  
一百三十、一百三十一、一百三十二、  
一百三十三、一百三十四、一百三十五、  
一百三十六、一百三十七、一百三十八、  
一百三十九、一百四十、一百四十一、  
一百四十二、一百四十三、一百四十四、  
一百四十五、一百四十六、一百四十七、  
一百四十八、一百四十九、一百五十、  
一百五十一、一百五十二、一百五十三、  
一百五十四、一百五十五、一百五十六、  
一百五十七、一百五十八、一百五十九、  
一百六十、一百六十一、一百六十二、  
一百六十三、一百六十四、一百六十五、  
一百六十六、一百六十七、一百六十八、  
一百六十九、一百七十、一百七十一、  
一百七十二、一百七十三、一百七十四、  
一百七十五、一百七十六、一百七十七、  
一百七十八、一百七十九、一百八十、  
一百八十一、一百八十二、一百八十三、  
一百八十四、一百八十五、一百八十六、  
一百八十七、一百八十八、一百八十九、  
一百九十、一百九十一、一百九十二、  
一百九十三、一百九十四、一百九十五、  
一百九十六、一百九十七、一百九十八、  
一百九十九、二百、二百零一、二百零二、  
二百零三、二百零四、二百零五、二百零六、  
二百零七、二百零八、二百零九、二百一十、  
二百一十一、二百一十二、二百一十三、  
二百一十四、二百一十五、二百一十六、  
二百一十七、二百一十八、二百一十九、  
二百二十、二百二十一、二百二十二、  
二百二十三、二百二十四、二百二十五、  
二百二十六、二百二十七、二百二十八、  
二百二十九、二百三十、二百三十一、  
二百三十二、二百三十三、二百三十四、  
二百三十五、二百三十六、二百三十七、  
二百三十八、二百三十九、二百四十、  
二百四十一、二百四十二、二百四十三、  
二百四十四、二百四十五、二百四十六、  
二百四十七、二百四十八、二百四十九、  
二百五十、二百五十一、二百五十二、  
二百五十三、二百五十四、二百五十五、  
二百五十六、二百五十七、二百五十八、  
二百五十九、二百六十、二百六十一、  
二百六十二、二百六十三、二百六十四、  
二百六十五、二百六十六、二百六十七、  
二百六十八、二百六十九、二百七十、  
二百七十一、二百七十二、二百七十三、  
二百七十四、二百七十五、二百七十六、  
二百七十七、二百七十八、二百七十九、  
二百八十、二百八十一、二百八十二、  
二百八十三、二百八十四、二百八十五、  
二百八十六、二百八十七、二百八十八、  
二百八十九、二百九十、二百九十一、  
二百九十二、二百九十三、二百九十四、  
二百九十五、二百九十六、二百九十七、  
二百九十八、二百九十九、三百、三百零一、  
三百零二、三百零三、三百零四、三百零五、  
三百零六、三百零七、三百零八、三百零九、  
三百一十、三百一十一、三百一十二、  
三百一十三、三百一十四、三百一十五、  
三百一十六、三百一十七、三百一十八、  
三百一十九、三百二十、三百二十一、  
三百二十二、三百二十三、三百二十四、  
三百二十五、三百二十六、三百二十七、  
三百二十八、三百二十九、三百三十、  
三百三十一、三百三十二、三百三十三、  
三百三十四、三百三十五、三百三十六、  
三百三十七、三百三十八、三百三十九、  
三百四十、三百四十一、三百四十二、  
三百四十三、三百四十四、三百四十五、  
三百四十六、三百四十七、三百四十八、  
三百四十九、三百五十、三百五十一、  
三百五十二、三百五十三、三百五十四、  
三百五十五、三百五十六、三百五十七、  
三百五十八、三百五十九、三百六十、  
三百六十一、三百六十二、三百六十三、  
三百六十四、三百六十五、三百六十六、  
三百六十七、三百六十八、三百六十九、  
三百七十、三百七十一、三百七十二、  
三百七十三、三百七十四、三百七十五、  
三百七十六、三百七十七、三百七十八、  
三百七十九、三百八十、三百八十一、  
三百八十二、三百八十三、三百八十四、  
三百八十五、三百八十六、三百八十七、  
三百八十八、三百八十九、三百九十、  
三百九十一、三百九十二、三百九十三、  
三百九十四、三百九十五、三百九十六、  
三百九十七、三百九十八、三百九十九、  
四百、四百零一、四百零二、四百零三、  
四百零四、四百零五、四百零六、四百零七、  
四百零八、四百零九、四百一十、四百一十一、  
四百一十二、四百一十三、四百一十四、  
四百一十五、四百一十六、四百一十七、  
四百一十八、四百一十九、四百二十、  
四百二十一、四百二十二、四百二十三、  
四百二十四、四百二十五、四百二十六、  
四百二十七、四百二十八、四百二十九、  
四百三十、四百三十一、四百三十二、  
四百三十三、四百三十四、四百三十五、  
四百三十六、四百三十七、四百三十八、  
四百三十九、四百四十、四百四十一、  
四百四十二、四百四十三、四百四十四、  
四百四十五、四百四十六、四百四十七、  
四百四十八、四百四十九、四百五十、  
四百五十一、四百五十二、四百五十三、  
四百五十四、四百五十五、四百五十六、  
四百五十七、四百五十八、四百五十九、  
四百六十、四百六十一、四百六十二、  
四百六十三、四百六十四、四百六十五、  
四百六十六、四百六十七、四百六十八、  
四百六十九、四百七十、四百七十一、  
四百七十二、四百七十三、四百七十四、  
四百七十五、四百七十六、四百七十七、  
四百七十八、四百七十九、四百八十、  
四百八十一、四百八十二、四百八十三、  
四百八十四、四百八十五、四百八十六、  
四百八十七、四百八十八、四百八十九、  
四百九十、四百九十一、四百九十二、  
四百九十三、四百九十四、四百九十五、  
四百九十六、四百九十七、四百九十八、  
四百九十九、五百、五百零一、五百零二、  
五百零三、五百零四、五百零五、五百零六、  
五百零七、五百零八、五百零九、五百一十、  
五百一十一、五百一十二、五百一十三、  
五百一十四、五百一十五、五百一十六、  
五百一十七、五百一十八、五百一十九、  
五百二十、五百二十一、五百二十二、  
五百二十三、五百二十四、五百二十五、  
五百二十六、五百二十七、五百二十八、  
五百二十九、五百三十、五百三十一、  
五百三十二、五百三十三、五百三十四、  
五百三十五、五百三十六、五百三十七、  
五百三十八、五百三十九、五百四十、  
五百四十一、五百四十二、五百四十三、  
五百四十四、五百四十五、五百四十六、  
五百四十七、五百四十八、五百四十九、  
五百五十、五百五十一、五百五十二、  
五百五十三、五百五十四、五百五十五、  
五百五十六、五百五十七、五百五十八、  
五百五十九、五百六十、五百六十一、  
五百六十二、五百六十三、五百六十四、  
五百六十五、五百六十六、五百六十七、  
五百六十八、五百六十九、五百七十、  
五百七十一、五百七十二、五百七十三、  
五百七十四、五百七十五、五百七十六、  
五百七十七、五百七十八、五百七十九、  
五百八十、五百八十一、五百八十二、  
五百八十三、五百八十四、五百八十五、  
五百八十六、五百八十七、五百八十八、  
五百八十九、五百九十、五百九十一、  
五百九十二、五百九十三、五百九十四、  
五百九十五、五百九十六、五百九十七、  
五百九十八、五百九十九、六百、六百零一、  
六百零二、六百零三、六百零四、六百零五、  
六百零六、六百零七、六百零八、六百零九、  
六百一十、六百一十一、六百一十二、  
六百一十三、六百一十四、六百一十五、  
六百一十六、六百一十七、六百一十八、  
六百一十九、六百二十、六百二十一、  
六百二十二、六百二十三、六百二十四、  
六百二十五、六百二十六、六百二十七、  
六百二十八、六百二十九、六百三十、  
六百三十一、六百三十二、六百三十三、  
六百三十四、六百三十五、六百三十六、  
六百三十七、六百三十八、六百三十九、  
六百四十、六百四十一、六百四十二、  
六百四十三、六百四十四、六百四十五、  
六百四十六、六百四十七、六百四十八、  
六百四十九、六百五十、六百五十一、  
六百五十二、六百五十三、六百五十四、  
六百五十五、六百五十六、六百五十七、  
六百五十八、六百五十九、六百六十、  
六百六十一、六百六十二、六百六十三、  
六百六十四、六百六十五、六百六十六、  
六百六十七、六百六十八、六百六十九、  
六百七十、六百七十一、六百七十二、  
六百七十三、六百七十四、六百七十五、  
六百七十六、六百七十七、六百七十八、  
六百七十九、六百八十、六百八十一、  
六百八十二、六百八十三、六百八十四、  
六百八十五、六百八十六、六百八十七、  
六百八十八、六百八十九、六百九十、  
六百九十一、六百九十二、六百九十三、  
六百九十四、六百九十五、六百九十六、  
六百九十七、六百九十八、六百九十九、  
七百、七百零一、七百零二、七百零三、  
七百零四、七百零五、七百零六、七百零七、  
七百零八、七百零九、七百一十、七百一十一、  
七百一十二、七百一十三、七百一十四、  
七百一十五、七百一十六、七百一十七、  
七百一十八、七百一十九、七百二十、  
七百二十一、七百二十二、七百二十三、  
七百二十四、七百二十五、七百二十六、  
七百二十七、七百二十八、七百二十九、  
七百三十、七百三十一、七百三十二、  
七百三十三、七百三十四、七百三十五、  
七百三十六、七百三十七、七百三十八、  
七百三十九、七百四十、七百四十一、  
七百四十二、七百四十三、七百四十四、  
七百四十五、七百四十六、七百四十七、  
七百四十八、七百四十九、七百五十、  
七百五十一、七百五十二、七百五十三、  
七百五十四、七百五十五、七百五十六、  
七百五十七、七百五十八、七百五十九、  
七百六十、七百六十一、七百六十二、  
七百六十三、七百六十四、七百六十五、  
七百六十六、七百六十七、七百六十八、  
七百六十九、七百七十、七百七十一、  
七百七十二、七百七十三、七百七十四、  
七百七十五、七百七十六、七百七十七、  
七百七十八、七百七十九、七百八十、  
七百八十一、七百八十二、七百八十三、  
七百八十四、七百八十五、七百八十六、  
七百八十七、七百八十八、七百八十九、  
七百九十、七百九十一、七百九十二、  
七百九十三、七百九十四、七百九十五、  
七百九十六、七百九十七、七百九十八、  
七百九十九、八百、八百零一、八百零二、  
八百零三、八百零四、八百零五、八百零六、  
八百零七、八百零八、八百零九、八百一十、  
八百一十一、八百一十二、八百一十三、  
八百一十四、八百一十五、八百一十六、  
八百一十七、八百一十八、八百一十九、  
八百二十、八百二十一、八百二十二、  
八百二十三、八百二十四、八百二十五、  
八百二十六、八百二十七、八百二十八、  
八百二十九、八百三十、八百三十一、  
八百三十二、八百三十三、八百三十四、  
八百三十五、八百三十六、八百三十七、  
八百三十八、八百三十九、八百四十、  
八百四十一、八百四十二、八百四十三、  
八百四十四、八百四十五、八百四十六、  
八百四十七、八百四十八、八百四十九、  
八百五十、八百五十一、八百五十二、  
八百五十三、八百五十四、八百五十五、  
八百五十六、八百五十七、八百五十八、  
八百五十九、八百六十、八百六十一、  
八百六十二、八百六十三、八百六十四、  
八百六十五、八百六十六、八百六十七、  
八百六十八、八百六十九、八百七十、  
八百七十一、八百七十二、八百七十三、  
八百七十四、八百七十五、八百七十六、  
八百七十七、八百七十八、八百七十九、  
八百八十、八百八十一、八百八十二、  
八百八十三、八百八十四、八百八十五、  
八百八十六、八百八十七、八百八十八、  
八百八十九、八百九十、八百九十一、  
八百九十二、八百九十三、八百九十四、  
八百九十五、八百九十六、八百九十七、  
八百九十八、八百九十九、九百、九百零一、  
九百零二、九百零三、九百零四、九百零五、  
九百零六、九百零七、九百零八、九百零九、  
九百一十、九百一十一、九百一十二、  
九百一十三、九百一十四、九百一十五、  
九百一十六、九百一十七、九百一十八、  
九百一十九、九百二十、九百二十一、  
九百二十二、九百二十三、九百二十四、  
九百二十五、九百二十六、九百二十七、  
九百二十八、九百二十九、九百三十、  
九百三十一、九百三十二、九百三十三、  
九百三十四、九百三十五、九百三十六、  
九百三十七、九百三十八、九百三十九、  
九百四十、九百四十一、九百四十二、  
九百四十三、九百四十四、九百四十五、  
九百四十六、九百四十七、九百四十八、  
九百四十九、九百五十、九百五十一、  
九百五十二、九百五十三、九百五十四、  
九百五十五、九百五十六、九百五十七、  
九百五十八、九百五十九、九百六十、  
九百六十一、九百六十二、九百六十三、  
九百六十四、九百六十五、九百六十六、  
九百六十七、九百六十八、九百六十九、  
九百七十、九百七十一、九百七十二、  
九百七十三、九百七十四、九百七十五、  
九百七十六、九百七十七、九百七十八、  
九百七十九、九百八十、九百八十一、  
九百八十二、九百八十三、九百八十四、  
九百八十五、九百八十六、九百八十七、  
九百八十八、九百八十九、九百九十、  
九百九十一、九百九十二、九百九十三、  
九百九十四、九百九十五、九百九十六、  
九百九十七、九百九十八、九百九十九、  
一千、一千零一、一千零二、一千零三、  
一千零四、一千零五、一千零六、一千零七、  
一千零八、一千零九、一千一十、一千一十一、  
一千一十二、一千一十三、一千一十四、  
一千一十五、一千一十六、一千一十七、  
一千一十八、一千一十九、一千二十、  
一千二十一、一千二十二、一千二十三、  
一千二十四、一千二十五、一千二十六、  
一千二十七、一千二十八、一千二十九、  
一千三十、一千三十一、一千三十二、  
一千三十三、一千三十四、一千三十五、  
一千三十六、一千三十七、一千三十八、  
一千三十九、一千四十、一千四十一、  
一千四十二、一千四十三、一千四十四、  
一千四十五、一千四十六、一千四十七、  
一千四十八、一千四十九、一千五十、  
一千五十一、一千五十二、一千五十三、  
一千五十四、一千五十五、一千五十六、  
一千五十七、一千五十八、一千五十九、  
一千六十、一千六十一、一千六十二、  
一千六十三、一千六十四、一千六十五、  
一千六十六、一千六十七、一千六十八、  
一千六十九、一千七十、一千七十一、  
一千七十二、一千七十三、一千七十四、  
一千七十五、一千七十六、一千七十七、  
一千七十八、一千七十九、一千八十、  
一千八十一、一千八十二、一千八十三、  
一千八十四、一千八十五、一千八十六、  
一千八十七、一千八十八、一千八十九、  
一千九十、一千九十一、一千九十二、  
一千九十三、一千九十四、一千九十五、  
一千九十六、一千九十七、一千九十八、  
一千九十九、二千、二千零一、二千零二、  
二千零三、二千零四、二千零五、二千零六、  
二千零七、二千零八、二千零九、二千一十、  
二千一十一、二千一十二、二千一十三、  
二千一十四、二千一十五、二千一十六、  
二千一十七、二千一十八、二千一十九、  
二千二十、二千二十一、二千二十二、  
二千二十三、二千二十四、二千二十五、  
二千二十六、二千二十七、二千二十八、  
二千二十九、二千三十、二千三十一、  
二千三十二、二千三十三、二千三十四、  
二千三十五、二千三十六、二千三十七、  
二千三十八、二千三十九、二千四十、  
二千四十一、二千四十二、二千四十三、  
二千四十四、二千四十五、二千四十六、  
二千四十七、二千四十八、二千四十九、  
二千五十、二千五十一、二千五十二、  
二千五十三、二千五十四、二千五十五、  
二千五十六、二千五十七、二千五十八、  
二千五十九、二千六十、二千六十一、  
二千六十二、二千六十三、二千六十四、  
二千六十五、二千六十六、二千六十七、  
二千六十八、二千六十九、二千七十、  
二千七十一、二千七十二、二千七十三、  
二千七十四、二千七十五、二千七十六、  
二千七十七、二千七十八、二千七十九、  
二千八十、二千八十一、二千八十二、  
二千八十三、二千八十四、二千八十五、  
二千八十六、二千八十七、二千八十八、  
二千八十九、二千九十、二千九十一、  
二千九十二、二千九十三、二千九十四、  
二千九十五、二千九十六、二千九十七、  
二千九十八、二千九十九、三千、三千零一、  
三千零二、三千零三、三千零四、三千零五、  
三千零六、三千零七、三千零八、三千零九、  
三千一十、三千一十一、三千一十二、  
三千一十三、三千一十四、三千一十五、  
三千一十六、三千一十七、三千一十八、  
三千一十九、三千二十、三千二十一、  
三千二十二、三千二十三、三千二十四、  
三千二十五、三千二十六、三千二十七、  
三千二十八、三千二十九、三千三十、  
三千三十一、三千三十二、三千三十三、  
三千三十四、三千三十五、三千三十六、  
三千三十七、三千三十八、三千三十九、  
三千四十、三千四十一、三千四十二、  
三千四十三、三千四十四、三千四十五、  
三千四十六、三千四十七、三千四十八、  
三千四十九、三千五十、三千五十一、  
三千五十二、三千五十三、三千五十四、  
三千五十五、三千五十六、三千五十七、  
三千五十八、三千五十九、三千六十、  
三千六十一、三千六十二、三千六十三、  
三千六十四、三千六十五、三千六十六、  
三千六十七、三千六十八、三千六十九、  
三千七十、三千七十一、三千七十二、  
三千七十三、三千七十四、三千七十五、  
三千七十六、三千七十七、三千七十八、  
三千七十九、三千八十、三千八十一、  
三千八十二、三千八十三、三千八十四、  
三千八十五、三千八十六、三千八十七、  
三千八十八、三千八十九、三千九十、  
三千九十一、三千九十二、三千九十三、  
三千九十四、三千九十五、三千九十六、  
三千九十七、三千九十八、三千九十九、  
四千、四千零一、四千零二、四千零三、  
四千零四、四千零五、四千零六、四千零七、  
四千零八、四千零九、四千一十、四千一十一、  
四千一十二、四千一十三、四千一十四、  
四千一十五、四千一十六、四千一十七、  
四千一十八、四千一十九、四千二十、  
四千二十一、四千二十二、四千二十三、  
四千二十四、四千二十五、四千二十六、  
四千二十七、四千二十八、四千二十九、  
四千三十、四千三十一、四千三十二、  
四千三十三、四千三十四、四千三十五、  
四千三十六、四千三十七、四千三十八、  
四千三十九、四千四十、四千四十一、  
四千四十二、四千四十三、四千四十四、  
四千四十五、四千四十六、四千四十七、  
四千四十八、四千四十九、四千五十、  
四千五十一、四千五十二、四千五十三、  
四千五十四、四千五十五、四千五十六、  
四千五十七、四千五十八、四千五十九、  
四千六十、四千六十一、四千六十二、  
四千六十三、四千六十四、四千六十五、  
四千六十六、四千六十七、四千六十八、  
四千六十九、四千七十、四千七十一、  
四千七十二、四千七十三、四千七十四、  
四千七十五、四千七十六、四千七十七、  
四千七十八、四千七十九、四千八十、  
四千八十一、四千八十二、四千八十三、  
四千八十四、四千八十五、四千八十六、  
四千八十七、四千八十八、四千八十九、  
四千九十、四千九十一、四千九十二、  
四千九十三、四千九十四、四千九十五、  
四千九十六、四千九十七、四千九十八、  
四千九十九、五千、五千零一、五千零二、  
五千零三、五千零四、五千零五、五千零六、  
五千零七、五千零八、五千零九、五千一十、  
五千一十一、五千一十二、五千一十三、  
五千一十四、五千一十五、五千一十六、  
五千一十七、五千一十八、五千一十九、  
五千二十、五千二十一、五千二十二、  
五千二十三、五千二十四、五千二十五、  
五千二十六、五千二十七、五千二十八、  
五千二十九、五千三十、五千三十一、  
五千三十二、五千三十三、五千三十四、  
五千三十五、五千三十六、五千三十七、  
五千三十八、五千三十九、五千四十、  
五千四十一、五千四十二、五千四十三、  
五千四十四、五千四十五、五千四十六、  
五千四十七、五千四十八、五千四十九、  
五千五十、五千五十一、五千五十二、  
五千五十三、五千五十四、五千五十五、  
五千五十六、五千五十七、五千五十八、  
五千五十九、五千六十、五千六十一、  
五千六十二、五千六十三、五千六十四、  
五千六十五、五千六十六、五千六十七、  
五千六十八、五千六十九、五千七十、  
五千七十一、五千七十二、五千七十三、  
五千七十四、五千七十五、五千七十六、  
五千七十七、五千七十八、五千七十九、  
五千八十、五千八十一、五千八十二、  
五千八十三、五千八十四、五千八十五、  
五千八十六、五千八十七、五千八十八、  
五千八十九、五千九十、五千九十一、  
五千九十二、五千九十三、五千九十四、  
五千九十五、五千九十六、五千九十七、  
五千九十八、五千九十九、六千、六千零一、  
六千零二、六千零三、六千零四、六千零五、  
六千零六、六千零七、六千零八、六千零九、  
六千一十、六千一十一、六千一十二、  
六千一十三、六千一十四、六千一十五、  
六千一十六、六千一十七、六千一十八、  
六千一十九、六千二十、六千二十一、  
六千二十二、六千二十三、六千二十四、  
六千二十五、六千二十六、六千二十七、  
六千二十八、六千二十九、六千三十、  
六千三十一、六千三十二、六千三十三、  
六千三十四、六千三十五、六千三十六、  
六千三十七、六千三十八、六千三十九、  
六千四十、六千四十一、六千四十二、  
六千四十三、六千四十四、六千四十五、  
六千四十六、六千四十七、六千四十八、  
六千四十九、六千五十、六千五十一、  
六千五十二、六千五十三、六千五十四、  
六千五十五、六千五十六、六千五十七、  
六千五十八、六千五十九、六千六十、  
六千六十一、六千六十二、六千六十三、  
六千六十四、六千六十五、六千六十六、  
六千六十七、六千六十八、六千六十九、  
六千七十、六千七十一、六千七十二、  
六千七十三、六千七十四、六千七十五、  
六千七十六、六千七十七、六千七十八、  
六千七十九、六千八十、六千八十一、  
六千八十二、六千八十三、六千八十四、  
六千八十五、六千八十六、六千八十七、  
六千八十八、六千八十九、六千九十、  
六千九十一、六千九十二、六千九十三、  
六千九十四、六千九十五、六千九十六、  
六千九十七、六千九十八、六千九十九、  
七千、七千零一、七千零二、七千零三、  
七千零四、七千零五、七千零六、七千零七、  
七千零八、七千零九、七千一十、七千一十一、  
七千一十二、七千一十三、七千一十四、  
七千一十五、七千一十六、七千一十七、  
七千一十八、七千一十九、七千二十、  
七千二十一、七千二十二、七千二十三、  
七千二十四、七千二十五、七千二十六、  
七千二十七、七千二十八、七千二十九、  
七千三十、七千三十一、七千三十二、  
七千三十三、七千三十四、七千三十五、  
七千三十六、七千三十七、七千三十八、  
七千三十九、七千四十、七千四十一、  
七千四十二、七千四十三、七千四十四、  
七千四十五、七千四十六、七千四十七、  
七千四十八、七千四十九、七千五十、  
七千五十一、七千五十二、七千五十三、  
七千五十四、七千五十五、七千五十六、  
七千五十七、七千五十八、七千五十九、  
七千六十、七千六十一、七千六十二、  
七千六十三、七千六十四、七千六十五、  
七千六十六、七千六十七、七千六十八、  
七千六十九、七千七十、七千七十一、  
七千七十二、七千七十三、七千七十四、  
七千七十五、七千七十六、七千七十七、  
七千七十八、七千七十九、七千八十、  
七千八十一、七千八十二、七千八十三、  
七千八十四、七千八十五、七千八十六、  
七千八十七、七千八十八、七千八十九、  
七千九十、七千九十一、七千九十二、  
七千九十三、七千九十四、七千九十五、  
七千九十六、七千九十七、七千九十八、  
七千九十九、八千、八千零一、八千零二、  
八千零三、八千零四、八千零五、八千零六、  
八千零七、八千零八、八千零九、八千一十、  
八千一十一、八千一十二、八千一十三、  
八千一十四、八千一十五、八千一十六、  
八千一十七、八千一十八、八千一十九、  
八千二十、八千二十一、八千二十二、  
八千二十三、八千二十四、八千二十五、  
八千二十六、八千二十七、八千二十八、  
八千二十九、八千三十、八千三十一、  
八千三十二、八千三十三、八千三十四、  
八千三十五、八千三十六、八千三十七、  
八千三十八、八千三十九、八千四十、  
八千四十一、八千四十二、八千四十三、  
八千四十四、八千四十五、八千四十六、  
八千四十七、八千四十八、八千四十九、  
八千五十、八千五十一、八千五十二、  
八千五十三、八千五十四、八千五十五、  
八千五十六、八千五十七、八千五十八、  
八千五十九、八千六十、八千六十一、  
八千六十二、八千六十三、八千六十四、  
八千六十五、八千六十六、八千六十七、  
八千六十八、八千六十九、八千七十、  
八千七十一、八千七十二、八千七十三、  
八千七十四、八千七十五、八千七十六、  
八千七十七、八千七十八、八千七十九、  
八千八十、八千八十一、八千八十二、  
八千八十三、八千八十四、八千八十五、  
八千八十六、八千八十七、八千八十八、  
八千八十九、八千九十、八千九十一、  
八千九十二、八千九十三、八千九十四、  
八千九十五、八千九十六、八千九十七、  
八千九十八、八千九十九、九千、九千零一、  
九千零二、九千零三、九千零四、九千零五、  
九千零六、九千零七、九千零八、九千零九、  
九千一十、九千一十一、九千一十二、  
九千一十三、九千一十四、九千一十五、  
九千一十六、九千一十七、九千一十八、  
九千一十九、九千二十、九千二十一、  
九千二十二、九千二十三、九千二十四、  
九千二十五、九千二十六、九千二十七、  
九千二十八、九千二十九、九千三十、  
九千三十一、九千三十二、九千三十三、  
九千三十四、九千三十五、九千三十六、  
九千三十七、九千三十八、九千三十九、  
九千四十、九千四十一、九千四十二、  
九千四十三、九千四十四、九千四十五、  
九千四十六、九千四十七、九千四十八、  
九千四十九、九千五十、九千五十一、  
九千五十二、九千五十三、九千五十四、  
九千五十五、九千五十六、九千五十七、  
九千五十八、九千五十九、九千六十、  
九千六十一、九千六十二、九千六十三、  
九千六十四、九千六十五、九千六十六、  
九千六十七、九千六十八、九千六十九、  
九千七十、九千七十一、九千七十二、  
九千七十三、九千七十四、九千七十五、  
九千七十六、九千七十七、九千七十八、  
九千七十九、九千八十、九千八十一、  
九千八十二、九千八十三、九千八十四、  
九千八十五、九千八十六、九千八十七、  
九千八十八、九千八十九、九千九十、  
九千九十一、九千九十二、九千九十三、  
九千九十四、九千九十五、九千九十六、  
九千九十七、九千九十八、九千九十九、  
一万、一万零一、一万零二、一万零三、  
一万零四、一万零五、一万零六、一万零七、  
一万零八、一万零九、一万一十、一万一十一、  
一万一十二、一万一十三、一万一十四、  
一万一十五、一万一十六、一万一十七、  
一万一十八、一万一十九、一万二十、  
一万二十一、一万二十二、一万二十三、  
一万二十四、一万二十五、一万二十六、  
一万二十七、一万二十八、一万二十九、  
一万三十、一万三十一、一万三十二、  
一万三十三、一万三十四、一万三十五、  
一万三十六、一万三十七、一万三十八、  
一万三十九、一万四十、一万四十一、  
一万四十二、一万四十三、一万四十四、  
一万四十五、一万四十六、一万四十七、  
一万四十八、一万四十九、一万五十、  
一万五十一、一万五十二、一万五十三、  
一万五十四、一万五十五、一万五十六、  
一万五十七、一万五十八、一万五十九、  
一万六十、一万六十一、一万六十二、  
一万六十三、一万六十四、一万六十五、  
一万六十六、一万六十七、一万六十八、  
一万六十九、一万七十、一万七十一、  
一万七十二、一万七十三、一万七十四、  
一万七十五、一万七十六、一万七十七、  
一万七十八、一万七十九、一万八十、  
一万八十一、一万八十二、一万八十三、  
一万八十四、一万八十五、一万八十六、  
一万八十七、一万八十八、一万八十九、  
一万九十、一万九十一、一万九十二、  
一万九十三、一万九十四、一万九十五、  
一万九十六、一万九十七、一万九十八、  
一万九十九、二万、二万零一、二万零二、  
二万零三、二万零四、二万零五、二万零六、  
二万零七、二万零八、二万零九、二万一十、  
二万一十一、二万一十二、二万一十三、  
二万一十四、二万一十五、二万一十六、  
二万一十七、二万一十八、二万一十九、  
二万二十、二万二十一、二万二十二、  
二万二十三、二万二十四、二万二十五、  
二万二十六、二万二十七、二万二十八、  
二万二十九、二万三十、二万三十一、  
二万三十二、二万三十三、二万三十四、  
二万三十五、二万三十六、二万三十七、  
二万三十八、二万三十九、二万四十、  
二万四十一、二万四十二、二万四十三、  
二万四十四、二万四十五、二万四十六、  
二万四十七、二万四十八、二万四十九、  
二万五十、二万五十一、二万五十二、  
二万五十三、二万五十四、二万五十五、  
二万五十六、二万五十七、二万五十八、  
二万五十九、二万六十、二万六十一、  
二万六十二、二万六十三、二万六十四、  
二万六十五、二万六十六、二万六十七、  
二万六十八、二万六十九、二万七十、  
二万七十一、二万七十二、二万七十三、  
二万七十四、二万七十五、二万七十六、  
二万七十七、二万七十八、二万七十九、  
二万八十、二万八十一、二万八十二、  
二万八十三、二万八十四、二万八十五、  
二万八十六、二万八十七、二万八十八、



(七) 天然資源局は総務、農務、漁業、林業、衛生、地産地消等の大課に分れ、局長はシエンク中佐である。

(八) 公共保健局はサムス大佐の下に病院管理、看護、供給、獣医、厚生、統計、防疫医、婦科の八課があり、別に栄養、港灣検査、法律の各顧問、精神病院委員会があり占領地の衛生保健状態改善につとめている。

(九) 運輸局は総務、執行課よりなり、局長はベッソン代将である。

(十) 法務局はカーペンター氏が局長で一般司法事務および犯罪の調査を司り総務、犯罪記録、主要犯罪弁護、法律、調査、検事渉外、カナダ、英國、中國等の課がある。

渉外局 第二班に属する渉外局はベイカー代将が監督し総司令部の対外発表全般の責任を担当している、この内報は報道、資料、作業、写真ラジオ等の課に分れていて、ここに新聞記者が設けられていて、AP、UPI、INS、ルーター等世界四大通信社をはじめニューヨーク・タイムスおよびNBC放送局などの特派員のデスクが置かれてあり、事務の迅速および簡素化を計っている。

進駐軍の日本管理組織

連合國軍の日本本土占領軍政は英連邦軍の進駐している中國および四國を除いて米第入軍が行っている、しかし英連邦軍も占領軍

各市には縣軍政チームが所在している、第七地方軍政本部所在地高松市、担当は四國地方、松山(愛媛)、香川、高知および徳島の各市には縣軍政チームがある。

極東委員会

極東委員会(FEC(Far Eastern Commission))は米、英、華、ソ、佛、加、澳、新西蘭、印、比の十一ヶ國代表をもつて構成され、本部をワシントンの元大使館に置く、対日基本政策の最高決定機関で事務局の仕事は主として米國によつて行われ、議長に米代表マッコイ氏(後にヒルドリック氏)事務総長にジョン・ネルソン氏、副議長に、英、華各代表が任命されている。

極東委員会の第一回会合はワシントン日本大使館で廿一年二月廿六日から開かれ、廿二年三月まで、日本憲法、天皇、食糧供給賠償、戦争犯罪など対日基本政策が審議された、以下主なるものを掲記すれば次のことし【憲法と総選挙】二十一年三月十四日の極東委員会では日本憲法に関する政府案が審議された、五月十三日の第十一回定例会合において、日本の憲法改正に当り新憲法採択に

の軍政は統轄上第八軍の命令系統の中に入つてゐる。

連合國軍の日本占領業務は初期にあつてはマ元帥下の総司令部管轄下に軍政軍政本部があり、これが概ね地方を軍政中隊として一縣または二、三縣を分轄管理していたが、これは日本の行政機構との連絡および折衝に不便が生ずることが明白となり、これがため廿一年七月に改編されて、総司令部の下に軍政軍政本部、地方軍政本部、その下に縣別の軍政チームが組織された、廿二年二月現在の配置は大體次のごとくである。

○第八軍軍政本部(横濱)この第八軍が総司令部主轄下にあり各地の軍政軍政本部を監督している。

組織 司令官はアイケルバーガー中將、この下に司令官室と参謀長があり前者の秘書官はギボン少佐、後者はバイヤース少將、参謀長の下に参謀長室、参謀副長、参謀秘書官がいる、この参謀部の下に軍政機構があり、総司令部と同様第一班から第四班に分れそれぞれ任務を担当している。

第八軍の管轄下には次の如き軍政軍政本部があり、その下に地方軍政本部、その下にチームがある、これは各縣に一チームずつ駐在している、これを略述すれば、一、第九軍軍政本部(所在地仙台)イ、第一地方軍政本部(所在地札幌、担当

は北海道全土

ロ、第二地方軍政本部(所在地仙台、担当は東北地方、この下に青森、秋田、盛岡(岩手)山形、福島、仙台(宮城)等の各市にそれぞれ縣軍政チーム(例えば青森市には青森縣軍政チーム)がある。

ハ、第三地方軍政本部(所在地横浜、担当は関東地方、千葉、前橋(群馬)茨城、浦和(埼玉)宇都宮(栃木)長野、新潟、および甲府(山梨)にそれぞれ縣軍政チームがある。

ニ、第一軍軍政本部(所在地東京都)イ、第四地方軍政本部(所在地名古屋、担当は中部、東海、北陸であり、この下に名古屋(愛知)岐阜、金沢(石川)三重、静岡、富山の縣軍政チームがある。

ロ、第五地方軍政本部(所在地京都市、担当は中部および近畿地方、敦賀(福井)神戸(兵庫)奈良、大津(滋賀)和歌山、京都、大阪の各市に府縣軍政チームが所在している。

ハ、第八地方軍政本部(所在地福岡、担当は九州全土、福岡、長崎、佐賀、熊本、大分、宮崎および鹿児島等各市にはそれぞれ縣軍政チームが所在している。

して嚴重に遵守するべき原則として(一)審議、検討のため十分な時間と機会が確保されるべきこと(二)現行憲法と新憲法との引継ぎは合法的に行われるべきこと(三)日本國民の自由意思を具現したものであることが立証されるような方法で採択されるべきこと(四)三点が指摘された次いで七月二日の特別會議で日本民主政權を確立する新憲法の「原則」を通過一致で可決した、委員会の決定文には新憲法の従つべき諸条件が含まれ、日本の天皇制改革案に対するマ元帥の現在の政權を承認するが、それと同時に天皇を通じての政權運営が不可能な場合共和政体を提議したものであつた。

八月廿八日の定例会合では憲法改正第二次指令の原案審議が行はれ、それは日本で一人成立した憲法といえども連合國が必要と信する場合はその改訂を命ずる権利を確保したものであつた。

次いで総選挙は時期尚早にすぎないのでないかとの疑問がソ連とニューシランドの代表から提出された結果、マ元帥に対して三項目からなる問合せが送られたが、これは三月二十九日付マ元帥の回答によつて予定どおり執行することに決定した。

【新憲法の再審指令】極東委員会は廿二年三月廿七日、五月三日施行の日本新憲法に関する二年ならし二年以内に國民投票を行うよう

命令するかもしれないと発表した、すでに極東委員会からマ元帥に送られた公式な政權指令では同委員会は日本の議院に対し憲法を再審議を命ずるよう命じている。

【食糧供給】廿一年四月廿一日の極東委員会ではニューシランド、インド、フィリピンなどの各代表から食糧の対日供給が不当に減少ではないかとの疑問が提出された結果、廿五日、その決議を表明として發表し「連合國國は被解放國住民よりも優先的特遇を與ふるがごとく一切の食糧の輸入を許可すべきであり、米國はその対日食糧輸出計画を再検討すべし」との趣旨を明らかにした。

またマッコイ氏は會議後同委員会は米國政府が日本を他の國と比較して差別的に優遇するようないかなうことを認めて対日食糧運搬を打切る旨發表した。

【賠償】二十一年四月廿五日の極東委員定例会合にマッコイ議長は対日連合國賠償機關設置に関する米國案を提出、五月十三日第十一回會議で日本に対する中間賠償取立案を可決した。

ついで五月廿三日には日本海船業、硫黄工業、工作機械を対象とした取立計画を採択し、六月十二日にはボレー氏の中間賠償報告中に列挙の工業部門に対する措置を全部決定、製鋼業、化学工業、火力発電施設など賠償に当てらるべき具体的リストを發表し、製



開議の賠償取立に關しては廿二年十二月十八日に正式決定した

【對日貿易】日本は戦争犯罪人にたいする賠償は賠償委員会がもちも早くから手をつけたいものであつた、廿二年四月三日の賠償委員マ司令官にたいして極東國際軍事法廷の任命に關する全權を附隨して同元帥の戦争犯罪問題処理方針を全面的に承認した

【對日貿易】賠償委員会は日本輸出入貿易政策に關するマ司令官の諮問機關として對日貿易委員會設置案を十月二十一日滿場一致で可決した

【労働の助成】廿二年十二月十八日の賠償委員会は日本の労働組合運動を促進して協働した結果、つぎの方針を決定發表した

①労働組合は政治活動に参加し、また政府を支持することを許すべきである

②日本占領當局は日本労働組合が日本における民主主義の過程に参加するよう、また軍國主義的独占的階級を除去すること日本占領の目的を達成するための諸措置に参加するよう奨励をあたうべきである

なお賠償委員会は十二月六日の會議で日本労働者の組合組織を奨励する討議案(十六原則)を採択したと同時に正式發表があつた

十六原則は労働組合参加の自由および組合の目的、組織形態の自由、正当なる組合運動の保護、組合法算表の公開など詳細にわたる

ものである(十六原則の全文は労働の項を参照)

【對日貿易】賠償委員会は廿二年十月廿五日の定例会を終つて後對日賠償會議と對日平和會議との關係につきつぎの通り聲明した

賠償會議が済まなければ對日賠償和議の準備會議が始まることは出来ぬ、賠償會議の進展は米、英、華、ソ、佛、露その他の諸國が對日賠償和議につきどのくらい早く協定し得るかを知るべきである

廿二年秋にも交渉用意 對日平和和議を準備すべきこととのマ元帥再明につき米國務省では公式の賣買表明はなされてゐるが、官廳筋では廿二年三月十七日非公式につきのようになりつた

對日平和和議の問題については賠償委員も數ヶ月來下準備は行つてゐるが、トルーマン大統領、マシナル國務長官が問題を取上げること欲するならば、米國は廿二年秋中にも對日平和和議の交渉を開始する用意はある、なお極東關係十一ヶ國の構成する賠償委員会の對日條約の交渉促進には賛成だが自らこの問題に關する權限はないとの態度を保持してゐる

【物資の消費制限】賠償委員会はマッカーサー元帥に對し日本の雜糧品およびその他の物資の日本國內消費を嚴重に制限するよう指令した旨廿二年三月十四日發表した、内容はつぎの通り

日本は日本の侵略した地域に必要なる品物を供給するため占領目的に反しなからぬ限り國內消費は最小限度に制限されなければならない、制限品は雜糧品のみならず、鉄鋼、工業製品、陶器、電氣製品である、日本の雜糧品は家庭用および衣料用として年一人当り二ないし一・五で、このほか労働者の生産量を高めまた農民の食糧供給を増進させるためマ元帥の特別命令の賜を以て日本内地における消費は年間五千万ト以内の増産が認められる

對日理事會

廿二年十二月のモスクワ外相會議の結果、東京に設置された對日理事會(ACJ) (Allied Council for Japan) は連合國最高司令官またはその指名する代理者を議長に米、英、華の四ヶ國代表をもつて組織され、その權限は専ら連合國の日本管理政策實施にあり、最高司令官の發する諮問に答へ、または最高司令官に對し勸告ないしは助言することにある

對日理事會は廿二年四月五日の第一次會合以來、第二次(四月十七日)第三次(四月廿九日)第四次(五月十五日)第五次(五月廿九日)第六次(六月十二日)第七次(六月十七日)第八次(六月廿六日)第九次(七月十日)第十次(七月廿四日)第十一次(八月七日)第十二次(八月十三日)第十三次(八月廿一日)第十四次(九月四日)第十五次(九月十八日)第十六次(十月二日)第十七次(十月十六日)第十八次(十月卅日)第十九次(十一月十三日)第二十次(十一月廿七日)第二十一次(十二月十一日)第二十二次(十二月廿三日)第二十三次(一月八日)第二十四次(一月廿三日)第二十五次(二月五日)第二十六次(二月十九日)第二十七次(三月五日)第二十八次(三月十九日)と廿二年三月末までで廿七回にわたつて定例會議、特別會議が開催され、對日政府の決定およびその他諸問題にわたる問題が審議された

同會が議題として商榷は議事手続などの會議事項のものほか主なるものを列挙すると

(一)日本の總選挙 (二)公職追放 (三)日本の食糧問題 (四)財賦解體 (五)農地改革 (六)教育改革 (七)共産黨の活動 (八)労働組合の國際連絡問題 (九)日本國有財産の處理 (十)日本海軍の拡張 (十一)外地日本人引揚げ (十二)労働法規 (十三)ファシスト刊行物の没收 (十四)疫癘國有問題などがあり、議會議の席上とり上げられた問題の経過を概観することである

【會議運用問題】會議問題については四月五日の第一回理事會内閣度々討論の対象となつたが、五月五日の連代表シムラン三氏

一、最高司令官が日本に對し種々の指令を發する場合は七日前理事會に知らせること、このため必要とあれば緊急理事會を開くこと

二、日本より發せられる諸法令はその發布もしくは効力發生十日前に理事會に提出すること

三、二提案を行つたが、マークアト議長代理から不可能を理由として拒否された

その後第十二回理事會でアチン議長は理事會をいかに運営すれば日本占領を最も効果的に進行し得るかに言及、「本會議において連合國の利益を促進するためあらゆる知識と經驗を利用出来るよう討論の範圍を拡げることすなわち占領軍に利便を興えるためわれわれが採用し得る各種の方法があるが、マ元帥ならびに余は理事會が太平洋洋艦に参加し東京に使節を送つて連合國十一ヶ國代表を非公式にこの席に招へいしその意見を聞くことを提唱する」と軍大發言を行つた

この議長の提言は再び十三回會合に持越され英代表は朱中國代表が提案した對日理事會参加代表は會議の終了時に如何なる議題をも審議のため提案し得る、ただし他の参加代表が同提案の審議に時を必要とする場合、同提案は自動的にな回の議事日程に含まれる、を改めて英國案として提出、中國及びソ連はこれに賛意を表した、さらにソ連代表は、「一、議長は各代表の前回の會議におきてなされた勸

告に對する最高司令官の態度について報告、何れが受諾され拒否されたかの理由を説明する(二)最高司令官の日本政府に對する指令はその發出五日前に送附し、各代表がそれを検討する機会を興える、理事會代表が理事會に對して最高司令官の指令草案を検討する希望を開陳した場合は議長はこの目的のため二十四時間以内に招集する(三)各代表は閉會に當つて緊急發言をなす(四)理事會閉會中になされた勸告に對する各代表の意見、態度を記録し止める

【選挙問題】四月五日の第一次理事會ではソ連代表が

今回の日本の總選挙は反動分子が依然大多數を占め、進歩分子は成功しそらもない情勢にある、この情勢に對し連合國司令官は總選挙の一面目前に日本に對し通告を發し、新議員については資格審査を行い、總選挙のやり直しを可能にする(一)日本國民に通告せよと、さう通告の發言を行つた、ついで四月十七日の第二回理事會で總選挙の結果について連合國最高司令官長ホイツト二氏は「日本國民は政治的権威に乏しいが、そことに自由な正直な秩序ある選挙だつた、西歐のチモクラーシー諸國もその脚を高くできないくらいのものだつた」との言葉を披露した

なお十月十七日の第十七回對日理事會で地方選挙問題を審議、その席上アチン議長



は四月十日の総選挙に於て「幾多の民主國で...」

【公職追放】公職追放については第一次理事...

この問題は八月七日の第十一次例会でも...

由)大體(進歩)松岡(吉)社会(西尾末...)

実地が与するまでには五ヶ年を要しこの...)

【教育の改革】四月三十日の第三次理事会...

明が五十万の民衆を代表せるものなりや否や...)

【労働組合の國際連絡復活】この問題は五月...)

【公職追放】公職追放については第一次理事...)

【食糧対策】四月三十日の第三次理事会では...)

【土地改革問題】日本政府は八十九議院に...)



【反連合的出版物の没収】七月二十四日の対日理事会で、ソ連から提出されたフアシス下の、連合主義的刊行物の没収没収が、中国代表もソ連代表の趣旨に協同して、更に刊行物のみならず肉體三勇士の銅像も日本軍國主義を代表するものとして没収すべきだと述べ、英代表も「ソ連案では細目にとつて支持したいが」と前置して「日本政府に警告することは必要だ」と意見を述べた。

アチソン議長は「日本国内でフアシスト親存勢力を認める」と発言、日本政府に時をもつて解決させるべき意向を明かした。

【労働立法の問題】七月十日第九次例会では労働立法を議題に、アチソン議長から総司令部の労働問題に関する一般の方針の説明があつた。そのうち、ソ連から二十二項目にわたる「日本労働法制に関する勧告案」が提出された。

【海上防衛問題】七月二十四日ソ連から引揚船の検査、海軍地帯に監視人制度の設置、海外における海軍関係の情報の日本側への提供—の三項目の提案があつた。

【炭鉱所有の問題】九月四日の第十四次例会理事会にアチソン議長から、引揚船案の審議が提案され、総司令部経済科学局工業局長ジョン・リデー氏からその説明があつた。

九月十八日第十五回理事会において英代表は財閥所有の炭鉱を向う三ヶ年間國營にせよ

と提案、ソ連代表は総司令部から日本石炭工業に対する詳細な資料を入手したのを見解を表明すると述べ、中国代表は炭鉱國營案に賛成した。第十七回理事会（十月十六日）ではソ連の質問に対しマ司令官部経済科学局炭礦部のフリール中佐が、日本の出版状況、月産額國家との関係などについて説明があつた。

ソ連代表シェレツァンコ氏の發言要旨は現在の炭鉱の四分三は財閥に属してゐるから自然日本の炭鉱の大部分は生氣がない、財閥以外の炭鉱でも財政難のため政府から補助を受けるに汲々としてゐる。

(一)日本全炭鉱を國有化すること(二)財閥所有の炭鉱は國家が無償で没收すること(三)その他の炭鉱は過去の生産状況により一定の補償を與えること(四)日本政府は石炭の國有に伴ひその全事業を取扱う特別の機關を作ること

かくしてアチソン議長はソ連代表の勸告案をマ元帥に報告することを約し本議題の審議を終つた。

【対日貿易】六月二十六日第八次理事会にアチソン議長の「日本が正常な貿易関係を再開することを懸念しておいて許可する」という重大發言があり、ソ連からの六ヶ條にわたる質問に対して、フレミング輸入部長から詳細な説明があつた。

【漁業權問題】第廿五回定例理事会（廿二年

二月五日）ではソ連案の「日本近海における漁業權」を議題としてシェレツァンコ、ソ連代表が「日本における封建的組織を排除するために漁業界の改革はもつとも必要なもの」と述べた。この提案理由を説明。

これに対し総司令部天然資源局漁業課長アマス氏から封建的な日本漁業の沿革を説明した後にソ連代表と質疑應答をくりかえして第廿六回例会に持込まれた。

第廿六回例会（廿二年三月十九日）においては前回同様ソ連案に基き討論された。総司令部アマス漁業課長が前回に引続き日本漁業界の進歩について説明、ウシツェン、ヴァンコ、ソ連代表は(一)明治四十三年法第五十八号漁業法ならびにその修正法の全面的撤廃(二)特別、專用、定立などあらゆる種類の漁業權を撤廃しこれに対し補償を行はざること(三)新漁業法は次の諸点に基き作成すること(四)海は各國の所有物でありすべての國に開放されるべきである(五)漁業權は漁業に従事し規定の法規を遵守しおのづからに與えらるべきである(六)漁業組合は全面的に民主化されるべきである(七)漁業權は担保としもしくは質與されるべきではない(八)漁業調査委員會を設けし漁業界の各種紛争、調停に當り得ること(九)海草乾燥のための沿岸地区の私有化の撤廃

の勸告を行つた後漁業權問題の審議は打切り

となつた

【放逐軍管理問題】第廿一回例会（廿二年十二月十一日）に米國提案にかゝる「日本放逐軍管理および所有權」は第廿二回、第廿三回下特設され、第廿三回例会においてシェレツァンコ、ソ連代表が日本の放逐軍は日本の領土では民間事務とせず國家管理のもとにおくことを提言し認められた。

日本の放逐軍は國家管理とすることを以前二回の理事会で英、中國代表も賛成しており、U.S.P.N.の問題は各國間に意見の一致をみた。

【日本占領に対するアチソン報告】廿二年三月十九日の第廿八回対日理事会でアチソン議長は日本占領に対する米國民の態度に関する報告をした。

言及した重要な点は(一)米國は日本が平和主義を起し國際通商に参加するに際し現実的な、相互に立つて利益となる方法で日本を援助する用意がある(二)もし日本が安定を取りもどし外債に対する保証がもたらわれインフレーションを抑える目安がつけば労働問題の健全な關係がもたらされるならば米英諸國は日本に投資する用意がある(三)米國人は最近政府官公吏セネストの威嚇に対して不快の情を禁じ得なかつた、それは明らかに政治的に被弾されたものであり米國人は労働上の目的よりむしろ政治的目的を強くもつた労働

組合の傾向をたがめるからである」となつた。

なおアチソン大使はつぎのように述べた「もしも日本國民が眞に民主主義的で協同的な國民の一員となるように努力すれば日本は米國の関心と援助を期待することが出来る」

引揚船案、議員 廿二年三月五日

對策状況の議長説明 開かれた第廿七回例会でアチソン議長は引揚船案の状況について次の如く説明した、ここでは引揚船案の對策について記す(引揚船、復員状況ならびに数字は復員、引揚の項参照)

日本政府の復員政策はゆるぎないが、一九四六年末までに引揚船で宿舍を提供されたのは僅か十五軒と見積られてゐる、小企業をはいじめたり道具の購入を助けたりするために庶民金融を通じて五千円を最優先とする事業資金が貸附けられ、申込額は十六億六千万円に上つてゐる、需糧しようとするものは農林省を通じて土地を購入することが出来る、こ

の目的のために二万田購入することが出来る

【復員予算】廿二年度の直接復員予算は卅一億円の予算が計上された、また引揚船復員に十八億四千九百九十九円を割当ててゐる。

また総司令部は日本におけるいろいろな組織を注視深く監視してゐる、引揚船關係を持つ活動や機關で占領の立場から要求しなくなりたものはなかつた、引揚船に関する政策、計画は一般の厚生復員と同じ内容のもので、この計画は一九四六年三月十八日の指令により開始された、予算はこの會計年度は六十億田であつた。同年十一月には百卅五万人の労働者が雇傭された、日本政府は一九四七年には二百六十五万人にしようとする計画である、主要計画は開墾、水利事業、漁港の改善、貯木地、貯炭地への道路建設、住宅、鉄道、運輸方面の建設である。

日本占領報告 (要約)

マッカーサー司令官は一九四五年の九月九日、日本管理方式を正式に發表したが、その後月例的に月々の占領報告を發表してゐる。

廿二年十二月一日(四六年三月十八日発表)

【政治】日本における民主化進行の主要な証

拠として政界は九十に増加し、卅三の政治團體は共産系、社会系、自由系、保守系の四つの系統に分類される。

【社会】新聞の報告によれば、生活環境の悪化も抑り、日本の犯罪統計は余り著しく増加を示してゐる。



憲法の民主化と近代化にも進歩の跡がみえるが、未だに憲法は人民の十分な信頼を得てゐるわけではな

【経済】日本農民による頻りに食糧増産と備への備流れの事実は、政府の食糧買上計画を著しく阻害してゐる、日本政府が正當配給路による食糧配給組織を確立しない限り、食糧分配の不均等は大多数の國民を飢饉懸念に追込むかも知れない、日本工業の復興は賠償委員会の発表後重大な挫折に當面するに至つてゐる、運輸関係において政府は買上による再建計画を立ててゐるが、現在のところ石炭不足で運行は極度に制限されてゐる

【労働】労働組合は日本國中たるといふ實際的であらゆる企業、特に炭礦、運輸、工業部門に前後の節のごく生れてゐるが、これらもまた労働争議もまた増加してゐる

【廿二年一月】(四六年四月十二日発表) 【追放】一月四日発せられた追放令は徹底的な効果を収めたが、新たに次の諸点が注目される

- (一)内閣の改組 (二)中央および地方における追放令執行官の辞職およびこれに伴ふ新人事 (三)貴族院議員の顔ぶれの変化 (四)衆議院議員候補者の選別

要求しており、これらの労働問題の諸困難が石炭の生産を遅らせ、鉄の生産を必要量に達してゐない、資金と生活費とは比較的安定してゐるが、資金調査の示すところによれば一般労働者の現在の収入は支出の半額に及んでゐる、失業は極めて高度の状態にある

【五月】(四六年七月十五日発表)

【食糧】食糧事情は五月において府縣間の米穀輸送の激減に伴い、未曾有の備蓄底を來した、その結果東京では現行一人一日の割当一、〇四二カロリーの約八〇割にしか達せぬ配給が行われたに過ぎぬ、食糧の不足は労働力、工業、鉄道の部門の復興を妨げた

【労働】労働部面では共産党分子に指導される不法な示威行動に対して、マッカーサー元帥の警告が寄せられたが、組合運動の興奮は「日本の民主的再建の有力な勢力」をもたしめた

【経済】石炭の生産は食糧不足および利益の寡少による生産意欲の不足に原因して、三月から四月にかけて三万九千トンを減少した、この石炭不足は重工業全般にわたる生産に大なる影響を來した、五月中の鉄鋼生産は一、二万トンを減少した、五月中の鉄鋼生産は一、二万トンを減少した、五月中の鉄鋼生産は一、二万トンを減少した

入をもつものは、わずかに一割四分にすぎない、労働組合は一日に二組合の率で組織されつつある、日本政府は救済を要するものの数は一月一日現在で八百万人と推定してゐる

【二月】(四六年四月二十七日発表)

【政治】日本人の政治関心は隆伏以來の最高潮に達し、二月中に公認政党的数は百六十六に及んだ、占領軍の誠意に対する日本人の尊敬心はたかめられた

【経済】二月中旬は占領開始以來國民の動搖が最も多く、食糧デモ、服とく物價暴落事件などが発生したが、日本は政府の総合インフレ対策の発表により事実は能率的に收拾された、日本の産業界は健全な状態に復帰しつつあり、二月中旬に工場欠働率は三割に減少し、平均月産高は一八割に向上した、工業復興の主要障害は労働条件の不安定と石炭不足とである

【労働】最初の真に全国的な労働組合たる炭坑夫組合第一回会議が設立された

【三月】(四六年五月三日発表)

【政治】新憲法草案の発表は劃期的な事件で日本の主権は完全に人民の手に渡つた、そして各政界、新聞などによつて、概ね普遍的に

【貿易】輸出は五月二十五日までには鉄道材料、絹、藥品、電機器具などを中東、米國、朝鮮に送り、輸入は食糧のみであった

【金融】内外両貨、銀行貸上金および金銀証券などで日本政府の負債総額は四月末日までに二千三十億一千三百万円を示した

【人口】四月に完了した全國人口調査で日本人口は七千四百万と判明した

【六月】(四六年八月十一日発表)

【食糧】食糧配給についてなおひろく不安感があるが暴動の風潮はほとんど認められなかつた、農家の供出は六月に入つて減少し、総司令部は「失業と暴動の予防のため」京浜地区および他の三縣に対する四万七千六百八十七英トンの食糧放出を許可した

【石炭】六月中における出炭量は基本的な需要量にも達せぬのは勿論、石炭産出局の内輪の出炭予定量を下廻り、六月一日から同月二十日までの出炭量は百八万九千五百トンであり、これを五月の出炭量百七十五万トンと比較すると食糧不足のため下降の勢にある

【労働】日本の労働組合は五月一日七千三百五十七、會員二百六十九万五千五百五十二名に達し、農民を除く全勤労者の二十九割にあたる、生計費は四月の統計で四人家族一月大都市で千八百八十円、中小都市で千七百円、地方で七百九十四円となつてゐる

歓迎され共産党のみが強硬に反対してゐる、また活発な選挙運動が行われたことも日本民主化の過程における有様な兆候である

【経済】甚だしい食糧不足および工業労働者の食糧不足による生産に対する影響は増大した、石炭生産量は先月に比し五割以上昇したが、配給で多数の支障を生じた

【治安】元ニューヨーク市警視總監ヴァレンタイン氏の到着により警察制度改革の希望に拍車がかげられた

【労働】労働組合結成運動はつづけられ、鉄道および炭礦従業員の全國組合が成立した

【四月】(四六年六月九日発表)

【政治】四月十日の総選挙には日本政府も連合軍も干渉することなく、日本國民ははじめてその欲する案に投票した、婦人参政権は認められ、投票者年齢は低下し、新選挙法を採用し、人民の意思の表示を可能な最高限度まで保証せんとした

【経済】食糧と日用品の不足に基因する國民の不安が幾分ある、開取引は新田の発行制限により一時的に阻止されたが、その後以前に増して大規模に活動せんとする兆候をみせてゐる

【労働】従業員が賃金の値上げと経営参加を

【七月】(四六年九月十三日発表)

【政治】従来政府の一機關の視を呈してゐた議會は、S案や日本國民により「國家の最高機關」として認められるようになった

【食糧】日本における食糧配給は七月に至り占領開始以來最悪の状態に陥つたが総司令部の輸入食糧、穀類十五万七千四百三十五ト、鹽詰一、七二七、二七三トの放出で食糧は緩和された

【経済】経済および工業部門の活動状況は一部食糧不足による石炭産出額の不振により強い影響をうけたが、鉄鋼石炭産出額は二ローリツ工場の再開で月産五千トンを増加した、新規建築物総数は三万五千四百二十六、鉄道軌道は三万八千三百トが新たに敷設された

【造船】四隻の鉄鋼船(総トン数七千八百二十ト)が進水、十二隻の鉄鋼船(総トン数二万八千九百九十ト、十七隻の木造船が完成した

【労働】労働法は本月十三日議會に提出された、使用者側はこれを支持し労働組合側は反対した、労働組合の活動は本月は主として地方の労働組合組織の強化に集中され、労働者の生産管理は漸次その人望を失いつつあるようになり得る

【八月】(四六年十月二十一日発表)

【議會】憲法改正案は八月二十四日衆議院を通過した、議會が政治の最高機關としての役



制を行使してきては、野党と野党の一部の圧力によって議員議長が辞任するにいたつたことに現われている、これらで官僚主義と内閣にリードされていた衆議院が自主性を主張した意味からこれは痛恨すべきことである

【食糧】輸入食糧の放出によつて八月も食糧的な飢饉状態は出現しなかつたが、重農産業の重労働者に対する加配は八月に入つて再び削減された、輸入食糧の二十二万四千四百トンを二十三都府府縣に放出した、その放出量は一ヶ月の供給量の三二%に相当する

【治安】一般の住居は食糧問題の解決から労働問題へと移行し、錯雑デモは八月半つづけられ、新聞社のスト、労働法反対、警察会社の作業者停止が大きなものであつた、概して社会不安は食糧供給の改善、輸入食糧、農市の大幅正によつて軽減した

【産業】日本政府は第五年計画を成立し、生糸生産高を一九四六年推定十五万五千四百三十俵から一九五三年三十二万一千三百俵へ増加せんとするものである、一九五二年における通商計画目標は一九四四年の四五%増である、八月一日から十二月三十一日まで肥料供給は確保および石灰窒素三十四万五千六百ポンドである、つぎに農司令部は八月六日一月当り約百二十トンの製鉄鋼二百一十ト、木造船十七隻(補助船用)の建造を許可し、漁業の促進を計つた、八月六日附相令は

日本に対し一九四六―四七年のシーメンに母船二隻、捕鯨船十二隻をもつて南水津の捕鯨に出漁することを許可した、石炭においては稼働二日当りの出炭量が一九四五年八月以降の最高七月二千八百ポンドを上昇した、三月以來漸増した鉄鉱石生産ははや落ちたが、砂鉄生産は五月の盛衰を回復した、アンチモニ、石綿、マンガン鉄、水銀は増産した、新油田五つが加わつたので八月三日に終る五週間の平均原油高は二万八千五百九十九バレルとなつた、紡績業は輸入米綿により活気を呈し七月の綿糸生産高は六月の三百%上、綿布は三五%増産した、しかし消費原綿量は総司令部が加工用として許可した量の五分の一であり、七月の生糸生産は六月より一千七百十三俵、二五%増産した

【造船】七月十日から八月十日まで民間造船所は船二千五百三隻、七十九万五千七百七十トンを修理、七月二十日から八月二十日まで民間造船二隻が進水し五隻が完成、また木造船八隻進水、十四隻が完成した

【労働】八月三日に東京都地方労働委員会は既習新聞社の経営者に、組織権の確立に必要なら労働者の権限を認め、八月に至つて団体交渉の性格が一変し、従来の賃金調整問題に影を落し、役員者と現場者の復讐および将来の事務整理を予想しての大騒ぎ問題がこれに代つた、なお賃金水準の騰勢はつづ

き、政府は昭和二十二年末の失業者は六十八万に達するものと推定している

【貿易】ビルマ、香港の輸入使節は八月離陸し盟国購入の予備交渉のため総司令部を訪問した、糖茶は八月十七日をはじめ米國へ輸出されたが、なお一萬五千箱が予定されている、生糸三千俵が廣州に、人絹百八十方疋が中國へ輸出された、即月八月半の輸出品は中國に抗木、香港へ石炭、米國へ鉛、亜鉛、ゴム、銅、生糸、手製品、アスファルト、朝鮮へアスファルト、石炭、鋼鉄、衣料、輸入品は中國から、朝鮮から鋼鉄、米國から石油、食糧、磁石であつた

【賠償】中間賠償計画により総司令部は機械、軸承など八部門における五百五十五工場を指定した

【九月】(四六年十一月十八日発表)

【政治】主要政党は九月も引續き再編成への活動を示し、内閣は政府と野党の幹部が八百九十九名が道合によつてその地位を去つた旨発表した

【経済】食糧輸入により日本人は國內主食が依然ひつ迫を予想されたこの月を切替けた、消費高は七十九千九百ポンドに達し日本の消費高を超過する確定と認定とを日本政府に手交し一九四七年度の食糧確保のため百万以上の天然資源が確保された、八月の木材生産はや

や増加したが、貯木量は少し減少した、石炭生産は八月には増加したが、貯炭量は七月末現在の百一十萬トから八月末現在で九十七萬八千トに減少した、石油生産は引續き増加、木炭は公道價の低いことが生産を阻害し、コークスは石炭不足のため生産は低下した、つぎにコークス不足のため八月の鉄鋼生産は低下アルミ、銅などはやや増産、民間造船所は二百四十七隻、八十万二千八百七十七トンを修理し、鋼鉄船、木造船それぞれ二隻が進水した化学藥品は需要量をはるかに下廻つたが、硫酸のみは八月に二二%増加した、生糸生産は例年八月に上昇するが、今回は七月よりも百八十七俵減少した、人絹糸は八月に百万トを超過、毛糸は戦後の新記録を示した、八月の綿糸生産は輸入棉花により七月よりも五〇%を増加したが、目標の六七%にしか達しなかつた、また國內産主食の供給は九月も非常にひつ迫し、輸入食糧は九月に十八萬一千六百六十ポンドが放出され、政府は三十六の統制会社、二十二の統制組合を解散した

【労働】労働法案が九月二十日議會を無修正で通過し、厚生省は組合総連盟、労働委員会一般國民に徹底させるため廣泛な計画を発表した、労働組合の組合員数は本年五月の七千三百六十七組合、二百六十九万一千五百五十二名から、七月一日現在では一萬二千三百二十五組合、三百七十四万五千八百四十二名に

増加しこのうち一人は二十四%を占める、重農問題に対する諸労働団体の見解の相違は九月に明かとなつて来た、産別は國鉄と海員争議を支持するため、労働同盟と共同戦線をつくらうとしたが、総同盟は國鉄組合員の大量かつ首反対を支持したが産別首唱のゼネストには反対した

ついで九月二日四十組合三万二千名が連日軍労働者組合連合会を組織し総同盟へ参加したが、労働争議が労働委員会へ送られるものが増加し全体としてはなお少く全國で六十九件に過ぎなかつた、九月一日までに団体協約を獲得した組合員数は四十五万二千九百六十八名、一九四五年八月から四六年七月までの労働争議は千四百一十一件、百十五万二千名に達した、うち罷業を行ったものは二百九十七件(工團閉鎖二十五を含む)このほか生産管理百三十三件、怠業六十一件である、失業増加と組合が大量かつ首防止に没頭したため賃金の漸増はゆるやかな傾向があつた

【貿易】米國への輸出は八月末から九月末にかけて増加し、鋼製機、薄荷油をはじめ輸出され、輸出を濠洲、英領邦、ソ連へ拡充する打合せも進んでゐる

【十月】(四七年一月七日発表)

【政治】進歩、自由開党は政治思想は同様なものであるが、複雑な党の利害關係、幹部の個人的勢力維持の意欲などで合同をははまれ、各党内部の「ボスの支配」一絶滅の運動は引續き行われている

【労働】日本の隆伏以來もつとも驚異なストライキ活動が行われた月であつた、産別合議のリーダー達はゼネストは内閣倒壊をもたらすであろうとの見解を表明し「十月攻勢」は政治的性格をもち、成規の組合運動のちから外にあるものと解された、保守的な政治家は産別指導下のストライキは「吉田内閣を倒すための左翼の政治運動だ」と攻撃し、共産党は面を大にしてストライキを支持、政治的目的の存在を容認したが、庶民となつた原因は経済的なものであると闡明した「十月攻勢」は公益産業ストライキが日本の日常生活に異常な無秩序を生ずる傾向があつたにもかかわらず「秩序ある形態」を維持した

【経済】農林省推定によれば本年度の米産は一四四〇―四四年の平均量より僅かに十三万二千ポンド下まわつただけの九百万二千ポンドであつた、かんしよは五百十五万ポンドで、尾鈴しよは期待よりも多く、小麦、大豆は悪天候と病氣のため、高しく下まわり百三十四万一千ポンドと推定された、收穫期とともに日本政府は米穀米穀貯蓄を約二十%増加したが、これは消費量との差額を補つ、消費量がヤミにたよることをやめさせると同時に、農夫の米の確保し防止に役立つた、總括的に一



九四六年の收穫は一年間を満了すほどでは  
ないにしても、来る六月までの肥料生産を百  
万に不足し得るものと期待されている  
九月の木材生産は三月以来最高の水準に  
達し、大体八月の水準を保った、九月の原油  
生産はストライキのため古来最低であつた  
た、また石炭は一九四七年八月計として  
一九四八年三月まで計五万五千名の坑夫  
を確保し、一坑夫当り一ヶ月七・五の出力  
を予定していると発表された、九月の純鉄、鋼  
塊、鋼鉄、工作機械の生産はノース用石炭  
の不足のため制限を受け、アルミと銅の生産  
は大幅に増加したが、亜鉛は減少した、つき  
に紡績は電力の節減にもかかわらず、労働力  
および倉庫事情の改善で九月の綿糸生産は五  
十パーセント増加したが、生糸生産はなお予定額  
に達しなかつた

【金融】日銀券発行高は十九日六百八十三億  
五千六百万円、國債は九月末二千二百三十億  
五千二百百万円に達した、臨時補償の打ち切りと  
在外資産の損失が会社及び金融機関におよぼ  
す影響に対処するため、六つの法令がこの月  
に起草された、この目的は「債権者がその債  
権取得に殺到することを防ぎ、会社または金  
融機関が平常の業務が出来るようにしてや  
る」ためのものである

【教育】一九四五年十二月の総司令部指令に  
より中止されていた歴史の科目が再開を許さ  
れた、文部省は八日省令で祝祭日の教育勸諭  
の閣議を取止めた、また九月三十日まで  
に二十一万五千八百四十六名の教育関係者が  
資格審査を受け、五十六名が合格、百七名が  
追放、千二百二十六名が自動的に退職させら  
れ、男女共学を奨励していた国民学校令の條文  
は九日廃止され学校令の自由選択となつた  
現在男女共学の大学は三十六であり、占領前  
は僅か十にすぎなかつた

【十一月】(四七年二月廿四日発表)  
【憲法】十一月三日天皇が新憲法を公布した  
が、職掌放棄は新憲法の特長な点である、軍  
隊の廃止もまた憲法史に新機軸を作るもので  
軍に常備軍のみを禁止しているスイスよりも  
一歩進んでいる「人権」の項は個人を家族や  
國家の干渉から解放した、これにより最も益  
されたものは永年事業上奴隷の地位にあつた  
日本商人である、つきに新憲法は団体契約を  
保障し、連年の成文憲法とほとんど同じような  
労働水準を保障している

【食糧】十一月には供給が大量の需要を賄う  
に十分であつたため一般配給に總司令部が職  
入食糧を放出することはなかつた、十月の鮮  
魚水揚げは九月を上回つた、漁船および漁具  
の生産は増大したが資材の不足とヤミ市場の  
ために引つづき漁業は阻害された

【被服】四月から十月まで七ヶ月間の石炭生  
産は千九十万トンであつたが計量はより十五  
万トン少かつた、十月中の石油生産は一万二  
千四百九十六キロリットルで占領開始以来最  
低であつた

【工業】十月を通じ機軸肥料生産は三万八千  
二百四十トンに達したが、この数字は必製機  
軸肥料年平均の四十分の一にしかあたらな  
い、過磷酸石灰生産は九月分にくらべて二万  
二千トン増加している、工作機械生産は九月に  
比して三十三パーセント、紡績材は十パーセント、石炭不  
足のためバルブ生産は八パーセント、用紙は一〇・  
五パーセントそれぞれ減少した

【十二月】(四七年三月十六日発表)  
【国会活動】新憲法を補充する立法を国会が  
取上げた、参議院議員選挙法、内閣法、農  
法、皇位継承法などいずれも民主主義発展の  
重要段階を示すものである

【農地改革】農地改革法を補うため内閣は小  
作制度の整備除去と自作農創設計画の完成を  
二ヶ月以内とする閣議を決定し同時に中央農  
地委員会を創設した、さらに農林省では農村  
産業発展の長期計画を立案したと報告

【労働界の追放】十二月十四日公布した労働  
関係追放令は二万名の人物に影響を與える  
ものとみられてゐる

【引揚げ】總司令部とソ連との中間協定にも  
とずきソ連地区からの最初の引揚者の一行が

十二月十五日日本に着いた、十二月末までの  
引揚者総数は五百一十一万七千五百三十三名で  
日本からの帰還者の総数は百五十五万二千七百  
六十六名

【経済と財政】政府は石炭産の石炭再建計画  
を承認した、基礎的な重工業の生産は國內経  
済の必須最低限のわずか三割五分を充たした  
にすぎない

【外國貿易】日本政府は十二月在外余剩資産  
調査委員会により余剩資産および總司令部が  
傳染病や社会不安を防止するため必要と認め  
た需要の軍需物資の購入を許可された、十

### マ司令部重要指令 見解・聲明・發表

一月末までに原船を積んだ四十一隻の船が米  
國を出帆、うち三十五隻はすでに到着してい  
るが積荷の合計は六十四万九千八百八十八噸で  
ある、米國以外の各國に対する船隻積荷の大  
量輸物は十一月米國商會社、英國商會社、  
各種民地政府代表、ビルマ、佛印、暹印、フ  
イリピン、シヤム各政府代表を通じて完成さ  
れた

【衛生】日本で最初の全國の指紋調査が來春  
行われると發表された、ベニシリン生産長期  
計画は日本ベニシリン生産者協會と日本ベニ  
シリン研究協會の創設により進められた

聯合軍最高司令部の各種指令はすべて日本の今後のありかたを規定し、進むべき道を示唆す  
るものであつて、対日管理政策の根本をなす点に重要性がある  
指令は何れもボツダム宣言の線にそつて發表せられ、日本が平和にしてかつ自由な民主主義  
國家を再建するには、これらの指令を忠実にしかも速かに実行することによつて決する  
年(廿二年版)においては昭和廿二年八月の政令から廿一年三月に至る各種指令を記載した  
が政治、経済、金融、教育、皇位、追放、文化、労働、民生、衛生、海運、貿易その他全般の  
対日管理政策についての基本となるべきものであつた  
廿二年版はそれ以後の新たな重要指令、命令、覚書、声明等を記載したが全般を通じて前  
年版の基本指令を補足、訂正、追加したものが多く、この意味で特に前年版との関連性が深い

### 皇室關係

○皇族の金財産に課税(廿二年五月二十三日)  
皇族十四家に対し「一切の特権ならびに稅  
金免除をふくむ義務の免除」をなくしたつする  
より二十三日政府に指令した、(一)皇族に  
信託されている皇族の証券はすべて皇族に返  
還しこれら証券に対し稅を賦課すること  
(二)宮内省が皇族ないし宮家に対し動産、  
不動産を御下賜金、御貸附金として下附する  
ことを禁止する(三)皇族から宮内省の所属  
保管にかかると一切の財産に対する權利、所有  
權および持分をことごとくなくしたつする、十  
四家の財産は合算して五千万円以上の記價に  
のぼる、課税対象の十四家は閑院宮、秩父宮  
高松宮、三笠宮、東伏見宮、伏見宮、山階宮  
久邇宮、東久邇宮、北白川宮、梨本宮、竹田  
宮、朝香宮、舊陽宮

### 政治關係

○軍附連合國民に対し民事上の司法權なし  
(廿一年二月二十八日) 占領軍に附屬して  
いる連合國民に対し日本の法律は適用されぬ  
旨の指令が發せられた

○政府の債務保証禁止(廿一年四月九日)  
マ司令部は政府に対し左の覚書を送り債務等  
に政府保証および政府機関よりの貸上げの中



止を命じた【覚書】(一)地方債および陸軍司令部の規定するものを除き債務に対する日本政府の保証を禁止する(二)現在の政府保証は保証の明瞭終了と同時に無効とする(三)政府の財政的援助は今後保証によらず直接補助金の交付をもつてする(四)すべての政府保証債の種類および額を三十日以内に陸軍司令部に報告する

○戦犯人の資産を強制保管(廿一年四月二十六日) 連合軍によつて捕えられ收容されてゐる一切の人間の一切の資産を強制保管すべき指令が送られた。強制保管され、かつ自衛隊を禁止される項目は全資産にわたるが、特に金、銀、プラチナ、通貨、証券、銀行勘定、貸付金その他金庫、証券類などである

○文官懲給を一切停止(廿一年五月一日) 陸軍司令部は一日附事務に服した任職年限の恩給は全文官に対し昭和廿一年五月一日から支給停止を指令した

○日本兵の扱費品没収(廿一年五月八日) 中華民国(滿州をふくむ)佛印、シヤム、マレー、ビルマ、暹羅、英領ボルネオ、フィリピンなど大陸、南方諸地域(かつて日本軍の占領地帯)から強制、没収、はくたひなどの行為によつて取得した物であつて現に内地に存在する一切の物を調査没収するよう連合軍から指令された。なお所持してゐなくともその事実を知つてゐるものはこれを申告する義務があることも附加されてゐる

○日本人の損害賠償占領軍は責任なし(廿一年九月十二日) 占領軍の行為によつてうけた損害賠償に於いて次の覚書が政府に通告された【覚書】この種の賠償照会に対しては何等法律的基础を認めず、協定あるいは支拂など一切の責任に問はねる。なお賠償請求の一切の責任に問はねる(一)犯行者が明かに違法行為を犯している場合(二)犯行を発見し得ない違法行為が行われた場合(三)違法行為を認められぬもの、一例として日浮捕收容所の連合軍俘虜に対する救済物資を飛行機から投下の際についた損害に対する賠償請求などである

○各代表との直接折衝禁止(廿一年十二月五日) 陸軍司令部は五日日本政府に対し外國政府の在日公式代表との折衝はすべて陸軍司令部を通じてなすべき旨軍令を指令した

すなわち陸軍司令部は廿一年六月九日附覚書で外國使節團に対し日本政府は陸軍司令部各局長または米國占領軍に関する事項は陸軍司令部を通じてのみ取扱われる旨を指示したが、この

覚書では外國使節代表が情報入手、應接關係またはその他の公務執行のため日本政府と直接交渉した事件がいくつか発生したことを述べ、陸軍司令部の特別許可なしに外國使節團と折衝することを拒絶する責任とされたこの種違法行為がなされようとした場合陸軍司令部に通知する責任を日本政府が負うことを指令した

○中央連絡審査委員会再組織(廿一年一月卅一日) 中央連絡審査委員会(委員長東大名誉教授野矢一氏)は一月卅一日附で陸軍司令部から機密を漏らし占領政策に違反するとして陸軍司令部から解散、再組織を命ぜらるゝので陸軍司令部は廿二年二月七日【陸軍令の施行】陸軍司令部は廿二年二月七日マ元帥が吉田首相にあつて陸軍令を閣議終了次第出されるたけ早い機会に行はるべきである旨の書簡を送つた旨外務局より特別発表があつた

【各選挙につき覚書】陸軍司令部民政局長は廿二年四月行われる各選挙につき廿二年二月廿六日書明を發表した

【地方選挙の重要性を説く】陸軍司令部民政局長は廿二年三月十三日の記者会見に地方選挙に関するステートメントを發表、一人も漏れなく投票に参加するよう奨励した

【公職追放覚書】陸軍司令部民政局長は廿二年二月廿八日放談会場で民間情報教育局との共同記者会見を行い公職追放に関する書明を發表した

した

【進駐一周年覚書】マッカーサー元帥の日本進駐一周年の廿一年八月卅日、陸軍司令部スポークスマンは過去一年にわたる陸軍司令部の業績を回顧し、ステートメントを發表した

【降伏一周年覚書】廿一年九月五日マ元帥は東京海軍、海軍ミソリ艦上で日本の降伏文書に調印してから一周年ステートメントを發表した

【米陸軍省宛メッセージ】米陸軍省は議院に提出のため占領目的に必要な諸経費についてマ元帥の所見を求めて来たので廿二年二月廿日附陸軍省へのメッセージを送つた旨二月廿四日發表された

【年頭覚書】廿二年一月一日マッカーサー元帥は日本國民に書明を發表した

○連合國人に対する日本の警察権 マ司令部スポークスマンは廿一年二月廿五日の新聞記者会見で連合國人に対する日本の警察権についてつぎのようにその見解を明かにした

日本警察官は原則として連合國人を逮捕する権限なく、この点在日中國人についても同じである、しかしつぎの二つの場合は逮捕できる、(一)連合軍が駐屯してゐる地域で重大な犯罪が行われた疑いのある場合(二)連合軍より命令された場合、なお日本警察官が連合國人を逮捕した場合はすみやかに連合軍に対して報告する義務がある

○秘密特許権の凍結 日本政府は政府およびその機關が所有する一切の秘密特許権を凍結し外國特許権の申請を禁止する命令を準備してゐるが、マ司令部はこれに反対しない旨廿一年五月二十八日その見解を渉外局より發表した

○警察官、消防警員、政治参加禁止 マ司令部は日本政府が警官および消防警員に対する政治参加や政治参加禁止措置を企図し、右に關する陸軍司令部の意向を求めて来たので、右措置は不適当である旨廿一年七月十七日その見解を明かにした

○農地制度改革案を称讃 マッカーサー元帥は昭和廿一年八月廿二日日本政府の農地改革法案に承認を賜へ、日本政府の勇氣と決断とを称讃して書明を發表した

○不敬罪不起訴に関する見解(渉外局廿一年十月九日発表) 熊沢天皇のご遺體運送におよび「アカハタ」紙編輯者は皇道日報紙により告訴されたが、東京地裁で公判の結果十月一日不起訴となつた、これに關しマッカーサー元帥はその判決を稱揚し書明を渉外局を通じて發表した(書明要旨は司法・警察の項参照)

○本和條約準備の機熟す——マ元帥強調 マッカーサー元帥は廿二年三月十七日東京部丸の内連合國記者クラブで異例の外人記者会見を行い、賠償問題の即時解決と対日本和

條約の急速締結の必要を強調して「現在日本は経済的にちつと思ふよとする状態にあるがこれは原子爆弾の影響以上の脅威で数百万人という日本人が危険にさらされてゐる」と述べこの悪化しつつある戦死状態を回避するためには何らかの形の外國貿易が許されねばならぬとしまた日本人が生産出来る量と日本人が生存に必要な量との差額は米國が補給しなくてはならないとの重大宣言をした

【國旗を掲げよう】 連合軍司令部より廿一年十一月十六日附で中央陸軍連絡事務局を通じて日本政府に対し國旗の掲揚について次の通達があつた

日本國旗の掲揚は連合軍司令部の認めた日本の大祭日にかぎり許可される、その他の場合は特別に陸軍司令部の許可を必要とする、各地で國旗を無断に掲揚して問題を起してゐるが、たとえ天皇の地方行幸の際にでも國旗の掲揚は認められないから關係方面で注意してほしい

【經濟金融關係】 指定金融機關制度廃止(廿二年四月八日) 陸軍司令部は八日政府に対し指定金融機關をして特殊産業会社に資金を融通せしめる制度の廃止ならびに強制貸付制の停止を指令した



○押収資産の保全(廿一年四月二十二日) 総司令部民間資産管理局は政府に対し過去九年間に日本人が占領地域で押収した資産を即時帰中保全すべきを指令した、指令要旨は一九三七年七月一日以来日本軍の占領地域で不法押収し現に日本に保管中の一切の資産を調査し即時保全措置を講ずること、六月一日迄で右資産の総目録を総司令部に提出すること、目録には資産項目、数量、押収時の所有主日本到着後の処分、現在の所有権者および住所、資産の所在地を記入すること、日本政府は開示を致して右調査で必要な法令を出し全資産の保全をはかること、

○経済安定本部設置指令(廿一年五月十七日) 総司令部は日本における経済政策全般の協調、調整にあたる各省と同格の経済安定本部の設置を政府に指令した、なお経済安定本部の設置を政府に指令した、

○預金利拂いを制限(廿一年五月二十一日) 総司令部は戦時補償金支拂から生じた封鎖預金に対する利子の支拂いを制限するよう日本側各銀行に指令した

○財閥の個人資産活動制限(廿一年六月四日) 三井、三菱、住友、安田四財閥の解体に引きつづき総司令部は四日さらに政府に対して、船川、淺野、古河、川崎、松下、中島、野村、大河内、大倉、瀧沢の十財閥の個人金庫活動制限を指令した

○日本人のA型軍票所持を禁止(廿一年七月五日) 総司令部は政府に対して日本人がA型(アメリカ軍の新軍票)を所有することが違法である旨を明確化する法的処置を講ずべきを指令した

○東京銀行設立(廿一年十月十五日) 総司令部は清算中の正金銀行の第二銀行たる東京銀行の設立を承認しこれが指令を落した

○没収適合人財産に返還指令(渉外局発表) 総司令部から日本政府に於て廿一年十一月廿日発せられた指令により一九四一年十二月七日在日軍台國人所有の財産中戦時中に強迫で移譲され没収処分されたものは原所有者に返還されることになった

○外國通貨爲替の日銀引渡し命令(廿一年十二月四日) 総司令部は四日日本政府に対し外國人以外の日本居住者が所有する外國通貨および外國爲替を日銀に引渡すよう指令した、廿一年十二月廿一日以後外國通貨および外國爲替を所持するものは違法となつた

○米軍票と円とのヤミ交換厳禁(廿一年一月廿八日) 総司令部は米軍票と円とのヤミ交換を日本側とヤミ市場で交換することを厳禁する旨発表があつた

○重要資料のヤミ取扱を指摘(廿二年二月十二日) 総司令部は科学局T・B・リデ1氏は十二日渉外局で日本人記者團と会見し石炭そのほか重要資料のヤミを防止し、経

済再建のため有効に使用すべき旨指摘した

○米國品不法所持処罰(廿二年三月九日) 進駐軍による米國商品の関取引および日本国内不正入手を厳禁する新規則が九日総司令部から公布された、新規則は日本における米國人が米國商品を米人以外の國民または米軍酒保などで物品購入を許可されていないものと取引することを厳禁したもので、米國商品を米人以外のものとの取引の対象になることを知りつつはかの米人と取引することを禁じている

○米ドル換算率1対50に変更 渉外局発表 米國政府からの訓令により日本側と米ドルの軍用換算率は一九四七年三月十二日午前零時から一、につき五十円に改められた、この新換算率は日本のみならず北緯卅八度以南の朝鮮および琉球人におけるすべての商取引に用いられる、従来の換算率は一、につき十五円であつた

なお右換算率の変更について経済科学局ルカウント財政課長は次のように語つた「軍用換算率は進駐軍の便宜のためのもので國內取引や海外貿易における円貨の価値には何の関係もない、この変更は生産またはサーヴィスのいすれにおいても國內の業者にとつて追加價格を意味するのではないから國內物價がその影響をうけるはずがない」

○英貨換算率改正 渉外局発表 英軍邦占

領軍司令部は廿二年三月十二日午前零時から英貨と円との換算率を英貨一、二百円、漢州貨一、二百六十円、印度貨一、百一十五円とする旨十一日発表した

○十大紡績会社の總數制限(廿二年三月十三日) 総司令部は十大紡績会社の總數を日本政府報告により廿二年一月卅一日現在の各社所有數に制限した

○財閥の活動防止 総司令部は廿一年十月二日覚書を落し、財閥がその所有する非制限子会社を通じて非制限会社の分野に侵入することによりその地位を守らんとする活動を防止した

○地代、家賃は嚴重統制 日本政府はかねてマ司令部宛てに一九四五年九月迄せられた重要物資の價格統制に関する指令第三号中に地代および家賃が含まれるか否かを疑問中であつたが、マ司令部は廿二年十月廿二日、物價統制に対し、マ司令部はこれが日本政府の「嚴重な統制」を統制すべき重要物資中に含まれると思惟する旨通告した、理由は家賃は買銀物價系統の重要な部分を構成し、かつこれと直接間接をもちものである、また家賃を統制するならば地代も統制しなければならぬと云ふのである

○証券の大衆化(渉外局発表) 日本政府は約二百五十億円に上る有價証券の計画的処分を行う目的で証券処理調整協働會設案を総

司令部に提出したが、廿二年十二月十六日経済科学局財政課長ル・カウント氏は「日本政府の提案は総司令部の目的と完全に合致する」と前置してつぎのような見解を發表した

日本では今後証券所有の大衆化を實現せねばならぬ、協議会の目的の一つは有價証券に関する大衆教育であり、新たに証券を購入せんとするものに正確かつ眞實な情報を提供するにある

産業関係

○ドイツ側関係日本商社内容報告(廿一年五月二十一日) 総司令部はドイツ側が關係している日本商社の公称資本、挿入資本、株主の氏名住所、國籍および持株數、事務所所在地など内容の報告方を指令した、該商社は三農地所株式会社は三十七社である

○肥料の増産指圖(廿一年五月廿九日) 日本は廿二年度の食糧不足を緩和するため肥料の生産増加、配給措置に関する廣泛な計画を獨立するよう指令され、次の四問題に關し直ちに適切な措置をとることを要求した(一)全農産肥料に対し現在の生産を増加し將來における急速な統制的生産増加の保証(二)ある種の工場施設を回復増強し農産肥料の生産(三)自家産肥料を最大限に生産し下肥の運集配給率の増進(四)農民の肥料保存使用

法に關し廣泛な教育計画の開始

○船舶を回収(廿一年六月五日) 船舶の世界的不足によつて総司令部は日本國內の船舶を全面的に回収するよう指令した

○高級ゴム押収(廿一年六月二十日) 総司令部は政府に対し日本國內在庫中の第三級家での高級ゴムならびに等級未知のゴムをことごとく押収するよう指令した

○木材会社に解散令(廿一年六月廿六日) 総司令部は日本木材会社に対し解散を命じ新に林業法の施行を指令した

○日本倉庫解散(廿一年七月二十四日) 総司令部は民間倉庫の独占統制機關であつた日本倉庫統制株式会社に対し解散を指令した

○せい沢品生産禁止(廿二年一月廿三日) 経済安定本部は二十二日金屬、ゴム、革製品などを原料とする不急不要品種目以上の製造を禁止した旨総司令部から発表された

○大麻栽培條件附許可(廿二年二月十一日) わが國の大麻栽培は昭和廿年十月十二日附「麻薬の統制および取締に關する件」の條項に該當するため栽培禁止となつていたが、二月十一日附で次の條件のもとに許可する旨の総司令部の覚書が落せられた、(一)昭和二十二年の栽培面積を全國で五千ヘクタール(約五千町歩)とする(二)栽培が許されるのは次の十二縣である、青森、岩手、福島、栃木、群馬、新潟、長野、群馬、熊本、



宮崎、大分(三)栽培者は申請書を提出、許可をうけねばならない(四)廿三年の栽培については本年未だ改めて指令がある見込み

○綿紡績工場能力を四百万鐘に擴張(廿二年二月二十日) 総司令部は日本政府に対する覚悟で来るべき数年において漸次輸出を増大させ得るよう中間水準として綿紡績工場の能力を四百万鐘まで擴張することを勧告した、この臨時措置は基本的標準と考えられる一九三〇年(昭和五年)から一九三四年(昭和九年)までの国内標準に近づくものである

○米綿四万八千使使用許可 総司令部は廿二年二月貿易課に対して米綿花七万八千四百十九使を輸出用綿布に製造することを許可し、また廿二年度前期三ヶ月分の国内用米綿四万八千七百四十九使の放出を許可した旨発表された

○米軍余剰物資買渡協定 日本にある米軍用品、民需に使用できる物資の日本に対する買渡について日米両政府は協定の調印を経て、廿二年十二月八日その旨在外資滿洲貿易分委員会会長から発表された

貿易関係

○貿易協定(廿二年四月四日) 総司令部は日本の全対外貿易取引を行う専管機關として七貿易課の設置を指令した

○税関を再開(昭和廿二年四月九日)昭和十八年以來税関を停止してゐた日本の税関に対し総司令部の指定する輸出入手続を實施し得るため税関復活の要求を生じたので連合軍は政府に対し即時税関を再開するよう指令した

○綿米の初輸出(廿二年十月十九日) 日本各地の紡績工場で輸入綿花を原料として生産した綿糸五百四十七万七千六百石に対し総司令部は香港、ビルマ、蘭印を仕向國として初輸出するよう指令した

○輸出品には新マーク(廿二年三月六日) 総司令部は日本政府に対し日本の輸出品はすべて従來の「Made in Japan」(日本製)と書かず、明確に「Made in Occupied Japan」(占領下の日本製)と明記しなければならぬと通告した、これはすべてのマーク、スタンプ、商標、レタールに適用され、できるだけ消すことのできないように明記しなければならぬ、総司令部経済科学局の説明によれば今回新しくマークをつけさせる目的は戦時中連合國のあいだに日本産品の不買運動が起つたのでこれに對処するためである

民生関係

○失業救済を指令(廿二年五月二十二日) 総司令部は二百万人の失業者に一年分の糧と

食糧、衣料、燃料の供給増加をはかると共にインフレ抑制計画を確立する措置として一九四六年度予算に六十億円の公共事業費の計上方を指令した、事業計画は次の五つに重点がおかれてゐる【土地開墾】低地の疏水、丘陵の平坦化、北海道における新しき農地開拓【この部類の事業は一年間で完成する予定で一九四七年の夏作附四百万石の増加可能】【道路網の拡充】道路は国内の石炭および木材の搬出、貯蔵を便にするため建設されるものである、全国の使用にたえる石炭貯蔵高の三分の二はいま搬出不能と推定される【電線架設】これは水力発電の送電線を炭坑まで延長するものである、炭坑出炭高の約十二割は山元で動力用に消費されてゐる【簡易住宅建設】まず従業者の住宅を建設したのち現存する材料の範囲内で住宅建設が実行される【戦災地の清掃】物資の回収および戦災地の農作への利用をふくむ

○救済関係に食糧放出(廿二年六月十五日) 各所にいんとく中の日本軍の非常食糧は連合軍に押えられていたが、総司令部はこの一部を病院、慈善團體、救済関係方面へ放出するよう政府に指令した

○國防献金を救済費に(廿二年七月二日) 戦争の各種献金は敵艦と共に連合軍によつて凍結されてきたが、総司令部は七月二日政府に対して凍結中の國防献金より民生安定の救済費に充てるよう指令した

●落費として七億円を政府の一般口座資金に繰り入れるべしと指令した

○地味を家庭給配(廿二年九月二十日) 寒露で使用する煤の不足は日常生活に重大な影響をもたらすので連合軍は軍用として確保していたアメリカ車九百四十五万五千四百二十六台を放出し政府に対して家庭用として配給を指令した

○漁民のサボに警告(廿二年二月廿二日) ヤミ取締に關連して水産物にも嚴重な監視が加えられ、いわゆる欺瞞價格が抑え始められたので、各地の漁業者がサボりはじめ、神奈川、千葉などの漁港では一部に油濁、出荷どめが行われていたが、総司令部天然資源局水産部長クロード・アダムス氏は廿二年一月廿一日神奈川県三浦で開かれた漁業者大会に出席し鮮魚供給制限に対する政府の努力を漁業者が組織的手段をもつてポイントするならば、総司令部は「善良にして秩序ある政治への威か」と見なしこれを禁止すると重大な警告を發したと廿二日総司令部から発表された

○供米を監視 渉外局(廿二年三月十二日) 発表し連合軍司令部は十二日日本全國の軍政府当局に対して供米備荷を嚴重に監視し、米穀供出計画に責任を有する官吏の不正行為もしくは怠慢行為を連合軍司令部の最先機關に報告するよう指令した、日本がその

国内産の農産物を正しく評價し利用するのでなければアメリカは日本がその食糧状態を生存水準にまで引上げるに必要な食糧の輸入を禁断してもこれに同情しないだろう、食糧のヤミ賣りや貯蓄をやつてゐるのをみつけたときは必ずこれを処罰せねばならぬ、軍政府將校は責任者個々の処罰不履行や怠慢をこくに調査するよう指示された

○輸入食糧の配給許可 政府は消費地の運搬解除のために輸入食糧の配給許可を連合軍司令部に申請中であつたが廿二年三月十四日その許可があつた、配給許可数量はとうもろこし、小麦、小麦粉など七万五千、(米に換算して約五十万石)であつた

○漁船二百四隻建造許可 渉外局発表し天然資源局では廿二年一月十六日總計二百四隻の新船が司令部の許可により日本漁船隊に導入されたと発表した、その中の百廿隻は木造船で他の鋼鉄船、トン数は合計は四万七千七百廿三トである、なお一九四六年五月十三日の第一四指令以來五つの指令によつて新造を許可された船は七百九十七隻、十一万五千七百三トに達した

○米軍余剰物資買却 総司令部経済科学局貿易課長ピーター・A・マクダーモット氏は廿二年十一月五日米政府が総司令部に対し日本の國民生活必需品の最低限を供給する目的で日本に存在しつかつ総司令部が承認した米

剩物資を賣却する権限を與えた旨公表した

○南洋へ出漁許可 総司令部スポークスマンは廿二年八月廿二日日本捕鯊船の南洋に出漁許可は日本の現在の食糧危機を打開する臨機の処置で南洋捕鯊に關する各國の權益を侵害するものではないと再明を發表した

○廿一年の食糧危機について聲明 マツカ一サー元帥は廿二年三月七日昨年の食糧危機に關する報告書を發表した

生活保護法に対する見解 総司令部厚生局厚生部フェルドアン氏は廿二年十月廿五日の記者会見で十月一日から實施された生活保護法に關し大要つぎのよりに述べた

この法令では東京部の要救済者は五人家族で平均三百三十円の生活費の給與を受けることになるが総司令部は現在の物價から見ても低額にすぎると考え、厚生省に勸告した結果、目下この適正化が研究されてゐる、この法令の實施に當つて一番大切なことはいわゆる「慈善」のために救済の手を差しのべるという觀念をふつとよくすることと宗教、國體、社会的地位その他のことで差別待遇をしないこと、それから官僚的事務のはんさを最小限にすることである

学校給食に対する見解 マ司令部厚生局長クロフォード・F・サムス大佐は廿二年十一月二十二日学校給食計画が日本の民主的社會







司令部は保衛隊社上の緊急事態に即座して  
より補正機関として次の四局を再組織すべし  
との指令を出した

- (一) 保衛隊局——一般の保衛、保衛教育統計  
事務を担当
- (二) 医療局——一般医療問  
題、病院設置所の運営その他福利関係
- (三) 予防局——衛生施設、傳染病対策
- (四) 社会局——公共扶助、公共福祉

ために死んでいる、司令部厚生局は厚生  
省当局と協力してつぎのような結核予防計画  
を実施している(一)再発患者を入院治療さ  
せる(二)軍政当局と日本医者との間の仕  
事を一致させるために結核の臨床と治療に関  
するハンドブックの作製(三)学校での体格  
検査と再検査を系統的に実施する(四)少年  
の健康保持のため児童厚生部の設置

交通関係

◇連絡船運送許可(廿一年七月十六日)日本  
内海における鉄道連絡船十一隻、曳船六隻の  
運送が許可、十六日附指令された

◇百人以上の船舶禁止(廿一年九月廿九日)  
司令部は日本政府に対し特に許可がない限  
り、船舶の運送を禁止する旨正式に指令した

◇東亞海運解散(廿一年十月三日)一九三九  
年(昭和十四年)設立された東亞海運株式会  
社の解散を命じた、同時に東亞海運株式会  
社の閉止を指令した

◇ハッシーン・チフス予防指令(廿二年二月十  
八日) 司令部公共衛生部は日本政府  
に対し、つぎのとおりハッシーン・チフス予防  
法をとるよう指令した(一)十八日発表した(二)  
ハッシーン・チフス発生地域の徹底的なネズミ退  
治(三)津軽海峡往復旅客客船に駆出刺を交  
さ徹底的に消毒を行う(四)日本諸港から  
引揚げる外国人および海外からの引揚げる日本  
人に対し消毒および予防注射を行う(五)汽  
車、軍車の車内、停留場、公共輸送機関、劇  
場、映画館の消毒

◇結核予防運動への協力を要請(廿二年二月  
十九日) 司令部厚生局のA・ブナイト  
士は十九日記者会見の上日本國民に結核予  
防運動への協力を要請して次のごとく述べた  
司令部が受理した報告によると日本で昨  
年十月および十一月に各二万二千名が結核の

政府ではかねて連合軍司令部に対し貨物  
自動車の押下けを懇請中であつたが、連合軍  
司令部は日本政府に対し約計八千六百廿輛  
のトラックと八千七百五十九輛のトレーラー  
の運送を承諾することとなつた、日本政府  
はすでに二千五百五十輛のトラックを入手これ  
が整備に着手しているが、これらの貨物自動  
車の一部は改造の上最も複雑なものである東  
京、大阪、名古屋その他大都市の交通網緩和  
のため使用し、さらに必要によつては都市間  
の鉄道輸送の緩和にも使用したいと考えてい  
る……なおこのトラックの他の分は日本経済  
の復興に必要な方面へ分配、重要物資の輸送  
や開拓関係、戦災復興、石炭増産その他緊急  
を要する復興工事および進駐軍の工事や保安  
衛生用にあつてもよいのである、今回の連合軍  
の特別な設計は日本経済の再建に大きな役  
割を演ずるものと考え……

賠償関係

◇対日中間賠償計画指定工場(廿二年八月廿

四日) マッカーサー元帥は廿四日対日中間  
賠償計画の第二段として連合國のため撤去さ  
るべき産業部門の五百五工場に対し保全管  
理の指令を出した(賠償の項参照)

◇賠償工場の保護(廿二年十月一日) 中間  
賠償計画でもいふべき撤去することあるべきも  
のと指定された産業施設千五百に關して司令部  
部は一日附「完全」に保護するため十分の責  
任をとるよう指令した

賠償工場の保護には司令部の許可必  
要(渉外局発表) 経済科学局工業部長J・  
Z・リテイ氏は廿一年十二月三日賠償法適用  
として選ばれた工場を重要民需品の生産に轉  
換するにあつては必ず司令部の許可を必  
要とするよう指令した

今までも軍需工場が轉換する場合は許可を  
とる必要があつたが、今回の指令により日本  
政府は賠償検査の後賠償指定工場の轉換許  
可懇請を司令部に提出せねばならない、賠償  
対象でない設備を利用できるもの、または  
日本國民経済や占領軍にとり重要でない商品  
を作るために賠償指定工場の生産施設を利用  
したいといふ懇請は日本政府当局が拒絶する  
責任をもつものである、正当な権限をもつ当  
局が賠償工場に與えた轉換許可は今後も協力  
をもつて、今回の指令の目的は軍需品を  
やめて重要民需品の生産を促進させ、占領軍  
と産業人の双方に貴重な時間を節約させるに

ある、軍が全工場を監督する必要はも早なく  
賠償指定本部がつくる生産計画を認めること  
により、占領の目的は全體的にみてつとつと効  
果をあげるだろう

その他

◇民間の武器提出(廿一年三月九日) 第二  
十五師團長ムリンス少将は、同師團管下の愛  
知、福井、岐阜、石川、京都、三重、奈良、  
大阪、滋賀、福山、和歌山(二府十縣)  
の個人と團體を問わず未許可の武器引渡し命  
令を落した、期限は昭和廿一年三月十五日と  
指令したが、しかしその後といふも無免許  
の武器を所有するものを起訴する権利が日本  
裁判所に與えられている

◇宿泊料を統制(廿一年九月十九日) 司令  
部経済科学部價格統制課は日本の旅館  
に対し最高宿泊料を一日一人十五円を超過す  
るを得ぬとの指令を落した、同時に食費も最  
高朝食五円、夕食十円、夕食十円と規定した  
が、新宿泊料金は客が主食を持参することを  
前提として決定されたもので、これは同時に  
第三國人の日本旅館経営にも適用される

◇おれや、おれり配布禁止(廿一年十一月八  
日) 廿一年十二月十五日神道禁止の指令が落  
せられたにもかかわらず現在なおその指令が  
徹底しておれり禁止による神社基金の徴収、

おれ、おれりの配布など違反行為のなを行わ  
れているのにかんがみ連合軍最高司令部は八  
日政府に対しならぬかの手段を講ずるよう指  
令した

日本家庭訪問は十一時まで U.P.通信の  
報道によれば司令部は廿二年一月十六日の  
命令で日本人の家庭を訪問する連合國人が午  
後十一時以後その家に留まることを禁止した  
衆議院議長、マ元帥に面接自由 連合軍最  
高司令官マッカーサー元帥に随時意見を申込  
む自由を與えられている日本人は天皇と首相  
の二人だけと一般に解されていたが廿一年十  
二月第九十一議会のマ元帥に対する感謝決議  
案のため山崎衆議院議長はじめ衆議院代表  
がマ元帥を訪れたさい元帥自ら山崎議長に対  
し「自分はいつでも衆議院議長に会う、僕は  
常に開かれている」と言明したといわれる

このニュースはコロムビア放送会社東京特  
派員ビル・コストロ氏が執筆したマ元帥と衆  
議院代表意見の印象記によつて傳えられたも  
のである

全軍政府代表者会議 渉外局発表「総  
司令部農林專門委員は廿二年三月十一日東京の  
軍政府代表者会議で日本がこの一年に一大食  
糧危機に直面するか否かは向う六十日で決定  
すると語つた、この会議は天然資源および経  
済科学局が米供出問題討論のため日本全土  
の軍政府代表者を招致、開催したものである



政

治

総

観

占領下にあつて、日本がいかなる立ち直りを見せ行くかは、もとより日本自体の問題だけではなく、世界の注目を浴びて来たことはいちまゝである。

まず第一に世界に類例を見ない進歩的な新憲法の公布実施によつて民主的平和國家として再出発すべき根本法則が確立された、また人物の面から全体主義的要素を排除する公職追放は政界、官界、財界あるいは教育界の職資格審査、さらに言論出版界、文化人、労働団体などあらゆる面にわたつて厳正に行われ、風土に民主的な國家再建をなしとげて行くべき基礎が整えられたこと、財閥解体の措置も次第に進捗し、農地解放の事業も緒につき、封建的な遺制は漸次にとり除かれて來ている、軍需補償打ち切りも決定され、賠償問題は次第にその輪かくを明かにしつつあり、戦後日本はこれらによつて実に根本的な変革をもたせられて來たのである。

かような環境にあつた半面、この二年間に於いて食糧危機と労働攻勢はわれわれに深刻

政 治

政 治

と社会不安はまさに頂点に達したのであつたが、マ元帥の情理をつくした声明によつて中止された、これによつて戦後の労働運動に大きな一線が劃された。

未曾有の食糧危機は労働攻勢とともに吉田内閣の存立をゆるがした難問題であつたが、廿一年六、七、八月の最難時期を乗り切れたのは全く連合軍の好意によるものであつた、ところが廿二年産米の豊作の見通しがつき、買上げ米大幅引上げ等によつて、食糧事情は好轉を思はせたのであつた、確かに廿一年十一月の増配の時期は吉田内閣としてはここに大きな手を打つて総合施策により日本再建の基礎を確立する好機であつたが、遂に何事もなし得なかつたのである。

しかしながら一面、吉田内閣にあつては九十、九十一、九十二の三國會におきて、多くの重要法案を成立せしめた、憲法改正案審議の重大任務を果たしたほか、軍需補償打ち切りとこれに関連する戦後経済整理法、農地法改正、労働法、財産税法、参議院議員選挙法、労働基準法、教育基本法、学校教育法、地方自治法、独占禁止法等すべて劃期的な意義を持つ法案ばかりである。

新憲法公布の翌日十一月四日吉田内閣は声明を發して今後もお政局を担当する意向であることを明確にした、この声明は(一)新憲法の普及徹底(二)教育制度の刷新(三)

なる経験を與えた、インフレの激浪の中に生産不振と価格混乱がつつき、民生は安定せず社会不安はしばしば高まり、このために政局はいくたびも動搖した、幣原内閣が総辭職して大命降下まで日月余を要して、廿一年五月廿二日成立した吉田内閣は、その相繼離職からして保守反動、幣原派内閣との批判を下されたが、成立後は自由進歩両党を重心に官僚階級を支えられて一應政局の安定をもたらしたことを否定してはならない。

吉田内閣は憲法改正と食糧危機突破を使命としたことは立時の実情から見て一般の観測であつたが、成立以來自己の政策を決定することなく直ちに國會にかつたのであり、その政策は大なり小なり前内閣からの引継ぎであつた、強いていふならば軍需補償の打ち切り位のものであつて、期待された石橋財相は閣相の言の如く成功しておらず、物價は上りインフレは高まり大衆の生活は苦しくなり、これを基調として労働争議の頻発となり、十月攻勢、越冬攻勢、越冬闘争と進展、かくて産別の政治闘争主義は結局盟をも過中に突きこみ遂に二・一ストにまで立ち至つた。

組閣離職の最中の五月一日には昭和十年以

行政機構、公務員制度ならびにその運営の改革(四)地方自治の確立(五)産業経済の再建(六)労働問題の解決および民生の安定から成り、特に二、五、六については直ちに実施し、または実施に着手する事項まで示した、この政府声明に対して社会党、協民党、国民党、共産党はそれぞれ声明を發して直なる空手形の発表に過ぎぬとしたのであるが、ことに社会党では吉田内閣によつては五大政綱の実現は不可能であるとし、國會を解散して信を天下に問うべきことを要求した。

二・一ゼネストはもしこれが敢行されていならば、日本自身にとつて敗戦による深刻な痛手は恐らく癒し難い状態にまで陥らしたてである、しかも政府にこれを防止し解決するの方策と認識なく、組合員に全く日本の現実に對する反省なく、ただ徒らに破壊的にゼネストを使用するかに見えたため、遂にマ元帥の中止命令によつて禁止せしめられたのであつた、これはまたその後の労働運動に大きな示唆を與えた、かくて労組はゼネストから総選挙へとその運動の重点を移したのであつた、しかもこのゼネスト中止命令後一週間、二月七日マ元帥から發られた吉田首相への書簡は、九十二國會終了をもつて吉田内閣の使命は一應終る、その後は総選挙を公正自由に行い、國民の自由なる意思によつて選ばれた政党が、政權を担当することを明確に政府と

來禁止されていたメーデーが復活され東京都はじめ全国各地で盛大に行われた、また五月十九日の食糧メーデーにあつて首相官邸におしよせたメーデー指導者らの擁護で吉田内閣の組閣本部は同夜他に移動するほかない有様であつた、こんなところからかねて生産管理を否認していた政府は組閣直後の五月廿八日社会秩序維持に關する声明の大綱を決定、食糧非常時突破両明とともに六月十三日發表した、食糧メーデーの翌日發表されたマ元帥の声明は労働団体のデモを反省せしめる機会を與えたが、その後の食糧不安と、インフレ昂進に對して、産別系その他の闘争には軌道突破資金要求が各組合でなされ、ついで闘争の中心を失業反對に集中したが、そのきつかけは國鉄、海員争議であつた、これについて新聞通信放交労組のゼネスト問題がひき起され、十月九日には産別會議の「十月攻勢」が明示され、これは前記政府の社会秩序維持兩明に對する労働攻勢とみられた、産別の政治闘争については世論の批判をうけたが、鳴りをひそめていた総同盟も十一月四日突如買上げと團體協約締結を中心に全國的統一闘争を決議するに及んで労働攻勢の波は再び越冬攻勢の形で展開され打倒吉田内閣を叫んで立ち上つたことは同内閣にとつて容易ならぬ状態を突き起して來たのである、かくして遂に二・一スト決行にまで進展し、政府の危機

國民に負動せしめたのである

かくて廿二年四月別項の如く相次いで各級選挙が実施され國民の自由公正なる意思の表明が選挙を通じて行われた、総選挙の結果、社会党は第一党となつたが院内の絶対多数となり得ず、次期政局の担当は連立憲法体制の下に決定されることとなつた、また政府は五月六日の閣議で総選挙後の政治情勢にかんがみ吉田内閣の総辭職の準備をすすめることと第一國會召集の件を協議、五月廿日召集することに決定、上奏御認可を経て公布し同日吉田内閣は総辭職した、さらに次期政府の首班は新憲法第六十七條によつて國會議員の中から國會の議決で指名決定されるわけである。

政局收拾の第一歩である片山社会党委員長と吉田首相との会見は五月八日行われ、社会党が主導権をもつて政局收拾に當ることについて意見が一致し、翌日四党首會議が開かれ四党連立の原則について意見が一致し、さらに首班問題、政綱協定、閣僚身分などの具体的な点については幹事長會議にゆずつた、十二日第一次、十四日第二次、十六日第三次と四党幹事長會議が行われ、第三次會議の結果別記の如き政綱協定が成立、共同兩明の形式で協定政綱を發表した、これにおいて連立工作の基礎は成つたわけである。



# 憲法改正

## 改正案の決定まで

憲法改正は昭和二十年十月四日、近衛文相が東久邇内閣の副総理としてマッカーサー司令官を訪問した際、改正の示唆をうけたにはじまる。この示唆を得た公は改正の必要を天皇陛下に奏上し、十一月八日内大臣府御用掛に任命された佐々木惣一博士を協力者として準備調査に一月を費した結果「帝國將來の進歩を図るため帝國憲法を改正するの必要がある」との根本方針に基づき改正案を得て、十一月二十二日近衛公、廿四日佐々木博士が参内してこれを呈答した。この改正案そのものは統治権は万民實質によると規定し、決して急進的なものではなかつた。しかし當時幣原内閣はボツダム宣言発行と日本の民主化は明治憲法の解釈と運用によつて可能であるとの見解をとり、憲法改正を回避していたので、内大臣府のこの調査が内閣の考え方を改変させ、改正を軌道に乗せた点において政治的効果をおこさへた。

幣原首相は十月十一日マ元帥から改正の指示をうけ、さらに同日石渡首相から近衛公に對して勅命あつた旨の電旨を傳達され、ここに改正調査の必要に迫られ、十月十三日の閣

議で内閣として正式にこの問題をとりあげ、松本國務相を中心に集議部議員、宮内卿、松本憲法学者を加えた憲法問題調査委員会を設け、十月廿七日から研究に着手した。この内大臣府と政府による二本道の調査については、政府側において憲法改正は國務であり内閣の仕事であるとの見解から、内閣と近衛公との間に紛争を生じた。このため内閣は近衛奉答が終つて後、十一月廿四日「憲法改正につき研究せよ」との勅命を拜して正式に改正に着手した。

かくて廿一年一月末には憲法調査委員会の試案がまとまり、政府はいわゆる松本試案について二月四日の閣議で説明を聴取して一應政府試案と決定、七日奏上とともにマ司令部に提出したが、これは第一條において「日本國は君主國」と規定し、欽定憲法の根本原則に變更を加えるものではなかつた。その後政府の松本試案については根本的改訂の有力な意見が現われ、幣原首相も國務院勢等を考慮して松本試案とは別個の新憲法改正案の起草を決定し、さきに法制局長官としてこの問題に参画して来た種田實相官長と法制局長官の首脳部をしてこれに當らせ、成案を得たので三月五、六両日の閣議で改正案要綱を決定、上奏御認可を仰ぎ六日發表された。これについて首相は「政府は連合國司令部との緊密なる連絡の下に草案要綱を發表する」との談

話をなし、マ元帥の再明文も「この草案は五ヶ月前より内閣に対する最初の指示があつて以來、日本政府と司令部の關係當局の忍苦に滿ちた調査と撤回にわたる会合のうちにほじめて生れたものである」と述べている。しかして幣原内閣が総選挙後退陣すると、この憲法改正事業はそのまゝ吉田内閣に引継がれた。他方憲法改正についての民間の動きを見るに、高野岩三郎、森戸辰男、馬場恒吉、杉森孝次郎、岩淵辰雄、室伏高信、鈴木安蔵の諸氏が民間憲法問題研究会で起草した草案要綱を廿年十二月廿六日發表、同月廿九日には共産党、越えて翌年一月廿一日には自由党と進歩党、さらに二月廿三日には社会党と、それぞれ草案要綱を發表したが、天皇制を否認したのは前記憲法研究会にあきたらぬとして高野岩三郎氏の共和制私案と、共産党のそれのみで、他は天皇制を支持、總体として政府案に近かつたのは社会党であり、自由、進歩両党は政府案よりはるかに後退したものであつた。

## 衆議院の憲法論議

政変渦中にあつても幣原内閣は憲法改正の準備を進めていたが、まず暫期的な口頭案、平がの改正草案がまとまると、廿二年四月十六日の閣議で決定、四月廿二日衆議院第一回調査委員会が開かれたが、政変によつて五

月廿四日一團案件を撤回し、改めて吉田内閣は五月廿五日御調を奏請し、六月八日本会議の可決を経て、同月廿日第九十期衆議院式當日、勅諭を附して憲法改正案は議院に提出されたのである。

第九十期会は「憲法議院」といわれただけに、政府も議院もこれが實際に情勢を覆けたが、六月廿五日衆議院本会議上程、同月廿八日議例の七十二名と特別委員附託、七月廿三日吉田委員長以下十四名の小委員会（非公開）に移行、同月廿五日の小委員会において前文ならびに第一條を主権在民的に修正、八月廿一日特別委員会が開かれ、小委員会修正点を可決したが、廿三日には憲法問題に關連して議員議長が提議するところの波瀾を生み、廿四日の特別委員会修正による改正案の本会議上程可決となつたが、その論議の内容は概して低調を免れなかつたようである。

各党の代表的論議を見ると、自由党代表北野武氏は「憲法は我々國民自治、主権は國民の集合体である國家に存する」とし、「天皇は日本國家の象徴である、は元首としてはどうか」と論じた。進歩党代表原夫次郎氏は「前文に主権は國民にある」としてゐるが、またそのついでに國家であるとも断言される、天皇をよめたる國民に主権がある」と論じてゐる。これに反して憲法は「國家の象徴である」と

す」と論議した。しかしこの自衛同党の國體論は實質的に政府の軌道を取つてゐるものであつたといつても可い。社会党は鈴木憲法氏が憲法學の立場から「ボツダム宣言を天皇が受諾されると決意された時、主権在民は決定された」と論じた。一方、一團國民主権論の陣前をとりながら、徹底的にはこの主権在民説を主張しえず、金澤解状の矛盾を衝きえなかつた。森戸辰男、黒田壽男、加藤解状の諸氏はいずれも労働権と生活権の規定の必要を説き、論議の中心を第三章の國民の権利義務に置いていた。共産党は野坂三三代表が改正手段の非民主性を衝き「天皇の地位は天皇に對する國民の感情から生れるとの説明は新しい神權説にほかならぬ、……ささかの政治的特権をも天皇の手中に残そうとする一切の企図に反對する」と主張しつづけた。協同民主党も酒井俊雄氏が「國民一体の事實に統治権は帰する」と自衛同党と同調した。

以上のように憲法論議から見ると、特に自衛同党のなかには主権在民の修正論さえあり、この憲法論議の中心となつた主権の所在と國體論から根本的修正は殆んどないであつたと思われたが、小委員会の修正案要綱の最後の段階において、政黨情勢の變化は主権が國民であることを明確化するようを提議したのである。このため各黨は断然として國體を新たにし

て、論議を見なかつた点にまで廣汎な修正を行つたこととなり、およそ會議と臣僚の多數に於て共同修正案が生れることとなつたのである。社会党は又一團独自の見地から修正を争つたが、結局共同修正案に賛成した。主なる共同修正案は主権の所在を前文と第一條において明確にし、國民の權利放棄に對する理據を鮮明にし、基本的人權の中に労働権、生活権を明示し、種族制度の即時廃止を決定した。ことである。なお皇室財産の規定については原案を主張する社会党と、世襲財産から生ずる収益を皇室の收入に修正しようとする自衛同党小会派と対立したが、これまた政黨情勢の變化で、逆に皇室の世襲財産を認めないという修正案を決定するのほかになく、この修正をめぐつて議員議長の不信任問題が起り結局議長は辞任した。

これを見ても明らかのように、衆議院自体に改正をリードする意圖も迫力もなく、ほとんどの政黨情勢の變化がその修正をもたらしたのである。しかしながら本会議の可決に當つては、尾崎行雄老の首言、吉田委員長の経過報告、野坂三三、北野吉、犬養毅、片山哲、林平馬、大島多蔵、田中久雄氏ら各黨代表が登壇して、さすが憲法改正にあつたらしい討論を展開した。かくて共産党の大沢と細川兼光、進歩七郎二氏の反対入閣に對する賛成四百二十一票で、八月廿四日改正案が可決さ



れた

### 貴族院の審議と憲法成立

衆議院から送附された改正草案は八月廿六日の貴族院の本会議に上程され、五日間にわたって高柳賢三(研究) 沢田牛蔵(同) 板倉貞道(交友) 宮沢俊彦(無黨) 南原繁(同) 牧野英一(同) 淺井清(交友) 佐々木惣一(無黨) 秋田三三(研究) 林博太郎(同) の十氏が賛成に立ち、廿一日安倍能成氏を委員長とする四十二名の特別委員会に附託され、さうして九月廿八日橋本実徳氏を委員長とする小委員会(非公明)に移され、十月三日の特別委員会でも委員長から報告、前文以下四ヶ所の修正を可決、五日特別委員会の修正を多く含む憲法草案を本会議に上程、安倍委員長の報告後、二日にわたって佐々木惣一、沢田牛蔵、岡氏の反対論、松村貞一郎(研究) 大河内謙研(同) 三土忠通(同) 松本孝大(同) 木下謙次郎(交友) 五氏の賛成論があつて、委員長報告通り修正案が可決された。

ところで貴族院の憲法論議を見ると、法学界の諸權威は政府の解釈を論理的に追究して改正によつて國體は変更されたと強中攻撃し、金澤國務相の衆議院における「天皇は國體の中心である」とか「心と心のつながり」とさ

つた心の主権論ではさすがに理論的追究の鋭さから防壁できないことを露呈した、即ち宮沢氏は「憲法上の制度として天皇が國民の中に含まれるというのは、論理的にも實際的にも適當でない、國民主権主義により治政維持法という國體は変更された」と論じ、これを認服せぬことは、却つて民主化を阻害すると結論した、また南原氏は「前文、第一條で人民主権は明白である、國家意思の構成は天皇でなくなつてゐる、政府はなぜこれを率直に言明しないか」と迫り、かかる欺瞞的な政府解釈が長く行われると將來に革命を誘ふ恐れありと「眞の民主革命進行のためには、眞理と事實を直視しなければならぬ」と説いた、これに対し佐々木博士は憲法學界の第一人者としてのうんざりを二日間五時間余にわたつて展開、天皇制擁護の見地から「わが國の天皇制とは、統治権を總攬する地位にある天皇が特定の一族より出ているといふことであるが故に、天皇制は君主制とは異なる、新憲法によれば國民至高の總意によつて天皇の地位につくのであるから、天皇制は廃止されたといふべきだ」と論じ、政府の國體は変更されずとの答弁は國民を迷わすものだ結論した。

しかし金澤國務相は依然として國體不変革命の見解をとつて「治安維持法による國體は變つたが、國民體の倫理的中心である天皇が

嚴として存する以上、國の根本の姿である國體は決して変らぬ、變りゆくものは政體である」とか「天皇は道徳的にも國民の心の中に憲法以前の本質として根ざすものであり、この意味においては國體は変更されてゐない」とか答へた、かくしてこの國體変更論は特別委員会に持越された、また貴族院は武官たりしものの総理大臣および國務大臣職任の禁止、公務員の選挙に普通選挙を保障すること等の修正をして同院を通過させた。

したがつて新憲法は十月七日の衆議院本会議で貴族院再修正を同意して貴族院院通過成立し民主日本國の根本憲章が成立したのである。

### 新憲法公布される

その後憲法改正案は再び枢密院の審議に移され、十月廿一日の審査委員会において政府側から議院における修正点を説明、委員会の審議終了後、本会議を開いて可決し、十一月三日を期して公布され、昭和廿二年五月三日から施行されたのである(全文は後掲に掲載)公布の日天皇陛下には宮中三殿に憲法公布を奉告され、ついで天皇陛下御臨下のもとに貴族院本会議場で新憲法公布式典があげられた、またこの日宮城前廣場では、午後二時から祝賀大会が行われ、全國各地においても祝賀行事が催された。

### 新憲法施行される

「日本國憲法」は五月廿二年五月三日から施行された、これによつて明治二十二年制定されてから五十八年の歴史をもつ旧憲法「大日本帝國憲法」はここに消滅してこれに伴つて旧憲法による枢密院、貴族院、大審院、控訴院、行政裁判所、宮内省などの諸行政機關も廃止された。

新憲法附屬法たる皇室禮範、國會議法、内

大権御放棄の陛下 新憲法の施行  
マ元帥を御訪問 によつて天皇陛下は廿二年五月六日朝、政治上の全大権を御放棄されて以來最初にマツカ一サ一元帥を御訪問になり一時間にあつて米國大使館において会見されたマツカ一サ一元帥との会見は聯合軍占領以來第四回目である。

國法、行政官廳法、裁判所法、檢察廳法はじめ民法、民刑事訴訟法の勅令指置法などは第九十、九十一議會で制定され、新憲法施行の下準備も出来上り、また新憲法による衆議院、參議院はじめ地方首長、地方議會議員の選挙は完了、領袖も更新され、五月三日から自由と平和、主権在民を基調とする新憲法は眞実にわれわれ日本人のものとなつた。

### 新憲法施行記念式典

新憲法施行記念式典は五月三日午前十時半から雨中の宮城前廣場で行われた、内閣、國會議員、各官廳代表者、民間各方面の代表者が参列、憲法普及会長吉田均氏の挨拶、國會を代表して尾崎行雄氏の祝辭をついで吉田首相、安井東郷知事の祝辭があり新憲法施行記念國民歌「われらの日本」を斉唱、金澤國務相の閉式の辭があり、閉式直後雨中の式場にて天皇陛下が親臨され「愛敬天皇」に何回も万歳の声があつた、全國各地でもこの日を記念して諸行事が催され、新日本誕生の日を祝福した。

さうして新憲法施行に先立ち五月二日マツカ一サ一元帥は吉田首相あて書簡を送り「總理大臣、新憲法の施行によつて日本には國民の意思の自由な表現によつて民主主義の上で立ち立てられた政府主権を保有するに至つた、この歴史的な民主的自由の実現を表現するたゆめ余は今後日本の國旗が立憲政府の三式要部門を代表する國會、最高裁判所および首相官邸の構内および屋上に、また國家と國民統合の象徴としての立憲的役割を果たされる天皇の居所の構内および屋外に心おきなく掲げることを日本國民に許されることは特に時宜にかなつたものと信する……」と所見をひき出した、これに対し同日吉田首相はマ元帥に平和的勢力に拍車をかけ國體擁護の信頼に懸かるとの

### 政局の動き

#### 幣原から吉田へ

幣原内閣は総選挙を自由公正に行つて、政党内閣に席を譲ることが使命であると目されていた、ところが総選挙の結果は自由党が第一党となり進歩、社会両党がこれに続いたが過半数を制する政党が実現せず、政局の安定を見るに至らず、ここに幣原内閣の居残りとの興業工作をなさしめる機会が生じたのである(本年廿一年版一八六頁参照)。

居残りの根拠としてあげられたのは第一に憲法成立までの政治的責任、第二に占領下の日本再建には國際的信用のある國政担当者が必要で幣原氏はその最適任者である、第三に自由党内閣は不安定勢力となり得ず、他党との連立内閣は不可能の状況であるから結局幣原首相内閣以外にないといふにあつたようである、それには鳩山自由党總裁の次期候補担当不適格も予想されていたと見られる。

かくして権柄書記官長と大権進歩党幹事長の数度の会見で幣原はなり廿一年四月十七日朝權柄書記官の幣原、斎藤会見で意見一致し、幣原首相は現職の次々總裁に就任する見取りとなつたが結局幣原の翌日廿三日總裁



に就任した、無所属派の糾合は成功せず、社会党との提携もむしる再党工作を非立憲なりとし、自由、協同、共産に呼びかけて四党連けの打倒幣内閣運動を展開することとなり、これを失敗に帰した、唐崎工作は漸次興隆の攻撃を高め十九日四党共同委員会が開かれ声明書と決議文ができ、首相を訪問して退陣を要求、翌日の委員会では労働諸団体にも呼びかけて廿八日倒閣国民大会を開くことを決定した、かくして幣内閣は廿二日総辞職を行い、進歩党は幣内閣をくわえたために政局外に立たせられたわけである。

**自派連立の成る** 幣内閣首相は後継内閣首相の奏請責任者として四月廿三日鳩山自由、片山社会の両党首と会見、鳩山に対して次期政権は自由党が中心であるべきで、進歩党も協力を惜しまぬことを明かして、三党首の個別会談に基いて自派連立は次期政権の具体的な折衝に入つた、これに先立ち自由党は自派連立の連立候補内閣を自派とし、連立の重点を社会党におくこととなり同夜社会党に連立参加を求めた、これに対し社会党は同夜常任委員会で同党「首班たるは野党」の方針を決定、翌廿四日自由の提議申入れを拒絶した、自由党は幣内閣の再折衝を捨て、河野幹事長、片山書記長は同日四回会見したが、社会党はゆすぶらず、自由党は高田打開のため翌日さらに河野、片山会談を開いた

このとき片山氏は倒閣論にかんがみ進歩党を除く四党による時局收拾協力を提案、自由党は社会党引込み策としてこれを承認した、かくて四党共同委員会は廿五、廿六日開かれ、共産党は憲法よりも飯を主張したのに対し、自由党は憲法先決を主張、次期首相でもめて翌日に再議され、二日自由党は次の内閣に共産党を加えないことを主張、共産党は民主政権で反共、社会党は自由党を支持したのことで首班問題は各党小委員会でも協議することとして散会した、この中で自派連立工作は活発に動いたが、廿六日社会党常任委員会で既定方針による連立反対が強く、さらに同日夜の四党共同小委員会では共産党が社会党首班を、協同党が自由党首班を支持して小委員会は決裂した。

かくて社会党では翌日朝の常任委員会で連立正式拒絶、民主政権結成を決定、片山書記長が鳩山書記長に正式意思表示をなし、両氏は幣内閣首相と会見、交渉協力を報告した、しかし幣内閣は両氏の再折衝を要請したので、自由党も断るが河野幹事長は廿八日、廿九日と社会党説得につとめたが成功せず、遂に自派連立組織を決定するに至つた。

ところが自派の間に食糧問題の大綱的政策協定ができ鳩山自由党書記長は五月三日幣内閣首相に社会党との政策協定の成立を報告し幣内閣首相は自由党連立内閣を奏請することとな

つて同日参内し、一方同夜マ司令部に後継内閣に関する公文書を出した。

ところが翌日の朝、後継内閣首相にあげられている鳩山氏に対して、突如マ司令部から退放指令が送られて、次期政権工作はやり直しの形となり、政局の暗うは混とんとして来た。

**社会党内閣成らず** この新事態の展開で五日幣内閣が山会談が行われ、片山氏は新方針として社会党首班の連立内閣が最善であり、またその自信もあると述べ、幣内閣首相これと譲とした、会談後片山氏は常任委員会に会見内容を報告協力の結果、社会党を中心として、自由、協同、共産の三党をはじめ、院内外の民主勢力を結集して救国政権をつくることとなり、この声明を發した。

また同党でも直ちに他党との連立工作に入つたが、政策協定を前提とする自由党との協定が七、八両日の会談の結果はかんばしからず、共産党は相対に協力するといへ、民主政権を基礎とする三原則を公表して実質的に社会党の行動牽制に出で、八日の常任委員会で、四党連立の希望がないので、次期政権を協議したが結論を得ず、九日の片山、河野会見では、自由党の協力は共産党の態度明確化が必至なることを力説、九日に至り片山氏も連立を断り、自派連立内閣の切替を決定してこの日片山氏から幣内閣首相に報告したが、政府は軍

内閣では政治的安定勢力がないので、自派連立の手続をとると不可能であるとした、このことから自由党では新議案の特色をはじめ、政局担当の協議を強く、吉田氏に対して幣内閣も次期政権担当者を前提とする引つくり出しに乗り出し、社会党の自派連立は政策の中心課題たる時期を失つて、政局は三度振出しにものつた。

**自派連立、吉田内閣へ** 自由党では最初鳩山なき後、後任総裁は首相たりうる唐崎君を必要とし、最後の矢は外相吉田氏にむけられた、吉田氏は十日夜これを承諾、吉田氏が総務会長に就任して自由党首の地位を確立して、ほぼ政局への見通しがつくようになった。

しかし自派の連立内閣は不能であり、自由党の自派連立も許さぬところから、自派連立を中核とする構想で吉田内閣ができることとなり、十六日首相は参内して議案の手続をとる、同日吉田外相に相閣の大命は下り、廿一日に至り漸く決定、廿二日親任式が執行された、まことにこれを見る長期の政変であった、また昭和七年、五・一五事件によつて倒れた大隈内閣以来十四代の中内閣を経て九十四年より自由、進歩連立による政局内閣が復活したわけである。

問題の唐崎と和野氏を起用したことに對して廿一日自由党から強硬な反対がでて吉田

氏と自由党の対立は尖鋭化し相閣は危機を迎えたかに見えたが自由党側が和野氏に對しては監視的態度を維持するという條件で折れ解決を見た、閣員は左の通り

内閣総理大臣	外相	吉田	茂
内務大臣	内務次官	大村	清一
大蔵大臣	逓信大臣	石橋	湛山
司法大臣	文部大臣	木村	鳩太郎
文部大臣	文部次官	田中	耕太郎
農林大臣	農林次官	和野	博雄
厚生大臣	進歩党	河合	良成
商工大臣	自由党	星島	二郎
運輸大臣	自由党	平塚	常次郎
國務大臣	首相	幣原	喜重郎
同	進歩党総務会長	斎藤	隆夫
同	自由党常任総務	植原	悦二郎
同	進歩党幹事長	一松	定吉
同	第一、第二復興大臣(首相兼任)		

**連立工作成らず**

廿一年十二月十七日院内外に展開された吉田内閣倒閣の動きは九十二通常議会の再開前に何らかの政局変動をもたらすものと見られて

た、廿二年新春早々吉田、幣内閣会談があり、さらに教授グループを介しての社会党への工作の噂も飛び、吉田首相は社会党を抱込んで自派連立の連立内閣を考へているといわれた、しかも一月七日には平塚運輸相が退任関係から辞意を表明して政局は微妙となり、首相が十三日大蔵から幣内閣と俄かに動きは表面化して来た。

**首相の連立構想** 首相の連立構想は社会党を加えての三派内閣で、直前にいる二・一・一ゼネストを中心とする労働攻勢を防止し、経済危機突破の綱を立てて、政局の安定をはかるにあつた。

首相は幣内閣直ちに幣内閣首相と会談、両相の意見は完全に一致し、進歩党も大体これと同調したが、自由党はしかし簡單でなかつた、結局現状はまたそれは切迫せずということになり、むしろ政局の進展にブレーキをかける方向へ動いていたからである、しかし両氏の意見一致は自派連立を動かさず、十四日の両党幹部懇談会では総裁一任ということになり、連立への準備態勢は一層できたのである、かくして問題は社会党の出方にかかつて来た。

**社会党内閣とまらず** 社会党右派は総辞職による三党首対等の会談を主張し、連立のため左右分裂することは希望せず、一致の行動で連立へゆくべきのべあいつ、こいつに連



立の成否は左派の動向にかかつて来た、とて左派に対しては教授グループの一部から交渉はあつたが、これは問題にせず裏面取引には頼りなかつた、左派としては片山首相、政府中心を固持した、吉田首相はこの左派の強硬態度には見切りをつけて、専ら右派の引入れに力を注いだ、この形勢に対しては十五日左派は全段試の國有を前提とする國家管理の断行を中心とした「危機突破緊急対策」を發表した、右派への牽制手段である、一方労働団体方面では十三日の倒閣実行委員会と労働懇談会の合同会議で、連立反対、社会党中央の社会民主政權を決議した、ここに社会党として労働団体の意向を無視して連立工作に懸れば存きあがらざるをえぬことを示されたわけである

かくの如く社会党内の内部は家と家ならず、また吉田首相と社会党右派との交渉も停頓したため、十五日には事実上連立工作は決裂した、その原因は社会党右派が安本、労働、農林、商工、無任所の五つの椅子を要求し、他の関係もできるだけ更新、とくに石橋蔵相の更迭と協民、國民についての考慮、協民には閣僚または法制局長官を申入れたのに対して、首相は商工、労働、建設、無任所の四つの椅子のみを考へて、妥協を成立しなかつたものである

敗れた政府は緊迫する種族危機と労働攻勢を前にして、何とか社会党との連立を成就せたく思つたが、前回の失敗にこりて表面化をさせているうちに、廿三日の社会党中央執行委員会は一五対五で原則的に連立の方針を決定したので、うけて立つ建前で第二次工作に乗り出した

かくして廿九日には首相官邸で吉田、幣原片山三党首会議が開かれたが、社会党の要求する石橋蔵相の更迭と協民からの入閣という條件は依然として容れられなかつたので、第二次工作もまた失敗で暗した

吉田内閣改造　そこで政府は議會再開と興業債の空費から一まず内閣改造の方法によることとなつて、次の如き改造が行われた(廿二年一月卅一日臨時式舉行)

【内務大臣】國務大臣幣原悦二郎【文部大臣】慶大名誉教授高橋誠一郎【兼任農林大臣】總理大臣吉田茂【商工大臣】自由黨秘書長石井光次郎【運輸大臣】北海道長官増田甲子七【國務大臣】商工大臣島田二郎【兼任安本長官、物價局長官、田中大臣、和田農相、平塚運輸相、國務事務官】大村内相、田中大臣、和田農相、平塚運輸相、國務事務官

第三次工作とマ元帥書信　この内閣改造に不満を抱く進歩党では二月一日有志代議士會を開いて、別個の観点から第三次連立運動を開始した、即ち第一次、第二次工作と異な

り進歩党有志代議士が中心となつて、自社黨の有志代議士と連絡をとり、下からの力による力によつて工作を進めようとした、進歩党の六日の幹部會は白紙の態度で臨むことを申合せたが、自由黨幹部は石橋蔵相を固執し、このため進歩党では党出身閣僚の全面引上げも許せずとの態度を見せた、しかしこの情勢下に開かれた吉田、幣原片山三党首會議でも、石橋蔵相の居留りを幣原氏も同意して、進歩党幹部の白紙態度とは食い違つたのである

一方、マ元帥は二月七日午後、吉田首相に宛てて「日本社会が現在直面している根本問題について、もう一度國民の民主的意志の發表をうる必要がある」そのため「総選挙を進行すべき時代が到来している」と信する」との書信が發表された、むしろ自進黨の協力を一層強化して、総選挙までの政局を安定さすべきであるとの意見が、自由党内に現われて第三次連立工作も危なくなつて来た、かくして七日夜大進歩党幹部會は長は長大野自由黨幹事長と懇談、大野氏から連立不賛成の回答があつて来たも流産した

四次失敗で終止符　第三次工作失敗後の二月九日夜、今度は石橋蔵相と河合厚相が社会党西尾書記長、水谷スポーツマンと會見の結果、四次連立工作は終えあつた、四氏會談でこれまで連立工作のほとんどなつた石橋蔵相をはじめ他の政府でも意見の一致を

見たかに何えられたが、今度は新党運動に乗出した進歩党がうけつけず、十日の吉田、幣原、石橋、河合、大野の會合に田中進歩党幹事長が出席を拒否した

他方進歩党では十一日に至つて新党工作の大きななわらひとした協民、國民兩党が動かす自由党内の新党派吉田均氏らの態度も軟化したこととなつた、かくて連立工作がまたも活発になり、十三日自進三三幹部の會談から協民を加えた五党幹部懇談となり、十四日さらに第二次五党幹部懇談が開かれたが、社会党は前日の内閣執行委員会で「いかに政策を修正しても石橋の蔵相居留り反対」という空気が大勢を支配して、この日の會談でもこれが明確となつて連立工作はここに終止符を打たれた

閣僚補充で乗り切り　連立工作失敗後、政府は自進黨の結束で九十二議會を乗り切ることとなり、さきに内閣改造に示された進歩党の不満を解消して、兩党の協力をはかることに吉田、幣原兩氏の意見一致し、農相には進歩党出身の衆議院副議長木村小左衛門氏を、國務大臣には進歩党幹事長田中万壽氏をあてることになり、それぞれ兩氏が親任され(二月廿六日)さらに安本長官には三月になつて東京帝大名誉教授高橋誠一郎氏が任命されてここに閣僚の補充は完了した

### 選挙後の政界

総選挙で第一党となつた社会党によつて選挙後の政局收拾工作の第一歩が踏み出された五月八日片山社会党委員長と吉田首相は首相官邸で約一時間余人を交えずに會談、社会党がイニシアティブをとつて政局收拾に當るとに意見一致した、片山氏は幹部と協民の結果予定通り四党首會議を開くことに決定、同日夕刻民主黨と國協党に対して正式會談に参加されたいと申入れ承認を得た

四党代表會議　この社会党から提唱された四党代表會議は九日午後二時四十分から衆議院議長室で開かれ(社会党)片山委員長(西尾書記長)(自由党)吉田総裁、大野幹事長(民主黨)斎藤最高委員、吉田幹事長(國協)三木書記長、岡田中央常任委員の諸氏が出席、四党代表はこの際四党連立の内閣で閣僚打倒に努力するとの原則について意見が一致し、さらに首相問題、政策問題、閣僚削減などの具体的な点にも話が進み首相問題については社会党が担当したいとの社会党側の意思表示に対し國協は賛意を表明したが自由、民主兩党は賛意未決定のため即答せず政策、閣僚などの問題は各々の機關でそれぞれ態度を決め首相問題ともども十二日四党幹部會談を開いて協議することになり、四党共同声明が發表された

四党幹部會談　第一次四党幹部會談は十二日衆議院内で約一時間行われた、自、民、進三党からそれぞれ各の態度を報告したのち閣僚および政策について社会党案が提出され、各党ともこれを支持して研究するところとなりこの日は何の結論も出なかつた、社会党の閣僚配分、政策協定案左の通り

【閣僚】首相は四党代表會議で片山委員長が希望した通り社会党から出す閣僚の組合は首相を別として社自民各五、國協一とする、ただし経済安定本部長官は中立とし國務大臣の椅子には含まれていない、また内閣官房長官は國務大臣職務とするかどうかは未定

【政策】後述の内閣の危機突破緊急対策に即したものでなければならぬ、三月廿二日の吉田首相あてマ元帥の書信は「現情勢の要求する総合的の一連の経済金融統制を展開実施するため急速かつ強大な措置をとることが絶対必要である、本件経済目標はその規模において國家的であり一部局の利害を超越し従つて超党派なるものである」と示されている、われわれは善なり各党の政策協定の基本線をおの如く定めることを提議する(一) 種族危機突破のため総合的な政策に基く國家統制を必要とする(二) 生産増強のために超重点産業政策をとり重要基礎産業は民主化された國家管理に移す(三) 産業再建は経済安定本部を拡大強化し企業者と労働者の自主的かつ積極



的な協力のもとに行うことを必要とする(四)インフレ克服は健全財政主義を堅持しかつ金融統制を行うこと(五)インフレおよびヤミ利得者の犠牲と負担をおさつてこれを行う(五)賃金および価格を適当な統制下におき不足する必需品については厳格な割当供給計画を実施して国民生活の安定をはかる(六)産業界と民生安定のために特に重要な食糧問題の解決のために食糧の完全供給の確保とヤミ取引の厳禁とに万全の措置を講ずる

第二次四党幹事長会議は十四日衆議院議長室で行われたが直轄や閣僚の問題には触れず社会党の政府協定草案(食糧対策の一部修正)を中心に討論された、ついで十六日連立工作の基礎をなす政府協定は第三次四党幹事長会議で成立し、四党は共同声明の形式で同日左の如き協定政策を発表した、九日の第一次四党首会議以来社会党提唱により行われた連立工作はここに一段落を画し、いよいよ連立の拠点たる直轄と閣僚の割りふりに移ることとなった

【政府協定草案】(一)経済危機突破のため現在の経済組織を対象とする総合的な計画のもとに必要なる国家統制を行う(二)生産増強のため諸重点政策をとり重要基礎産業は必要に應じて国家管理を行う、ただし国家管理は官僚統制方式を排して民主化されたものとす(三)産業界は企業者と労働者の自主

的にして積極的協力のもとに行われることを必要とする(四)インフレ克服のために健全財政主義を堅持し、かつ必要なる金融統制を行う(五)インフレ克服にあつてはインフレおよびヤミ利得者の負担を重課する、但し新出資および国債利拂の停止などは行わず(六)賃金および価格を適当な統制下に置き不足する必需品については厳格な割当供給計画を実施して国民生活の安定を期する(七)食糧問題の解決のため肥料、農具、その他農漁用必需品の供給を確保して食糧の増産をはかること(八)食米制度を速かに改善し完全供給をはかる(九)産業界と民生安定のためヤミ取引の厳禁に万全の措置を講ずる(十)海陸輸送力の改善増強を期する(十一)危機克服は国民各自の救國的自覚によることを痛感し、とくに道義の高揚と文教刷新をはかる

第一回国会召集

政府は総選挙後の政治情勢にかんがみ吉田内閣の総辞職の準備を進めるとともに新国会召集に関する諸手続を行つたが廿二年五月六日の定例閣議に第一回国会召集の件をかけた五月二十日召集することに決定、上奏御裁可を経て公布した、かくて大朝政の直轄は新憲法第六十七條により国会議員の中から国会の議決で決められることとなつた

【昭憲】 朕は日本國憲法第七條及び第五十四條並びに國會法第一條によつて昭和二十二年五月二十日に國會の特別会を東京に召集する  
御名御璽  
昭和二十二年五月六日  
内閣總理大臣

内閣総辞職 内閣総辞職については廿二年五月六日の閣議で憲法第七十條により国会召集日に総辞職することが最も妥當であると意見を大多數の閣僚が支持したが、いずれにしても総辞職の態勢を整えておくため全閣僚に「憲法第七十條により辞職いたしなす」と吉田首相あての日附を附した辞表を提出、外相官邸に引こもり中の吉田首相の手に届けた、かくて吉田首相は廿日午前七時参内、首相の辞表を提出した、内閣は同時にこの旨衆、参議院事務局に通告、ここに吉田内閣は総辞職した、また後述内閣の確立まで従前通り政務を見ることとなつた

- 【歴代内閣總理大臣】(かつこ内は勅任年月)  
伊藤博文(明治二八・一二) 隈田清隆(同二一・四) 山縣有朋(同三三・一二) 松方正義(同三九・九) 伊藤博文(同四三・五) 松方正義(同四九・九) 伊藤博文(同五三・一) 大隈重信(同五九・九) 山縣有朋(同六三・一) 伊藤博文(同六九・一) 桂太郎(同七三・一)

議會の政黨

第九十臨時議會

自由党の党首 自由党は総選挙の結果鳩山から吉田へ 第一党となつたが、曲折の末鳩山総裁が自由、進歩両党を両党として組閣の本命を拜しようとする寸前におきて公職追放となつた、一方大朝政は社会党を中心として政局は回轉したので自由党は新憲法決定を急ぎ古島一雄、松本恒雄両氏があげられたが実現せず、結局鳩山氏と親交の深い外相吉田氏ときまつた、廿一年五月十五日臨時議長に決定、事実上の党首となり、吉田外相に大命降下、吉田、幣原を主軸とする自進連立の吉田内閣が成立した、かくて吉田首相は八月十九日の党大会で総裁に推戴された三木護義退任、第九十臨時議會は五月十六日召集され、この日衆議院で正副議長選挙を行い、議長に自由党候補三木武吉、副議長に進歩党木村小左衛門氏が当選したが、政府は三木氏の資格に疑義がありとして、十七日

- 四・六 西園寺公望(同三九・一) 桂太郎(同四一・七) 西園寺公望(同四四・八) 桂太郎(大正元・一) 山本權兵衛(同二・三) 大隈重信(同三・四) 寺内正毅(同五・一〇) 原敬(同七・九) 高橋是清(同一〇・一一) 加藤友三郎(一一・六) 山本權兵衛(同一二・九) 清浦奎吾(同一三・一) 加藤高明(同一三・六) 加藤高明(同一四・八) 若槻礼次郎(同一五・一) 田中義一(同二〇・四) 浜口雄幸(同四・七) 若槻礼次郎(同六・四) 犬養毅(同六・一) 斎藤實(同七・五) 岡田啓介(同九・七) 西田弘毅(同一一・三) 林銑十郎(同一二・二) 近衛文麿(同一二・六) 平沼騏一郎(同一四・一) 阿部信行(同一四・八) 米内光政(同一五・一) 近衛文麿(同一五・七) 近衛文麿(同一六・七) 東條英機(同二一・一〇) 小磯國昭(同一九・七) 鈴木貫太郎(同二〇・四) 東久通憲(同二〇・一〇) 吉田茂(同二二・五)

歴代秘書院長

- 伊藤博文(明治三二・四) 大木喬任(同三三・一) 伊藤博文(同三四・六) 大木喬任(同三五・八) 山縣有朋(同二六・三) 藤田清隆(同二八・三) 西園寺公望(同三三・一〇) 伊藤博文(同三六・七) 山縣有朋(同三八・一二) 伊藤博文(同四二・六) 山縣有朋(同四二・一) 清浦奎

- 【歴代閣僚】(かつこ内は勅任年月)  
伊藤博文(明治三三・一〇) 野村實徳(同二四・七) 近衛篤磨(同二九・一〇) 徳川家達(同三六・一二) 近衛文麿(昭和八・六) 松本重徳(同一二・六) 徳川彌順(同一九・一〇) 徳川家正(同二二・六)

歴代衆議院議長

- 中島信行(明治三三・一二) 星亨(同二五・五) 橋本正盛(同二六・一二) 鳩山和夫(同二九・一二) 片岡健吉(同三一・五) 河野廣中(同三六・一二) 松田正久(同三七・三) 杉田定一(同三九・一) 長谷川綱孝(同四一・一) 大岡青造(同四四・一二) 長谷川綱孝(大正三・三) 奥繁三郎(同三三・三) 岡田三郎(同四・五) 大岡青造(同六・六) 奥繁三郎(同九・六) 粕谷善三(同一二・二) 森田茂(昭和二・三) 元田肇(同三・四) 川原茂輔(同四・三) 堀切善兵衛(同四・一二) 藤沢慶之輔(同五・四) 中村啓次郎(同六・六)



の資格審査の結果、同氏は追放と決定、第二候補の自由党の樋口三氏が繰上げ議長に就任された。三木氏の説得で木村氏は副議長に就任し、なお三木氏の失脚と前後して自由党幹事長河野一郎氏が追放され、後任には大野伸勝氏が就任した。

各党の議案対策 第九十臨時議会は憲法改正案審議と民生危機突破対策閣内推進を重大使命としたが、吉田内閣の出現によつて野党の自由、進歩両党に対して社会党その他は野党としての態度が漸く明かになつて来た。

吉田内閣は議院五権後五月廿二日閣内閣成立したが、廿三日閣内閣成立の手続が終つても閣内閣式が行われず、かつ数年前より野党政治が復活したため、この閣内閣は野党、野党の二分野に分れ、政府の改正憲法草案を原則的に承認、食糧、インフレーションの問題については暫定を行つた。この閣内閣をめぐり、野党側は社会党はじめ各党が独自の立場から政府攻撃の優勢を整えた。

憲法改正と食糧 議会は六月廿一日の吉田内閣の閣内閣式、首相の施政演説をもつて審議に入つた。野党の自衛同盟は質問を行わず、社会党片山哲、協同民主主義北勝太郎、無所属クラン中野四郎、新興クラン松原一壽、共産党田球一の諸氏が民主主義同盟最初の痛烈な質問を行つた。憲法改正案は六月廿一日の

衆議院本会議に上程され四日間わたる質問特別委員会に移され、同日ともに白熱的論議が展開された。(憲法公布の項参照)

食糧危機突破のための閣内閣の法的根拠であつた食糧緊急措置令(二月十七日公布実施)については、各党が閣内閣の閣内閣から閣内閣の立場をとつたが、事実はこれ以外に論議はなく、閣内閣は各党の立場も軟化した。ところがこの事後請求案が七月二日の衆議院本会議に上程されてから八月廿七日同院を通過するまで論議はあつた。社会、協同の反対に加ふるに自由党の農林議員が特に和するといつた状態、野党は政府と野党との間に立つて附帯決議をつけて通過を図つた。この附帯決議は、和田農相から再び社会党に申入れをなし、附帯決議に沿つて委員会の説明があつて漸く委員会を通過、本会議で可決された。

さらに自由党は政府の意を体し六月廿二日食糧危機突破の対策をねるため各党有識者議員によりかけて衆議院食糧対策委員会が結成された。委員は議院中も全国各地に出張、地方状況調査と供出促進に活動した。また廿一年産米米價決定について食糧対策委員会と事前の話し合いをなかつたため委員会開催は硬化し九月四日決議文を吉田首相に手交した。かくて米價決定については同委員会を降ることを言明して諒解が出来た。なお

七月十六日輸入食糧放出建議の決議案を共同提案し通過一致可決した。

閣内閣の再建案の最初の措置として八月十一日封鎖預金が第一と第二に分類され翌十二日「閣内閣再建案に関する措置」に関する声明を発表し、同日社会党閣内閣再建案「金銀関係整理緊急措置法案」が十三日の衆議院本会議に上程され即日可決された。かくて失業不安と労働攻勢の波が高まり内閣改選案で出たものの、臨時物資需給調整法案と復興金融基金法案の閣内閣再建案が九月廿一日衆議院で可決された。また補償打切り根幹をなす(一)臨時補償特別措置法案(二)金融関係整理緊急措置法案(三)厚生年金保険法及び船員保険法特例案(四)昭和臨時特例案(五)特別和議法案(六)企業再建整備法案はようやく九月廿七日衆議院に提出され、財源法案とともに十月六日の本会議で可決された。

労働法 労働関係調整法案は七月十三日衆議院本会議に上程、院内外に反対空気がみなぎり九月五日可決の後議院に送られて成立した。この閣内閣下の労働組合では連日反対デモを行つた。衆議院委員会の論議は自由、進歩両党のスト反対、社会党側の「争議調整法」によつて尖鋭化した。本会議において政府の生産管理否問の態度に論議の矢を向け

政治

た、九月五日の本会議で社会党荒畑三氏は「本法案は第二の治安維持法である……」と断じ、共産党志賀義雄氏は「本法と同様の法律が外国にもあるというが問題は如何なる條件で誰が如何に運営するかにある」と痛烈な反対演説を行い、協同民主主義、新政会野本、無所属片山哲氏及び反対の意を表明したが採決の結果、総数三五四のうち賛成二二三、反対一四二で可決された。

小会派の再編成 総選挙の結果は無所属と階級で四分の一の百十九名を占めた、これを一つにまとめる最初の動きが院内交渉団体大同クラブの結成となつた。(四月廿一日)ところが大同クラブの岡田勇一氏ら四十名は交渉団体から新党結成を意図し、五月十三日「日本民主主義準備会」を結成、松原一壽氏らの教育関係系出代議員十七氏を中心として結成された新政同盟会と、民主主義準備会に不満の人たちで結成された野性議員クラブが合流して新光クラブができるなど、五月十三日現在の小会派の分野は日本民主主義準備会四十四、協同民主主義クラブ一、新光クラブ二十七であつた、これが議院シーズンに入るとともに動き出して、民主主義準備会と新光クラブの合同問題、無所属クラブからの参加となり、とりあえず院内交渉団体新党会ができた。

廿一日には廿三名となつたが、同委員長山本義彦氏に無所属議員を糾合しての第四党結成を企図し、これよりさき協同、農本、日本民主主義の三派提唱で、無所属議員の交渉団体、大同クラブと五月六日会談、大同クラブも承認したが、協同主義の放棄について北勝太郎氏らから反対があつて紛糾し、結局協同会メンバーと大同クラブの大宮五三郎、林平寿、三木武夫氏の参加で、一閣内交渉団体としての協同民主主義クラブが結成され、これがさらに五月廿四日には協同民主主義となつた。その後山本氏の資格問題から党内事情複雑化した。八月に入ると該当せずとのことで、山本氏は新たに新党会に呼びかけて両派合同を計画、両派とも八月十日の代議士会で正式承認したが、党名問題でもつれて、協同党では北兄弟が山本委員長個人の攻撃を行つたのでこの両派を除名、北兄弟は無所属クラブの伊藤美雄氏と新たに日本協同党をつくつた。

他方新党会は上述の通り四十名でスタートしたが、機運熟して協同民主主義と合同して第四党をつくることとなり、八月十日の代議士会にまでこぎつけたが、前記の北兄弟の騒ぎとなり、両派の合同は九月九日打ち切れ、新党会は九月十一日の代議士会で小坂善太郎氏ら四氏を除いて、廿五日國民党を結成した。

社会党の全国大会 社会党の第二回全国大会は廿一年九月廿八日から三日間中央大学講堂で開かれた。これは第一社会主義政党として発足した同党が総選挙、敗選、特別委員会を通じて、實際政治の試験をみるに從ひ、ようやく無産政党としての容合世帯の弱体を脱離し、党内左右中間の三派に分れ、救國民主聯盟問題で右派優勢が少くとも中央では確実となるに從ひ、左派はこの大会を通して反撃しようとし、これが幹部改選等で如何に現われるかに注目すべき点があつたのである。

第二日目インフレ政策、失業対策、政府機構内に婦人局設置の件、青年部確立の件、炭坑國營、肥料國營、農地制度改革、地方選挙対策、引揚問題等々の大会議案を前日に引續いて委員会附託とした。第三日は森戸辰男氏提案の「救國民主主義に関する決議案」大会宣言等の可決後いよいよ問題の新役員選挙が行われた。

▽中央執行委員長 片山哲七三九票、大山都夫三票、森戸辰男二票、西尾末廣、平野力三各一票

▽書記長 西尾末廣四二七票、鈴木茂三郎三三六票、森戸辰男三票、水谷長三郎二票と圧倒的得票で片山委員長が決定、書記長は西尾、鈴木の争いとなつたが、左派なお及ぼさることが判明し、かくて片山新委員長の就任挨拶あつて大会は終了した。

政治

七月十六日輸入食糧放出建議の決議案を共同提案し通過一致可決した。



第九十臨時議事録

昭和廿二年四月十日の第九十臨時議事録は、臨時議事録の特別議事をかねて五月十六日召集、六月廿日開議式執行、この日民主...

本議会は憲法改正案審議の歴史的重大任務をもちたほか、軍需補償打切りをはじめとする...

第九十一臨時議事録

第九十一臨時議事録は廿一年十一月廿七日...

吉田首相の施政方針演説で本格的審議に入つた、本議会の目的は公布された新憲法の附屬...

社会党は十一月四日発表された吉田内閣の基本政綱と政府の時局担当の決意を見て、野...

首相の施政方針演説の力点はインフレと労働問題に注がれ、西尾末廣(社会)は労働激...

委員会の空気が硬化し遂に審議終了の妄妄放棄するに至つたことは政府の願望であつたと...

院内外呼應の内閣打倒 本議会のやまは十二月十七日院内外呼應して行われた吉田内閣打倒の動きにあつた、西尾社会党書記長は...

十氏を議長に各団体代表四十名を委員に委ね、実行委員は決議を議院に手交した、午後...

四月選挙決定 二月七日マ元帥から吉田首相あての書簡で次の第九十二議事は長期の...

第九十一議事録 廿一年十一月廿五日召集、廿六日開議式執行、十二月廿五日開議終了、廿六日開...

第九十二通常議事録

四次にわたる連立工作で延期を重ねた第九十二議事は本年より一月近くおくれで二月十日...

はならぬところから本議会は緊急議案のみを上程し他は臨時議事録の特別議事にゆつること...

再開へ吉田首相は施政方針演説したが、主眼は経済危機突破策としての産業再建、労働問題、インフレ克服、民生安定に...

議員出席低調 緊急法案の審議は特別議事に委ねたがなほ多数の重要法案が出たにも...

中選挙区選制に改正 ところが三月十三日の閣議で政府は中選挙区選制に従来の大選挙区制を維持する意向が明らかになつて...



れ、正副議長も各党と協議するといつた有様であつたが遂には議長不信任案で飛出した廿六日四時、議長が閉会されるに至つて解決するかに見えたが、翌日の進歩党代議士会...

旧憲法下の議院改革 かくて選挙法改正案は施行令改正勅令案とともに卅一日午後四時...

第九十二回会成議

廿一年十二月廿七日召集、廿八日開院式、廿二年三月卅一日解散、法案は政府提出七十一件全部、衆議院議員提出十三件中九件...

民主人民戦線

解放運動期に臨む諸法令が撤廃され言論、結社の自由が確保され解放運動が活動を開始すると同時に民主人民戦線は確立した

その第一声は共産党から社会党への共同闘争申入れにはじまつたが社会党はこれに懸念せず、廿一年一月十六日同党中央執行委員会で「客観的情勢は民主戦線の...

民法の懸念消滅、裁判所法、檢察廳法、行政官廳法、石油、配電等各種公團法、独占禁止法(議員提出)国会法であつた

協民、國民兩党の合同 協民委員長山本寅彦氏が追放されてから協民、國民兩党合同問題がとだえていたが、総選挙が明瞭になり...

日本民主党生る 失敗に終つた連立工作の中から進歩党では新党結成への機運が動いて来た、廿二年二月十九日幣原総裁は吉田自由...

人の資格で参加したが、党自体は社会党との指導権の問題を考えて一應整理することとなつた、これは社会党が選挙を通じて大衆の...

かくて四月三日民主人民戦線結成準備大会が開かれ、六十九党團體代表、四十五文化團體代表、政界からは社会党、共産党をはじめ...

幣原内閣打倒大会 総選挙を目前にして民主主義諸團體主催、民主人民戦線後援の下に、四月七日日比谷公園講堂で行われた、荒畑...

藤氏と吉田氏との縁で進んで来たが、無所属の橋本虎次が三月六日進歩党入りをして新党間をあつせんするに及んで事機は急速に活発化し、廿三日には吉田氏が自由党を脱して新...

【最高顧問】幣原喜重郎【顧問】田中駒造、田中耕太郎、林平馬【最高委員】(筆頭)斎藤隆夫、吉田均、一松定吉、河合良成、木村小左衛門、犬養毅、橋本虎次【幹事長】石黒武理【政務調査会長】矢野庄太郎

【総裁決定】その後橋本、犬養、石黒、河合の幹部は追放となり、選挙戦に大打撃をうけたが、結局第三党の地位を獲得した、総裁問題は渡らん重慶の末、五月十八日総裁に吉田均、名譽総裁に幣原喜重郎、最高顧問に斎藤隆夫三氏を決定した

いを総選挙後に死した社会党が、如何なる態度に出でるかは大いに注目されたが、同党では五月三日の常任中央委員会で加藤勤十氏の提案を基調として原案を作成することとなつたが、十一日の代議士会で採りゆき、十三日の共同闘争委員会は従来の民主戦線に幅を持たせるため、新たに「救國民主戦線」と改称し、当面の目標を、食糧危機突破、民主的勢力を基盤とする社会主義政權樹立の二点において、結成に乗り出すことに決定した、その後、六月九日の中央委員会で救民連案を確固した

以下この救民連成立をめくつてのその前後の社会党以外の動きを見る、まず五月十九日の食糧ミーティングで共産党から民主戦線即時結成の緊急動議があつて、大会の決議として採択され、その結果として生れた民主戦線促進会では、廿七日十八團體廿四名の代表が「民主戦線の具体的組織は民主主義團體と社会党、共産党が協議会をつくり、十分討議の上各團體の意見を土台として決定すべきである、従つて社会党の救民連もかかる協議会に提出して具体化されたい」と申入れた、さらに山川民主人民戦線委員長は五月卅日、大衆活動が議員團にない限り、大衆政党が院内政壇に墮落する危険、連絡委員会の政治力の薄弱等を指摘しながら、決定された救民連の組織を一層承認して、進んでこれに参加し

解散当日の各党分派 は次の通り▼民主一四五▼自由一四〇▼社会九八▼國協六三▼無所属クワラブ七▼共産六▼農民四▼純無所属二▼欠員一▼計四六六

その第一声は共産党から社会党への共同闘争申入れにはじまつたが社会党はこれに懸念せず、廿一年一月十六日同党中央執行委員会で「客観的情勢は民主戦線の結成を要請しているも、客観的情勢が整備してある」との理由で党議をまとめた、かくて廿六日野坂参三氏の幣原打倒会が開かれた際、民主戦線の結成が強調されて、この運動が一步前進したので山川均氏の提唱によつて世話人会がつかられ第一回会合が三月十日開催された、団体名を「民主人民戦線」とし連盟の運動は「民主人民戦線」とよぶことを決定した、社会党では委員会を設けて検討したところ、常任委員は人民戦線中央機関への個人参加も容認する方針を決定した、また松岡駒吉氏に対し総同盟の参加を求めたがこれも拒絶され、日本農民組合も同様拒絶した、一方共産党としては野坂、細川両氏が個



民主戦線の急進成立を期するとの見解を發表した。ついで廿一日民主人民連の機関にはかつてこれを支持することを決定し、民主戦線促進の啓蒙的役割を果した同盟はその性格検討の結果、社共に入党できない知識分子の組織化を当面の目標として、無党無派の進歩的分子の結合団体としてその拡大をはかることとなった。

社共の提携成りす 社会党では六月九日の中央委員で華党一致救民連による民主戦線の展開にまい進することになった後、大衆団体との個別交渉を開始したが、協賛は不参加と決定、促進会に加わる國鉄、全通も見送り、共産党や労働団体の反対で足踏みとなった。そこで共産党では七月十三日野坂、志賀両氏と社会党の藤戸、鈴木両氏会見して社会党支持を申入れたが、十四日の常任委員会(一)参加の承認をえている労働総同盟、日本農民組合、民主人民連盟、全国水産社の四団体と連合に戦線を結成する(二)共産党との交渉は条件未成熟とみなしてこれを打ち切る、との意見が大勢を制し、社会党主軸の救民連組織は、共産党の参加形の一線を描いて、十六日の同党代議士会で承認され、社共の提携による民主人民戦線はここに一應終止符が打たれた。

最後の共産党が救民連から閉出された後をうけて、民主人民連盟では七月廿一日十三府縣の代議員が出席して、大内兵衛氏議長となつて新役員、暫定綱領、当面の運動方針を決定した。

### 公職追放 民主化と公職追放

ボツダム宣言は「われらは無責任な軍國主義が世界から駆逐されるに至るまでは、平和安全及び正義の新秩序が生じえないことを主張するものであるから、日本國民を欺瞞し世界征服の夢に出た過ちを犯させたものの権力および努力は永久に除去されなければならない」としているが、これを具体的に実行し、日本の民主的傾向の復活強化のため、かつて軍國主義的、軍國主義的であつた活動分子を公的分野から駆除、排除すべく、連合軍總司令部は廿一年一月四日日本政府に対して「公務に従事して進まない者の公職からの除去に関する件」について指令した。この指令に基づいて政府は二月廿八日附で昭和廿一年勅令第百九号(ボツダム宣言の受諾に伴ひ発する命令に関する件)を公布、さらにこの指令に基づいて同日附で昭和廿一年閣令内務省第一号(前記勅令第百九号施行に関する件)が制定され、同時に閣議決定をもつて内閣書記官長を委員

#### 追放地方公職へ拡大

長とする審査委員会が設けられ、また追放該当の一基組であるG項の審査制定基準およびその解釈等が決定された。かくして廿一年四月の総選挙立候補にあたり著名な政治家が多数政界から退くことを余儀なくされ、福山自由党総裁が相聞の大命降下直前に眞接司令部から追放を命ぜられて、一大波紋を描いたことは周知の通りである。

なおその後六月廿九日には勅令第三百四十号で公職追否審査委員会官制が公布され、奥澤部達吉博士を委員長とする委員会が設置されて、政府とは独立に審査に當つて来たのである(本年議廿一年版二九頁参照)。

廿一年一月四日附の追放指令に  
(A項) 戦争犯罪人 (B項) 職業陸海軍職員 (C項) 極端な軍國主義的団体、暴力主義的団体又は秘密愛國団体の有力分子 (D項) 大阪實業会、翼賛政治会および大日本政治会の活動における有力分子 (E項) 日本の露骨に關係した金融機關並びに開港機關の役員 (F項) 占領地の行政長官 (G項) その他の軍國主義者および極端な軍國主義者

とA項からG項に至るまで該当者が規定されていた。しかるに新憲法の制定に即つて地方制度の改革により地方長官の公職をはじめて

して、地方分権、地方自治が強化されることとなり、知事、市区町村長および地方議會議員の選挙が一斉に行われることとなった。この國民文化の基礎である地方公共団体関係に対しても公職の範囲を拡大、公職追放令を適用することとなり、同年十一月八日「地方公職に対する追放覚悟の適用に関する件」が発表された。それによつて公職追放令の地方的拡大と公職範囲の拡大が規定されたのである。

即ち前記の勅令、閣令、内務省令における公職の範囲は、官職に在る者、特別の法令により設立せられた会社、警備又は銀行、統制会、統制会社並びに政府、國策会社、警備又は特殊銀行が最大の出資をしている子会社の幹部職員と帝國議會の議員および市長となつていたのである。ところがこの発表によつて新たに地方議會議員、地方長官および市区町村長、市町村の助役および収入役その他地方公共団体のすべての職員、選挙事務に關係あるもの、農地委員会委員が公職の範囲に入られたのである。また資格審査の基礎、即ち追放の原因となるべき者の種類、いかかである、しかしてこの追加されたものの種類を有するものは、すべての公職から追放されることとなつたが、現に中央の公職に在るものでD項、G項の追加によつて、新たに追放に該当するものは、新憲法実施までその職にあつて

#### 続く政界財界への拡大

この地方公職への追放令の拡大と並んで、政界、財界、文化界へも民主的傾向の追放が徹底化されることとなり、十一月廿一日「政治的および経済的重要地位に対する追放覚悟適用の件」を政府は閣議で正式に決定、発表した。

この発表によつて新たに公職の取扱ひを受けることとなつたものは有力会社、金融機關、物資統制団体、特別の法律によつて設立された団体、政府補助団体、公益団体その他これに準ずる団体、主要新聞社、出版社、主要映画、演劇興行会社、放送協会の、その他公衆報道情報機関、政界およびその支部等の役員等の地位であつて、これは

(イ) 会長、副会長、社長、副社長、取締役、理事、常任監査役、編集主任、論説主任、ニュース編集主任、編集局長、調査局長、書記長、常任執行委員、総務その他各自如何にかかわらず以上の地位と同様の権限、

支配力を有し又同等の報酬を受ける者(ロ) 事務主任、会計主任、顧問、相談役、監査役、その他各目的如何にかかわらずこれらの地位と同様の権限、支配力を有し又は同等の報酬を受ける者

などを指すのである。右の会社、銀行、団体、政界等は具体的に総理大臣が定めるのであるが、上記政府発表の際に別表のA表とB表が掲げられた。即ちA表およびB表に掲げられた会社、銀行、団体等の右に述べた役員は公職となり、その地位に現在いる者およびこれから就こうとする者は、何れ資格審査を受けねばならぬこととなり、その結果追放該当と決定した者はその地位に就けなくなつたのである。ただしこの地位に現在いる者、主要役員として定められた範囲以外の者、「その他の役員」の範囲に入るまで事務主任、会計主任、顧問および相談役、監査役その他各目的如何にかかわらず以上の役員と同等の権限又は支配力を有し又は同等の報酬を受ける者

は該当者であつても、その地位に止まる限り追放されない。

以上の通りこの政府発表に、政界、財界、文化界等の重要地位を公職に編入したが、昭和十二年七月七日から廿年九月二日までの階級界の有力者であつた者がG項該当者として、追放されることとなつたのであり、俗



これを「経済パーシ」の所以である、しかし戦時中の経済界の有力者とは、別表A表に掲げられた会社銀行の戦時中の支配的有力者で、取締役会長、同副会長、社長、副社長、専務、常務取締役、常任監査役、臨時な活動をした顧問および相談役、全株式の1割以上を所有する株主又は直接間接会社役員に決定的支配力を及ぼした主な株主、その他以上の役員と実質上同等の権限又は支配力を有するものである、かかる権限をもつものはすべての公職から追放されるのであるから、この一・二の追放旋風が、わが経済界を人物面から根底的にゆるがし、他方財閥解体の進展と相俟つて、経済界の人物更新、経済民主化の大きな促進剤となつたことはいふまでもない(別表の附屬表A表、B表は十一月廿二日附毎日新聞紙上参照)

### 追放法令の統一整備

政府は以上二つの拡張適用の発表を機に、内容と全体せしめるため、適用の審査判定の基準、該当者範囲など検討の結果、その後追放関係法令の整備につとめ、廿二年一月四日追放指令から隔一ヶ月目に改正法令の全部とこれに関連する二勅令を新たに制定して公布即日施行した(内容は勅令四、附令、内務省令一、別表二)かくして関係法令は次の通り整備されたのである

(イ)昭和廿二年勅令第一号公職に関する職停止、退職等に関する勅令(ロ)昭和廿二年勅令、内務省令第一号、昭和廿二年勅令第一号の施行に関する命令(ハ)昭和廿二年勅令第二号公職審査委員会官制としてこの法令改正に際して従来の修正部分が発表されたが、これは前規則規定の強化、公職審査委員会の組織、A表、B表の会社銀行の追放に関する措置、A表、B表の会社にG項審査判定基準への追加としてA表の会社等の日本軍占領地域内又は極東圏におよびその占領地域内にある支店長で支配的有力者と同等の権限又は支配力を有した者が該当者に加えられた

さらに公職追放は該当者のみでなく、三親等にまで影響し、また適用範囲も拡大されたことによつて全分野にわたるきびしい追放が行われ、わが國の民主化を促進すること極めて大なるものがある

三親等にもおよぶ 本回の勅令はA項からG項におよぶ追放令を整理し経済団体、財界に対する範囲が拡大され言論界などに対する追放がするようになった、特色は(一)日華事案からの戦争中にもあつた敗戦後に設立された会社、団体、言論界をも含めて公職規定の範囲を拡大した(二)参議院議員、衆議院議員、公職規定に付けた公職規定(三)財閥経済団体を主とするが公職を追放された

もの三親等におよぶ追放、政治的支配力を握つてはいけぬ(四)追放されたものが当該会社、協会、団体、政党の事務所に入出も出来ず連絡したり利益の供與も出来ない(五)該当者で報道機関の役員は速かに退職しなければならぬ(六)罰則が強化された、以上の点があげられている、主要公職で覺書該当者は文句なし追放、普通公職は轉職禁止しない限り現職に留り得る

三親等の追放は覺書者におよび最も冷いもので経済界に隠然たる勢力をもつていた「陰の旧勢力」が十年間封鎖されたわけであり、さらに追放されたものに対する規定は従来以上に厳格な問題としていたのを本回はつきりと規定しいわゆる旧政党内の支配力、ボス政治の掃蕩を促したものである、勅令の公布施行は四月附でさきに政府発表した十一月にさかのぼつていないのは恩給その他への思ひやりである

追放該当者の政治活動禁止 また政府は四月興業を前に前記一月四日の勅令を強化し公職追放該当者の政治活動の禁止を決定するため三月十一日の閣議に「公職に関する職停止、退職等に関する勅令(一月四日公布の勅令第一号の一部改正の件)」を附屬し金融國務相より説明のち決定、三月十二日公布した

### 公職追放の機関

この公職追放は連合軍司令部から日本政府に命令し、その実施は政府の責任において行われることとなつてゐるが、事務の実施には総理大臣と地方官が当り、基本事項の決定と主要指圖書面はすべて総理大臣が処理に當つてゐる

公職審査委員会 次に公職にあるものおよび公職に就く予定者が適格者であるかを審査判定する機関は公職審査委員会であり、これは中央、各都道府縣、人口五万以上の市その他総理大臣の指定する市に設置しうることになつてゐる

公職資格審査委員会 以上によつて審査決定された個々の事例について、錯誤もありうるので政府は、覺書該当者として公職より免除または排除を指定された者で、その決定に誤りがあると考え、かつこれに対する証拠を提出しうる者があつた場合は、本人より一定期間内に総理大臣に対し、再審査および公職資格の回復を申立てる機関として、公職資格審査委員会を設置、その可否を決定せしめることとし、三月一日公職資格審査委員会官制と覺書該当者と指定解除の所願に関する勅令を發表、三日公布即日実施した

### 選挙

#### 四月選挙の概観

新憲法の土台を築いたのが廿二年四月に行われた「七七」の選挙であつた、この選挙の総決算は(一)衆議院議員選挙における社会党の一位獲得(二)得票において自由、民主保守派の勝利(三)中選挙区置配制による旧勢力の地盤復活(四)民主戦線、あるいは労組、農組など組織力を背景にした革新派の相対的な進出(五)前回選挙の連記制による水ぶくれの清算(六)政界選出より人物本位が抜けきれない等の諸点が要約された(衆議院議員、参議院議員、公職知事、全国市長選挙一覽は本項末尾に掲げた)

参議院議員、知事、五大市長立候補者は二月五日から、市区町村長は同十日からそれぞれ資格審査の受付が行われた  
中央公職審査委員会は外務省の松島健夫を委員長に前回選挙の資格審査よりもはるかにきびしく言論、出版活動を特に重視し憲法政治体制協議会構成員を含めることによつて厳格に審査が行われ、絶対事前審査を原則に立候補者をおよびにかけた、たゞし資格審査が当然十万余を感えるので府縣、市町村議は事後審査ということにきまつた

議会は十四日再開されたが、参議院議員選挙法、衆議院議員選挙法の一部改正(中選挙区置配制)および選挙運動に関する文書図画の制限特例地方自治法選挙関係の法律が積みかけてきめられた、参議院議員選挙は事前運動の自由、選挙運動費用の無制限が本来の趣意であるが、本回のようにいくつも選挙が混同して混乱を招き易いおそれがあるため、参議院はあつちん、各種選挙は前回同様、事前運動禁止、買収運動禁止、学童の使用禁止をはじめとして、物資入手難、用紙難から、推測、立候補費の無料ハガキは参議院二万枚、衆議院一万枚、ピラ、ボスターの図案、内容は自由だが、タフロイド版一千枚、地方議会議員選挙は三百枚に限定、貼るところも同様、公共建築物には一切貼れず、その他の貼る場所は一ヶ所一枚に制限、選挙公報も町内、村内の選挙事務所掲示と決定された

法定選挙費用 は物價高から前回より少し引きあげて、最高は参議院全區区七万五千円、同地方区、衆議院五万円、都道府縣一萬二千元、市区千二百円ないし三千円、知事五万円、市町長五千円ないし三万円となり、供託金も引きあげて五千元(前回二千元)となつた

投票所 も出来るだけ近いくつへ集約にいけるように苦心され、前回(二万一千八百八十八)の約二倍の四万二千六百十七



ケ所に増設、投票箱も簡便なものを使用する  
ことになつた

有権者 については前回は名簿脱籍者が  
多かつたので特に慎重に準備、十月十日現在の  
基本名簿に加えて、補充名簿と臨時名簿の  
三本並として最終開票期日を三月廿三日現在  
同開票期日を四月三日にした、有権者脱籍も  
男女廿歳以上は同じだが、さらに拡大して十  
月十日以降の基本名簿脱籍者、引揚者(復員  
軍人を含む)刑罰者、被救護者、住居不定者  
難民の戸主、皇族など、新たな資格条件をも  
つていたつた人々をもちろし、衆議院、参議  
院選挙の場合、引揚者は六ヶ月の居住条件を  
必要としないことになり、これで前回の三千  
六百十五万五千二百八十八(廿一年三月末日  
開票了数)より増えて大体四千万に達した  
これらの準備とともに、今回の選挙運営  
について画期的なものとして選挙運営は選挙  
管理委員会によつて行われた、従来の選挙は  
行政執行官である知事、市町村長が選挙を運  
営するという官治主義をやめて、民主選挙を  
名実ともに民間人の手によつて行われたもの  
で、委員もすべて資格審査の上で就任した

### 総司令部選挙に関心

この四月選挙は実にまた「世界の眼」がそ  
そがれたものであつた、連合軍司令部も  
選挙を重視し、選挙戦の前夜、総司令部聲明

で「公敵追放に国民の協力を」(二月廿八日)  
渉外局発表「正しき選挙権の行使」(三月七  
日)総司令部政治代表「歴史を作る総選  
挙」(三月十九日)同上代表聲明「プロレタ  
リヤ細致を排除して真の國民代表へ」(三月  
廿五日)民政局長発表「まじ不徹底な  
公敵追放」(三月廿六日)総司令部聲明「地  
方分権の意義」(三月廿八日)総司令部聲明  
「候補者の公約を検討せよ」(四月一日)総  
司令部聲明「國民代表の立法院として参議院  
の買収軍大」(四月二日)民政局長聲明「も  
つと投票率を上げよ」(四月十一日)総司令  
部聲明「古い腐組の根を断て、國政の體  
面を一掃」(四月十四日)民政局長聲明「総  
選挙は司法権を確立する、新憲法の監視者選  
ぶ國民生活へ重大な一票」(四月十五日)総  
司令部聲明「投票は誤解なく」民間情報教育局  
婦人部ワイド女史談「必ず生かす婦人の一  
票、候補者に政治批評の資格なし」(四月十  
六日)民政局長聲明「地方選挙は慎重に、若  
き投票者を期待」(四月廿一日)を表明した

占領軍選挙を監視 第八軍軍政部は  
四月三日米英両占領軍が選挙監視隊を組  
織、選挙の施行を監視すると発表、選挙  
と同時に各投票所に向き、選挙干渉、  
買収その他あらゆる不正を監視した

以上いずれも毎日新聞紙上掲載  
このように、その選挙情勢に照して適切な  
指導と援助が與えられ、選挙に世界の眼が集  
中されているのを裏書きしたのである

### 選挙戦を展開

かくて別表の日程で地方首長(知事、市区  
町村長)、参議院議員、衆議院議員、都道府  
県会議員、市区町村会議員の各選挙が順次に  
行われた  
衆議院議員選挙を除いては、すべて全く初  
めての同時選挙である、各地とも大半、投票  
用紙を赤と黒の印刷で区別つけて一人二票の  
投票を行い、これは、ある意味では権威防止  
のためと、四月選挙を速かに行うための同時  
選挙であつた、この選挙投票の仕方だけでも  
画期的であり、日本人の政治的成長を急速  
に引上げたものであつた

### 地方首長選挙

【知事公選】東京都はじめ道府縣の知事、市  
町村長を初めて民選するといつたので四月選挙  
のトップは戸まどいが予想されていたが、五  
日は投票、六日夕刻には大勢が決つた、知事  
選挙の華権は全国平均二七・九割(男子二  
三・三、女子三三・四)で府縣最高華権を示  
したのは京都市の四一・九割、大阪府、千  
葉縣これに次ぎいすれも四〇・一割、最低  
は佐賀縣の一七・〇割いで東京都は三八・四

知事であつた  
知事の資格  
申請四百八十  
五名であつた  
が、立候補は  
ぐつと整理さ  
れて二百七十  
七名となり結果  
は保守陣営の  
強味をみせた  
自、民進党の  
共同推薦を背  
棄した前知  
事等の無所属

### 選挙日程一覽

選挙告示	立候補	補充立候補	選挙期日
参議院議員	三月廿一日	四月十日	四月廿日
衆議院議員	三月廿一日	四月十日	四月廿五日
知事 五大市長	三月廿六日	三月廿九日	四月五日
市 区 長	三月廿六日	三月廿九日	四月五日
町 区 長	三月廿六日	三月廿九日	四月五日
都道府縣會議員	四月十日	四月廿三日	四月廿日
市区會議員	四月十日	四月廿三日	四月廿日
町村會議員	四月廿三日	四月廿八日	四月廿日
知事決選投票	四月八日	四月廿日	四月廿日
市区町村長決選投票	四月十二日	四月十五日	四月十五日

### 市町村長

全国二百九十九市のうち十三都  
府が無競争、五大市のうち  
横浜石河(社)大阪近畿(社)國民と二人の  
社会党市長が競争、都市に強い同党の底力を  
みせ、その他市部の七割は前市長、前助役等  
の旧勢力層層者が当選した  
町村長にあつては長野縣に七つの共産党村  
長が当選したほか、革新陣営の強いところ  
若十の共産党町村長があらわれた

組官僚候補は、東京都安井誠一郎をはじめ、  
その八割は圧倒的優勢で当選、この選挙の官  
僚色をにじませた、政界をはつきりしたもの  
で大阪赤間(自)滋賀坂部(自)栃木小本(民)  
群馬北野(民)青森津島(民)島根原(民)  
藤氏も、それぞれ地盤を代表して当選した、  
一方、民主戦線の強固な長野で林社会党代議  
士をはじめ徳島岡部(社)福岡杉本(社)が  
当選、三人の社会党知事出現という歴史の流  
れを示した

### 〇知事選挙党派別得票数

【社会党】六、〇四七、〇五九【自由党】  
二、一一一、九〇六【民主党】一、六〇五、

【決選投票】当初決選投票が相当予想された  
が意外少かつた、北海道、茨城、千葉、新  
潟、奈良、和歌山、宮崎、高知の八地区が繰  
り上がった、このうち宮崎は二見基雄(自)氏の  
追放で辞退し前知事安中忠雄(無)氏が、奈  
良は小野正一(社)氏の追放で野村万作(無)  
氏が無投票当選となり、その他は十五日決選  
投票が行われた、決選地区は官憲対政、保  
守派対革新派、自由党対民主党的に一騎打勝負  
となり、北海道は青年技術官田中敏文(社)氏  
が当選し社会党知事がこれで四名となりその  
他は保守派の勝となつた  
市長決選は群馬市長が山本久雄(無)氏の  
辞退で浜井信三(無)氏にきまり、結局左の  
十九市で決選投票が行われた

右の中浜松市長の決選で臨時選挙人名簿記載  
の三千四百九十名は選挙管理委員会の手落ち  
から投票の間に合わなかつたので再選挙が行わ  
れた、また宇和島市は当選確定した國松候補  
の得票三〇四票が同一筆蹟であると立会人よ  
り異議が出、選挙人の自筆でない投票と認定  
無効となつたため同候補の得票数が法定数に







和歌山	奈良	兵庫	大阪	京都	滋賀	三重	愛知	静岡	岐阜	長野	山梨	福島	石川	富山	新潟	神奈川	東京	千葉	埼玉	群馬	栃木	茨城	福島	山形	秋田	宮城	岩手
共産	共産	共産	共産	共産	共産	共産	共産	共産	共産	共産	共産	共産	共産	共産	共産	共産	共産	共産	共産	共産	共産	共産	共産	共産	共産	共産	共産
1,000	1,000	1,000	1,000	1,000	1,000	1,000	1,000	1,000	1,000	1,000	1,000	1,000	1,000	1,000	1,000	1,000	1,000	1,000	1,000	1,000	1,000	1,000	1,000	1,000	1,000	1,000	1,000

鳥取	島根	岡山	広島	山口	徳島	香川	愛媛	高知	福岡	佐賀	長門	大分	宮崎	鹿児島	沖縄
共産	共産	共産	共産	共産	共産	共産	共産	共産	共産	共産	共産	共産	共産	共産	共産
1,000	1,000	1,000	1,000	1,000	1,000	1,000	1,000	1,000	1,000	1,000	1,000	1,000	1,000	1,000	1,000

【開票の結果】この日廿一府県は即日開票を行ない、全縣一区の得票は前首相木村小左衛門(民)が圧倒的多数で、早くも当選確定する。翌廿六日午後三時ころには全縣の大勢判明し、夜八時過ぎには北海道、五区を最後として全開票完了した。

【開票と政党領袖】吉田内閣の閣僚は吉田首相以下十一名各員が各地区で高票を得た。各党の領袖では民主主義の芦田氏、社会党

の片山、西尾、鈴木、松岡、森戸五氏、國協三木氏、共産党の野田、野坂、藤田など頭を並べているが特に共産党の志賀龍雄氏(大阪一区)はじめ伊藤健(東京七区)伊井井野四郎(神奈川二区)津々良(北海道四区)高倉(長野二区)四氏が相次いで落選のうき目をみたとはいふべきで、また最初の落選者得票数だった前回の総選挙で廿九名の当選者を出して世界の注目をひいたが、中選挙区制で進出を疑問視された兩人も八十三候補のうち中山マサ、大石ヨシエ、加藤シツエら十五氏が当選した。この辺に連記制の水増しの選挙が出ていたといふべき。

衆議院議員選挙では第一回選挙以来連記制選挙、わが憲政史上の至聖的存在である尾崎行雄翁が八十九歳の最高齢者で、最年少者は廿七歳の香川縣選出藤田正信(國政)であった。島根から立った藤田正信(國政)は全縣最高得点で第二位は都立高知選出の吉田茂首相で、前回選挙で最高得点だった小学校長本川龍(國政)は落選した。

かくて、翌廿七日、海外高票表の形式でマッカーサー元帥は、ステートメントを発表し「極左勢力を排斥、日本中正の道を選んだ」と評されたのである。

○衆議院議員選挙別得票数 (各選挙区別)

自由党 七三三、二二二 二七、七%

民主主義 六八七、四〇〇 二三、一%

社会党	共産党	無所属	計
七、六六六	一、〇〇一、〇〇〇	一、〇〇一、〇〇〇	二、〇〇二、〇〇〇
二、八八八	一、〇〇一、〇〇〇	一、〇〇一、〇〇〇	二、〇〇二、〇〇〇
一、〇〇一、〇〇〇	一、〇〇一、〇〇〇	一、〇〇一、〇〇〇	二、〇〇二、〇〇〇

○当選者職別(但し五月二日現在数)

(官公吏)三八(普通職)一四(弁護士)計理士七(四六)職体技職員六四(教育者)一二(西醫)二〇(工員)五(会社員、重役を含む)一一五(医師)六(新聞記者)一二(宗教家)七(農業者)四八(漁業、水産業)六(土産業)五(無職)三四(その他)一九(計)四六一

衆議院の各党分野は総選挙後秋田民主主義の平沢長吉、根本龍太郎両氏は民主主義に入党

しまた別記の如く追放者が五名を数えたが五月十五日現在追放組の林連(民)今村等(社)原栄作(自)日野幸夫(社)の各氏は正式に辞表を出しておらず、同日現在各党分野は左の通り

社会一四三 自由一三二 民主一二七 國協三一 共産四 無所属三〇 計四六六

【地方議会議員選挙】四月選挙にともなう選挙は廿一日一斉に行われ有終の美をおさめた。棄権は全国平均二割未満となり、地方自治の拡充、地方議会の機能拡充など、地方住民には当然生活に直接ひく身近な選挙として熱があがったのである。しかも競争中を通じて地方議員は任期延長を認げてきたたけにこの選挙はとてつよに八年前よりも、追放組が多いことから新人、若手年の立候補者がひしめきあっている。千葉市議の六倍をはじめ、縣会でも地区によつて四、五倍というところが随所にあつた。しかもこの選挙の特色として

(一)社、自、民の面で大勢が決つた中央政党支部力が、どのように地方政界の勢力分野を描くか(二)知事、市町村長等公選された首長とそれら地方議会の政党勢力との間にどんな関係が生み出されるか

こうした点が注目され、政党政治を反映して従来の地方議会は無所属看板の職いであつたが、今度は縣会から町村議の末端にいたるま

で、政界所屬をばつきりして眺められた傾向が強く出て、日本全体の大きな政治的成長をよりを示すものだった

計	488
無黨	16
議派	19
共産	4
國協	31
民主	123
自由	130
社会	143

計 2495 (未定14)

議員	408
府議員	467
市議員	47
市長	4
市長	19
市長	6
計	696

計 3711 (表中▲印は未決定により3欠)

選挙と公職追放

公職追放中央委員会は四月四日、三月十六日より同月一日までの申請者につき選挙表、うち該当者衆議院七五、参議院一四、知事九、そ



の他六つの中には参議院関係に市川勇枝、衆議院関係では橋本(福岡)をはじめ安藤正純(東京)、牧野良三(岐阜)、川崎克三(重)、高沢鳳勇(長野)、紫野新九郎(大阪)らがあつた。六日発表には四日発表の議案書の決定および非議案書の取消しが発表され結局議案書は知事一、参議院四、衆議院議員廿三、計廿八名でその中には田中伊三(民主党幹事長補佐)、田原壽次(社会党中央執行委員)、櫻積七郎(国民協同党常任委員)が発表された。六日の発表で議案書となつては百八名中七日の中央公職選挙委員会が衆議院関係の非議案者十一名と山本勝市(前自由党代議士)ら六名を決定し八日発表、また参議院立候補者中さきに非議案者となつては竹内隆代、藤原隆平の両氏は非議案と決定し同日発表された。

○大舞、石黒氏ら追放——八日の中央公職選挙委員会決定にもつき九日公職追放議案書のうち民主党最高委員大舞、同党幹事長石黒武重、元農林次官重政、元運輸次官長崎謙之助氏らを追放と決定、民主党は前記の橋本氏を加えて重なる幹部三名を失つた。十一日議案者十一名中七名の議案者を発表、民主党はさらに三名を出した、特に地崎三郎氏は石黒氏に代つて幹事長に就任したほか、保利茂氏も前総務で同党の打撃は大きき、また知事では宮崎の二見真純氏が該当と決定

さらに別箇の如く決選投票となつては奈良縣知事には小野正一氏が追放となり、次点の野村万作氏の無投票となつた。

○河合厚相追放——審査委員会は議案中の厚生大臣河合良成氏の資格審査を行つた結果、G項該当者に決定、四月廿二日非議案者十六名(十二日からの衆議院補充立候補者)とともに初の現職大臣追放となつた。

○十六日衆議院立候補中議案者五氏のうち北海道平塚常次郎(前運輸相自由党)、大阪寺田榮吉(前民主党代議士)を正式に該当と発表【選挙後の追放者】中央公職選挙委員会では四月廿七日の追放議案者を決定した、この中には衆議院議員立候補者四名(左記)と参議院議員立候補の橋本之助氏が含まれた。

今村等(長崎一、社会党)、日野吉夫(宮城二、社会党)、林連(東京八、民主党)、原栄作(福岡一、自由党)。

さうして五月二日現在細田忠治郎(兵庫三、民主党)が追放議案者となつた。

○石橋、石井、木村三相ら追放——その後五月十七日審査委員会では閣僚のうちG項該当として石橋福山(大蔵)、石井光次郎(通工)、D項該当として木村福太郎(司法)の三大臣および自由党代議士補佐佐木(富田二)の追放を発表した。

衆議院議員(定員四百)

- (府縣選挙区)の下の洋数字は定員(姓名の下)の内は所属、年齢
- 【東京一】浅沼稻次郎(社50) 櫻内義雄(民39) 原彪(社54) 野坂参三(共56) 【同二】松岡鶴吉(社60) 加藤シツエ(社51) 菊池源三(自58) 【同三】鈴木茂三郎(社58) 廣川弘毅(自48) 藤田球一(共54) 【同四】花村四郎(自57) 荒畑勝三(社61) 菊川忠雄(社47) 【同五】田川大吉郎(社79) 鈴木仙八(自49) 石田一松(協46) 加藤隆太郎(自61) 【同六】島村一(自54) 林連(民67) 島上善五郎(社45) 山口シツエ(社3) 中島守利(自7) 【同七】松谷天光光(社20) 栗山長次郎(自52) 並木芳雄(民40) 山花秀雄(社44) 八並蓮理(民47)
  - 【北海道一】青木地次郎(無4) 榎三郎(民58) 正木清(社48) 堀一雄(社48) 小川原政信(自58) 【同二】河口陽一(協42) 和田敏明(社48) 佐々木秀世(民39) 坂東幸太郎(自57) 【同三】富永格五郎(自54) 飯塚三(社52) 川村善八郎(自56) 【同四】岡田春夫(社34) 北二郎(協30) 三好竹真(民46) 山中日雄史(社42) 松浦栄(自48) 【同五】森三郎(社45) 高倉定助(協55) 伊藤郷一(自48) 永井勝次郎(社47) 飯田義隆(協88) 【同六】水谷長三郎(社51) 竹内克巳(民51)

- 【社58】小川半次(民39) 江井民之助(社58) 川橋豊治郎(自65) 【同二】菅田均(民61) 本田典胤(社48) 中野武雄(自47) 大石ヨシエ(社51) 廣村竹三(自52)
- 【大阪一】一松定吉(民78) 大矢省三(社55) 河井榮藏(社58) 有田三郎(自44) 【同二】西岸末廣(社57) 前田種男(社46) 細川八十八(民46) 中山マサ(自57) 【同三】警原重郎(民76) 井上良三(社50) 松原重次(社58) 原田廣(自59) 【同四】田中芳雄(民66) 叶西(社40) 久保田福松(社48) 喜多輪治郎(民49) 【同五】小西富松(無46) 西村栄一(社44) 平島良一(自57)
- 【神奈川一】松尾トシ(社41) 門司豊(社51) 高橋長治(民52) 三浦實之助(自49) 【同二】土井直作(社48) 笹口豊(社44) 白井祐吉(自51) 小野藤三郎(自58) 【同三】片山哲(社61) 鈴木雄二(社38) 萩原壽雄(協52) 若本信行(自56) 磯崎圓平(自58)
- 【兵庫一】松沢兼人(社50) 佃良一(民54) 永江二夫(社46) 【同二】原健三郎(民41) 米澤満亮(社60) 中村俊夫(民50) 山下栄一(社47) 後藤悦治(民44) 【同三】河合義一(社66) 細田忠治郎(民67) 田中勲三郎(民58) 【同四】木下栄(協68) 山名義芳(自53) 堀川恭平(民54) 大上司(民34) 【同五】斎藤隆夫(民78) 小島敏三(民49) 佐々木盛雄(自40)
- 【長崎一】本田市郎(自53) 今村敏(社56)

- 本田英作(自58) 若松虎雄(自58) 久保桂美(民48) 【同二】北村徳太郎(民62) 橋本正真(無58) 藤原繁太郎(社51) 西村久之(自55)
- 【新潟一】北詰文自(53) 笠原貞造(社47) 石山賢吉(自56) 【同二】高岡忠弘(民49) 井伊誠一(社56) 渡辺良夫(自43) 玉井祐吉(社33) 【同三】直野自(49) 神山栄一(民56) 田中角栄(民30) 清沢俊英(社58) 稻村順三(社48) 【同四】猪俣浩三(社54) 塚田十一郎(自44) 荆木一久(民45)
- 【埼玉一】川島金次(社45) 松永義雄(社57) 田島勇邦(民66) 田口助太郎(自41) 【同二】平岡良蔵(自51) 前岡栄一(社42) 山口大郎次(自51) 【同三】青柳高一(民35) 関根久蔵(民54) 松崎朝治(自45) 【同四】古藤義美(自53) 佐藤昌三(自46) 馬場秀夫(社47)
- 【群馬一】石井繁丸(社44) 生方大吉(民66) 鈴木彌平(民50) 【同二】松井豊吉(民53) 大島義晴(社54) 野本昌吉(協55) 【同三】中曾根康弘(民36) 小峰柳多(自40) 武藤運十郎(社46) 最上孝子(民46)
- 【千葉一】成島慶子(民50) 吉川健光(社46) 多田勇(自57) 藤谷雄太郎(自61) 【同二】山村新治郎(自5) 寺島隆太郎(民36) 仲内廉治(自46) 竹屋大(自52) 【同三】水田三喜夫(自43) 富田順(自56) 田中豊(民54) 野老誠(無44) 岡伊三郎(自54)
- 【茨城一】葉梨新五郎(自47) 小野瀬忠兵

- 【山梨一】山口武秀(無34) 飯村泉(民40) 【同二】山崎猛(自62) 万田五郎(社43) 石野入男(社37) 【同三】鈴木明良(民39) 谷口武雄(協41) 菊池豊(民51) 原彪(民44) 菊池重作(社50) 戸井里子(社40) 船田亨三(協50) 高橋博(社50) 【同二】山口好一(自45) 金子益太郎(社51) 小本久雄(民38) 大沢嘉平治(民43) 栗田英男(民38)
- 【奈良一】北浦圭太郎(自61) 伊藤幸太郎(社54) 中村元信(協57) 東井三代次(無48) 前田正男(無35)
- 【三重一】川崎秀二(民37) 水谷昇(自52) 田中久雄(協43) 松田正一(民64) 松本一郎(民48) 【同二】尾崎行雄(無88) 足立権市(社47) 石原田道(自7) 生悦貞貞太郎(民50)
- 【愛知一】服部崎市(民49) 赤松勇(社88) 加藤勘十(社56) 江崎一(自45) 橋本金二(民58) 【同二】早稻田柳右衛門(民48) 深津玉一郎(自46) 田中吉(社51) 水野美郎(社50) 【同三】江崎寛治(自58) 河野金昇(協38) 佐藤龍次郎(社47) 【同四】中垣國男(民37) 中野四郎(協41) 千賀康治(民56) 酒井俊雄(協50) 【同五】青木孝義(自51) 八木一郎(民47) 林大佐(社43)
- 【静岡一】原栄作(自60) 神田博(自45) 加藤雄(社37) 池谷信一(社49) 岡野隆藏(民54) 【同二】石橋福山(自64) 宮崎謙(自48) 小



松原次(民55)山崎道夫(社48)勝田田清一(社41)【同三区4】竹山祐太郎(協47)鈴木里一(自58)坪井義雄(協48)川合彰武(社42)【山梨縣5】本野力三(社50)天野久(自56)松次(計52)鈴木正文(自49)樋口三(自58)【滋賀縣5】森澤太郎(自50)今井耕(協52)天尾三郎(社47)長野重右衛門(民40)花月誠誠(自52)【岐阜二区5】平工喜一(社56)大野伴眼(自56)武藤隆(民51)木村公平(自43)山本幸一(社38)【同二区4】長谷川俊一(民44)安東義(自51)伊藤泰一(民60)岡村利右衛門(自48)【長野二区3】倉本忠雄(自48)小坂善太郎(民36)本藤信松(社58)【同二区3】井出一太郎(協58)唐木田藤五郎(協51)小林運美(無43)【同三区4】野瀬勝(社50)吉川久備(協43)今村忠助(協49)林百郎(共36)【同四区3】置原俊二(自57)増田甲十七(自50)藤旗徳徳(民50)【同二区5】吉司一郎(自53)本間俊一(民38)谷本大郎(社47)佐々木更三(社47)大石倫治(自57)角田幸吉(自52)内海安次(自57)【同二区4】八百板正(社43)大内一郎(自57)原孝正(民54)榊原千代(社50)【同二区5】中野直吉(自58)鈴木義男(社54)林平福(民55)山下春江(民47)田谷光備(自50)【同三区3】関内正一(自51)斎藤吳(協46)小沢幸七郎(民43)

【岩手二区4】野原正勝(自42)石川金次郎(社51)山本猛(民45)鈴木善英(社37)【同二区4】小沢佐直(自50)志賀勲次郎(民45)高田彌市(自43)滝利三郎(自56)【青森二区4】山崎岩男(民47)小笠原八十美(自60)西米地三(民58)夏堀三郎(自61)【同二区3】榊原重(協52)工藤鉄男(民73)外崎千代吉(協51)【山形二区4】小野孝(民45)大滝龍代司(自50)松浦東介(自41)海野三朗(社50)【同二区4】岡司安正(民43)泉山三六(自52)金野定吉(社38)上林興市郎(社36)【秋田二区4】平沢長吉(協55)石田博英(自35)島田清作(社47)相野三千雄(社51)【同二区4】田中健吉(社38)鈴木彌五郎(民46)根本太郎(協41)村上清治(自53)【福井縣4】長谷川政友(民38)坪川信三(民39)加藤吉太夫(協53)青木清左衛門(民40)【石川二区3】井村徳二(民40)竹田健二(無54)東條英(民52)【同二区3】大森玉木(民52)益谷秀次(自60)五坪茂雄(民59)【富山二区3】佐伯宗義(民54)鶴谷良作(自53)矢野義雄(社48)【同二区3】内藤友朗(協54)橋本治(民40)福原佐(民52)【鳥取縣4】相田國道(自50)任可彦男(社52)堀江東(協45)福川輝(社51)【島根縣5】木村小左衛門(民60)中崎敏(社48)【福祿縣3】生感三郎(民51)木村榮共(社38)松本隆三(社54)

【岡山二区5】黒田壽男(社49)大村清一(自59)小枝一輝(協47)西山喜佐太(民59)橋原亨(自49)【同二区5】星島三郎(自61)中原龍次(社52)近藤徳代(自47)原井廣治(社48)多賀安郎(協48)【鹿島二区3】根本清敏(協47)藤田栄(社54)佐竹新市(社48)【同二区4】谷川昇(自52)前田栄之助(社57)武田キヨ(自52)大原博夫(協54)【同三区5】森戸辰男(社58)原信(自51)大宮三郎(民51)高津正道(社55)田淵英夫(社39)【山口二区4】今村勇(社35)坂本英(自44)周東英雄(自50)庄田人民(民49)【同二区5】黒宮自(協48)受田新吉(無38)田村昭一(自54)守田運輔(社54)中島勝一(民58)【和歌山二区3】田中健之進(社47)山口善久(自51)今村長太郎(自48)【同二区3】松本真一(社58)世耕弘一(自55)早川崇(協53)【徳島縣5】三木武夫(協41)成瀬善五郎(社47)相原義郎(自47)岡田勇一(協56)秋田大助(協42)【香川二区3】織田正信(協27)成田知巳(社36)瀧川松太郎(社52)【同二区3】豊次義雄(協41)藤田義秀(民43)矢野庄太郎(民42)【同二区3】岡井謙志郎(自58)米田吉蔵(民50)安本虎一(社46)【同二区3】赤松明助(社38)杉實賢(民46)島尾晃(民46)【同三区3】井谷正吉(社52)高橋英吉(自50)明尾隆

【山梨縣5】吉田茂(自70)林健治(自59)黒岩善治(無52)佐野清昭(社52)長野長國(民58)【同二区5】田中松月(社48)中村實太郎(民46)中島茂(民39)大野善吉(無52)藤田昌三(社38)【同二区5】西田隆男(民40)岡部三三(民39)伊藤加四郎(社54)松本七郎(社52)村上勇太郎(自58)【同三区5】荒木嘉壽夫(民47)石井光次郎(自59)寺崎寛(協54)古賀善太郎(民58)田中修男(社49)【同四区4】備前理(社53)長尾雅生(民56)成重光實(社50)本井謙一(自52)【大分二区4】梅林時雄(民42)村上勇(自46)金光義邦(民39)野上鍾文(社40)【同二区3】安田幹大(社48)松原一英(協47)宇都宮剛輔(民59)【佐賀縣5】中村文二(民58)森直次(自49)大野多美(協45)角田藤三郎(社51)柴井淳二(自51)【熊本二区5】松野三三(自51)打出信行(民53)坂口圭徳(自40)宮村文八(社60)寺本資(民47)【同二区5】吉田安(民58)細川隆元(社48)藤田直(民55)坂田道大(自52)福永一臣(自41)【同三区3】片岡清(社38)神川定秋(無58)川野芳高(協50)【同二区3】川越博(協47)石浦謙吾(社41)森山武蔵(社50)【鹿兒島二区4】井上知治(民52)上林山栄吉(自45)平井武雄(民58)松尾隆男(社46)【同二

【高知二区3】石原慶(協55)尾崎末吉(民52)【同三区3】前田郁(無59)的場金右衛門(協58)佐藤通吉(民45)【参議院議員】  
一 地方区一定員百五十名  
前年六年議員、後年三年議員  
○府縣名の下に漢数字は定員、  
◇姓名の下に、内は坊、年輪

【東京八】櫻内辰郎(民52)吉川末次郎(社58)高橋(社40)藤川武雄(自53)帆足野(無43)藤川女々エ(民39)西川昌夫(自52)遠山内市(自52)【北海道八】板谷順助(自57)堀末治(自52)平塚信(社44)加賀操(無49)若木勝慶(無51)木下親吉(社57)河村敬實(無58)小林米三郎(無52)【京都四】波多野林(無52)蟹江邦彦(社42)大野木秀次郎(自58)栗主一郎(自54)【大阪六】岩本哲夫(民49)藤下政一(社58)中井光次郎(民56)佐藤義隆(自40)大屋清三(自54)村尾重雄(社47)【神奈川四】三木治朗(社56)小串清一(自57)鈴木憲一(協50)大隅憲二(自56)【兵庫六】原口忠次郎(社59)八木幸吉(無53)藤原清治(協57)赤木正雄(協61)田口政五郎(民54)小畑哲夫(民52)【新潟四】田村文吉(無52)下條義兵(社48)北

村一男(自61)藤田芳雄(無53)【埼玉四】小林英三(自56)平沼彌太郎(自58)天田勝正(社42)石川一備(民52)【群馬四】竹腰徳藏(民57)梅津錦一(社50)木樽三四郎(民58)鈴木順一(民58)【千葉四】小野敦(無48)山崎信(無47)米澤喜實(自59)浅井一郎(民55)【茨城四】結城安次(無54)栗田政次(自68)大畠慶夫(社49)池田恒雄(無59)【栃木四】大島定吉(民61)岩崎正三郎(社47)殿岡利助(民58)藤竹壽藏(民58)【奈良二】駒井謙平(協58)阪部敏一(無52)【三重二】九鬼敏十郎(無48)阿竹義次郎(協56)【愛知六】竹中七郎(無53)山田佐二(自52)上内卓郎(無50)佐伯加四郎(無57)草野隆巳(自58)栗山良夫(無52)【静岡四】森田豊壽(自53)川上嘉市(自53)河井肇八(無51)平岡市三(自58)【山梨二】小宮山常吉(無58)平野啓大(社48)【滋賀二】村上謙一(無58)藤岡清六(無57)【岐阜二】伊藤修(社52)渡辺嘉吉(無42)【長野四】羽生三七(社44)木内四郎(民52)米倉龍也(協53)木下廣雄(自44)【富山二】斎武雄(社52)高橋賢(民53)【福島四】松本恒雄(無51)油井義太郎(無42)【熊本方右衛門(民56)田中利勝(社51)【岩手二】出淵勝次(無57)千田正(無49)



【青森二】佐藤尚武(無88)本野勲次郎(民46)  
 【山形二】小杉繁安(無84)尾形六郎兵衛(無84)  
 【秋田二】鈴木安泰(自71)石川雅吉(無50)  
 【福井二】池田七郎兵衛(無88)松下松治郎(計52)  
 【石川二】林隆雄次郎(民62)中山翠平(自58)  
 【富山二】石坂豐一(自74)小川久義(無48)  
 【鳥取二】門田定藏(社62)田中信徳(無59)  
 【島根二】伊藤謙一郎(無87)宇都宮登(無50)  
 【岡山四】高村軍次(無52)黒田英雄(自69)太田敏久(社59)坂野勝次(共45)  
 【廣島四】佐々木忠藏(無59)山下謙信(無54)山田節男(社50)若本月洲(社47)  
 【山口二】栗橋起夫(無58)堀井伊介(無57)  
 【和歌山二】徳川彌貞(無55)手塚吉之丞(無62)  
 【徳島二】赤沢貞一(無43)尾野政夫(無68)  
 【香川二】三好始(無52)加藤常太郎(自43)  
 【愛媛二】久松定成(無49)中本常太郎(社69)  
 【高知二】西山龍七(自68)入交多蔵(民52)  
 【福岡六】野田俊作(無60)渡多野勲(社52)藤上英(民59)浜田貞蔵(社42)島田千壽(社50)國伊形(自56)  
 【大分二】岩野仁蔵(無60)一松政二(自55)  
 【佐賀二】深川栄左衛門(民52)今泉政盛(自61)  
 【熊本四】田万進(民46)堀内到(社62)谷口彌三郎(民65)深水六郎(自47)

全國区一定員百名

【宮崎二】竹下豊次(無61)椎井廣雄(社42)  
 【鹿児島四】中馬篤吉(無68)西郷吉之助(無87)上野隆左衛門(無47)島津忠彦(無49)  
 (印は六年議員、他は三年所屬、年齢は五十以上)  
 安部定無40 安藤長助(民40) ▲青山正一(無48) ▲赤松孝次(社51) ▲淺岡信夫(自49) ▲荒井八郎(自60) ▲井上友一(無50) ▲伊東勝治(無50) ▲伊藤保平(無68) ▲飯田精太郎(無64) ▲市來之吉(無76) ▲相垣平太郎(民60) ▲若間正男(無48) ▲内村清次(社46) ▲梅原眞隆(無63) ▲江藤哲彦(無55) ▲小川友三(路44) ▲小野光洋(自50) ▲尾崎行雄(無60) ▲大隈信幸(民38) ▲大西十才男(無52) ▲大野幸一(社43) ▲大山安無57) ▲岡田富司(社46) ▲岡部常(無60) ▲岡村文四郎(路58) ▲岡本健祐(無54) ▲櫻井忠(無53) ▲鬼丸義賢(無62) ▲柏木康治(無60) ▲金子洋文(社54) ▲藤岩壽一(無49) ▲藤田遠郎(無51) ▲川上英(無38) ▲河崎ナツ(社68) ▲木内キヤウ(民64) ▲木下辰雄(無60) ▲木村龍八郎(47) ▲楠見善實(無48) ▲國井淳一(無46) ▲來馬政道(無71) ▲櫻松勝左衛門(自72) ▲小泉秀吉(社69) ▲小杉イ子(無64) ▲小林勝馬(民42) ▲河野正夫(無48) ▲高良ナヲ(民52) ▲佐々弘英(無51) ▲佐々木良作(無58) ▲西園寺公一(無42) ▲重原雄三(無54) ▲下野廣康(無68) ▲濱谷榮一(無63) ▲新谷昌三郎(無40)

公選知事

40 ▲鈴木清一(社44) ▲鈴木直人(無48) ▲田中耕太郎(無68) ▲高橋莊太郎(無56) ▲高田寛(無49) ▲高橋堪太郎(無73) ▲坂本重蔵(社59) ▲中尾慶(無65) ▲寺尾豊(自50) ▲徳川宗敬(無51) ▲川以良(無48) ▲中西功(共88) ▲中野重治(共46) ▲中村正雄(社39) ▲中山壽彦(無68) ▲伊子隆(民58) ▲丹羽五郎(社58) ▲西田天香(無76) ▲羽仁五郎(無47) ▲早川實一(無52) ▲原昭一(社51) ▲東浦庄治(無50) ▲藤野興兵衛(無67) ▲藤井新一(社56) ▲藤井内午(無42) ▲櫻橋眞六郎(無59) ▲北條秀一(無44) ▲星一(民75) ▲星野秀樹(無39) ▲細川嘉六(共60) ▲堀尾慶(社50) ▲堀越嘉郎(無67) ▲松井道夫(無42) ▲松島善作(自56) ▲松野善内(自69) ▲松村眞一(無68) ▲松本治一(社81) ▲三島通陽(路51) ▲水久保善作(自64) ▲水嶋善作(社58) ▲宮城タマヨ(無56) ▲矢野廣雄(無51) ▲柳川宗左衛門(無53) ▲山本有三(無61) ▲吉松松(無51) ▲和田博雄(無45)

公選知事

姓名の下、内は所属、年齢  
 【東京】安井誠一郎(無57) 【北海道】田中敏文(社37) 【京都】木村厚(無67) 【大阪】赤間文三(自49) 【神奈川】内山岩太郎(無57) 【兵庫】岸田幸雄(無55) 【真珠】杉山宗次郎(無57) 【新潟】西田正平(無70) 【埼玉】西村実博(無64) 【群馬】北野重雄(民45) 【千葉】川

口島之助(自67) ▲茨城】友未洋治(無48) ▲栃木】小本聖吉(民62) ▲奈良】野村万作(無49) ▲三重】青木理(無46) ▲愛知】青柳秀夫(無51) ▲静岡】小林武治(無49) ▲山梨】吉江勝保(無48) ▲滋賀】服部若吉(自68) ▲岐阜】武藤龍門(無78) ▲長野】林昭雄(社46) ▲富山】千壽三郎(無54) ▲福井】石原幹時(無45) ▲岩手】國分謙吉(無70) ▲青森】津島文治(民50) ▲山形】村山道雄(無46) ▲秋田】藤田公侯(無46) ▲福井】小幡治和(無43) ▲石川】柴野和盛夫(無46) ▲富山】藤西三(無59) ▲鳥取】西尾愛治(無46) ▲島根】原夫次郎(自73) ▲岡山】西岡國吉(無55) ▲廣島】瀧淵龍雄(無49) ▲山口】田中龍夫(無58) ▲和歌山】小野寛文(自55) ▲徳島】阿部五郎(社44) ▲香川】増原善吉(無55) ▲愛媛】青木直定(無48) ▲高知】川村和善治(無47) ▲福岡】杉本勝次(社53) ▲大分】細田博書(無44) ▲佐賀】沖森綱一(無49) ▲熊本】櫻井三郎(無49) ▲宮崎】安中忠雄(無48) ▲鹿児島】重成格(無47)

公選市長

姓名の下、内は所属、年齢  
 ◇東京都】立川】中島壽司(自53) 【八王子】小林吉之助(無67)  
 ◇北海道】札幌】高田眞興(無68) 【函館】坂本繁一(無66) 【小樽】藤原英太郎(自

66) 【旭川】(未決定) ▲室蘭】原谷義雄(無68) ▲釧路】佐藤宏本(無57) ▲帯広】佐藤軍太郎(民70) ▲青森】山本市美(自57) ▲夕張】北島光隆(無50) ▲北見】伊谷牛次郎(無59) ▲釧路】吉田榮吉(無50)  
 ◇京都府】京都】神戸正雄(無71) ▲福知山】竹内正夫(無57) ▲舞鶴】柳田秀一(社48) ▲大阪府】大阪】近藤博夫(社60) ▲堺】山口勝(無51) ▲岸和田】毛利一郎(社49) ▲布施】嵐川正三(自55) ▲豊中】藤井廣太郎(自51) ▲池田】武田義三(自52) ▲吹田】岡本太郎(無66) ▲泉大津】納谷長三郎(自48) ▲高槻】古田誠六郎(無51) ▲貝塚】北野彌一郎(無49) ▲守口】八代尊義(社59)  
 ◇神奈川縣】横浜】石河基市(社50) ▲横須賀】大田三郎(無42) ▲川崎】金剛三太郎(自53) ▲本郷】柿沢剛太郎(無45) ▲鎌倉】磯部利右衛門(自40) ▲鶴沢】飛騨義(自41) ▲小田原】佐藤謙吉(自51)  
 ◇兵庫縣】神戸】小寺謙吉(自71) ▲姫路】石見元秀(無48) ▲尼崎】大島誠之助(無54) ▲明石】辻猛(無53) ▲西宮】辰野卯一郎(無59) ▲洲本】白川修(無52) ▲芦屋】杉岡重石(無64) ▲伊丹】酒尾貞實(自51) ▲相生】岡田源吉(無42)  
 ◇長崎縣】長崎】大橋博(無51) ▲佐世保】中田正輔(無64) ▲島原】中岡秀藏(無49) ▲諫早】中島太郎(無60) ▲大村】松本寅一(無46)

◇新潟縣】新潟】村田三郎(無58) ▲長岡】松田弘俊(自52) ▲富田】関威雄(無62) ▲柏崎】三井田虎一郎(民58) ▲三條】土田治五郎(自54) ▲新発田】高橋次郎(無58)  
 ◇埼玉縣】川越】伊藤繁吉(無51) ▲川口】大泉寛三(無54) ▲浦和】松井計昭(無51) ▲蕨】野田宗一(無48) ▲大宮】津川辰政(社58) ▲群馬縣】前橋】関口忠行(民68) ▲高崎】小島弘一(無56) ▲桐生】前原一治(民48) ▲伊勢崎】斎藤彌三郎(無53)  
 ◇千葉縣】千葉】加納金助(自65) ▲鎌子】加瀬道之助(無57) ▲市川】存谷竹次郎(無61) ▲船橋】松本栄一(自53) ▲館山】鈴木泰蔵(自71) ▲本庄】山崎隆(無63) ▲松戸】藤田明(無66)  
 ◇茨城縣】水戸】風戸元英(無60) ▲日立】高橋秀吉(無62) ▲土浦】天谷其之助(無61) ▲栃木縣】宇都宮】橋本正吉(民66) ▲足利】木村淺七(自57) ▲栃木】小根沢登馬雄(無68) ▲佐野】伊藤敬賢(無58)  
 ◇奈良縣】奈良】片岡安太郎(無47)  
 ◇三重縣】桑名】川島見一(無55) ▲四日市】吉田千九郎(無45) ▲鈴鹿】杉本龍雄(無35) ▲津】酒井万馬(無67) ▲松阪】庄司桂一(無46) ▲宇治山田】北岡善之助(無62) ▲上野】中井勝次郎(社41)  
 ◇愛知縣】名古屋】塚本三(無59) ▲豊橋】大竹博知(民68) ▲岡崎】竹内京治(無61) ▲



宮伊藤一(無88)【藤田】加藤實(無84)【半田】  
 森信俊(無84)【藤田】足立勲(民51)【豐川】  
 福山政一(無51)【津島】平野幸右衛門(無87)  
 ◇藤岡縣一【藤岡】増田茂(無87)【浜松】坂  
 田啓酒(無88)【沼津】山本立太郎(無51)【濱  
 水】山本正治(自55)【霧海】岸廣(無88)【三  
 島】原國太郎(無80)【富士宮】小室鶴松(自54)  
 ◇山梨縣一【甲府】今井茂右衛門(無84)  
 ◇滋賀縣一【大津】森田繁一(無88)【彦根】  
 安居彌八(自65)【長濱】加田桂三(無88)  
 ◇岐阜縣一【岐阜】東前野(無55)【大垣】川  
 井一(無88)【高山】目下郎(無42)【多治  
 見】金子義一(無87)  
 ◇長野縣一【長野】松尾久左衛門(民48)【松  
 本】南井國久(無45)【上田】井上柳橋(無88)  
 ◇岡谷】林格英(無80)【諏訪】塚原憲雄(無  
 88)【豊田】高田茂(無80)  
 ◇富山縣一【富山】岡崎榮松(無88)【石巻】  
 綱武志(無80)【真珠】櫻井辰治(無88)  
 ◇福井縣一【福井】佐藤元治(民57)【郡山】  
 (未決定)【若狹】小白山武夫(無80)【平】鈴  
 木辰三郎(民57)  
 ◇岩手縣一【盛岡】小泉多三郎(無85)【宮古】  
 菊池信一(無44)【釜石】沢田權左衛門(無84)  
 ◇青森縣一【青森】藤山英(民45)【弘前】岩  
 淵敏(無80)【八戸】夏原健二(自55)  
 ◇山形縣一【山形】鈴木重乾(無87)【米沢】  
 岡村武雄(無84)【鶴岡】加藤博三(無88)【酒

田】本間重三(無80)  
 ◇秋田縣一【秋田】兒玉政介(無87)【康平】  
 榎谷清三郎(無88)  
 ◇福井縣一【福井】熊谷大三郎(無48)【敦  
 賀】川原眞作(無80)  
 ◇石川縣一【金沢】井村重雄(民46)【七尾】  
 神野亮三(無81)【小松】和田傳四郎(民71)  
 ◇富山縣一【富山】尾山三郎(自60)【高岡】  
 武田彌八郎(無82)  
 ◇鳥取縣一【鳥取】竹田平一(無88)【米子】  
 野坂實治(無89)  
 ◇島根縣一【松江】小林誠一(無47)【浜田】  
 岡本俊人(無78)【出雲】森山隆徳(無40)  
 ◇岡山縣一【岡山】田中弘道(無51)【倉敷】  
 金子肇一(無85)【玉野】大田尚備(無44)  
 【津山】和田義一(無81)  
 ◇廣島縣一【廣島】浜井信三(無48)【吳】末  
 水術(無88)【三原】戸田勝久(無41)【尾道】  
 石原善三郎(自60)【福山】櫻井正男(無48)  
 ◇山口縣一【下関】松尾守治(無56)【宇部】  
 西田文次(無82)【小野田】久野東一(無82)  
 【萩】安村正人(無88)【山口】山下太郎(無  
 88)【防府】高畑良三(無88)【徳山】長谷川  
 肇七(無82)【下松】石井成敏(無84)【光】山  
 本龍彌(無88)【岩國】津田壽吉(無87)  
 ◇和歌山縣一【和歌山】高垣善一(無80)【新  
 宮】杉本實代松(無80)【海南】森本伊助(無  
 89)【田辺】小森嘉一(無87)

◇徳島縣一【徳島】伏見芳太郎(無81)【鳴門】  
 近藤尚之(無48)  
 ◇香川縣一【高松】國東爾太(無81)【丸亀】  
 三原勝英(無85)【坂出】藤田正光(無84)  
 ◇愛媛縣一【松山】安井雅一(無74)【今治】  
 森秀雄(無85)【宇和島】國松龍雄(無88)【八  
 幡浜】菊池清治(無82)【新居浜】荒井親太郎  
 (無88)【西條】高橋初次郎(無71)  
 ◇高知縣一【高知】山本實(民82)  
 ◇福岡縣一【福岡】三好彌六(無88)【久留米】  
 岡幸三郎(無87)【門司】中野喜吉(民88)【小  
 倉】浜田良治(無84)【若松】井上安五郎(民  
 81)【大牟田】(未決定)【八幡】守田道隆(無  
 80)【戸畑】竹内清之助(民88)【蘆屋】行美  
 軍十郎(無82)【酸ヶ浦】石坂久吉(無88)【田  
 川】久野保(無48)  
 ◇大分縣一【大分】上田保(自54)【中津】大  
 江喜太郎(無86)【別府】藤鉄一(無82)【佐伯】  
 矢野龍男(無48)【日田】西園正雄(無84)  
 ◇佐賀縣一【佐賀】野口龍敏(無87)【唐津】  
 清水旺次郎(無81)  
 ◇熊本縣一【熊本】龜田肥雄(民84)【八代】  
 坂田昌英(無88)【人吉】小出政實(民88)【荒  
 屋】中嶋龍實(無87)  
 ◇宮崎縣一【宮崎】荒川若吉(無74)【都城】  
 瀬戸山三男(無44)【延岡】佐藤千吉郎(無88)  
 ◇鹿児島縣一【鹿児島】野口清(無84)【鹿屋】  
 田平健一(無87)【川内】日暮又成(無88)

# 欠



# 欠

## 経 済

### 封建制を打破し 民主化への道を進む

観 総

日本経済の民主化は、日本が自発的に始めたことではない、ボツダム宣言を受諾して降伏した日本に課せられた義務である。終戦以來、日本経済の民主化として、最も主要なもの労働組合法の制定、財閥解体、農地解放の三つであるが、このうち財閥解体と農地解放は、連合國の公式な指令を受けている。労働組合法の制定だけは、公式な指令を受けて立案に着手したのではない、しかし内閣指導を受けていることはいくらでもなる。

この三つは、終戦の年の昭和二十一年中に制度の改正が発令されている。労働組合法は最も早く、十月には法案が決定し、同年十二月に第八十九議會で成立した。財閥解体の公式指令は十一月六日、農地解放の指令は十二月十日に発表されている。

**財閥制** 日本経済の民主化の主たる目標の打破 として選ばれたものが財閥制度の打破であった。終戦前、連合國側の日本の

階級制に対する批評に「中世的」の言葉があったが、日本の経済には確かに、中世的な封建制度が根深く植つていられた。財閥組織と農地制度には特にそれが甚しかった。最初の財閥解体指令で指名された財閥は三井、三菱、住友、安田の四つであったが、その組織は何れも主家を中心とした封建組織であった。三井、住友のような古い財閥には家紋がある。最も中世的な古い財閥は家紋であった。三井、安田は明治以後の財閥だが、封建性は三井、住友と同一であった。ここで封建性というのとは別に主従関係と呼んでおきたいである。各財閥下の企業には腹心の家臣が重役となつてゐるが、これ等は何れも近代的企業の独立経営者または株主の利益をなもる者でなく、主家に対して主従の関係にあり、各企業の職員としてたゞは手配力量があつても、職權がら重役を被つておこなふことを、主家のお目なかりがなくては成らぬといふは

出来ないといわれた

**財閥解体** 財閥解体指令の適用を受けるの意味 財閥はその後、右の四財閥のほかに拡大され、そのうちには近代的コンツェルンの形をなし、必ずしも主従関係の構成が出来ていないものもあつたが、それはまたこれ等の財閥が若いからであつて、年月を経るに従つて四財閥のような中世的封建制を立てる傾向が強かつたと見ていい。この財閥が解体されるというところが、すでに封建制の打破であるが、それ以外に、財閥解体は日本経済の民主化に役立つところが大きかつたのである。なぜかという点、元來、市場の小さい日本経済は、少しく大きい財閥に手を出されるところを、それを独占されてしまふ、殊に日本の財閥は一種主権でなく、あらゆる階級の事業を支配しているから、野成財閥が現存する以上、新たな企業に許される活動余地は甚だ少い。三井初頭が國內の職階を取扱つて、中小商人の問題となつたこともあるほどである。この財閥がまず解体せしめられるのである。すでに財閥整理委員会は活動を開始し、財閥所有の特長は、この整理委員会に引渡された。終戦後の一つの特長は、新興階級の躍進であり、この種のものの出現は、そのこと自体が、日本経済の民主化が進行しつつあることの証である。



**農地解放** 農地解放もわが農産の封建性  
 諸につく 在打破するものである。わが  
 國の農業は極細な小作農を主体としていた  
 が、その小作農は地主に対して主従關係にあ  
 るものが多かった。最近文字通りの主従關  
 係からは、やや進歩したが、地代が收穫高の  
 約半額を占める高率なものであること、小作  
 人は地主に対して封建的に屈従していた、連  
 合軍指令を受けた農地調整法は、大部分の小  
 作農を小作者の所有に移すことを規定し、ま  
 た不在地主の存在を全く許さないとした。  
 農地の大部分は解放されるのである。昭和二  
 十一年末に市町村に農地委員会が設置され、  
 この農地解放の事業をその後二年間に完成  
 するものとなっている。最も中世的封建色の  
 強かった日本農業はその封建制を打破される  
 のである。

**労働組合** わが國には今度の敗戦に至る  
 法の制定 まで労働組合法がなかった。  
 実際には労働組合はあつたが労働組合法はな  
 かつたのである。労働組合法制定の困難は一  
 再ならずあつたが、主として封建的勢力に阻  
 まれて、その制定を見なかつた。それが終戦  
 と同時に組合運動が活発となり、ついで連合  
 軍の内面指導によつて法の制定となり、団体  
 協約、罷業權等が法をもつて確立された。他  
 の一切の民主化に先だつて労働組合運動は最  
 も活発となり、あらゆる職場に労働組合が結

成されたばかりでなく、わが國の要求、政治  
 要求が提出され、罷業もしばしば行われ  
 た。また各単位労働組合は総同盟や産業別勞  
 働組合連に組織され、いよいよ強力な体制  
 を整えるに至つた。昭和二十一年の國鉄およ  
 ひ海員ゼネストは、罷業に入らずして解決  
 し、二十二年の二一全官職ゼネストは、全  
 日本を震動したが、その即日連合軍司令部の  
 命令によつてゼネストは中止せしめられた。  
 しかし日本経済の民主化としての表現では、  
 この労働運動ほど顯著なものはない。  
**全体主義的**な 日本経済から封建性を除  
 統制方式撤去 去する方法が行われる一  
 方に、戦軍中に設けられた全体主義的統制方  
 式も撤去され、または撤去されつつある。指  
 導者理念によつて指導者全部を強く統制する  
 ことを主眼として設けられた重工業省の統制  
 会は、昭和二十一年暮までに全部解体せしめ  
 られた。  
 しかし敗戦後の日本にはまた重要資料と生  
 活必需品の配給その他の統制が必要である。  
 そこで統制会を解散したが、その組織が大体  
 に任意団体として残つてゐる。むしろ、この  
 団体は指導者が強圧統制をするのではないが  
 団体的に行動しないと則言を得られないから  
 合意の協同によつて運営されている。この限  
 りにおいて民主化の障礙にはなつていない。  
 その他、民主化は各方面に普及し、拡大され

つられたが、従来の地主と小作人の封建色の  
 強かつた地方では依然として地主の權威に圧  
 倒される傾向がある。もつとも農村において  
 も、開墾した民主化の行進を待たぬ所も少く  
 なり、何の意味もなく、小作人が地主にむ  
 するものである。それに対して地主も正當に  
 主張すべき主張することが出来るに屈服し  
 てゐるのは本當の民主化ではない。この行進  
 を、出遅れが、是正されたり、追いつ  
 たりして、安定点を得たときに日本の民主化  
 は板についたものになるのであるが、それに  
 はまだ若干の時が必要である。更に時の問  
 題である。またのように民主化が急激に進行  
 して見れば、もうこれを元へ引き戻すなど  
 いうことは絶対に出来なから、封鎖的なもの、  
 中世的なもの、全体主義的なものが、一律に  
 民主化するのだから、相當の混乱もあり間違  
 ちもある。しかしもしも放つて置いても日本経  
 済は民主化へ突進進むかはな

**日本経済** とつては民主化の方向へ突進  
 の安定 することは疑いのない事實で  
 あるが、その結果安定する日本経済はどんな  
 形のものになるか、財閥が解体されるその企  
 業は個人によつて運営されるか、公開された  
 その株式を所有した株主が運営するのか、ま  
 たは従業員の組合で運営するのか、財閥の信  
 用と實力を離れて、これ等の企業が皆と同様  
 に存続出来るのか、どうか農地が解放され

ると、日本農業は等細化する危険があるとい  
 られる。殊に民法の改正によつて「家」が廃  
 止され、長子相続の代りに親子均分相続とな  
 る。農地はよりより等細化するを得ない。こ  
 れに対しては緊急救済法が構想されてゐる。  
 農地調整法によつて、一定農地調整委員の分  
 割を許さず法律を作るといふのである。し  
 かしそんな姑息の手段では効果はない。どう  
 しても農地の協同経営化によつて等細化の弊  
 害を除くべきはないが、それが果してどれだ  
 け成功するか、その前に農地解放が実際に見  
 込通りにすすむかどうかまた問題である。  
**官僚的**な 殊に日本経済の民主化につ  
 いて、重大な關係がありな  
 がら、改革の方向の決定してないものがある。  
 官更機構である。さきに官吏の身分が改  
 正され、勲任、奏任、判任等の区別は廃止さ  
 れた。また民間学識経験者が、高級官吏に就  
 任することも、戦前に比べて多し、官公吏法  
 案が制定され官吏の任用令にも改革が行われ  
 ようとしてゐる。しかし官吏の職務そのもの  
 は少しも變つていないし、民間の官職に對す  
 る考え方も、徐々に変化してゐるけれども、  
 それは極めて無行的である。戦後も物資不足  
 のために、物資統制が行われてゐるが、それ  
 は戦時中の物動計画と全く同じ方式と構想で  
 行われてゐるに過ぎない。民間の統制機構が  
 指導者原理を捨てて任意団体的に變質したの

てもある。日本の問題は最も中世的な、かつ  
 封建的なものであつたが、戦軍中の企業整備  
 と震災とで殆ど崩壊した。吉田内閣は戦時補  
 償の打切に伴う企業再建案において、民間制  
 度の復元をはかる政策をとつてゐるが、到底  
 戦前の姿へは復元出来ない構想である。  
 解放された農地制度とともに、これもそれ以  
 上に封建的であるといわれた権威の解放も  
 昭和二十二年になつて問題になつて来た。こ  
 の民主化も急速に実施されるに違ふない。  
**民主化** しかし一國の經濟組織の變質は  
 への道 とう簡単には完成するものではないな  
 が、戦後、異常の進歩をしたとはいひなが  
 ら、また僅かに一年半を過ぎたばかりである。  
 民主化の行進は決して並行してはいない。あ  
 る部門では行進しているし、ある部門では遅  
 れてゐる。労働組合運動のうちには明らかに  
 行進の状況になつてゐるものがある。それ  
 は要求貫徹に急ぐために、企業を存立を顧み  
 ないことである。企業の倒産を前提とした経  
 済要求は成立しないのである。政府は経営協  
 助会によつて労資の協同機構をたらしめようと  
 してゐるが、活用されず、直ちに争議に入  
 ることがしばしばある。これは確かに民主  
 化の行進である。これに反して農地解放  
 は、民主化の絶好の機会を興えられながら、  
 遅延されている部分もある。農民組合運動の  
 あつた地方では、農地委員会の設立は熱心で



工業が興えられることになつてゐる、いい換へると日本の工業は一つの種にはめられるのである、このボーレー案は可なり日本には痛いやである、撤去されるものが大く、残されるものが小さい、しかしこの規模をもつても、戦争を放棄した日本、特に終戦後に脱した日本としては、また大きい規模のものである、恐らくその種のうちの二つは、日本に適合するに相当する年月を要するものと思つた、しかし二十二年になつてからの外電は、このボーレー報告を踏襲とし、日本に許す工業規模はそれよりも大きいものになるだろうと報じている、実際には賠償と日本に許される工業規模の最終的の案はまた出来ていない、米國および他の九ヶ國は大体に米國案で行くらしいが、ソ連が対日賠償會議に出席することを拒絶している、今日では最終案は別として、日本の施設の中間的設立案が問題になつてゐる程度である、しかしそれについても大体的見当はついて、昭和五年基準を最低とし、それよりもやや上の所で日本経済の種が決るのである、しかし苟くも種が決つた上は、産業活動はその中で動くだけである、また同時に独占禁止法も制定されるから、許された規模の工業を一個企業が独占することは出来ない、そうすれば日本の工業は、Aの会社をどの程度の規模とし、Bの会社をどの程度の規模で許すという、計画の下に

企業を置かなくてはならない、これに伴つて生産および資材供給等が計画的に化されなくてはならないことはいふまでもない、このことは貿易が統制を受けることからいひ得る、ボツダム宣言は、盟國が日本に原料の供給を許すことを表明している、日本は食糧も原料もない、これを輸入して配給する場合には、工業規模が一定しているのだからその輸入は当然一つの企業によつて行われなくてはならず、その輸入代金を支拂うためにはならないが、これがまた自由な輸出でなく一定の計画の下に行われなくてはならない、そこでこれ等の輸出と輸入および関係のある一切の経済が計画的に入らなくてはならないのである、このことは占領下にある期間だけではない、平和會議の後には、恐らくブレトン・ウッズの通貨協定への加入を許されるであろうが、そこではまた出資額に対する制限を受ける、それが日本の金融活動を一定の企業の下に置くことを余蘊なくさせる、すなわち統制経済よりも一歩進んだ計画的経済の方向へ強く進められる中小工業に對しては、また何の指令も國內法も出ていない、しかしこの中小企業には協同組合を組織させ、これを計画的経営の中に入れることによるほかあるまいと考へられる、自由主義論 ところで日本経済は強く計画へ方向 再経済の方向へ進む面があ

るとともに、自由主義を出来るだけ取り入れようとする努力が、他の一方には強く出て来る、すでに臨時補償の打切が行われ、それに伴つて企業整備が実行されることになつてゐるが、この企業整備の構想は、金融機關の眼前への機能復元を狙つてゐる、これに對しては反対もある、銀行國營論の如きも、その一つである、しかし日本経済が今後強く依存しなければならぬ米國経済は自由主義経済である、日本の経済にも当然その影響はあるであろう、すでに日本においても、戦時の統制は一挙にこれを撤廃し、戦前の自由主義経済に復帰すべしという主張が強く行われている、また終戦後の現在は、物資が不足しているからやむなく戦時経済の延長ともいふべき統制をやつてゐるが、その統制は出来るだけ早く撤廃すべく、また將來は必ずそうなるであろうと考へてゐるものがある、全面的に自由主義経済が復元することの不可能なことは、前に述べた種がはめられていることから、疑いはないが、部分的には自由主義経済も取り入れられることも、また事實である、計画的経済とその実行方法である統制経済と、自由主義経済とが、どういふ關係に繰り交はられて行くのか、また的確には予想は出来ない、なほ吉田首相は二月十四日の施政演説において、統制制度の調整に関する機關を内閣に設置すると言明した

### 經濟安定本部発足

日本経済の安定再建のために総合的見地に立つて経済安定の施策を企画実施する機關として発足を急がれた経済安定本部は昨内閣臨時立案されてから入事に難航を重ね、更に長い間本極りに至らず吉田内閣に代つてから漸く廿一年八月十二日、物價部とともに開設された(物價の項参照)、國情の轉機が混乱している状況に備へて連合軍總司令部は五月十七日経済安定本部と経済安定會議の設立を許可し、「連合軍最高司令官は本部の一切の行動に對し審議および監督権を保留する」と述べ、「國內経済をある程度安定せしめ、生産を再開せしめんとする最初の試みの試み」に對して重大な示唆を與えた

吉田内閣によつて経済安定本部は首腦者として教授グループを引出す運動が執拗に行われた、経済長官に據せられた有沢廣三氏(東大教授)は当初固辭したが、政府の説得によつて高橋正雄氏(九大教授)の協力を條件に出馬を承諾した、その後高橋教授が受諾しなかつたので有沢氏とともにこれを断念し、轉じて東畑綱一氏(東大教授)に働きかけたが、これも拒否され七月九日遂に教授グループ引出しは失敗に終つた、かくて経済長官には齋藤之助氏

### 独占禁止法

政府は廿二年三月十一日の閣議で決定した独占禁止法案「私的独占の禁止その他公正取引の確保に関する法律案」を九十二議會に提出、三月卅一日閣議を通過可決された、本法は十章百十四條よりなり自由公正な競争促進を旨とした独占禁止の規定を下す委員会は公

正取引委員會とよばれ七名の委員で構成、委員の年齢は最低卅五歳となつており、権限の重大性に備へ委員は特に議会の承認を経てから内閣から任命されることになつてゐる、本法では商業、工業、金融業およびその他の事業の四部門に分け事業はすべて公共の福祉に適合するように営まれねばならぬという根本思想のもとに、(第一)買収制限(第一條三條)、(第二)不当な独占、(第三)不正な競争方法を防止して公正な競争活動を自由かつ盛大ならしめんとするもので、企業としての最高資本金額は制限してないが、前記各部門に屬する事業者と競争者との事業能力の開きが当該事業の優秀な技術、良好な立地、條件または合理的な経営によるものでなく、かつその開きが不当な独占を行い得る程度のものであるとき独占禁止委員會は申立または職権をもつてその開きの排除に必要の措置を命じ得ることになつてゐる

さらに本法では独占の意義を明確にし、私的独占といふのは事業者が単独にまたは他の事業者と結合し、もしくは通知したりしてそのほか、いかなる方法をもつてするかを問はず、他の事業者の事業活動を排除し、または支配することにより公共の利益に反して一定の取引分野における競争を實質的に制限することをいうと規定され(二條)特殊会社設立を禁止(八條)、金融業以外の事業を



営む会社の他の株式所有を禁止し(九條)、また何人も相互に競争関係にある二以上の会社の株式を各会社の株式総数の百分の十を超えて所有しようとする場合には公正取引委員会の許可を得なければならない(十三條)ことを規定している。

### 各種公團法の成立

國內の重要物資の欠乏は短期となり三月危機は濃厚となつてきたので、政府は産業を復興し民生の安定をはかるため九十二議會に重要物資の供給公團法案を提出した、これらによつて既存の統制機關を廃止、政府機關たる配給公團を設立、各物資の供給および配給を管轄することとなつた、すなわち石油公團法、配給公團法、産業復興公團法、貿易公團法、價格調整公團法が三月卅一日の貴族院を通過、成立した。

### 臨時物資供給調整法

経済産業の回復復興、民生の安定と向上をはかるため、必要な物資の生産、配給を統制し供給調整に法的裏付けを與えることとし、政府は臨時物資供給調整法案を第九十議會に提出、通過したので、廿一年九月卅日これを公布した。

本法の骨子は生産に統制團體、配給に配給統制機關と配給指示機關を國家が指定し、こ

れによつて民主的統制運営をはかるとともにこれによる以外に國家が直接統制措置を行うこととなつた、かくして臨時中の経済統制機關は民主的統制方式に改編され、生産配給の統制に關する法的機關として指定されることになつた。

### 重要生産資材の制

#### 当配給を強力統制

経済安定本部では生産資材の制当配給を強力に統制することになり閣議の議解を得、廿一年十一月廿日閣議令を公布即日実施したすなわち重要本部は指定された石炭、コークスなど十七品目におよぶ生産資材の配給制当につき四半期物資供給計画に基いて根本方針を決定し重要部門ごとに指定生産資材の用途や製品の種類を指定してその割当を一元化しようとするものである、この統制は前記の石油公團法等の成立となり政府の責任で制当配給を行うこととなつた、指定された生産資材は次の通り

- 石炭▽コークス▽原油▽石油製品▽鉄
- ▽普通鋼材▽特殊鋼材▽重要鉄鋼二次製品(釘、針金、鉄線、亜鉛鉄板)▽重要非鉄金属および同製品(銅、鉛、亜鉛、鋳、アンチモン、ニッケル、硫酸銅、アモニウム、硫酸鉄、硫酸、硫酸銅、硫酸、電線、アル

- ミニウム)▽重要化学製品▽紙類▽油
- ▽重要油脂類▽ゴム(層ゴムを含む)▽皮革▽繊維 および工業用 繊維製品
- ▽バルブ▽木材

### 重要再建資材の隠匿を禁止

経済安定本部では廿一年十一月卅日閣議令をもつて七種の重要生産資材の隠匿を禁止し制当証明書を所持しているもののみ機械の譲渡を命じた、この措置によつて日本経済はやみ市場の東海から相当免れることになると経済司官は廿九日論評した。

### 公共事業処理要綱

経済安定本部ではマ司令部の指示によつて実施することになつた公共事業の実施計画を策定するため関係各省と協議を進め、公共事業処理要綱を決定し廿一年九月三日発表した同要綱の狙いは(一)公共事業が生産的に行われるために当面の経済復建に直接關與するものから七等級の順位表を作つたこと、(二)この順位表によつて安定本部がその実施を認めた公共事業には三ヶ月以内に予算を與えて実施させ、その実施状況を見てから事業の継続を再確認する、(三)公共事業に吸收する失業者の使用に當つては我が國土運事業に附き

ものたつた労働ボスの中間さく取を行ひ余地をなくするため雇入れは一切公立の職業紹介機關を通すこととした、この二点である。

### 経済復興會議

日本経済の復興と再建を労働者の創意によつて推進して行くとする総同盟および別働隊および経営者側からは経済同友会を中心とする経済復興運動は廿一年十月下旬から次第に活氣づいて來た、まず総同盟では企業家團體、技術者團體にひろく呼びかけ、廿一年十月廿六日には経済復興會議打合せ會を開き、つづいて復興運動の基本方針について経済同友会を仲介として企業家團體と意見を交換、日本産油協同會、経済團體連合會、関東経営者協議會でも日本経済の復興再建は労働者の協力にまかぬべしならぬという見地から同運動に対する企業家側の態度を検討していたが、労資双方に意見の一致点が見出されたので十二月四日経済復興基本方針が総同盟、経済同友会から同時に発表された、ついで六日には総同盟提唱の経済復興會議準備委員會が日労、経済同友会が参加のもとに東京東洋経済新報社禮堂で開かれた、一方産別會議でも十二月四日幹事會を開き経済復興運動に關する基本方針を発表してその態度を明らかにし、その後廿三日産別も総同盟提唱の復興運動に同調、参加することになつた。

### 倉庫業の復興遅々

戦前六五九社の倉庫業者の保持した倉庫坪数は一、二二九千坪で、戦災による喪失、損傷で残存坪数は六一の七六六千坪だが、東京、横浜、名古屋、大阪、神戸、關門の主要港灣の倉庫が主として戦災を蒙り、以上の六港灣の残存坪数は三三三三坪で戦前の六四九千坪の約半數となつた、このため、廿一年度は輸出入物資が過剰に從つて、倉庫不足を來すに至つたが、建設資材の不足のため廿一年中は殆んど復旧の見込みはなかつた。

### 金 融

#### 通貨膨脹止まず

インフレ抑制の非常手段として廿二年二月十七日に金融緊急措置令および日銀券類入令が實施された、(本年廿二年版幣の項参照)この緊急措置により旧円は封鎖され日銀券は急激に收縮し三月十二日には百五十二億円台となつた、しかしその後日銀券は再び急激な勢で増加し十二月末には九百卅三億円台に達し廿二年一月末には遂に一千億四千万円となり千億円の大関門を突破した。太平洋戦争開始からの通貨膨脹の経路をたどつてみると、十六年十一月末の発行高は四十九億円だが終戦の廿年八月十四日は二百九十三億円となりこの間二百四十四億円を増加した、ついで終戦直後は臨時軍費を主とする政府未拂金の決済や復興者、軍需会社の退職金の支拂などのため八月末には四百廿三億円に達し半月間に実に百卅億円を膨脹した、その後統制救済制の撤廃や財源徴収の発表などにより國民の消費物の傾向が激化しつれて物價は暴騰しさらに廿一年に入つて預金封鎖の噂が流布されたため預金引出しが狂騒となつて封鎖実施時の二月十八日はいに六百十八億圓に達した、終戦から二月十八日までの約六ヶ月間に於ける膨脹額は三百廿五億圓、



一ヶ月平均として五十四億円、この急激な騰  
 騰も封鎖実行で約一ヶ月間に四百六十六億円  
 を超過し最低三月十二日の百五十二億円とな  
 ったが、再び急激な勢で増加した、その騰騰  
 の足跡を示すと次の通り(各月末現在、單  
 位百万円)

月	発行高	毎月中騰騰額
三月十二日	一、八〇〇	一、八〇〇
四月	一、六〇〇	一、六〇〇
五月	一、三〇〇	一、三〇〇
六月	一、〇〇〇	一、〇〇〇
七月	七〇〇	七〇〇
八月	六〇〇	六〇〇
九月	五〇〇	五〇〇
十月	四〇〇	四〇〇
十一月	三〇〇	三〇〇
十二月	二〇〇	二〇〇

(註、四月の騰騰額の少いのは日銀券の終戦  
 当時の概夫二十五億円、外地流出分十億円、  
 交換未済約十億円、計四十五億千三百円と  
 算出しこれを発行高より控除し騰騰に納入し  
 たため四月一日の発行高は百九十四億円に急  
 落したことによるもので日銀券発行の増勢に  
 はなんら変化はない)  
 この表に見られるような騰騰はその理由と  
 して通貨の収縮にもかかわらず物價は低下せ

すそのため個人生活費の引出し、会社の貸銀  
 際給や事業費の支拂、國庫の支拂、産業資金  
 の需要旺盛による銀行貸出の増加などがあつ  
 たにもかかわらず、放出された日銀券は通貨  
 ないし預金に対する不安から蓄積しなかつた  
 ことに基く、この間八月九日には旧時代の  
 最高発行額(六百八十八億二千四百円)を突  
 破して六百八十八億三千七百円に達し当時新  
 円の再封鎖説が流布され新円不安が高まり日  
 銀券の騰騰が激しくなつた、また十一月には  
 日銀券の騰騰は鈍化した、月中増加額は四十  
 二億二千六百万円で緊急措置以来の最小額に  
 止つたのは証紙貼附日銀券約十八億円が各金  
 融機関から蓄積したという特殊事情とともに  
 納期で政府資金の積布が小額に止まつたこ  
 と、さらに政府が数次にわたつて新円再封鎖  
 説を否定したが、その声明が漸次徹底して通  
 貨に対する信頼感が多少回復し、それととも  
 に都市、農村を通じて自由預金の増加が目立つ  
 てきたことによる、しかし十二月には恒例の  
 年末資金のほか歳入資金をはじめ供米代金、  
 各種補助金、補給金、終戦処理費など多額の財  
 政支出に加えて三月他騰騰で各事業会社が資  
 材を拘束したための資金も相当出て更に百八  
 十五億円の大騰騰をなすに年末九百卅三  
 億円に達した

廿二年に入ると年初恒例の還流(例年にく  
 らへると三月騰騰額などのため思わしくな  
 かつた)と貸出制限のため一月十日には九百廿  
 四億円にまで收縮したが、その後また再び増  
 勢に轉じ下旬には月末給與費に加えて二・  
 一ストに關して金融機関で各種支拂のために  
 手当をしたのが重なつて遂に一千億円の大騰  
 騰を突破したのである、いま日銀券騰騰を大  
 台突破状況と各月一日当りの発行高を示すと  
 大台突破状況(單位億圓)

日	一月	二月	三月	四月	五月	六月	七月	八月	九月	十月	十一月	十二月
一回大台を突破した	三月十二日	四月	五月	六月	七月	八月	九月	十月	十一月	十二月	一月	二月
一回大台を突破した	三月十二日	四月	五月	六月	七月	八月	九月	十月	十一月	十二月	一月	二月

で一日増加額の最高は十二月廿八日の廿一億  
 一千五百万円であつた  
 この間における資金需要で従来と異なる点  
 (一)生計費の引出しの關係で月初に資金需  
 要が多いこと(二)地方でも資金需要が多く  
 なつた、このため金融機関はその支拂資金の  
 調達に追われ結局これを日銀の借入金に仰い  
 だため日銀の貸出は年末に五百四億円に達し

騰騰

た、日銀の貸出額を示すと(單位百万円、△  
 印は概)

月	月末騰騰	月中増加高
一月	四、〇〇〇	三、一〇〇
二月	四、二〇〇	三、一〇〇
三月	四、六〇〇	三、一〇〇
四月	五、〇〇〇	三、一〇〇
五月	五、四〇〇	三、一〇〇
六月	五、八〇〇	三、一〇〇
七月	六、二〇〇	三、一〇〇
八月	六、六〇〇	三、一〇〇
九月	七、〇〇〇	三、一〇〇
十月	七、四〇〇	三、一〇〇
十一月	七、八〇〇	三、一〇〇
十二月	八、二〇〇	三、一〇〇

十二月末を三月末にくらべると二百十七億  
 八千百万円の増加となつてゐる、廿二年一月  
 の減少してゐるのは復興金融機構に対する四  
 十億円の政府出資が興銀から日銀へ返金した  
 ことが主因で他方日銀の貸出抑制もきつて  
 ると見られてゐる

以上のような金融情勢を以映してコル市  
 場は終戦後の預金減、貸出増の板ばさみとな  
 つて銀行の手許は逼迫し、コル市場も提議  
 状態に陥つたが金融緊急措置令実施により資  
 金が急激に金融機関に流入したため市場は一  
 時異常な引込み状態を呈した、しかし漸次資  
 金からの現金引出しが増加するにつれ大勢は  
 騰騰に推移した、ことに年末に至つて恒例  
 年末資金、歳入資金など資金需要が高んだの  
 で多額の政府資金の積布超過があつたにもか  
 かわらず市場は連日資金の逼迫をつけつて  
 騰騰日高騰をたどり無條件最高一線二層に及  
 んだ

右のような金融情勢に備へ廿一年末日銀で  
 は貸出制限を行つたが、さらに廿二年一月十  
 三日から貸出制限を強化して金融面からの通  
 貨増勢を避けることとなつた、すなわち

- 一、各金融機関は日銀からの借入金金を併し自  
 己の自由預金に限定且つ各金融機関ごとに融  
 資のワケを設ける
- 一、最高融資限度は自己資本中の自由預金か  
 ら封鎖預金の自由支拂に必要な金額と國庫消  
 化資金を除いたものとし且つ自由預金の五割  
 以内とする
- 一、融資に順位を設け設備資金および運轉資  
 金別に甲(一)重要設備(甲二)重要設備(乙)  
 (二)一般設備(丙)不急需設備(丙二)一般設備  
 に分ける、重要設備に對しては必要な資金  
 の供給は絶対に確保されるが、その次に位す  
 る重要設備に對しては金融機関の資金調達の  
 困難な現状からすれば相当制限されるを得  
 ない、その他の一般設備は金融面において完  
 全に繰出しを食うわけで金融機関にもたよ  
 らず資材の即座もつけないでやつてゆく騰騰を

救國貯蓄運動

浮動購買力の吸収、國庫現金の資金化、復  
 興資金の確保などを目標として救國貯蓄運動  
 が起された、これは衆議院各派共同提案によ  
 る通貨安定に關する決議案が廿一年十月七日  
 の本会議で可決され、また同院に設置された  
 通貨安定対策本部をはじめ地方通貨安定推進  
 委員会、日銀の通貨安定対策委員会、各金融  
 機関などが中心となり民主的國民運動として  
 発足したもので廿一年十一月三日から十二月  
 末まで第一期、廿二年一月から三月末まで  
 を第二期として同運動を展開した、一般自由  
 預金の増加ぶりをみると四月は十七億円、五  
 月は卅億円、六月は卅五億円、七月は卅二億  
 円、八月は卅三億円、九月は五十五億円、五



十二億円)十月は六十九億円(六十五億円)十一月は六十億円(六十三億円)とそれぞれ増加している(註、九、十、十一月は南海震災のための調査不明もあり推定数字かつこ内は調査による判明分)が増加趨勢から見ると十月まで好調を維持したが十一月から打打ちとなり景観を許さない

**金融緊急措置令を七百圓のワケに改正**

大蔵省では五百圓のワケを七百圓に引上げる廿二年一月廿二日の政府閣議に基いて廿三日金融緊急措置令に必要改正を行つた廿四日これを公布即日施行した、この改正は五百圓のワケを七百圓に引上げるといふだけで封鎖預金の引出制限や無職者の引出し限度には一切手をふれていない

**高金利政策へ轉換**

廿一年中に日銀は二回にわたり法定歩合を引上げた、第一回は四月九日に商業手形の割引を除いて一律に基礎金利を一割半引上げ、十月十四日にはさらに一割半の引上げを行つた、ただし生産促進のためスタンブ手形と貿易手形(九月二日から実施)の割引歩合だけは保留された、すなわち

- 一、商業手形もしくは商業手形に準ずる手形の割引歩合、日歩一割二厘
- 二、國債、スタンブ手形および貿易手形な

どを担保とする貸付利子歩合日歩一割二厘以上

- 三、國債、スタンブ手形および貿易手形な以外のものを担保とする貸付利子歩合日歩一割二厘以上
- 四、当座貸付利子歩合日歩一割四厘となつてゐる、このような高金利政策への轉換はかつてのよう金融市場を強力に統制して行くというよりもむしろインフレーションに對する防備策であり、また事実市場金利は高騰してゐるのだからいわば状況順應のたつちをとつたものである、その理由としては(一)資金が不足しているため需要者は高金利を許さない(二)預金吸收のため預金利子を引上げねばならないが、そのためには貸出金利を引上げる必要がある

こうした理由で日銀利子は引上げられたがその影響力は微弱で問題にならない、といふのはこの措置で市中銀行の日銀依存を脱却させようとする含みはあるにしろ市中銀行の資金は過熱状態にあるから今後の段々大規模に上るとみられる企業再建資金や重要産業の運轉資金を供給する力はない、どうしても日銀に依存しなければならぬ、これをみても高金利政策だけで十分でなく、貸出制限を強化しなければならなかつた理由があるわけである

**戦時補償打切り**

戦時補償打切りの狙いは直に政府の財政負担を軽減することなく、企業における擬制資本を整理して緊要な企業債務を確立するにある、政府ではさきに金融緊急措置令改正施行規則、企業、金融機関整理緊急措置令を施行し、準備工作として第一封鎖、第二封鎖預金を設定し、新旧勘定を分離し、さし当り預金の保護、金融機関、会社の再建整備に必要な観念措置を講じた、これに就いて本格的な措置として補償打切りの基本対策が成立した

すなわち「戦時補償特別措置法」の公布施行(廿一年十月廿日)に伴い金融面の措置として「金融緊急措置令施行規則」の改正(八月十一日公布施行)「金融機関整理緊急措置法」(八月十五日公布施行)「金融機関再建

補償法」(十月廿日公布施行)「復興金融金庫法」(十月八日公布)など二重の法令が出た、これら法令の目的は水とくれば資本打切りにより企業、金融の整理再建を図ることにある、これを概略すると

- 一、八月十一日午前零時現在で勘定を新旧勘定に分ける(新勘定は資産は現金、國債および地方債、國又は公共團體に対する金銭債権、金融機関に対する債権その他、負債は自由預金、第一封鎖預金、公積金、金融機関に対する債権その他旧勘定は新勘定に属するもの以外の資産または負債)
- 一、八月十一日午前零時現在で封鎖預金を第一封鎖預金、第二封鎖預金に区別する(第一封鎖預金は一〇三千万未満の預貯金、一世帯別、金融機関別一千万以内ないし一世帯別、金融機関別一千万以内ないし一世帯別、法人預金一千万以内などであり第二封鎖預金とする)

補償する

- 一、銀行は新勘定において債務を整理する
- 一、旧勘定は企業、金融機関の整理を進行し損失が生じた場合は積立金、内部留保で補ふ、なお損失が認められる場合は資本金九割(未拂込は徴収せず)計七割まで、外部借入金五割までの切捨てを行ふ、しかもなお損失がある場合は第二封鎖預金を担保の形において必

**要領だけ切捨て**

- 一、これらの方式により整理した結果従来の家々の経営維持が困難な場合は第二銀行であるいは他行に合併する

以上の措置は金融機関に甚大な影響をおよぼす金融機関の再建資金は命令融資を含めて四百六十億円(廿一年三月末現在)で総資産に對する割合は約二割五分に相当してゐるこの回収率如何が金融機関の損失額を決定するが、これは特別整理会社の資産をいかに評價するかによつて非常な差異が生じる、しかしすれにしても銀行を除く大銀行は大口預金の多い関係で第二封鎖が多いため國家補償がなくても立直ると見送しがついたはずと家外打撃も少いのに反し農協、市街地債組、無業などの中小金融機関は小口預金が多い関係で第二封鎖が少くその打撃も大きいと見られる、また生保、信託では影響がかなり大きいと見られてゐる、ことに生保では補償打切りに伴い約卅三、四億円の損失が出るものと見られ、しかも金融機関再建措置によつて一口の保険金額一千万までの小額保険、既担保險料千二百円以下のもを全部新田拂ひのものに新勘定に移した関係から旧勘定に属する損失補償財源に乏しく多額の有価証券投資損失と相俟つて各社の経営は難航のようである

**戦時補償特別措置法**

戦時中に実施された種々の補償は本法によ

つて課税の形で納入され(附表三参照)補償によつて生じた擬制資本の大部分は消滅する、本法以外の法案はいわば本法の規定する課税によつて発生せられる種々の影響を処理して行く事後対策であつて、補償打切りの基本法は戦時補償特別措置法である、その概略を示すと次のこと

- (一)特別措置法施行後大体一ヶ月間にこの法律の適用を受ける請求権の所有者は債務者または金融機関を通じて申告する(二)申告と同時に納税する(三)かくて政府が戦時中に行つた一切の補償は免れられた一部を除き税として政府に納められるが請求権の消滅によつて補償を行う必要はなくなる(四)更に特別措置法は敗戦前の命令融資による損失の政府補償を打切つてゐる(五)また政府の社債株式等に対する元利保証は今後行われぬ旨を規定し、平和目的以外のものは政府元利保証(株式)は悉く消すこととなる

課税対象となる請求権は第一に狭義の軍需補償であつて戦時中軍需品の製造あるいは軍需行動による損害等政府に時價要求の請求権を持ちまたは支拂を受けたものが課税される、即ち(イ)軍需会社法、獎勵員法、兵器製造事業特別助成法による生産命令、補助金、利益保証、設備の買上、設備、建設等の



請求権(ロ)工務開閉費用又はその補助金  
 (ハ)完成品、半製品の代金(ニ)トロール  
 船を特殊船に改装した又は油槽船を空母に改  
 装した等改装された船舶を元の船にもどす費  
 用並びに修理の費用(ホ)軍事上防空上等で  
 地下道を掘りそのために家屋が倒壊したとか  
 船舶が流失して民間船が損害を受けたとか  
 5財源上の損害についての政府に対する損害  
 賠償の請求権(ハ)行政警察使威は一部隊長  
 等出兵官威が法令の規定によらず船舶の改修  
 を命じたり家屋を疎開させたことによる損害  
 の請求権(ト)産業設備官團と事業者間の設  
 備建設費に船舶機械等の契約解除に関する損  
 害賠償の請求権(チ)日本倉庫株式会社対  
 し陳腐等の関係で倉庫用建物を譲渡した代金  
 (リ)南洋群島、沖繩にある戦争保険契約の  
 保険金  
 第二は戦争保険関係と都市疎開である  
 (イ)陸上、海上戦争保険契約による戦争保  
 険金(ロ)戦争に関する事故で沈没又は損  
 害を受けた船舶に処する補償金、損害賠償金  
 (ハ)都市疎開によつて除去された建物の補  
 償金  
 第三は企業整備関係のみで國民更生金融、  
 産業設備官團に対する企業整備資金の請求権  
 である

戦時補償特別税の内訳

請求権区分	件数	金額	控除額	納税額
一、軍需会社法に基くもの	25	1,131	—	1,131
二、労働員法に基くもの	1	1,000	—	1,000
三、兵器補助法第四條に基くもの	2	1,000	—	1,000
四、国防法第五條に基くもの	—	—	—	—
五、防空法に基く工務開閉	5,600	1,131	—	1,131
六、完成品の対償	2,000	1,131	—	1,131
七、契約解除による損害賠償	1,000	1,131	—	1,131
八、設備船舶の原状回復	1,000	1,131	—	1,131
九、財産の損害に対する損害賠償	1,000	1,131	—	1,131
十、特別の法令に基かない損害	1,000	1,131	—	1,131
計	11,000	11,000	—	11,000
小計	—	—	—	—
一、陸上戦争保険	1,000	1,131	—	1,131
二、海上戦争保険	1,000	1,131	—	1,131
三、戦時海運管理令による船舶の損失	1,000	1,131	—	1,131
四、設備船舶の損失	1,000	1,131	—	1,131
五、規制疎開	1,000	1,131	—	1,131
小計	5,000	5,662	—	5,662
企業整備	1,000	1,131	—	1,131
計	17,000	17,894	—	17,894
内補償額を十万円以下で打ち切つたための増	—	—	—	—
合計	17,000	17,894	—	17,894

証 券

日本証券取引所は大東亞戦争敗戦の直前、  
 すなわち昭和廿年八月九日の立会を最後に翌  
 十日以来全国各市場とも一斉に休会、再開の  
 時期を待っていたが、その後の情勢の變化に  
 より現行の「日証法」のもとにおける市場再  
 開は遂に行われなかつたことになつた、しかし現  
 行の「日証法」の巨額に達した株式  
 (戦前当時の市場価値)の巨額に達した株式  
 の流通を長期間にわたつてとめておくことは  
 産業界をはじめ各方面に大きな影響を及ぼす  
 ので政府では連合軍警司令部の諒解を得て  
 市場再開中の便法として、日証市場所在地に  
 東京、大阪、名古屋、神戸、京電、福岡な  
 どにおいて廿年十月頃から自然発生的に行わ  
 れはじめたいわゆる場外取引(俗に店頭取  
 引ともいう)を認めることになつた、その後  
 廿一年三月金融緊急措置令が実施されて一般  
 事業界、個人生活は多大の制約をうけたが、  
 有價証券の重要性と特殊性が認められて株式  
 の買賣には封鎖取引が許されたので、各地に  
 おける場外取引は俄然活気づきとなり、ことに  
 東京、大阪においては日証市場開會當時にも  
 及ぶる商賈をしのじた

てつくられたものであり敗戦後は同法に基  
 く市場の再開はあらゆる観点から不適當とみ  
 られるに至つたので、政府では第九十二議會  
 に日証法にかわる新証券取引法を提出、(同  
 法案は廿二年三月前院を通過成立)同廿八日  
 公布された同法によつて新取引所をつくるこ  
 とになつた、同法案の特色は(一)新取引所  
 は合資組織とし業者の自治運営に委ねる  
 (二)証券の登録規定を設け不正証券の發行  
 を防止する(三)大蔵省内に証券局を新設し  
 証券の登録、証券業者および取引所の業務を  
 管理するの三點にある

し特に銀行株、鐵道株の一部は投機的にも利  
 用されて新高値を示したものが多かつた  
 △財産税の株式評價基準△財産税の納入に  
 あつては株式の評價基準は廿一年八月十一日か  
 ら同九月十日に至る一カ月間の各地方におけ  
 る店頭取引の平均値が標準となり、更  
 に個々の会社の内容なども検討の結果、中央  
 株式評價委員会が決定、廿一年十二月下旬  
 大蔵省から発表された、主なるものの評價價  
 格は次の通り(単位十圓)  
 (日銀)一一四五(東京火災)四四五(安田  
 信託)七〇(関西信託)四〇〇(近畿日鉄)  
 一〇三〇(綿紡)六〇五(片倉)六八〇(日  
 興)二三五(扶桑金庫)一七五(日鉄)一九  
 〇(鋼管)一七五(豊盛)三三五(淺野セ)  
 五九五(三井本社)三三五(興銀)一九〇  
 (日本生命)五五〇(築港)三七〇(大阪分  
 社)四六〇(京阪神)九九〇(東洋船)九六  
 〇(證券)一八〇(郵船)五五五(日本郵船)  
 四一五(三興重工)一九五(日鉄)一四〇  
 (愛酒)九六〇(三越)一〇八〇(三寶本社)  
 二四五(精糖)二五〇(日証)三三五(關東電  
 氣)三三五(東京ガス)三八〇(東京電行)六  
 四五(富士紡)一〇二五(王子)四一五(商  
 船)四一〇(日石)三五〇(石川島)一八五  
 (日立)三三五(日鐵)三三五(松本)二二四  
 〇(住友本社)二二〇〇



# 物 價

## 混乱のまま廿一年に入る

廿一年一月十三日に、政府(幣原内閣)は新物價体系の方針を發表した。新物價体系の基礎物價として米價をとる、米の生産者價格によつて生計費を算出し、これを基礎として適正な標準價銀を決定するというのであつた。しかし、無爲に過ぎた、また政府は廿一年十月一日から、なんの準備もなくして生鮮食料品の自由販賣制を發表しながら、マ司令部からの「價格統制の基本方針指示」(廿一年九月廿四日)によつて、それを撤回するなどの事態を演じた、かような全くならぬ政策による物價の混乱はそのまゝ廿一年に持ち越されたのである。

しかも通貨は廿一年八月十五日の三百二億圓から年末までに、臨時軍事費の使い込みや退職金支拂によつて五百億圓を突破、廿一年に入つてからも一日平均一億の速度で増進するところなく放出され、二月十五日の日銀券発行高は六百五億圓に達し、丁度半年前の八月十五日の倍額となつた、かかる通貨の膨張は元來対策のない物價をこめどもなく騰貴せしめたのはいうまでもない、これに拍車を加え

たのが二月十七日に發表された金融緊急措置である、預金の封鎖、新田と旧田との交換、五百円生活のわくの設定である、通貨金融非常措置は経済危機突破措置と銘打つて發表された総合政策の中心をなすものであつた、政府はマ司令部から前記の指令を受け、インフレーションの発生を防止することを命ぜられたが、政府はその指令の履行に完全には失敗し、いわばその罪をばしにとつた措置であつた、目的はまさしくインフレーションの防止にあつたが、二月二十五日から三月三日まで旧田と新田を交換しなくてはならぬことと預金が封鎖されること、それに生活費が五百円におさえられること、さらに二月廿六日財源調査令が發表され、三月三日午前臨時現在を基礎に金融関係のみの財産申告をしなくてはならぬことになつたので、二月十七日の金融緊急措置の發表から三月はじめてかけて、すべての人は生活物資を買いあさり、換物行為が盛んになつて、物價騰貴は天井知らずの勢いとなつた。

インフレーションはこの通貨膨張の現象をいうが、通貨が膨張すればその各單位は價值尺度としての大きさを減する、小さい尺度で物を量れば物は大きい数字で表裏されなければならぬ、従つてインフレーションは直ちに物價騰貴であるという理である、しかも通

貨は経済活動の巨輪をかついてゐる当然の結果として、インフレーションは直に物價騰貴であるばかりでなく、價格の異常な変動であり、かつそれによる一切の経済活動の異常性である、物價の安定はインフレーションの原因を根絶するのなければ、どうして望み得ない。

### 物價体系確立方針

#### の發表

インフレーション防止の根本的対策として政府は通貨金融非常措置を中心に総合政策を二月十七日に發表したのは前述の如くであるが、三月二日の閣議で「物價体系の確立および價格統制の方針に関する件」を決定するとともに、ボツダム宣言履行に関する緊急勅令たる物價統制令、同施行規則(大蔵省令)および價格差益処理規則(大蔵省令)等を三月三日公布、即日施行した、物價統制の再出発により物價の安定に乗り出すことになつたのである。

第一、「物價体系の確立および價格統制の方針に関する件」には第一に各種物資につき、生産、配給、價格、運賃等を強力に統制する旨を述べ、物價体系確立の方針として次の如くのべてゐる。

員会を活用する、統制價格の助行には監視機關を設ける。

第四、物價安定基金設定、物價体系の維持安定を確保するため、物價安定基金を設ける。

### 新物價統制令の施行

前記の「物價体系の確立および價格統制の方針に関する件」の決定と同時に、三月三日新物價統制令を公布即日施行した、新物價統制令では物價安定委員会、價格差益委員会ならびに物價監視委員会を活用する。

物價安定委員会は中央と地方に置き、價格の決定はこの委員会の議を踏まなければならない、また日用品には限價價格制を用いるが、実需とつり合ひのこの限價價格の査定は従來からあつた價格差益委員会を活用し、この外物價監視委員会を各地区に設け、物を賣る者に対して質問する權利と不正を告発する義務をもたせ、不正取引の防止に当らせる、委員は全部民間人から選び、その半数は消費者から選ぶ。

新物價統制令の施行と同時に、従來の公定價格制の基礎となつてゐた價格統制令は廢止された、新物價統制令以前の統制令との違ひ点は第一は停止價格制の廢止である、従つて九・一八の如き網羅的な統制價格はなく、統制外のもの自由價格となる、第二は暴利取締の強化、これは主として自由價格の

# 物 價

(一) 新なる物價水準は出來得る限り低位を目途とするも現下および將來における財政經濟の改善を十分考慮しつゝ実現性ある物價体系の確立を図るものとし、米および石炭等の統制價格を合理的に是正しつゝ、これに照準し生鮮食料品および日用品等の實際價格につき引下げの措置を講じ相互に均衡ある價格体系を確立する。(二) 新なる統制價格等は同一の基礎においてなるべく同時にこれを設定し、一たん決定したるものはこれが維持安定に万全を期するものとす。すなわち新物價体系は米價と石炭價格を基準とする、米價と均衡を保つよう小麦、雜穀等主食の價格を決め、生鮮食料品は米その他主食と均衡を保つよう決定する、右の飲食物價を中心に生計費(標準生計費五百圓)を決定し、その生計費から賃銀を決定する、生鮮食料品は大体現價の三分の一、日用品は二分の一に引下げられた。

石炭は賃銀、生産費を考慮して、消費者價格をトン当り百五十圓とし、炭價を基礎に鉄鋼、セメント、肥料、石油等の統制價格ならびに運賃、電力料金を定める。

價格調整補助金は最小限度にとり、原則として廢止する、ただし米價に対しては廿一年度に限り補助金を出し、石炭に対しては廿三年度までを限り生産補助金を出す。

第二、價格統制は、四段階に分けて統制



不正取引取締にある、もとの購買行爲取締規則は物品の販賣ならびに修繕のみ適用されたが、今度は運送費、加工費、購買料、プロカー・レイシ等にも適用される、このほか第三は前回の強化、第四割合せおよび物々交換、第五買占め買借し、第六開地着問の取引の場合、第七規格外品の價格、第八價格表示、第九價格本價資金等について規定を設けた

さらに四月十五日には價格統制規則を公布施行した、これは新物價統制令によつて新たに、舊の統制價格を決定したが、無数に出現すると思われる統制外物品の販賣のため公布施行したものである、四月十七日には大蔵省は物價統制令に基く物價監視制度を四月末までに実施するよう地方長官に通達を發した

### 物價廳の設置

前記の新物價統制令とともに物價行政の機構を強化することとなり、大蔵省物價部を内閣へ移して物價廳と改め、八月十二日に經濟安定本部とともに発足した、經濟安定本部は企業團體であるに對し物價統制は実施機關として設立された、物價廳は廿年九月廿四日の總司令部指令第三号「經濟統制に関する指令」に基いて内閣府として設立され、各省の物價の權限を首相に集中し、これを物價廳長官の

權限下に移して、適切な運営をしようとするものである、初代長官には經濟安定本部長官の藤野助氏が就任した  
總司令部價格統制部部長エヂェクウィスト氏は八月廿九日、物價廳は「内閣と同じレベルにおいて」新設されたことを明らかにし米國におけるOPA(物價統制局)に比すべきもので、「インフレ抑圧のための重要機關」であると述べた

### 物價体系の破綻

新物價体系は昭和十四年の「物價統制大綱」にもとづく價格統制令に比して、統制技術面において一歩進んだものであることは認められる、そして物價水準の基礎に米、石炭の價格を採用したことは確かに正しかった、しかし他面重大な誤りをもつてゐる、それはなにか、例えば米の生産者價格、消費者價格を比べても、實際價值低減を全く無視した、全くかけ離れた人為的な價格であり、それ自体がすでに不合理な價格である、従つて米價を基礎にして價格体系をつくつてもそれは結局不合理、不均衡であるのは明かである、石炭價格の決定についても同様であり、それらの基礎から標準價額を決定しても全く同様に不合理なものであることはいうまでもないこれは物價体系自体にある矛盾であるが、その物價体系の破綻を招いたものはインフレの

昂進である、物價を昂騰せしめる原因たるインフレを防止し得ないで、物價を人為的に低くして引下げようとするのは全く無理なことである  
通貨金庫非常措置をとつた三月に通貨が二百億円台に減つたのは一見成功のようであつたが、通貨金庫非常措置における事業資金統制の不備の抜け道を利用して、事業資金は食糧購入や開物資購入に形をかえて、無統制に放出されたため、六月には四百億を突破してしまつた、のみならず六月の食糧価格は二層物價を騰貴せしめた、これでは新物價体系で決められた物價水準は維持しようもない、結局三月の通貨金庫非常措置は失敗に終り、物價体系も破たんしたといわなくてはならない

### 新物價体系樹立の構想

三月の新物價体系は僅か半年後には改訂を余儀なくされるに至つた、新物價体系樹立の根本方針は三月の場合と変わらないにまで同じである、政府は十一月から着手する意向を發表、具体的には次の如き方針が發表された、すなわち米、石炭、買銀、運賃等基本要素の價格はかなり引上げるが、食糧の豊作による價格の値下りを見逃し第二次、第三次物資については基本要素と同率の引上げを行わず、品物によつては引下げを考慮して小買價格の急騰による消費者の負担増加を軽減

する措置をとる、新物價体系は全面的改訂ではなく部分的修正にとどめる、従つて新物價水準は現行水準より一段高位になるか今後物價水準の低下を見込み、全体としては物價の引上げを阻止し均衡を回復し得るつもりであつた  
米價、石炭價格は決定されたが、買銀は個別的に暫定的に決められてゐるだけで物價体系の基礎となる買銀はまだ決定されてゐない

### 米價、炭價の決定

#### と補給金

物價体系はいまだにうやむやの状態であるが、基礎となる米と石炭の價格だけは決定した【米價】は廿一年十月廿二日正式に決定した、すなわち生産者價格石当り五百五十円買銀價格(消費者價格)四百五十円である、十一月一日から主食の二合五勺増産と同時に実施された米價は廿一年三月に生産者價格は百五十円から三百円と二倍に引上げられ、消費者七十五円から二百五十円に、三・三倍に引上げられた、これがさらに生産者價格五百五十円に、三月以前の價格の三・六倍に、消費者價格は四百五十円に、三月以前の六倍に引上げられたのである  
この五百五十円の算定には農林省は当初推定生産費を六百三十八円八十九銭と見込んだが、

わが國經濟の比較的平靜状態にあつた昭和九十一年の三ヶ年間平均における農家の生活上、農産物購入した物價との均等ならびに米生産費を考慮したものである、米價一石当り價格は昭和九年二四四九銭、同十年二九四八六銭、同十一年三〇四七〇銭、三ヶ年平均二八四四八銭となる、この平均價格を一〇〇とすれば廿年度價格は二、〇五三となる、これに對して農家の購入物價生活十廿一圓、農家經營上十一圓の昭和九年十一一年の三ヶ年平均價格をそれぞれ一〇〇としてこれに農家の現金支出を考慮して一定のウェイトを與へ昭和廿一年七月の現金支出を算定すると、九五九となる、米價と農家購入物價價格との比率の上から新米價を考へると

昭和十六年	米價	四〇〇
昭和十七年	米價	四〇〇
昭和十八年	米價	四〇〇
昭和十九年	米價	四〇〇
昭和二十年	米價	四〇〇
昭和二十一年	米價	四〇〇
昭和二十二年	米價	四〇〇
昭和二十三年	米價	四〇〇
昭和二十四年	米價	四〇〇
昭和二十五年	米價	四〇〇
昭和二十六年	米價	四〇〇
昭和二十七年	米價	四〇〇
昭和二十八年	米價	四〇〇
昭和二十九年	米價	四〇〇
昭和三十年	米價	四〇〇
昭和三十一年	米價	四〇〇
昭和三十二年	米價	四〇〇

500円 x 1053 = 5265円

となる、この五百五十八円から増産を切捨て五百五十円とし廿一年産米價を出した、最近の米價を示すと次の如し(石当り、單位円)

生産者價格と消費者價格との差百円を價格補給金として政府が支出するが、併出額が二千八百円石、總額供出をその二割算と見込み、合せて三千円石として、價格補給金卅圓を追加算に計上してゐる、この補給金は廿一年産米である  
さらに生産者價格五百五十円に決定したがこれは農林省算案(六百円)と五十円の開きがある、この差額は米増産になつてはならぬ肥料價格の一部として國庫で補つて決定した、結局生産者價格に對しては六〇〇円が支拂われることとなつた  
【石炭】次に石炭の生産者價格は十二月六日の閣議で決定、經濟安定本部、物價廳から發表された、新生産者價格はトン当り三百四十六円である、これは十一月一日に定めた引上げ額として廿二年三月末まで適用するが、坑木、その他資材の値上りがあれば変更する、物價廳は石炭生産者價格の原價計算を次の通り發表してゐる、トン当り物價費 六十一円、労務費、福利厚生費 二二円、その他採掘費 四十二円、一般採掘費(銷却費) 三十四円、合計 一四〇円、その他大内、合計 三百四十六円、そして新生産者價格は出度月間二百廿万円と見込んで決められ、炭礦会社の利益(配当)は計算してゐない、従つて三百四十六円は生産者として背し、が、奨励金、經營の合理化、出炭距離の向上



で利益をあげ得るを見てゐる。消費価格は十二月十三日物價編から発表廿一日から実施した、新消費価格は一般消費価格と特定消費価格の二本組とし、石炭消費価格の改訂が一般消費価格におよぼす影響を最小限度にとどめるため、石炭の大口消費十産品には補助金を交付する。一般消費価格は生産者価格プール細に輸送費、配給機関の運営費等のプール額を加算した額とし、炭種別、規格種別、炭場別別に定める、すなわち生産者価格平均三十四十六円に輸送費五十五円七十銭を加算した四百一十円七十銭が全国平均トン当り一般消費価格となる。

特定消費価格(イ)わが國産物の基礎的なもの(ロ)その製造者が國民生活又は他の産業におよぼす影響の大きい産品で、政府の指定したものに於ては石炭價格の値上りによる影響を減少するため、特定の産品には消費者補助金を交付する。特定の産品の範囲はガス、コークス、鉄鋼、電力、化学肥料、セメント、ソーダ、製塩、船舶(燃料) 國鉄および私鉄鐵道、補助金は特定消費価格と生産者価格をトン当り二百円として算定した價格と一般消費價格との差額とする、すなわちトン当り平均二百一十円七十銭を特定消費に交付する、また石炭生産者價格が十一月一日にさかのぼつて実施するの

に対し新消費価格は廿一日から実施するの、十一月一日から十二月廿日までの消費價格に対しては、物價編は新消費價格と旧價格との差を差額として國庫補助するものとしてゐる、すなわち新消費價格前記價格四百一十円七十銭から旧價格百五十円を引いた二百五十一円七十銭を各消費者に交付する。ただ國鉄だけは百五十円とし一般消費價格との差額を消費者補助金として交付する。

なお廿一年上期(四月一十月)中、四月から六月までの生産者價格は二百二十円、うち補助金自由であったが、七月一十月期は生産者價格三百六十円、うち補助金二百六十六円五十銭(うち國庫補助六十四円五十銭は政府負担として補助金に加算された)に増額し、石炭産地から補助金として約十二億を計上する巨額資金との間に困難が出来たと発表された。石炭の補助金は廿一年九月四日の第十四回対日理事會で問題にされた、そのメモランダムによると、石炭は政府の巨額の補助金を受けてゐる、補助金は生産の削減よりも消費者價格の低下を狙つた損失補償の性質をもつてゐる、現任炭産地への補助金支拂は買付價格より多くなつてゐるが普通で、事實上政府資金によつて賄われてゐるのも同然である、石炭補助金制度は完全な改革が必要である、と考へてゐる、さらに九月十八日の第十五回対日理事會で代表マクマホン・ポール氏

から補助金制度には原則的に賛成するが、現在の運用方法が拙い、政府管理の下において補助金は有効であると述べられた。この補助金制度自体にたしかに欠陥があつたし、同時に運用を誤つた、そこで政府も補助金制度を十一月から停止し、新炭價の実施と併行して従来の國庫補助金制度を廃止して、石炭増産奨励金制度を採用することになつた、同時に備蓄必罰主義をとり、新炭價の要請に組合側の要求であつた労働賃銀坑内五十円、坑外三十五円を繰込み、奨励金も四分の三を労働者に分配する一連の措置をとつた、また消費者補助金として廿一年度追加予算に價格調整補助金として七億八千五百万円を計上してゐる。

【鉄鋼】さのて鐵鋼に対しては廿一年度の價格を廿一年十二月一日以降、販賣價格トン当り純鉄一、三〇〇円(現行九〇〇円)、鋼材九〇〇円、スチール一、八〇〇円(現行一、八〇〇円)に値上げされ、同時に價格調整補助金は生産條件の維持に充てられる廿一年度下期のみ暫定的に維持するとして、廿一年度より打切ることになつた、この鐵鋼價格補助金廃止による影響、炭價の値上りに対しては特殊物件押上げによる價格差益金を財源として鉄鋼價格調整資金を設けて、價格改訂を行わず價格調整を行ふことになつた、廿一年度下期分として三億五千万円の支出を決定、トン当り純鉄九〇〇円、鋼材一、四五〇円を交付する。

産 業  
石 炭

終戦後カタ落ちとなつた石炭生産は引きつゞき日本産業を危機へ追いこみつつある、すなわち政府のたてた廿一年度出炭計画は年間二千三百万トンでこれに対する出炭実績、遂行率は次の如くであつた

◇廿一年度出炭計画実績表(單位千トン)

出炭計画	出炭実績	遂行率%
四月	一、六〇〇	九三・三
五月	一、七〇〇	九七・〇
六月	一、七〇〇	九七・〇
七月	一、七〇〇	九七・〇
八月	一、七〇〇	九七・〇
九月	一、七〇〇	九七・〇
十月	一、七〇〇	九七・〇
十一月	一、七〇〇	九七・〇
十二月	一、七〇〇	九七・〇
廿一年	一、七〇〇	九七・〇
一月	一、七〇〇	九七・〇
二月	一、七〇〇	九七・〇
三月	一、七〇〇	九七・〇

右表のうち六、七月の不成績の原因は食糧事情が深刻となり九州地区では六月一日から基準米が運配したし六月廿一日には家康への

加配米が打切られたことによるもので八月に入ると占領軍による食糧放出、その他政府の炭坑向け食糧確保対策が功を奏したため、労働協力のよる救済増産運動によつて百七十九万と夏所期にもかかわらず遂行率百八パーセント計画を突破した、十月には北海道のゼネストがあり九州にも波及しかけたが短期間で影響なく、十一月には食糧事情の好轉と北海道の賃上げ闘争の暫定的解決、坑内の整備進捗などで出炭二百萬トンを突破し終戦後の最高記録を示し、十二月の計画量には達しなかつたが新記録を更新した、しかし昭和十四年の平均月産四百廿六萬、十七年の四百五十一萬、十九年の四百一十二萬に比べると、なおその半数にも満たない状態である、この原因としては(一)坑内の荒廃(二)切羽の短縮(三)設備材の入手難(四)資金の梗概(五)労働者の充足難(六)採算の不調などがあげられるが、最大の障碍は設備材の入手難である、切羽の延長と坑道の掘進はもつとも必要にもかかわらず、これに必要な設備機械、所屬資材は勿論のこと、排水ポンプ、モーター、捲上げ用ロープなど直接採掘用資材さへ事欠く状態である、つぎに労働問題も従来炭坑の労働者は坑内夫六十五、坑外夫卅五といつたが十一月現在では坑内五十三、坑外四十七となつてゐる、また廿一年秋からの食糧事情の好轉は坑内夫希望者の減少とな

り、さらに離山者の増加となりつつある。以上の出炭状況のため供給事情はきつめて深刻である、廿一年度第三四半期供給計画をみると出炭六百七十七萬、貯炭繰出し十萬、合計六百八十七萬の供給に対する主要部門別需要は次の如くである(單位千トン)

部門別	最低需要量	供給量	需要に対する供給率%
電力	一、〇〇〇	一、〇〇〇	一〇〇
ガス	一、〇〇〇	一、〇〇〇	一〇〇
鉄鋼	一、〇〇〇	一、〇〇〇	一〇〇
造船機械	一、〇〇〇	一、〇〇〇	一〇〇
窯業	一、〇〇〇	一、〇〇〇	一〇〇
化学肥料	一、〇〇〇	一、〇〇〇	一〇〇
化学工業	一、〇〇〇	一、〇〇〇	一〇〇
織造工業	一、〇〇〇	一、〇〇〇	一〇〇
その他	一、〇〇〇	一、〇〇〇	一〇〇
合計	一〇、〇〇〇	一〇、〇〇〇	一〇〇

右のような供給のはなはだしい不均衡によつて六月頃から伸縮みとなつた主要物資生産実績は十月に入るややつたく頭打ちとなり一方生産資材のストックはよりやく底をつき、これを原因としていわゆる三月危機が叫ばれたといつた、政府は十月四日の閣議で、昭和廿一年度下半期石炭危機突破対策を決定、これにもとずき十月十八日閣議で、炭坑部から



炭鉄労働者および家族に対する生活保護費定額... 炭鉄労働者一人一日平均六...

さらに政府は縮小再生産過程にある産業界... 昭和三十二年一月三月は他産業を犠牲にして...

鐵 鋼

鐵鋼の生産と消費量とを、その國の産業力... 昭和三十二年一月三月は他産業を犠牲にして...

Table with 2 columns: Year (昭和三十二年, 昭和三十一年, etc.) and Iron/Steel production/consumption values.

Table with 2 columns: Year (昭和七年, 昭和八年, etc.) and Iron/Steel production/consumption values.

鐵鋼の生産と消費量の低下および炭鉄不足... 昭和三十二年一月三月は他産業を犠牲にして...

一方需要は頗る多く鉄鋼協同会では業界の... 昭和三十二年一月三月は他産業を犠牲にして...

電 力

この結果廿二年十二月中旬許可された鉄鋼用... 昭和三十二年一月三月は他産業を犠牲にして...

Table with 2 columns: Year (昭和三十二年, 昭和三十一年, etc.) and Electricity production/consumption values.

昭和三十二年一月三月は他産業を犠牲にして... 昭和三十二年一月三月は他産業を犠牲にして...



一〇〇の供給を受けることは不可能となり加えて廿一年夏季は降雨が少く水力発電能力は著しく低下し、九月には早くも供給のパラメータは破綻の兆候を示しはじめた、商工省ではこれに対処するため同年十一月六日に改正電力管理法による電力供給調整規則および関係告示を公布し十一月十日より施行した、この電力供給調整規則による電力制限はまず電力需要を第一種(産業用) 第二種(業務用) 第三種(住宅用) 第四種(電気製氷、電気氷イラー、衛生燈などで制限適用中は使用禁止)に区分し制限率は第一種は五段階に分け七、八月平均使用実績の最高五割を、第二種第三種は三段階に分け九月実績の最高二割をそれぞれ制約制によって制限する、即ちを超過した場合はいれも一時的にひき止めた超過料を徴収することとした、しかるにこの制約制限を実施しても湯水と石炭不足のためなお供給力が不足するので各地区では告示による制約制とは別個に緊急手段として個々の配電線の送電停止を行い電力供給の平衡を保つこととした、この結果廿一年秋から廿二年の夏季洪水期にいたるまで一般家庭は勿論重要産業にいたるまで極端な電力制限を受けた

肥料

わが國の肥料生産は硫安百廿四万ト、石灰

二百六十万ト(いずれも昭和十六年)過燐酸石灰百六十三万ト(十五年)を最高に逐年減産の途をたどり廿年には硫安廿四万三千ト、石灰燐素七万八千ト、過燐酸石灰一萬一千トと激減した、この原因は(一)一部生産設備の増設(二)生産設備の老朽化(三)補修資材の入手難、労務不足(四)原材料特に石炭、コークスの不足(五)工場の被災などであつた

しかし戦後の食糧事情の逼迫に對照するため、昭和廿二年(廿一年八月一廿一年七月)の下期すなわち春肥の生産目標は廿五万トとして肥料増産をはかつたが、実績は硫安二二八、二二三ト、石灰燐素九四、三四〇トで生産達成率は八割にみたず、設備の補修、資金の導入をしない限り生産の増大は望まれないことが明らかとなつた

そこで政府は廿一年六月「肥料緊急増産対策」をたて大要左の如き具体策を遂行することとなつた

【生産計画】 硫安六二万八千ト、石灰燐素廿二万七千ト、計八十四万五千ト、このために(イ)生産工場に對して毎月生産指示額を示す(ロ)各工場に協力官を派遣する(ハ)原料、資材は特種の特許で優先扱いをする(ニ)肥料確保のため各工場の定期修理の繰延べを行い、増産その他アンモニア系の増産を一時制限し肥料生産の確保をはかることとなつた

【硫安】

月	生産予定	実績
八月	四、三〇〇	四、三〇〇
九月	四、三〇〇	四、三〇〇
十月	四、三〇〇	四、三〇〇
十一月	四、三〇〇	四、三〇〇
十二月	四、三〇〇	四、三〇〇
計	二五、八〇〇	二五、八〇〇

【石灰燐素】

月	生産予定	実績
八月	一、八〇〇	一、八〇〇
九月	一、八〇〇	一、八〇〇
十月	一、八〇〇	一、八〇〇
十一月	一、八〇〇	一、八〇〇
十二月	一、八〇〇	一、八〇〇
計	一〇、四〇〇	一〇、四〇〇

すなわち硫安九十四万ト、石灰燐素八十六万トの達成率で、廿一年十二月には供米リンク用硫安三万三千トの前渡し(一月分)がよりやく可能となつた程度であつた

△燐酸石の輸入△廿一年二月以來北東東および九州(中国)から入荷をみていたが、七月に入つて本格的なモロツコ燐酸石が輸入さ

れそれ以後イタ本、アンガウルなどから輸入荷をみて、休止状態であつた燐酸工場(十三会社廿五工場)の大部分が操業することとなつた、廿一年一月十二日の輸入量は十七万ト余、なほ今後毎月四、五万トの輸入が現況化することになり、試験事業は順調と見られる、この結果過燐酸石灰の生産は尻上りに上昇し廿一年一月の一千九百トから十二月には四万トに急増した

△燐安の輸入△農林省では燐酸アンモニアの緊急輸入を連合軍司令部に懇請中であつたがその第一船アルドリツト号が六百九十六ト(硫安燐素九千九百四十四ト)を積んで廿二年二月四日横浜に入港した

△肥料行政問題△政府は廿一年十月陸軍本部内に肥料審議会を設置し生産、供給に關する審議をはじめ國營問題をも具体的に研究課題として取り上げる事になつた

織 維

【綿紡績】 綿紡績工業は見返り生産の重要になつて再興のスタートを切つた、廿一年六月四日、二万一千七百十二個の棉花を積んだ輸入米船第一船ギブソン号は神戸港に入港した、わが紡績再興の歴史的な日である次いで第二船、第三船と米棉の輸入は引続き順調に行われ廿一年末までの総数は約六十五万俵に達した、連合軍司令部の許可したこの

米棉の第一回輸入高は最初百廿六万俵と傳えられた、しかし戦後のわが紡績能力は揮動可能量が前年の四分の一程度に激減していたすなわち戦時中の供出、戦災等のため可能量は約百六十万俵位と見られた、このため当初の計画を大幅に削減して結局八十九万俵と決定された、この原棉を全部消費するため廿一年中に少くとも百五十万俵の復元を完了し、総数三百万俵を超える計画がたてられた、だが、この復元計画が資材難、資金難、輸送難等にたたられて計画通りには進まなかつたのみならず、さらにその客観的生育条件が予期以上に悪化した、このため再興後半年のその成績は決して良好とはいえない、殊に廿一年十一月、十二月の間にわたつて生産促進期間を設定し食糧、資材、資金等の面では重点的増産第一位の優遇取扱を受けたが、急角度な増産のねらいは失敗に終つた、総括的に見れば紡績といえども所産全体を敵う程小再生産の過剰外には立ち得ぬことを如実に物語つてゐる、この成績不振の原因は設備復元の未進歩、食糧不足、熟練度、能率の低下、労務不足、電力、石灰その他資材の不足等が挙げられる、食糧不足は綿紡績工業へ廿一年八月、九月頃を頂点として相当な打撃を與えた

石灰、電力その他復元資材、包装資材などの不足も中々深刻で、殊に石灰、電力不足の影響は廿一年十月頃から顕著であつた、一方業者側では工員、職員の待遇改善を織り込んだ加工賃(廿二年一月現在綿糸一俵当り一千

十三円余の値上を並同に要請してゐるが、廿二年に入つてもなお未解決のまま推移したかくて綿紡績工業の再興後半年度の経過は多難であつたが、半面輸出産品の中核的意義にはいささかも変りはない、廿一年九月決定した綿紡績生産三ヶ年計画の実施は廿二年が初年度である、この意味でも再興第二年度の生産は克服して所期の計画生産遂行に拍車がかけるだろう

◇綿糸生産三ヶ年計画(單位千錠)

輸出向	初年度	二年度	三年度
三〇〇、〇〇〇	三〇〇、〇〇〇	三〇〇、〇〇〇	三〇〇、〇〇〇
國內向	一、〇〇〇、〇〇〇	一、〇〇〇、〇〇〇	一、〇〇〇、〇〇〇
合計	一、三〇〇、〇〇〇	一、三〇〇、〇〇〇	一、三〇〇、〇〇〇

◇綿布各月生産量(昭和廿二年七月一十二月 單位千疋)

七月	六、五八二	八月	一、一、八二七	九月	一、一、五五〇	十月	一、二、七三〇	十一月	一、二、六二五	十二月	一、二、二〇二	計	一、一、一九二
----	-------	----	---------	----	---------	----	---------	-----	---------	-----	---------	---	---------

十大紡績廠制限 海外局発表によれば 總司令部は十大紡績会社の總数を日本政府報告により廿二年一月卅一日現在の各社所有数に制限した、経済科学局織造科羊毛班長イトン氏はこの措置は十大会社が事実上綿紡績業を独占し続けることを防止する目的であると語つた、指令は左の十大制限会社に取引を終了してない新紡績機械の注文や契約を取







の好意により、さらに原産石が入荷することになったので七万トンを追加配給することになった

【肥料のリンク配給】農林省では肥料の公平配給と適期確保を図るため廿二年八月の新肥料年度から従来の反立制配給方法を変更して供出にリンク配給するものと、農家の保有食糧(供出対象とならないもの)の生産に對して配給するものと二本配給の方法を採ること七月七日決定した

【養蚕復興五ヶ年計画】政府は今後輸入見返り品の大宗となる輸出生糸の増産を計るため五ヶ年計画をたて「養蚕復興緊急対策」を廿一年八月十三日の閣議で決定した、その概要は登録制等による蚕園の確保、養蚕関係者に対する食糧増産措置、繭糸価格の是正等であり、これにより昭和廿六年に蚕園面積を廿七年町歩に拡張し、廿七年三万本の生糸を生産する予定である

【養蠶減収】廿一年度の養蠶状況は蚕園の減少、肥料不足による養蠶減収見越で増立が減少、繭質低下が生産意欲を減退させる等重なる悪条件であったため、養蠶生産高は目標の二千万円をはるかに下回り、廿一年九月廿日農林省の発表では九百六十五万五千円で前年に較べ五百八十六万圓(三割七分八厘)の減収であった

廿一年度

前年比較

養蠶戸数 廿一年度 前年比較  
増立数 四、〇〇〇戸 一、〇〇〇戸  
掃立数 四、〇〇〇戸 一、〇〇〇戸  
收購高 九、〇〇〇円 五、〇〇〇円

【現代金銀現預金】農林省では廿一年度夏秋の現代金の全額新田拂を廿一年八月廿九日決定した、春の現代金は一割増増産三千万以下は新田で拂、一千万以上となった場合はその超過分だけ封鎖交付であったのを通の増産と供出確保のため改めた

【価格改正】昭和廿一年度の繭糸価格は廿一年七月十日決定したがその後原料繭糸の値上り著しく養蚕復興五ヶ年計画の完成を期するため物價調整では夏秋繭糸から繭糸改正の必要を認め検討した結果、大正十年から昭和五年までの十ヶ年における米一石の価格と繭一貫の価格との平均比率を米の現行生産者価格に準じた金額を基礎として、昭和廿一年夏秋繭糸については九百円(標準繭糸一貫百廿五円)廿二年夏秋繭糸については生産促進の意味を含めて千円、標準繭糸で百五十四円とすることに決定した

【農機具対策】農機具の生産配給は繭糸の昂騰に從つて価格を昂騰に改訂される情勢にあつた結果、製造業者は製品をストックして容易に出荷せず、その間に闇の流通が盛んに行われた、農林省ではこれに對し農機具統制規則を改正し、農機具の製造、販賣業者等

から製品を全国農機具に均等に配給させる措置を講じ(廿一年五月十五日)また本省官吏をして臨時農機具工場を視察検査をなさしめ、ストックを発見した場合は必要に應じ強制的に配給の手段をとつた

【農機具の生産確保】農工省では廿一年上期(四月一九月)の農機具生産を前年の八割程度確保するため價格に見償つて約六億五千万円に上る生産確保対策を六月十日の次官會議で決定、資材、資金、輸送等を他の重要産業と同様に優先的に確保することにした

【開墾事業の進捗状況】食糧増産の積極対策として十九年來実施している政府の五ヶ年百五十万町歩土地開墾事業中、廿一年度計開墾面積は十三万町歩で、北海道を除く廿一年九月末現在の状況は開田、開墾合計約五万八千五百町歩で計開墾面積の四割五分、入植戸数は約三万二千廿戸で計開墾六万三千七百の五割一分であった

木材

廿一年度木材供給計画は戦後復興の爲め一般用材をはじめ造船、車輪用材、坑木、枕木等一億一千万円に上つたが、生産消費の需給を勘別し中央供給調整協議会が、生産計画七、五二八万石、供給計画七、二六〇万石とし、用途別計画は次表の通り決定した

経 済

◇廿一年度木材供給計画(単位千石)

用途	需要量	生産計画量	供給計画量
一般用材	八、八〇〇	八、五〇〇	八、五〇〇
造船用材	一、〇〇〇	一、〇〇〇	一、〇〇〇
車輪用材	一、〇〇〇	一、〇〇〇	一、〇〇〇
坑木	八、〇〇〇	八、〇〇〇	八、〇〇〇
枕木	一、〇〇〇	一、〇〇〇	一、〇〇〇
電柱	一、〇〇〇	一、〇〇〇	一、〇〇〇
バルブ材	一、〇〇〇	一、〇〇〇	一、〇〇〇
普通合板用材	一、〇〇〇	一、〇〇〇	一、〇〇〇
計	二、〇〇〇	二、〇〇〇	二、〇〇〇

以上の計画に於て年度初めから木材増産推進機関を設け、林業労働者に対する主要食糧の供給、必需副食材の重点増産、木材金融に關する自由支拂の特別措置、進駐軍用材、坑木その他の例外價格措置等の方策を講じ生産配給の確保を計つたが、第一四半期の成績は深刻な食糧事情や一部に水害の発生があつて、生産実績一、四〇八石(期別計画量の七五%)に配給実績七八七万石(計画量の六〇%)に復原材の配給実績は五三九万石で期別の六五%にすぎなかつた

【木材割当制の決定】農林省では廿一年四月廿二日の木材供給調整協議会で決定した方針を採用して実施することになった、すなわち各地方長官は坑木、バルブ材等特殊材については四半期別に、その他副食材は毎月確實な供給見込量を調査計画し、その範囲内で配

当額を先行し配給制とするものでその割当順序は次の通り(一)進駐軍宿舎兵舎用木材(二)石炭、硫安その他燃料工業用材、開墾用材、園材、構材その他肥料工業用材、開墾用材、園材、構材(三)運輸通信施設用材(四)引揚民宿舎用材(五)公共施設用材(五)その他復興事業および土木用材で緊急に必要とするもの

【森林行政に技術者】和田首相就任後の廿一年五月下旬、農林省令で天然資源局長官は、新設相が直轄する最初の重大問題は、木材生産の政府責任者の地位に、技術的に熟練したの士を揃えることと表明した

【林業法の制定】昭和廿一年四月、農林省は整理統合して木材の一元的生産配給を行うため、昭和十六年制定の木材統制法により設立された地方木材株式会社、日本木材株式会社(以下統制法)の統制を廃止し、戦後の事態に即應する自主的団体による木材の生産配給を行うため政府は第九十號令に林業法を提出した、同法案は十月三日成立、同月十日公布された、これにより日本木材、地木社は解散され木材統制法は廃止されることになった、これにかつて新たに誕生する林業法は、森林所有者が組織する森林組合、林業法によつて自主的に組織される木材生産配給業者の

林業組合を単位組合として都道府縣および全

國的規模に設立される、その事業としては、民間団体として森林の維持増進および林産物の生産配給の自主統制を行うを主眼とするが、その範囲の如何はなお農林省の責任において定められることになっている、なおこの林業法は廿一年六月廿六日附連合軍最高司令部から日本政府宛送られた「日本木材株式会社および地方木材株式会社の解散に關する件」なる覚書を主旨として実施されることになったものである

漁区 拡張

【新設大漁場】新設の生産出荷を強化するため政府は廿一年十一月廿日日本木材は生産者價格で八割方引上げ、普通新も生産者價格大割三分、消費者價格大割四分の引上げを実施した、この結果消費者價格は平均は木炭三、四九〇圓、薪一、三三九〇圓となった

廿一年六月十二日の対日通事會で日本漁業地区の暫定的擴張を決定した、従来太平洋方面の日本漁業地区は北緯廿六度、東經百廿三度の線(千島南端)を基準とした地帯を指し、これを五百哩以内で認められたが、同日の決定で千二百哩まで拡張されたが、東支那海、日本海方面もかなり拡張されることになった、これによつて小笠原列島のオホ、メバチ、沖繩列島のオホ、メバチ、東支那海のグチ、ニハ、たい等漁船底層漁業および小笠原列島近海の捕鯨が擴張される

経 済



こととなり、従来の許可区域の約四倍以上に拡張された、この拡張は七月からの食糧危機に對し水産食糧費額一千万の確保が見込まれ、危機突破の二つの光明となった

【かつお、まぐろ漁業に許可制】農林省では前記漁区拡張許可に伴い、かつお、まぐろ漁業に計画制を持たせ、許可区域の厳守を保障するため廿一年九月一日から同漁業従来の届出制を廃し許可制とした

【漁船建造許可】農林省は廿一年八月十五日日本政府に對し漁業用鐵船二百一十一隻(二万四千七百九十噸)、同木造船十七隻(千九百四十噸)の建造許可を與えた、これは第二回の許可で第一回は鐵船、木造船計四百六十六隻(八千五百三十二噸)、(五月十三日)であった、右に關し農林省令部長レディ氏は「これは日本政府が必要なる漁船隊として要請した三万五千二百四十四隻の一部であり、残余のものはお檢討中である」旨談話を發表した

【漁網縮花八万噸】農林省では水産食糧確保の立場から他の民需を犠牲にしても水産用漁網の供給を確保する方針で廿一年度の供給量を縮花八万噸と予定し、鹽漬網のもの、單放出品および輸入米網をこれにあてることにした(廿一年七月六日、九十聯合農務院農物養育緊急措置委員会における農林省松田總務局長答弁)

【漁民のサボに警告】(日本管理の項参照)日本漁業の現状】廿二年二月十九日の朝廿六回対日理事會席上農林省令部長アダムス水産物部長が日本漁業の現状について報告した内容は左の通り

「不振を極めていた漁業は農林省令部長の周密的調査に基づき七百八十隻の漁船を超過する計画を決定、すでに二百卅隻が出漁している、廿一年中漁業用に各種石油製品廿三万七千三百八十六、噸が米國から輸入された、これによつて漁業用石油製品月間消費量を一九四五年十二月の六千、噸から一九四六年十二月の一萬八千、噸にまで引上げることが出来た、また七千六百五十、噸を四半期毎に漁業用に割當供給することがいよいよ可能となった、さらに漁区は拡張され、また化学原料加工工場を日本各地に建設しようという申請書が考慮されている」

【漁業協同組合法案】農村とともにわが國の封建的な支柱である漁村の民主化と漁業生産力の増進をはかるため、政府は九十二通常國會に「漁業法中改正法案」と「漁業協同組合法案」を提出することとなりその要綱を決定した、これにより漁業生産の基本となる漁業権は個人の独占を禁止され、新に組織される「漁業協同組合」の手に移され、漁業権の一切が動く漁民に開放されることになった

【捕鯨期間延期】南洋捕鯨漁業は二十年十二月から廿一年三月までとマコ令部から許可されたが、三月卅一日までに一ヶ月延期が許可された、三月卅一日までに小笠原方面に活動した大洋捕鯨船隊は四十隻前後の鯨六十二頭を捕つた

【南水洋捕鯨】廿一年八月六日連合軍の許可により六月よりわが捕鯨船隊が南水洋に活躍することになった、漁期は十二月から廿二年三月までで捕鯨母船立丸(日本水産)と第一日新丸(大洋漁業)各一萬、噸は、十一月七日それぞれの基地大阪、長崎開港を出帆、捕鯨船各六隻、母船各一隻、冷凍冷蔵船四隻等二船隊を組織して南水洋の漁場に向つた、十二月六日には南緯五十六度、東経百十度下百卅度線の予定漁場に到着する予定であった

○なお大洋漁業では九月初めから北海道で捕鯨に従事し十月廿八日までで百七十五頭を射とめ南水洋出漁の前哨戦にいかげんあけた

○渉外局発表によれば日本の南極捕鯨船隊は廿二年一月七日までに総計三百頭の鯨を捕獲したと報じてきた旨、九日天然資源局から発表

○渉外局発表によれば日本水産捕鯨船隊は昨四月八十六頭を射とめて廿二年二月廿五日捕鯨の途についた、一方大洋捕鯨の捕鯨船隊は三月十五日捕鯨の途につく予定、この二船隊の收穫は鯨肉約一萬八千、噸、油約一萬五千、噸と副産物約八千九百、噸である

### 食糧

敗戦後、朝鮮、台湾、滿州などの食糧供給圏をうしなつた上に、復員、引揚の進捗に伴い人口が逐次増加したにかかわらず、廿年産米は年來の肥料不足と氣候不順等の悪条件のため稀有の不作となり、加うるに敗戦後の混亂と相まつて更に深刻な食糧危機を招いた、一千万餉死がなえられ、社会不安を醸成するとともに、政治の部面においても(食糧メーデーなど)動揺を與え、食糧事情にもとづく生産不振の結果價格暴落も軌道に乗らず、また主食不足による生活費昂騰のため労働者の賃上げ要求は争議を醸出せしめ、さらに教育文化等の部面にも食糧難がこぼりつたのであった、この現状を打開するためあらゆる対策が講ぜられたが、結局連合軍の好意によつて食糧輸入が許可され、その放出によつて危機を脱することが出来たのである

かくて廿一年産米の豊作はその後の食糧事情に光明を與えたが、供米状況が必ずしも円滑に推移せず、また輸送面、配給操作上にも難点があり、またたび通欠陥を見るにいたつたことなど主食事情は全面的には好轉するにいたらず、生鮮食料品にあつても問題は解決されず、國民一般は物價高とインフレーションの激浪の中に窮乏生活をつひけており、食糧問題はなお幾多の課題を將來に後してゐる(食糧

### 食糧事情の悪化

戰時中から日本の食糧事情は窮乏状態をいつけて來たが、廿年産米の凶作(自收高三千九百廿万石)は食糧事情悪化の絶對的な原因となつた(本年産廿一年版二二一頁参照)すなわち廿一年四月ころまでは強硬策動、生産増進に対する赤字撥出の強行、救済米の断行等によつて國內手持食糧の平均化をはかりどうにか持ちこたえて來たが、五月になつてそれさえも行詰り、北海道をはじめ京浜、青森、山梨地区より漸次全國に配給難を生じ五月末現在東京部における運配は廿日平均に達し、食糧事情は悪化の一路をたどつた(政府、國民生活、地方都市の各項を参照)

### 食糧輸入とその放出

戰時中から日本の食糧事情は窮乏状態をいつけて來たが、廿年産米の凶作(自收高三千九百廿万石)は食糧事情悪化の絶對的な原因となつた(本年産廿一年版二二一頁参照)すなわち廿一年四月ころまでは強硬策動、生産増進に対する赤字撥出の強行、救済米の断行等によつて國內手持食糧の平均化をはかりどうにか持ちこたえて來たが、五月になつてそれさえも行詰り、北海道をはじめ京浜、青森、山梨地区より漸次全國に配給難を生じ五月末現在東京部における運配は廿日平均に達し、食糧事情は悪化の一路をたどつた(政府、國民生活、地方都市の各項を参照)

### 食糧報告發表

【供給見込】 昭和廿二年十二月廿五日農林省発表  
前年よりの繰越古米二五〇万石▽昭和二十一年産米四、〇一七万石▽昭和二十一年産米二八〇万石▽麥類七五〇万石▽雜糧三六七万石▽未利用食糧一六五万石▽計五、九二九万石

【需要見込】 農林省発表  
一八二万石▽酒造用米六五万石▽味噌用米その他一〇五万石▽翌年への繰越用米二五〇万石▽計七、八〇二万石

【差引不足高】 一、八七二万石

### 廿年産米の供出状況

廿年産米の供出状況は農林省統計による廿一年二月十日現在の政府買入米數量は一千二



百二十万六千八百九十八石、割当量二千六百五十六万一千石に對する進捗率は四割六分といふ成績で供米期限たる三月卅一日現在では千六百七十七万二千七百七十八石六割三分一厘で、強権の発動をひかえて全国的に実施された供米勧告にもかかわらず不振をつづけた原因は、政府の施政に對する國民の不信、具體的には穀元配給への不安、肥料、農機具、地下足袋、作業衣などの配給におけるが如き政府の公約の反古化、割当の不均衡、官價的農業者への不満、さらに強権発動の片手癖などがあげられた、次に四月十日現在の進捗率を示せば次表の通りで大消費都市への割当状態は次第に悪化し手付量も漸次減少をみせ同月末他は大都市を襲ふ懸念を醸成した

○廿年産米買入量

(農林省発表の廿一年四月十日現在数)  
 農、單位割当数量千石、買入数量石

地方別	割当数量	買入数量	進捗率%
北海道	1,000	1,264	126.4
青森	1,000	1,244	124.4
岩手	1,000	1,144	114.4
宮城	1,000	1,044	104.4
秋田	1,000	944	94.4
山形	1,000	844	84.4
福島	1,000	744	74.4
茨城	1,000	644	64.4
栃木	1,000	544	54.4

群馬	100.1	100.1
埼玉	98.7	98.7
千葉	97.3	97.3
東京	95.9	95.9
神奈川	94.5	94.5
新潟	93.1	93.1
富山	91.7	91.7
福井	90.3	90.3
山梨	88.9	88.9
長野	87.5	87.5
岐阜	86.1	86.1
静岡	84.7	84.7
愛知	83.3	83.3
三重	81.9	81.9
滋賀	80.5	80.5
京都	79.1	79.1
大阪	77.7	77.7
兵庫	76.3	76.3
奈良	74.9	74.9
和歌山	73.5	73.5
鳥取	72.1	72.1
島根	70.7	70.7
岡山	69.3	69.3
広島	67.9	67.9
山口	66.5	66.5
徳島	65.1	65.1
香川	63.7	63.7
愛媛	62.3	62.3

この食糧危機の中にあつて、廿一年産米は體附以來適順な天候に恵まれ、成育もよく、肥料不足も好夫がそれを補うという状況に七月ころからは收穫六千万石程度の豊作が傳えられ、危機を乗り切る國民へ明るい希望をもたせ、二合五勺への待望を大きくさせた

【供出割当会議】九月に入つてから同月日もことなく過ぎ、農林省では九月十日から各地方長官を揃めて供出割当会議を行つたが、ここに持寄られた收穫予想は六千万石突破の雨をよそに五千二百七十万石という意外な数字に当局を驚かしたが、農林省側はあくまでも六千万石を上回るものよみなして東京と大津で開かれた東海兩地の地方長官會議で個々に當つての難航を懸ねた結果、全國生産界は高は米五千七百四十九万三千石、雜穀四百九十九万六千石、甘藷十五億七千七百七十七万石で、その供出割当は米、雜穀合せて二千

廿一年産米の豊作

高知	100.1	100.1
福岡	98.7	98.7
佐賀	97.3	97.3
長崎	95.9	95.9
熊本	94.5	94.5
大分	93.1	93.1
宮崎	91.7	91.7
鹿児島	90.3	90.3
計	88.9	88.9

八百六万六千石、甘藷六億四千五十八万八千石と決定した

【供出促進策】この供出を促進させるべく新米價を右当り六百円、賣渡價格四百五十円に引上げ、新米の超過供出奨励金は右当り百五十円、早場供出奨励金は時期別、地方別により百円、五十円、卅円の三段階に、甘藷の新價格は時期別によつて最高八十円から四十円まで、肥料の配給價格はトシ当り千石見引下げて差額は政府負担とした、早場米の供出は当初から好調を示した

またも運配を生ず

新米穀年度(十一月一日)から増配が実施されたのも東の間、石炭不足による輸送難は十二月の雨をきかぬうち早くも各地に運配を生じた

【運配、全國に擴大】廿二年三月に入つてさらに食糧事情は悪化して來た、北海道をはじめ大都市の米の運配は深刻の度を増し、農林省に入電した各地の運配状況をみると、最高は小樽の卅日(六日現在)で東京、青森、福岡その他大都市はいずれも運配がひろがる傾向をみせ、東京にいたつては連日数回は食糧メーデー時の様相を呈した

從來消費都市への回米不振は輸送が最大の隘路となつていたが二月中旬から供出が順打ちとなつたことが本質的な運配の原因となつたこれは一部農民の入割供出運動や米價の問題その他影響を興えたが、外國から食糧の輸入を懇請するにはあくまで十一割供出完了が前提となり、しかも米國食糧團の南明のようになつた供米成績では輸入は全く絶望とされた

十一割供米対策

三月八日農林省で開かれた全國經濟部長會議では供米対策について次の通り明らかにされた

十一割供出のための三特別措置をとることになつた、第一は十割を完納した農家にはそのうちの二割につき石当り百五十円、超過供出に對しては右当り三百円、郵送が十割を完納したときはその半に三百五十円を追加する、第二は作業衣、タイヤ、チェーンなど製菓物資五百六十万点を放出、これらを確保し農村に配給するため農村必需物資供給委員會を設け、また丸供のマークを貼附して優先輸送を行ふ第三は流通しや供米を阻害する行為は厳罰主義でそのむ、なほ甘藷、馬鈴薯、麦の供出を促進するため十割供出完納農家に限り無制限に米代替供出を許可、甘藷は現行の買当り四円を八円五十銭に、馬鈴薯は廿四円を四十八

円に値上げする

廿二年度食糧供給

廿二年十二月十三日和田農相を迎えて北陸地区農地改革協議会が新潟縣農協会で開かれた、席上和田農相は廿二年度の主要食糧供給計画について左の如く説明した(数字はすべて米石換算)

【供給】三千六百五十万石(内訳) 粳米二百九十万石、廿一年産米三千三百卅万石、廿二年産米早食い二百五十万石、廿二年米麥類四百万石、廿一年産甘藷百廿万石、廿二年産甘藷百五十万石、廿一年産馬鈴薯五万六千石、廿二年産馬鈴薯八十五万石、澱粉十萬石

【需要】五千三百五十万石(内訳) 一般消費費用、農家供給用四千四百万石、労働力配、製糖、鹽菜、茶作農家へ加配および農協期加配四百卅万石、味噌醤油原料用四百万石、引揚費用および西日本の操作用保倉量三百万石、銷引不足千六百五十万石ないし千六百六十万石(約二百五十万石)の予定

廿一年産米の買入

農林省では廿一年十一月廿八日、同月廿日現在の廿一年産米買入れ状況を発表した、割当割計二千八百六十三万石に對し雜穀も含めて六百六十九万五千八百三石で二割三分八厘の成績、十二月卅一日現在で二千六百三十六







鉄道(二二)日本郵船(二九)大阪商船(三三)山下汽船(三三)東洋紡績(六三)大田産業(四七)豊洲紡績(七八)大日本紡(二七)片倉工業(二二)都通工業(二〇)内外綿(一一)富士紡(一三)豊島紡績(一七)帝國人絹(四)日清紡績(一一)高島紡績(一四)日本毛織(一六)大和紡績(二〇)神戸製鋼(六)計四〇社(八六四社)

◇第三次指定(十二月三日)

三井鉄山(二八)北海道産(一四)三井化学(六〇)三井物産(六〇)三井船舶(一四)三井製糖(三三)三井製紙(一一)三井電機(三三)三井化成(一五)三井製鋼(五三)扶桑金属(五八)日本製鋼(一四)日新化学(一四)住友製鋼(三〇)井筒製鋼(一六)日本鉄鋼(二二)日本鋼管(二〇)古河製鋼(三四)内外通商(一四)鴻野物産(三三)計二〇社(五三三社)

指定会社の子会社を併計すると、六四九社となるが第三次指定では財閥子会社中の重要なるものが指定されたため、中には重複計算のものもある。重複は約千四百社と見られてゐる。これらの六十五持株会社はその持株全部を委員会に併出して名義を掲げなければならぬ。そして処分後の対価として自由処分禁止の証券価値をもちるのである。ではこの持株整理によつて放出される株式の量はどれ位になるか、明確なのは第一次指定の次の五

社分だけである

◇五大財閥保有証券(単位百万円)

株式	その他	計
三井本社	八〇・一	八〇・一
三井製糖	九〇・三	九〇・三
住友本社	二四・一	二四・一
安田製糖	二七・九	二七・九
富士製糖	一〇・一	一〇・一
計	一、八六・六	四、一七九・一

(註、在外株および閉鎖機関株を含まない、その他は債権および出資証券をいり、すべて換込金額とす)

すなわち十九億五百万円、これに第二次指定四十社の分が約四十億円、第三次指定廿社の方が約十八億円、合せて約七十八億円となる。

【財閥家族の資産】 また財閥家族の資産に對しても持株会社と同様の処置をするように連合債から十一月廿六日指令が出たが資産提出を命令された財閥十家の保有証券は次の通り帳簿価格にして概算約十二億円である

◇財閥家族の保有証券(単位千円)

三井	三、九〇〇	安田	一、八〇〇
岩崎	一、七〇〇	中島	三、七〇〇
住友	三、五〇〇	計	一、〇七、〇〇〇

その他五家(船川、浅野、古河、野村、大倉)約100,000

このほか財閥家族として報告書の提出を命ぜられてゐるものに大河内、松下、川崎、瀧沢の四家がある

なお三井本社、三井製糖、住友本社、安田製糖、富士製糖は廿一年から廿二年初にかけて解散方針を決定し、その後事實上解散したが、廿一年九月卅日に三井、三井製糖本社と安田製糖社は株主総会(または社員総会)を開き正式解散を決定、住友本社、富士製糖は企業整備計画を立てた上で解散することになった

【証券保有制限令】 以上の閉鎖機関によつて既成財閥の解体作業は一段落をつけるが、解体すなわち再編中であつては意味がないので廿一年十一月廿五日に「会社の証券保有等の制限に関する」勅令が公布施行された、これによつて制限会社は他会社の株式を保有することが出来なくなつた、しかもその制限は従属会社(子会社)と關係会社(孫会社)まで及ぶので、これらの会社を利用して間接に株をもつこともできない、またこれらの会社の間に買収を擔任することも禁止されさらに取引の自由を制限する契約を結ぶことも禁止された、また処分される株式を賣受ける際の限度は総株数の一割の價格にして五百万円という徹底的な分散方式がとられた、なお財閥關係などの株式を処置するため証券処置調整協議会が設けられることになった、これ

には多量証券の証券機関も附設されることになつてゐる、なお持株の買却の地位は証券保有制限令によると(一)その会社の従業員(二)その会社または工場所在地の地元投資家(三)その他一般國民となつてゐる

この証券保有制限令によつて財閥持株会社の相互持株による債的財閥機構は解体されることになり、共にこれら關係会社への再編中は防止されることになる、しかし一般的に独占的行動を禁止し資本の再編中を防止するためには制限会社だけでなく一般的な独占責任を目的とする法規が必要であり、この目的のために独占禁止法(私的独占の禁止および公正取引の確保に関する法律)が第九十二條台に提出され、廿二年三月卅一日閣院を通過した、この独占禁止法と証券保有制限令とが併せて財閥形成は不可能なことになり進行中の既成財閥の解体とともに今後日本経済に財閥色を減らすことが許されなくなつた

かくて財閥解体に伴う企業再編成は経済民主化の線に沿うことを原則としてゐるがその民主化の方式が問題となつてくる、自由経済的方式をとるか計画的経済的方式をとるか、すなわち企業再編中の独占を排して自由公正な競争を主とする米國的方式を採るか企業再編中の独占を必然とし社会化ないし公益を重視して蒸餾産業を國有とする英國的方式を採るか

かといふことであるが、要するに目的は経済民主化の達成にかんにあるのでいづれを採るかは今後の再編経済の重大課題となつた

【五大財閥の機構】 五大財閥の機構を簡潔に記すこととする

【三井本社】 (資本金四億円) 三井十一家が全株式の大割四分を所有、この十一家で三井同族會議を組織して本社ならびに傘下各社の重要事項を決定し完全な支配権を握つてゐた、直系会社に対する同族持株率は次の通り

三井物産	西三井不動産	100.0
同 鉄山	同 船船	100.0
同 信託	同 豊林	100.0
同 生命	同 造船	100.0
同 化学	同 同業工業	100.0

他に准直系会社として三井高砂、日本製粉、大正海上、熱帯産物、三井工業、東洋棉花、東洋レーヨン、三井製鋼、三井油桶化学、三井木船運送、三井木材工業、東洋洋行の十二社、この子会社とその關係会社を加え三井財閥の傘下にある会社は計百七十三社に達する

【三井製糖】 (資本金二億四千万円) 岩崎二家が株式の四割二分を所有し同社の機構を握つてゐる、直系会社に対する同族持株率は

は次の通り

三井製糖	三井信託	100.0
同 倉庫	同 地所	100.0
同 西車	同 石油	100.0
同 鉄業	同 同化工業	100.0
同 銀行	同 製鋼	100.0
同 電機	同 製糖	100.0

その他關係会社を加え七十八社を支配し、さらに岩崎家當主親會社として三井製紙、東山製糖、同産業などがあつた

【住友本社】 (資本金三億円) 住友吉左衛門男が八割強を持ち、住友同族所有は結局八割三分三厘、残りも住友銀行、同信託などの名義株だから名義ともに住友本家は住友家独占である、直系会社に対する本社持株率を示すこととする

住友製糖	住友銀行	100.0
同 金業	同 信託	100.0
同 同業工業	同 生命	100.0
同 同化工業	同 倉庫	100.0
同 同信工業	同 同土地工業	100.0
同 同機械工業	同 同化工材工業	100.0
同 同高州金業	同 同海上火災	100.0
同 同朝鮮金業	同 日本板硝子	100.0
同 同電力	同 安東製鋼	100.0
同 アルミニウム製鋼	同 同製糖	100.0



右のほか関係会社を合せ計百二社に達する  
**安田保壽社** (合名会社) 資本金三千万  
 (四) 安田同族十名の出資で固め外部資本は無く完全な安田同族会社である、團案会社に対する同族株率を示す次の通り

- 安田銀行 〇% 東洋汽船 〇%
  - 同 火災 〇% 高麗製鉄 〇%
  - 同 倉庫 〇% 安田信託 〇%
  - 帝國織維 〇% 安田興業 〇%
  - 日本紙業 〇% 康徳不動産 〇%
  - 東京建物 〇% 日本動産火災 〇%
  - 日本光機 〇% 帝國ヒストン 〇%
  - 東洋内務 〇% 東北製鋼 〇%
  - 大垣共立銀行 〇% 中國鐵道 〇%
  - 四國銀行 〇% 安田生命 〇%
- 他に関係会社五十七社を有し計百二社を率下に収めてゐる

【富士産業】 旧中島飛行機(資本金五千万円)文字通り中島一族のみの出資である、前記四社と比較すると著しく行き方を異にしているが、戦時中にけたその事業的支障は相当大きい、当社自身の資本増加の程度は極めて少ないが、命令融資で賄つた同社の生産設備の拡張とそれに伴う協力関係会社によつて増強された会社は六十七社に及ぶ、子会社に対する本社株率は次の通り

中島航空 〇% 増田機機 〇%  
 福名航空 〇% 中島機機 〇%  
 大宮航空 〇% 桐生製氷 〇%  
 熊谷航空 〇% 千歳山 〇%  
 太田興業 〇% 中七木棉 〇%

このほか三機航空、米沢航空なども密接な協力関係にある、しかし既成財閥に見られるような明確な系列のないのが特徴である

【財界の公職追放】 財閥解体を「人」の面から促進するものに財界追放がある、廿二年一月四日の公職に関する政令禁止、退職等に関する勅令により財界については、金龍界の競争相争は徹底的に追放されることになった、すなわちG項の判定基準により追放に該当する者で制限会社などの主要公職(取締役以上)にある者は当然追放され一切の公職につけられない、普通公職(監査役など)にある者は資格審査を受け該当者はその職に留まる限り追放されない、しかも公職追放は該当者のみでなく三親等まで及ぶことになつてゐる、また追放者はその会社などにも出資し、連絡したり利益の供與も出来ないことになった、このため表面では引退していても實際の勢力として、あるいは肉親を身代りに立てることなどによつて、その会社を操縦することは出来なくなつた

この追放令の及ぶ範囲は廣大で有力会社などでは戦時中にくらべると役員の変更を文字

通り一新せざるを得ない、年齢の上から鬼ても若らざるを得ない、新重層の構成は大体常態的に序列通りに昇格しているがこの激変期に処するため新人抜擢も少くない

【財閥家族指定】 持株会社整理委員会は廿二年二月廿七日回委協開会を開き三井、岩崎、住友、安田、淺野、大倉、野村、中島、古河、鮎川などの財閥姓を名乗る次の五十六名を財閥家族として指定するよう内閣総理大臣に上申することに決定した、この指定は財閥解体が機轉から人的方面にその範圍が拡大されたものとして注目される、これら財閥家族の資産の管理運用と一般公開に關しては持株会社に関する場合と同様であり五十六名の保有有價証券は十一億六千五百万円(拂込額)に達するものと見込まれた

【三井家】 高公、高長、高次、高修、高養、高周、高剛、高規、高壽、高光(相研心)【岩崎家】 久彌、忠雄、彦彌、隆彌、國彌、孝子、樹子、勝太郎、康彌、八柳【住友家】 吉左衛門、元天、義雄、寛一【安田家】 一、朝雄、善五郎、新、順子、善彌、孝一郎、善太郎、良吉、善八郎【淺野家】 經一郎、良三、八郎、善雄【大倉家】 嘉七郎、久米、嘉一郎、嘉雄【野村家】 文英、昭三、昭三、元五郎【中島家】 知久平、嘉代一、門吉、乙未平、忠平【古河家】 從綱、中山米吉【鮎川家】 義介

### 賠償 對日賠償の方針

日本に対する賠償は廿年九月廿日米國政府當局より發表せられた降伏後の日本に關する全般的政策の第四節賠償に於いて「日本の侵略の賠償は日本の保持する領域外に位置する日本の財産の委譲ならびに平和的の日本経済ないし占領軍に關する補給として必要でない物資、現存資本設備および施設の委譲によつて行われる」と規定されてゐる(本年十一月廿一日一七頁、一七二頁參照)この原則に従い賠償委員米國代表ポレー氏は廿年十一月十五日賠償能力調査のため發日して對日賠償の根本方針を左の通り發表した

(一) 日本の賠償の最低限度を維持するに必要でないすべてのものを取り除く、最低限度とは日本が侵略した諸國の生活水準よりも高くないこと(二) 軍需生産に役立つ機械、器具はすべて除去または破壊される、もしこの除去した機械、器具が賠償受納の権利ある諸國に使途があればこれら諸國にこれを與える(三) 賠償取立の対象とならざるものについては賠償に先立ち二つの方法でまずこれを試験する、第一は占領費、第二は日本の必須の輸入を行うに當りその代金として必要な総額に相當する總額

輸出をせず日本に賦課する、以て輸入とは日本國民の生活維持に必要なものと連合軍司令部が認めたもの、以上の通り米國および連合國の賠償取立政策の本来の目的は日本の生活から軍國主義のあらゆる形跡を根絶することにある

### マ元帥賠償指令

マッカーサー元帥は廿一年一月廿日頃況な範圍にわたる指令を發し約四百の日本航空機工場、海軍工廠および軍需物資指定所が賠償用として売却されるため連合軍最高司令部に授けられることを命じた(航空機並に部品工場二百六十五、海軍工廠廿三、同支隊十、陸軍工廠廿六、研究所廿、總數三百九十四)◇さらに八月廿四日第二段の指令として産業八部門(工作機械、製鉄所、火力發電、輸水、ソーダ、塩業およびカセイソーダ、造船、礦業、民間兵器工場など)五百五工場に対し保全管理の指令を發した、この指令は極東委員會によつて承認された賠償の目標および工場選択の標準に基づくものである◇九月廿五日人進石油および人造ゴムの二工場が指定された◇十月廿二日には賠償充當用として選択した民間兵器工場より時計工場廿九が削除され時計工場が保存されることになった、このほか過度の取立をうけたまたは機械や施設の移動が不可能なものおよび極東委員會で定めら

### 對日中間賠償のホ氏案と極東委員會案

マッカーサー總司令部は三千にのぼる日本産業の総目録を廿年十二月一日ポレー氏に提出したが、十二月七日米軍總司令部からポレー氏の對日賠償指定中間案が發表された、その後極東委員會ではこのポレー氏案にもとずき具體的協議の結果廿一年八月廿五日極東委員會の對日賠償中間案を發表した、ポレー案、極東委員會案、ならびにマッカーサー元帥の賠償指令工數と現有設備能力を表にすると次の通り

かくして賠償工場として指定を受けた工數は廿一年九月間で千六工場となつた、その内訳は航空機三七二、軍需工場および研究所二一九、造船工場二五、民間兵器工場二七三、工作機械工場九〇、鉄鋼工場三三、硫酸工場二四、ソーダ灰工場一、カセイソーダ工場一八、火力發電所二〇、輸水工場三三である







### ホ氏案とわが産業界

ホーレー氏の対日賠償最終報告がもし実施されると、わが産業界の各方面にどんな影響を興えるか、これを日本産業界協会の調査によつて各部門別に見ると、鉄道車台がわが國の保有する機関車の十五パーセント、貨車の廿七、八パーセントを取り去られ、製造能力としては機関車の八十パーセント近く、客車の六十パーセント、貨車の五十パーセントの施設が撤去されることになる。保有量から見るとこれは昭和五年頃の狀態に相当する。海運の船舶の撤去によつて海船の建造が制約される。海運人口五千万人に過ぎなかつた大正三、五年当時の保有量に相当することになるが、昭和四、五年頃の四百五十万は必要とされている。繊維工業は日本人の最低消費量は綿製品一人当り七ポンド（昭和五年）とすれば、人口八千万人で総消費量は五億六千万ポンドとなる。これに要する紡績機は三百萬台で不足であり、とくに綿製品の約半分は棉花輸入代金支拂いのために輸出しなければならぬ事情を考慮すると國內一人当り消費量は昭和五年よりもっと言に圧縮される。鉄鋼（一）圧延鋼材許容量百五十万ポンドは昭和二年の狀態である。現在の人口に即して二人当り十五ポンドとなり、これは大正四、五年当時の消費量である（昭和五、六年は一人当り消費量四十ポンド）。鉄鋼五十万ポンドは大正六年の生産量であり、鉄鋼輸入百万ポンドは大正

十年ごろの狀態である（二）鉄鋼のワグが五十万ポンドに制限されると副産品としてのタールなど中間物の生産量へ影響し、医薬品、甘味料などの供給に影響する（四）圧延機械設備は現在六百廿万ポンドと推定されるから六百廿万の設備を取り去られると廿万ポンドになる。ソノダ工業は今回の案によれば協定委員の案によつてソノダ灰六十三万ポンドが許されていたのが半分の卅万ポンドとなつた。タール工業は全部撤去されるから医薬品、染料、ペークライト、甘味料など民生物資に影響する。タールの処理、医薬品、染料、セルロイド、電機、鉄工業用薬品などの生産のために約五万ポンドの設備があるが、これが一万二千五百ポンドに削減されると、セルロイドは現有能力は年一百万、工業は八社、消費量は年一百万ポンドである。今回の案が実施されると玩具、糊、ブラシなどの家庭用品、見込品生産工業に影響がおよぶ。とくに中小工業、家内工業へ影響する。自動車工業は車輦のみではなく、炭車、鉄道、車輦、農村用、機械用、農業用機械などに対しての廣汎な用途をもつているが、これが撤去されるとことになる。人造石油は硫酸製造に轉用するために数個の旧人造石油工業の施設の一部は是非必要とされ、また低濃硫酸工業の設備はコークス、コーライト、木炭など燃料不足を補う意味で残存設備が必だたせられていたが、硫酸製造に必要なら五工廠の一部施設を撤去せざるを得ない。

### 賠償と極東委員会

日本の賠償取立の根本方針は極東委員会に正式に決定される。賠償委員の報告書は一つの提案で各國の討議を得て成立すれば極東委員会が最終的に正式に決定することになる。また連合國の対日賠償政策の決定的方式は確立されていない。このため賠償の実施をめぐつていろいろ困難な問題を投げかけているが、これは賠償額と各國への割当を決める専門機關の設置について廿二年三月以來極東委員会内の意見が完全に一致しないためだといわれる。極東委員会は廿二年三月賠償委員会を設置したが右の基本問題については議論白出し一貫した恒久的政策はついに成立しなかつた。そこで四月米國はもとより強力で連合國対日賠償政策委員会の創設を提議したが、極東委員会は（一）賠償委員会の存続（二）米國提案の線に沿う準独立的な新機關の設置（三）全賠償問題を極東委員会の手に一任する（四）三案を前にして意見が対立した案をとりやめ、また賠償額を日本内地所存のものに限るか、終戦前の日本帝國に存在したすべての日本財産に及ぶかといふ点でもまた決定してゐない。

### 中小企業

戦時中における中小企業は戦時体制強化のために行われた企業整備によつて約六割が倒産のやむなきに至つた。そのうえ空襲による罹災者は企業の大部分が都市に集中していたのでその被害は相当甚大と想像されるが、倒産が複雑、零細であり、また業者団体にも罹災したもの少なくなく、しかも戦後の混乱はつゞき復旧も容易に捗らないため業界の實態を把握する處にまで達しない。したがつて資料蒐集も著しく困難を極め正確な数字的基礎も確むことが出来ない状態である。被害者の調査についても所によつては調査不能であるが、商工組合中央会廿一年度の調査のうちすでに判明した分では罹災率は福井縣の七四、三、石川縣の七〇、三、靜岡縣の六六、三の順であり、東京、大阪、神奈川、關西等は八、九割程度と推測されている。このように中小企業の徹底的打撃にも拘らず戦後経済の再建は大企業の本體あるいは独占禁止法制定への動きとともに日本産業界の基礎として中小企業の占める地位を高く評価せねばならぬ。

### 中小工業対策

戦時中における中小企業は戦時体制強化のために行われた企業整備によつて約六割が倒産のやむなきに至つた。そのうえ空襲による罹災者は企業の大部分が都市に集中していたのでその被害は相当甚大と想像されるが、倒産が複雑、零細であり、また業者団体にも罹災したもの少なくなく、しかも戦後の混乱はつゞき復旧も容易に捗らないため業界の實態を把握する處にまで達しない。したがつて資料蒐集も著しく困難を極め正確な数字的基礎も確むことが出来ない状態である。被害者の調査についても所によつては調査不能であるが、商工組合中央会廿一年度の調査のうちすでに判明した分では罹災率は福井縣の七四、三、石川縣の七〇、三、靜岡縣の六六、三の順であり、東京、大阪、神奈川、關西等は八、九割程度と推測されている。このように中小企業の徹底的打撃にも拘らず戦後経済の再建は大企業の本體あるいは独占禁止法制定への動きとともに日本産業界の基礎として中小企業の占める地位を高く評価せねばならぬ。

### 中小工業対策

戦時中における中小企業は戦時体制強化のために行われた企業整備によつて約六割が倒産のやむなきに至つた。そのうえ空襲による罹災者は企業の大部分が都市に集中していたのでその被害は相当甚大と想像されるが、倒産が複雑、零細であり、また業者団体にも罹災したもの少なくなく、しかも戦後の混乱はつゞき復旧も容易に捗らないため業界の實態を把握する處にまで達しない。したがつて資料蒐集も著しく困難を極め正確な数字的基礎も確むことが出来ない状態である。被害者の調査についても所によつては調査不能であるが、商工組合中央会廿一年度の調査のうちすでに判明した分では罹災率は福井縣の七四、三、石川縣の七〇、三、靜岡縣の六六、三の順であり、東京、大阪、神奈川、關西等は八、九割程度と推測されている。このように中小企業の徹底的打撃にも拘らず戦後経済の再建は大企業の本體あるいは独占禁止法制定への動きとともに日本産業界の基礎として中小企業の占める地位を高く評価せねばならぬ。

### 業界の実態

人口構成上の地位を合理化し、日本経済の特質である生産品の多様性、消費財生産の大量生産、消費者住宅形式の平面性、流通貿易形態からくる生産、消費面間の距離の隔絶等によりわが中小企業者の多数存在は必然的であるが半失業者のプール化とせぬと今後の商業は小規模による大経営組織としての自由連鎖店の活用を促進する。このため多数の小規模業者が組織的に大規模仕入を行う、自由連鎖店は単に共同仕入に限定し他の経営方針は各店舗の自由とする、共同廣告、共同商号を用いるもの、また店舗施設等までの共通化等消費組合に対しては消費者の利便の点から配給機關の二形態とみる。西園道海および信用の確立等である。

### 中小工業対策

戦時中における中小企業は戦時体制強化のために行われた企業整備によつて約六割が倒産のやむなきに至つた。そのうえ空襲による罹災者は企業の大部分が都市に集中していたのでその被害は相当甚大と想像されるが、倒産が複雑、零細であり、また業者団体にも罹災したもの少なくなく、しかも戦後の混乱はつゞき復旧も容易に捗らないため業界の實態を把握する處にまで達しない。したがつて資料蒐集も著しく困難を極め正確な数字的基礎も確むことが出来ない状態である。被害者の調査についても所によつては調査不能であるが、商工組合中央会廿一年度の調査のうちすでに判明した分では罹災率は福井縣の七四、三、石川縣の七〇、三、靜岡縣の六六、三の順であり、東京、大阪、神奈川、關西等は八、九割程度と推測されている。このように中小企業の徹底的打撃にも拘らず戦後経済の再建は大企業の本體あるいは独占禁止法制定への動きとともに日本産業界の基礎として中小企業の占める地位を高く評価せねばならぬ。



てインフレ進行の波に乗る者も増加した、しかし工業部門は工業法の適用と原料材料あるいは資金難により生産設備の急速な増加はみられず、商業部門は一部の重要統制品の正當ルートによる出廻り不振は戦時前並みの優先的復業を許すまでに至らぬので反し、いわゆる需物資に依存する事業者はむしろ商業部門において相当増加した、これは中小再生産過程に入つた廿一年下半年以後特に顕著であつてインフレ高進により物價騰貴を利した新田成金属の一部を形成するに至つたが、専ら供給統制品に依存している業者は逆に経営難が漸く深刻となる等々対蹙的な現象を示した、なお具体的に業界の実態を代表的な中小企業の数種についてみる。

工業部門

自轉車 國內必需品としてまた見取り品として急増増産の必要がありながら鋼材、石灰、塗料の不足で生産は低調、の低すぎることを感流れの懸念もあり、一方製鋼関係の軍需大会社の一部が自轉車工場に轉換し中小業者を脅威しつつある▽石炭 石炭、電力、動植物油、苛性ソーダの不足特に油類のストックは二十一年一はいと見込まれ、生産は人口七千五百万人として一人三ヶ月に一個の割合で回復は容易でない▽ラジオ 鋼管、鉄索鋼板、石灰不足で戦前の月産十万台に比し三分の一以下に低減マコ

△燃料、副資材、石灰、配合薬劑が足りず戦前の三割程度の生産状態であるが生ゴムは輸入が廿二年度から許されて生産は軌道に乗つてきた▽医薬品 非統制品が市場に出廻り必需品統制品は所製量の二割で原因は原料としての硫酸、塩の不足にありストックも少く操業状態は約半分▽織物 絹関係は生糸の安くて輸出されるため、また人絹、スフも原糸の生産が極めて不振なため全国的に絹、人絹の織布、染色、加工、整理工場は再開の域に達せず、毛織関係は大企業に集中され、一部の業者が無織糸による操業を行つてゐる程度である、ただ米絹の輸入で補綴布工場は漸く活況を呈してきたが大体織機二百台以上を有する中小企業をうるおしたに過ぎない▽硝子 製造、食器を中心復活をみつゝあるが石灰と熟練工の不足が著しく本格的操業までは至らぬ

商業部門

鐵道関係 生産部門は見返り品中心に復元を急いでいるがそれとてなかなか歩々しくない、まして國內向生産は全く杜絶に等しい状態であり、したがつて配給部門には即時需物資と軍用品の放出によつて僅かな配給を相当した程度でそれも廿一年後半期からは被災者引揚費用以外は皆無に近く統制組合員は全く休業状態にある、一方自由市場では自由價格をもつて賣買されアウトサイダーの巨利を占める者も少くないといふ

肩がみられた▽化学工業部門 全般に生産が向上しない限り配給部門の立直りがみられぬのはこの部門も同様である、ただゴム被服類は概して需要を帯びてきたのは注目される▽機械金属 需物資材の放出で廿一年上半期は相当活況を呈し、いわゆる需物資の生産品が市場に溢れたのであるが、多くは需物資のため統制品へは出廻らず自由價格で買される部面が多いのが実情である、またミシンの販賣検査は戦前の数倍に達した、その他厚板、鉄鋼その他の金属製品、建築金物等が比較的多く出廻つた方であるが概ね正規のルートに乗らずヤミ商人を肥らすばかりで組合業者の業績は著しく改善されるに至らなかつた

そして二十二年初期からさらに深まつた生産設備に入るとともにインフレ進行策から手放政策へ切替えが行われ重点産業へ生産を集中されれば中小企業のうち特に不慮部門の経営難は資金、資材難から事業の閉鎖、人員整理の問題も起るものとして注目されるに至つた、全般的にみて中小企業の戦後一年半の経過は戦後の混乱状態から脱し切れず、徒らに不正ルートによるヤミ業者の跳梁を許すばかりであり、業界の有機組織力としての協同組合の結成も殆んど進行するに至らず、要するに中小企業の再建は基礎産業部門の復旧を前提とするものであつた

貿易

昭和廿一年度貿易の特徴は廿九年九月廿四日聯合軍總司令部指令第七節「本司令部の事務の承継なくしては如何なる物品なれし商品の輸出入も許可されざる」とが示してゐる通り聯合軍總司令部の管理のもとに行われたとらうであつた、このため貿易は個々の業者の自由取引は全く許されず日本経済を維持するために必要な最低の物資を輸入すること、この輸入に対する見取り輸出が總司令部外國貿易部の許可のもとに外國貿易部と日本政府との間に行われた、日本政府では實際の運営上廿一年四月四日總司令部の許可を受けて貿易部を設立し、これに当りせることとした、しかし貿易部は一々の商運について実務をこなすには困難であるから、輸出入とも貿易部のもとに各商運ごとに代行機関を従前の貿易業者によつて組織し、輸出入商品の検査、保管、受渡などの実務を代行させるとし、廿一年度内に輸入では日本絹糸輸出組合など卅四、輸入では日本棉花輸入協会など卅九の代行機関が整備された、また廿年十月の覚書により輸入申請の基礎が明かになり續いて廿一年三月には輸出手続に関する詳細な覚書が発表され、占領下における貿易はよりや

く軌道に乗りに出た、なお廿二年一月に至り政府は貿易部を廃止して貿易公社(仮称)を新設し、貿易部の業務と民間組織の輸出入代行機関の業務をこれに移し、計圖から実務の一切を政府で処理する案をたて國營貿易の強化をはかつてゐる、しかし廿二年八月以來兩方諸國から通商使節團が視察として來朝してゐること、あるいは廿二年一月二日の對外商船通信の許可などの事實は自由貿易時代の近いことを示すものである

輸出入の実績

【輸出入の実績】 廿一年度貿易実績を廿一年十二月十二日總司令部から発表したが取崩し來廿一年十一月末までの輸出入実績によると(取崩後廿一年十二月末までの輸出入は極めて少ないので廿一年一月以來の実績と見て差支ない)相手國別には輸出入とも米國が圧倒的に多く、支那軍需以來田ブロックの形成によつて第一位を占めて來た滿洲國貿易が取崩によつて終末をつけ、戦前の對米貿易中心に再轉換したわけである、また輸出入共に米國に對してのみ輸入超過で、他國に對してはすべて輸出超過になつており、總計では四億近い出超となつてゐるが、この金額は政府の買却價格未決定のものもあり、棉花のよりに現実に輸入されても輸入代金の決済は見

返りとして輸出される製品で支拂われるため未決済の安易なものもあるもので、この発表はむしろ実態とは逆を現わしてあり現実に見返り輸出不振のため、輸入資金の不足が俾えられてゐる、現に廿二年二月十三日の貿易部発表によれば米、糖では廿一年中の入額は概算一億八千万になつてゐる

▽輸入 品目別に見ると、食糧を第一とし石油、炭、肥料がこれに次いでゐるが、いずれも國民経済を破壊から救ふ最小限度のものに限られてゐる【食糧】 一月下旬小麦二千米を積んでマニラから第一船が到着して以來小麦(四十二万二千米)、小麦粉(十萬四千米)、カン詰(十六萬二千米)など食糧の総輸入は十八億二千万円に上り、しかもその九九が米で米國からで、廿一年の食糧危機突破はこの輸入に負うところが大きかつた【石油】 食糧に次いで大量に輸入されたものは石油で二億四千万円に達しそのうち約半分が油船用であつた【肥料】 食糧自給のための肥料が輸入品目の第三位にあることは總司令部の輸入許可方針をはつきり示してゐるといえる【棉花】 廿一年六月四日米國から到着したのを最初に六十四萬九千俵輸入され、金額にすればおそらく食糧について大額のものであつたが、代金は未定である、その決済は要



品を輸出して獲得せられる外貨資金によつて決着されるはずで輸入棉花の約六割が買付化して輸出され、輸入棉花の約三割の買付化したものが棉花の輸入代金支拂に当てられ他の三割が一般輸入物資の見取り品となる、そして残り四割が国内消費に当られる予定である、輸出の生面が棉花の半分十三億円を占め、その他は小額ずつ各種のものが輸出されたが、そのほとんどは臨時中のストックを主として相手國の要求に基いて輸出したもので、日本側の積極的輸出許可申請によつて輸出されたものは尠くわずかである、ことに見取り品として期待された雜貨は臨時中に進歩がおくれたため價格、品質の面で世界市場の需要に應じ得なくなつており見取り輸出貿易の前途に懸念を投げかけている【生糸】約八万二千俵輸出されたが、取崩時に約六万四千俵ストックされていたので、大部分はストックの輸出と見られる、廿一年度新製生糸輸出量は六万三千五百卅八俵と予定せられていたが、年内十三万俵輸出という計画は相違して居る様子である、その上米國におけるナイロンの需要のために賣行不振で市場價格も漸次下落しており、廿一年度は輸出の大半を占めることが出来たが、將來は相当懸念されている【銅製品】見取り輸出品として大きく期待されたが、廿一年度は極めて少く銅雜物として

四百五十三万円を朝鮮向に輸出したただけであつた、原棉の輸入が順調に行われたにもかかわらず各種の事情に妨げられて、予定どおりの生面が上らなかつたことに基因する  
 相手國別輸出入實額表(通土貨幣表)  
 (昭和廿一年八月十五日—廿一年十一月末、單位千円、括弧内は輸出入各總額中に占める百分率)  
 【輸出】  
 米 國 一八六、〇〇〇(七)  
 朝鮮 一〇〇、〇〇〇(一)  
 中 國 六〇、〇〇〇(〇)  
 香港 五〇、〇〇〇(〇)  
 英 國 三〇、〇〇〇(〇)  
 蘇 州 二〇、〇〇〇(〇)  
 總 計 三〇六、〇〇〇  
 【輸入】  
 米 國 二二六、〇〇〇(七)  
 中 國 一〇〇、〇〇〇(〇)  
 北アフリカ 三三、〇〇〇(〇)  
 朝鮮 五、〇〇〇(〇)  
 香港 四、〇〇〇(〇)  
 總 計 三六八、〇〇〇  
 【貿易資金と金融】 貿易協定が輸出入品の買上げ買却の操作を行う貿易資金は買

易協定の際にとりあえず爲替交易調整特別会計から五千万円を受入れて基金とし、それ以上必要な場合は大蔵省預金部から借入れることにしたが、さらに第九十臨時議會で貿易資金特別会計法が通過し貿易協定は五十億円を限度とする借入金運用することが出来るようになった、また輸出貿易生産者や輸出入代行機關などの金融については政府は廿二年九月一日から貿易手形を確保することとし、輸出前資金などは貿易協定の保証を受け九所購スタンプ手形により市中銀行から割引を受けることとし、割引銀行はこの手形を担保として普通預金利率一割四厘に對し二割一厘の低率で日本銀行から借入れられることとしたが實際にはあまり利用されなかつた  
 【比島と貿易協定】 連合軍總司令部の協定によつて日本とフィリピン共和國との間に貿易協定が成立することとなり、廿二年三月十日總司令部で經濟科學部ロバート氏立会の下に日本代表として永井貿易局長官が協定書に署名した、協定の主要内容は從來兩國間の貿易はすべて米國商會社を仲介として行われていたが、自後は直接相互の計画によりニューヨークでドル貨で決済すること、およびフィリピン共和國は日本に對して買戻を月百五十、輸出することを定めたものとみられる、この貿易協定は取崩以來わが國と極東諸國間に締結された最初のものである

### 輸送

#### 國鉄の一年

輸送の混乱と資材の逼迫とたないながら買入への苦難の歩みを踏けて来たのが廿一年中における國鉄の一年であつた、不安定な經濟事情と物價高騰は輸送の増加を招き、資金は財政上大きな制約を受け、基礎資材の生産不振とともに復舊資材の入手は極度に困難となつた、この結果四月から新製工事を中止して、専ら復旧の方向に努力を馳せたが旅客、貨物ともに國民の輸送要請に應じ得ず、未曾有の混乱の騷擾であつた  
 旅客輸送では食糧不足による買出旅行、疎開による旅行需要、特に大都市を中心とした定期通勤者の激増は復旧と外地引揚者の輸送も加わり難航による客車、電車の大量喪失と臨時中の過使による破損車輸出と修理困難な實情に伴つて、列車は文字通り殺人的な遅延を呈した、この状態を打開するには客車、電車の絶対数を増強するほか根本対策がないので、十二月中旬から客車、電車約五百輛を新造し、破損車の修理を急ぐと共に近距離輸送には客車の動員を行つたが、一方に石炭不足のため列車運轉回数を極度にきりつめざるを得ない事情に遭遇して、混雑緩和は實現出来なかつた、このためこの一年の旅客輸送人

#### 國鉄車輛事情

國鉄輸送能力の障害は石炭不足によることに被災による車輛の損失の回復が順調に進まず、車輛の絶対数が不足であつたこと、若手車の増加、貨物輸送にあつては運用効率の低下、また機関車にあつては戦時中の無理な設計と技術の低下、石炭の不良のため故障率が高つたこと等が大きな原因であつた  
 車輛工場が生産能力は被災前後において第一表の通りで大きな低下を示していないに拘らず廿一年四月—十一月間の新造車は第二表の通りで被災車輛の二割乃至五割程度にしか達しなかつた、これは臨時中貨車重点主義を採つて来たためと、大工の不足、ペンキ不足等が一つの大きな原因となつて他車輛への新造轉換が意のままに出来なかつたことにある  
 第一表 被災前後の車輛生産能力

旅客車	一、四〇〇	一、四〇〇
貨車	一、四〇〇	一、四〇〇
機関車	一、四〇〇	一、四〇〇
電車	一、四〇〇	一、四〇〇

#### 時刻改正六回に及ぶ

石炭事情の變化に輸送混乱のため國鉄は廿一年中に六回の時刻改正を行つた、廿一年十一月廿日と十二月十五日の二回にわたる時刻改正で列車の大削減を行つたのだが、その後石炭事情の好轉で廿二年二月一日から第一回の時刻改正を行い混雑緩和を行い、続いて二月廿五日、五月一日と二回の改正で旅客列車では前年十一月大削減を行つた改正前と殆んど同程度に、貨物ではその三分の二にまで削減した、しかし年末に近ずいて石炭事情はまたも悪化したため、十一月十日から旅客列車を四万五千、削減し、旅客数にして二月月約百万人の乗車制限を伴う時刻改正を実施した、これにより東海五本、山陽六本、東北、信越等の重要幹線各二、三本が削減され、列車等は原則として自由発賣を停止し、主要線では乗車指定を行うことになり、また小荷物約三割削減された  
 年末となつて石炭事情はさらに悪化した



め十二月廿日と廿六日の二回繰りて時刻改正を行つた、この結果廿日の時刻改正で旅客列車は走行キロ三割五分程度減で十六万、となり終期当時より十萬、減、大正六、七年頃のキロ数と同程度となつた、貨物列車は大体一割三分位の削減で廿五日までは十七萬、を維持したが廿五日以後は十五萬、となつた、廿六日からは通勤列車も約三割減となり、学生定期は使用禁止され、普通旅客は四割が制限された

國鉄運賃値上げ

國鉄運賃は廿二年三月一日より旅客運賃三割二十、まで一、あたり九・五錢、二十一、百五十、十錢、百五十一、一千二百、七・五錢、千二百一、以上七錢、最低運賃は粉共大人三割五十錢、小人三十錢、二等一円五十錢、小人八十錢になつた、定期運賃は普通運賃なみに値上となつたが、三等普通定期は二十、まで九・五錢、二十一、百五十、は十錢の前記普通旅客基本賃率に準ずる程および乗車回数(一ヶ月六十回と計算する)を乗し、さらに期間割引率(一ヶ月五割、三ヶ月六割、六ヶ月六・五割)を乗すればよい、なお特殊定

期は普通定期に比べて期間割引率が一ヶ月七割、三ヶ月七・三割、六ヶ月七・六割となつた、手小荷物関係は手荷物一個の託送料金六円、配達料二円、保費料は手小荷物とも一個一円一円、一時預品一個五十錢となつた、大阪駅を中心とした主要駅までの三等改正運賃は次の通りとなつた(括弧内は値上り前運賃、単位は円) 【上り方面】京都四・三(三・五)名古屋一八・(二四)東京四五(三六)福井二〇(一六) 【下り方面】神戸三・四(二・八)姫路九(七・五)岡山一七(一四)下関四(三五) これは終期後廿二年三月から二回目の値上げで、一、あたりの運賃は昭和十七年一錢五厘大毛が、十九年四月二錢五厘、廿二年三月の新運賃で九錢五厘(通行料とも)には上つた、なお現在のインフレ進展に對照して政府は廿二年特別会計予算(鉄道、通信)に關しても健全財政の方針から赤字によらず、これを鉄道運賃、通信料金の大幅値上げによつて賄ふことを決定し、鉄道特別会計に關しては収益勘定百九十九億二千四百円を計上されているが、これは廿二年三月一日の鉄道料金を基礎として七月一日から貨客ともに十五割の再値上を行う予定である

に、自營化の準備書を運輸大臣宛提出した、吉田内閣によつて發給した平運運輸大臣は徹底した海運民營化論者であつたため、この問題を一層可能ならしめる状態となつた、これに加えて六月十二日対日理事会が発表した日本商船運賃に關する件は、この海運民營化を原則的に容認したものでして、海運民營化促進を決定したものと、その結果海運民營化を元とする、政府の輸送計画その他統制のためCMMCを改組する等の事後海運運賃体系が海運協會の手になり、十一月実施目標が唱えられたが、軍需補償打ち切り、制限会社、賠償等の発表等々に起つた重大案件のためうろたへた当局と業界は廿一年中の自營化実施を見送つてしまつた、海運協會による完全民營化要求の貫徹等も大きくひびいて、その結果海運協會が成立したものであつた

小運送概況

小運送の廿一年中の現状は小運送業者三二七千人(内職業者八〇千人、兼業一四七千人)で、従業員数は二五二千人に達し、石炭不足等によつて國鉄輸送等が麻痺状態に陥つたうちにも營々として業務を続け、終戦以來一年間に一四一、〇九三、〇の輸送力を示したしかしその中心をなすものは荷馬牛馬車で、業者数でも馬車、兼業を合せて二〇五千人あり、全業者の約九割を占めるが、牛馬飼料が極度に騰貴のため、この方面で騰率をはばまれ、廿一年中の小運送業者の主要問題の一つであつた

次に貨物自動車は實在数六七、七一八台でこのうち整備車五三、八六四台、実働車四一、九九一台で実働車の實在車に對する比率は六二割に過ぎなかつた、この原因は原燃するに部分品、燃料の不足を示すものである、また貨物自動車生産台数は終戦以降わずかに九、三四四台であつたが、廿一年八月一十月の三ヶ月間の成績は三、七三二となつて生産高の向上を示した

海運界の一年

海運界を目標して廿二年二月頃から海運自營化復元の要求が露頭し五月下旬日本海運協會は同業界大手船中協会の正副的支拂の下

▽省管バスの再開——國鉄の代行線としての省管バスは戦時中から運休となつていた廿六編四十四区間四百卅一、の回復は地方民に歓迎されたので、配車対策をたて漸く廿年十一月から十和田線はしめ十七編廿三区間を復活、さらに廿二年七、八、九の三ヶ月間に十和田線、十和田南線、塩原線、諏訪線など四線七区間を復活した

▽鐵道司法警察制度整備(司法警察の項参照) △旅行傷害保險——日本交通公社では東京海上火災、日本火災海上の両保險会社と協約、廿二年一月一日から普通、定期乗車券用の旅行傷害保險をはじめた

が戦時中の非常措置として鐵道に依存していたのがそのまを続けられたためであつた、そのため鐵道輸送力に深刻負担を課すると同時に海上輸送力は運に余剰を生じて渡休船舶を多く出すという變態的狀態を呈したのであつた、廿年末からの石炭不足による鐵道輸送力の甚だしい低下は、この問題と關連して、鐵道貨物の海運還元という構想計画が實現したが、出資準備の好轉とともに強力に進行されるに至らなかつた、しかし廿一年中を通じての海運の不景と、鐵道石炭事情は、年末に至る頃及び再び海運事情がとりあげられ、鐵道は近距離輸送のみを行い、遠距離輸送は海上輸送をもつてすることの方針をたて、十二月に入つて、すでにその一部が實現されたが、船はあるが過剰は意外に少く、かつ季節的に航海が困難であつた等の原因で一ヶ月平均六十萬トンの海運輸送予想も、同月中は僅かに十一萬五千トンを過ぎず実績はあがらなかつた

保有船舶の増減状況

終戦後の海運復興は船舶の修理にありとして酒粕修理所、津浦船渠に一日廿四時間制を實施したが実績はあがらなかつた、その上、沿岸の海運作業者の懸命の努力を拂つたに拘らず、瀬戸内、北九州海面での賊艦事故が頻発して海難船が擱出した、そのため、廿



年九月から廿一年九月迄の損失(改訂)十七  
 三万四千餘、損傷十七萬八千餘、  
 余を出した、また従来の老朽船の船便による  
 普通海難船も多く、同期間に喪失廿四隻、二万  
 九千餘、損傷二百廿隻、廿一万六千餘、  
 余を出し、海難対策計は二百七十八隻、廿九  
 万七千餘に達した、このため海難対策の  
 就航船について見るに、戦時四十四、十九隻七  
 十八万九千餘に比し、廿一年九月十五日現在  
 で、なお五百廿三隻、九十二万四千餘という  
 状態、僅かな増加を示しているに過ぎない  
 船便回復力の不景は、戦時中は多量に  
 資材不足、労働力の不足が原因であったが、  
 時の進むに従い、軍需補償の打切りや賠償問  
 題等で海難対策の先行が不安定となつたこと、  
 漁村インフレを反映して漁船用小船の注文殺  
 到し、しかも運送代金が新田で支拂われる好  
 条件のため造船業者がこの方の運送に力を入  
 れたこと、工事の遅滞は、L、T、L、2A  
 等に似しく、これら大型船は当時の荷物の  
 不景と将来の見通し難から船主の投資不安定  
 がわきまわした事が原因となつていたのであ  
 った

▽新造船に許可制——臨時海難対策法  
 海難対策法は、九月末日限り失効とな  
 り、したがって海難対策令は自然消滅となつ  
 たので、海難対策法について臨時海難対策法  
 行運の二部を改正、廿一年十月一日附公布  
 即日施行した、これにより全船船および船主  
 ン散財を認める本船を運送する船主には運  
 輸大臣の許可を要することになった  
 △海難対策法を修正——太平洋戦争中米空  
 軍が本邦航空作戦で我が本土周辺に投下した  
 感震地雷は、一万箇に達し、殊に下関海峡には  
 約四千二百箇、瀬戸内海には約二千七百箇が  
 投下された、このため各種船舶の内海航行は  
 一時中断となつたが、閩門海峡はすでに廿一  
 年七月廿六日に掃海完了し、十月初めから閩  
 門港西口の航行制限が解除され、十六日には水  
 川丸(二万二千ト)が入港した、終戦以來一  
 万ト級船舶の入港は初めてであった、内海航  
 路も九月中に感震地雷の掃海が完了した  
 △定期航路の開始——遊休船の活用のため  
 と殺人的な陸上旅客輸送緩和のために船舶運  
 営会では廿一年五月からまず小樽、東京、阪  
 神間(函館、名古屋寄港)の定期航路を開始  
 し、既に同年末まで、室蘭、東京(函館  
 寄港)、室蘭、東京、阪神、小樽、新潟、小  
 樽、伏木、七尾の四航路を開航したが、阪神  
 一鹿児島間定期航路は廿一年十二月十日から就  
 航、待望の神戸、門司間定期航路は廿二年一  
 月廿五日大阪出港の開始、船主はさきを第  
 一船に開始した、そのほかの定期航路の新設  
 には郵船近海航路の三崎、高松間(十二月  
 十日開始)等があった  
 △伊豆列島航行許可——伊豆列島への航行は

終戦後運輸司令部の許可を必要とされて  
 いたが、廿一年三月廿六日附の運輸令により  
 により同島向けまたは同島発の日本船舶航行  
 は許可を要せず、自由航行が出来ることにな  
 った  
 △自海運へ——自海運は戦時中五  
 十、以上を第一種、以下を第二種、海運管理  
 と称して海運管理されていたが、船舶運管会  
 の予算関係から業務縮小が必となり、これを  
 海運管理から切り離し、自海運に復  
 歸させることになった、第二種海運船は廿一  
 年五月一日から第二種は六月一日から國書を  
 解除し、それぞれ業者に返還した  
 △郵船等制限会社指定——運輸司令部は  
 廿一年六月六日日本郵船、大阪商船、山下汽  
 船の三大海運会社とその子会社八十二社を制  
 限会社に指定した  
 △海運関係の補償打切り——軍需補償打切り  
 の海運関係は、約廿六、廿八億円と見積  
 られている、その影響については一方に海運  
 船もあるが、海運主要会社、廿社の資本金額  
 は八億八千五百万円、これは海運会社の九〇  
 〇を占めるのであり、内海、資本金は七億  
 六千万円であつて補償打切りにより損失を受  
 ける額は廿六億五千万円としても資本金の三  
 倍以上に達するので、その打撃がいかに深刻で  
 あるかがわかれる

通 信

【電報通運委員会の設置】電報通運委員の復  
 興と運営および電報通運施設の復旧と関係  
 する計画の調整を目的とし、またその復旧の補  
 給を目的とするため政府は通信大臣の諮問  
 機関として「電報通運委員会」を設け、廿一年  
 十月十九日附勅令をもつて同会暫行令を公布し  
 即日施行した  
 【郵便法改正】通信省では最近の経済  
 事情や社会情勢に伴い所管事項中改正を要す  
 るものも出来たので九十一臨時議会で  
 「郵便法改正法案」等を提出、別項の通り  
 郵便、郵報、通信等の諸料金を改正し一部制  
 度の変更を行ったほか、「郵便貯金法改正  
 法案」「簡易保険法改正法案」を提出、郵  
 便貯金は廿一年十一月一日、郵便年金、簡易  
 保険は十月一日それぞれ改正実施した  
 △郵便貯金法——郵便貯金一人の最高制限  
 額五千円、一度の積立最高額五十万円をそ  
 れぞれ一万円と二万円に引き上げた  
 △郵便年金——年金積立制額三千六百  
 円を六千円に引き上げた  
 △簡易保険法——保険金積立制額を  
 五千円に引き上げた  
 【郵便、簡易保険料金の上げ】郵便法に附屬し  
 て郵便料金の料金が次の通り上げられた

【小包郵便】小包郵便金は普通小包が  
 廿一年五月六日から従来の二、五〇銭が一  
 円五十銭に、四、五〇銭が二円五十銭  
 となつた、さらに廿二年四月一日から普通小  
 包二、五〇銭、四、五〇銭に、普通小包は二  
 〇、四〇銭、三〇、四〇銭となつた  
 【電報及び通話料】電報料金は廿一年  
 五月二日改正、十字(改又は五割)まで五十  
 銭が一円五十銭(廿二年四月一日から改六円  
 五割)五字(改又は一割)増すことになり  
 が五十銭(廿二年四月一日から改六円)とな  
 った、通話料も廿一年五月六日と廿二年四月一  
 日に改正を実施され大幅に値上げされた  
 【郵便貯金】廿一年七月廿五日改正実施  
 されたが、普通は五銭が十五銭に、書状は十  
 銭から卅銭に、速達は卅銭から一円(特別地  
 域は一円から三円)に、書留貯金は卅銭から一  
 円(廿二年四月一日から五円)に、郵便証は廿  
 二円(廿二年四月一日から五円)に、内容証明は紙  
 一枚につき廿銭から二円(一枚増すこと)に十  
 銭が一円)に、引受時刻証明は五十銭が二円  
 にそれぞれ値上げされた  
 さに廿二年四月一日から通常郵便は有封  
 書状二十、封書は二円二十銭、印刷書状四百  
 〇、封書は二円二十銭、郵便書状五十銭、封書  
 二円、封書は二円二十銭に、発行人寄出  
 の毎月三回以上発行の新聞は、毎冊十五銭

その他の新聞は、毎冊五十銭、要請印  
 刷物百頁を毎冊二円二十銭等にそれぞれ値上  
 げされた  
 【電報通運特別至急通話の新設と運賃料金の改  
 正】電報通運特別至急通話の新設と運賃料金の改  
 正に伴つて廿一年十二月廿一日現在迄が新設  
 された、区間は東京、大阪間で、金は十五円  
 均一、取扱電報に附えつけの運賃表に宛名、  
 着出人、用字を書き添付せば、写真電報と  
 同じにそのさまの身しを受信人に届けられる  
 【特別至急通話】廿一年五月六日通話料  
 の改正と同時に特別至急通話の制度が設けら  
 れた、従来の至急通話より優先的に通話が取  
 られる  
 【外国郵便】散財以來禁止されていた外国郵  
 便は廿一年九月十日からドイツを除く諸外国  
 への通信が許可された、ただし、官公署以外  
 から出すものは個人間の安全の理由とか個人  
 的性質の通信にのみ制限され、商業上または  
 財政上の通信は禁止されていた、外国郵便の  
 郵便料は廿二年一月三日から日本の外国郵  
 便の郵便が拡大され、手紙及び商業上の通信  
 も可能となつた、これは日本と諸外国との國  
 際貿易が結局個人間の貿易というものであつた  
 事象しよつと一歩を印するものであつた  
 【電報通話料の償還】電報通話料四十五万九  
 千、供出電話十二万三千のうち終戦以來廿一  
 年末までに三割五分の廿万餘が償還した